

一般災害対策

災害応急対策計画

一般災害対策 災害応急対策計画

第1章 応急活動体制	1
第1節 市の活動体制	2
第1 配備体制の確立	2
第2 職員の動員	8
第3 災害対策本部設置以前の活動	13
第4 災害対策本部体制	17
第2節 防災会議	36
第1 防災会議の招集	36
第3節 防災関係機関等との協力・連携	37
第2章 情報の収集・伝達	38
第1節 情報連絡体制の確保	39
第1 本市の情報通信体制	39
第2 通信の確保	40
第3 通信機器の点検及び応急復旧	40
第4 電気通信設備の利用	41
第5 防災行政無線（同報系、移動系）の通信統制	42
第6 非常通信の利用	42
第2節 情報の収集・伝達	43
第1 気象予警報等の収集・伝達	43
第2 被害状況等の調査・情報収集及び把握	49
第3 避難、生活支援、応急復旧の状況把握	53
第4 報告様式等	54
第5 県・国への報告	55
第3節 広報・広聴活動	57
第1 災害広報活動	58
第2 報道機関への情報提供等	61
第3 市民相談窓口の設置	62
第4節 災害相談の実施	64
第1 臨時災害相談所の開設	64
第2 臨時相談所の規模等	65
第3 相談業務の内容	65
第4 防災関係機関による災害相談	65

第3章 応援の要請	66
第1節 行政機関等への応援要請.....	67
第1 法律、協定に基づく応援協力の体系.....	67
第2 県等への応援要請.....	68
第3 他市町村等への応援要請.....	69
第4 派遣職員等の受入れ.....	70
第5 公共的団体、民間等との協力.....	70
第2節 自衛隊の災害派遣要請.....	72
第1 派遣要請の判断.....	72
第2 派遣要請の手続き等.....	73
第3 派遣部隊の受入れ.....	74
第4章 水防活動	77
第1節 水防の責任.....	78
第1 水防管理団体の水防責任.....	78
第2 県の水防責任.....	78
第2節 水防組織.....	78
第1 水防組織の概要.....	78
第2 水防管理団体の水防組織.....	79
第3節 水防活動.....	80
第1 監視、警戒活動.....	80
第2 ダム、水門及び閘門の操作.....	80
第3 水防活動の実施.....	80
第5章 消防・危険物対策及び救助・救急活動	81
第1節 消防活動.....	82
第1 消防部の活動.....	82
第2 消防団班の活動.....	83
第3 市民及び自主防災組織等の活動.....	87
第2節 危険物施設等の応急対策.....	89
第1 危険物施設等の事業者の応急対策.....	89
第2 消防部の対応.....	90
第3 災害対策本部等の対応.....	90
第3節 救助・救急活動.....	91
第1 救助班の編成と救助活動.....	91
第2 消防部消防団班の活動.....	92
第3 南相馬警察署の活動.....	93
第4 自主防災組織、事業所等の活動.....	93

第5	災害救助法が適用された場合の実施基準	94
第6	県への報告及び帳簿類の整備	94
第6章	避難対策	95
第1節	避難の準備・勧告・指示	97
第1	避難の準備・勧告・指示	97
第2	避難誘導	102
第3	警戒区域の設定	106
第2節	避難施設の開設・管理	108
第1	避難施設の開設	108
第2	避難施設の管理・運営	109
第3	避難施設の集約・閉鎖	115
第4	災害救助法が適用された場合の実施基準	115
第5	県への報告及び帳簿類の整備	116
第7章	医療(助産) 救護活動	117
第1節	災害時医療体制の確保	118
第1	災害医療情報の収集及び広報	118
第2	医療救護本部の設置	119
第3	市立総合病院における医療救護体制	120
第4	医療救護所の設置及び運営	121
第2節	医療救護活動	123
第1	災害時における医療救護活動の流れ	123
第2	医療救護所での活動	124
第3	医療対策班(市立総合病院) の活動	124
第4	傷病者の搬送	125
第5	災害救助法が適用された場合の実施基準	126
第6	県への報告及び帳簿類の整備	126
第3節	医薬品等の調達・供給	127
第1	医薬品、医療資器材の確保	127
第2	血液製剤の確保	127
第4節	個別疾病対策	128
第5節	後方医療体制	129
第6節	感染性廃棄物の処理	130
第1	感染性廃棄物の定義、範囲	130
第2	医療救護所の対応	131
第3	医療機関等の対応	132

第8章 飲料水・食糧・生活必需品等の供給	134
第1節 飲料水の供給	135
第1 応急給水計画の作成	135
第2 給水方法	137
第3 広報	137
第4 応援要請	137
第5 災害救助法が適用された場合の実施基準	138
第6 県への報告及び帳簿類の整備	138
第2節 食糧の供給	139
第1 食糧供給体制の確保	140
第2 食糧の供給方法	141
第3 炊出しの実施	142
第4 災害救助法が適用された場合の実施基準	143
第5 県への報告及び帳簿類の整備	143
第3節 生活必需品等の供給	144
第1 供給体制の確保等	144
第2 供給方法	145
第3 災害救助法が適用された場合の実施基準	146
第4 県への報告及び帳簿類の整備	146
第9章 緊急輸送対策	148
第1節 緊急輸送路等の確保	149
第1 緊急輸送路の確保	149
第2 緊急輸送路の周知	150
第2節 緊急輸送活動	151
第1 輸送手段の確保等	151
第2 車両の運用	153
第3 航空輸送	154
第4 災害救助法が適用された場合の実施基準	156
第5 県への報告と帳簿類の整備	156
第3節 交通規制	157
第1 県警察本部による交通規制	157
第2 道路管理者による交通規制	157
第3 通行禁止区域等における措置命令	159
第4 広報活動	160
第10章 警備活動	161
第1節 南相馬警察署の活動	161

第2節	市及び自主防災組織の活動	161
第11章	障害物の除去及び災害廃棄物等の処理	163
第1節	障害物の除去	164
第1節	第1 道路、河川等の障害物の除去	164
第1節	第2 被災住宅に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談	165
第1節	第3 住居障害物の除去	165
第2節	ごみ処理	167
第2節	第1 ごみの排出量の推定	167
第2節	第2 処理対策	167
第3節	し尿の処理	169
第3節	第1 し尿の排出量の推定	169
第3節	第2 収集体制の確保	169
第3節	第3 処理対策	170
第3節	第4 仮設トイレの設置及び管理	170
第3節	第5 下水道の被害対策	171
第4節	がれきの処理	172
第4節	第1 がれき発生量の推定	172
第4節	第2 処理対策	172
第12章	防疫及び保健衛生	174
第1節	防疫活動	175
第1節	第1 防疫体制	175
第1節	第2 防疫の実施	177
第2節	保健衛生活動	179
第2節	第1 保健指導	179
第2節	第2 食品の衛生監視	179
第2節	第3 飲料水等の安全確保	180
第2節	第4 避難施設の衛生管理	180
第2節	第5 精神保健活動	180
第2節	第6 動物(ペット) 救護対策	180
第2節	第7 記録及び報告	181
第13章	応急住宅対策	182
第1節	応急仮設住宅等の供与	183
第1節	第1 一時提供住宅の供給	183
第1節	第2 応急仮設住宅の供与	183
第2節	被災住宅の応急修理等	188
第2節	第1 被災建築物の応急危険度判定	188

第2	住家等被災判定の実施	189
第3	被災住宅の応急修理	189
第4	被災家屋の解体	191
第14章	行方不明者の捜索、遺体の処理等	192
第1節	行方不明者の捜索	194
第1	実施機関	194
第2	捜索体制	194
第3	災害救助法が適用された場合の実施基準	195
第4	県への報告及び帳簿類の整備	195
第2節	遺体の収容及び処理	196
第1	実施機関	196
第2	遺体の収容及び処理	196
第3	災害救助法が適用された場合の実施基準	197
第4	県への報告及び帳簿類の整備	197
第3節	遺体の埋火葬	198
第1	実施機関	198
第2	遺体の埋火葬実施基準	198
第3	災害救助法が適用された場合の埋葬実施基準	199
第4	県への報告及び帳簿類の整備	199
第15章	ライフライン施設の応急対策	200
第1節	上水道施設の応急対策	201
第1	被害状況調査及び復旧計画の策定並びに実施	201
第2	応急復旧のための支援要請	202
第3	情報伝達・広報活動	202
第2節	下水道施設の応急対策	203
第1	被害状況調査及び復旧計画の策定並びに実施	203
第2	応急復旧のための支援要請	204
第3	情報伝達・広報活動	204
第3節	電力供給施設の応急対策	205
第1	緊急対応の実施	205
第2	応急供給及び復旧	205
第3	広報	205
第4節	ガス供給施設の応急対策	206
第1	緊急対応の実施	206
第2	応急供給及び復旧	206
第3	広報	206

第5節	通信施設の応急対策	207
第1	緊急対応の実施	207
第2	通信の確保と応急復旧	207
第3	広報	208
第6節	郵便局の応急対策	209
第1	緊急対応の実施	209
第2	郵政事業の確保と応急復旧	209
第3	広報	209
第7節	鉄道施設の応急対策	210
第1	応急復旧対策	210
第2	広報	210
第3	代替輸送の実施	210
第16章	公共施設等の応急対策	211
第1節	市が管理する施設の応急対策	212
第1	庁舎等の応急措置	212
第2	その他の施設の応急措置	214
第2節	公共土木施設等の応急対策	215
第1	道路・橋梁の応急対策	215
第2	河川、ため池、内水排除施設等の応急対策	216
第3	急傾斜地崩壊危険箇所等の応急対策	216
第4	海岸施設の応急対策	216
第3節	文化財施設の応急対策	217
第17章	文教対策	218
第1節	小中学校等の応急対策	219
第1	児童・生徒の安全確保等	219
第2	教育施設等の確保	221
第3	応急教育の実施	221
第4	学校給食の措置	222
第5	学用品等の調達及び支給	222
第6	児童・生徒の健康管理等	223
第2節	幼稚園の応急対策	225
第1	園児の安全確保等	225
第2	施設の確保	226
第3	応急保育の実施	226
第4	授業料の減免	227
第5	園児の健康管理等	227

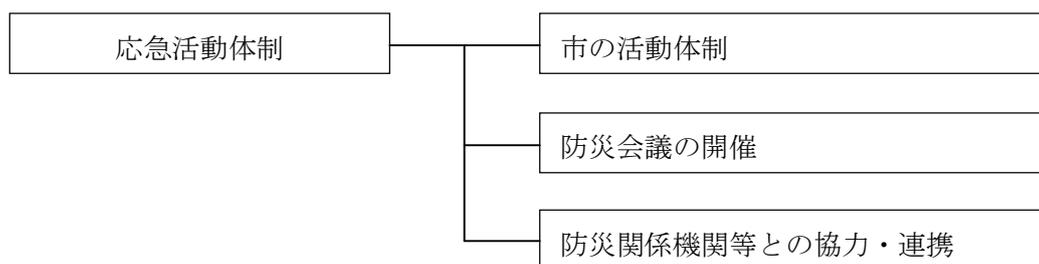
第3節	保育園の応急対策	228
第18章	災害時要援護者対策.....	229
第1節	障がい者、高齢者、要援護者等の対策	230
第1	災害時要援護者に係る対策	230
第2	災害時要援護者の安否確認及び避難誘導	231
第3	避難施設における災害時要援護者対策の推進	232
第4	在宅福祉サービスの提供	233
第5	社会福祉施設への緊急入所等	233
第6	福祉サービスの情報提供	233
第7	児童に係る対策	234
第2節	外国人への対応.....	235
第19章	自発的支援の受入れ.....	236
第1節	ボランティアの受入れ.....	237
第1	需要の把握と受入れ窓口の設置	237
第2	ボランティアの活動範囲	238
第3	ボランティアの受入れ及び活動支援	239
第2節	義援金品の受付・配分.....	240
第1	義援金品の取扱い方針.....	240
第2	義援金品の受付	240
第3	義援金品の募集	241
第4	義援金品の配分	241
第20章	災害救助法の適用	242
第1節	災害救助法の適用	243
第1	災害救助法の概要	243
第2	災害救助法適用における留意点	244
第2節	災害救助法の適用基準.....	245
第1	適用基準	245
第2	住家滅失世帯の算定	246
第3	大規模な災害おける速やかな適用	246
第3節	災害救助法の適用手続き	247
第1	市	247
第2	県	247
第3	救助の実施状況の記録及び報告	248
第4節	災害救助法による救助の種類等	249
第1	救助の種類	249
第2	救助実施の通知	250

第 3	応急救助の実施状況等の報告及び帳簿等の整備	250
第 21 章	個別災害対策	251
第 1 節	農林業対策	252
第 1	農業対策	252
第 2	林業対策	253
第 2 節	林野火災対策	254
第 1	林野火災の特性	254
第 2	林野火災の予防対策	255
第 3	林野火災の応急対策	255
第 3 節	雪害対策	257
第 1	除雪等	257
第 2	交通の制限と表示	258
第 4 節	原子力災害対策	258
第 5 節	海上災害対策	259
第 1	予防計画	259
第 2	応急対策計画	259
第 3	災害復旧計画	261

第 1 章 応急活動体制

市及び防災関係機関は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を迅速かつ効率的に推進するため、法令及び市地域防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期するものとする。

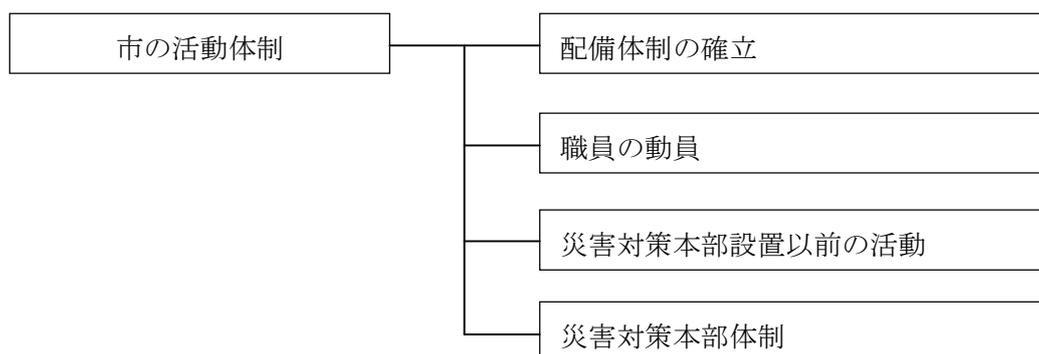
【応急活動の計画】



第1節 市の活動体制

市は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、迅速かつ的確に災害応急対策活動を行うため、災害の状況に応じて活動体制を確立し、迅速な応急対策活動に取り組むものとする。

【応急活動の計画】



第1 配備体制の確立

市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害を最小限にとどめるために災害応急対策を迅速・適切に実施する必要がある。災害対策のために一般の業務の範囲を強化して対策に取り組む必要があると認めるときは、「事前配備体制」又は「警戒配備体制」をとり、災害情報の把握、調査、市民の避難や応急処理など小規模な災害の発生に対処する体制をとる。

また、市長は、更なる配備体制の強化が必要と認めた場合「非常配備体制」をとり職員の動員配備を行うとともに「災害対策本部」を設置して、総合的な活動体制を確立する。

配備人員は、あらかじめ配備編成計画に定めるとともに、初動期において、職員の確保が困難な場合、業務継続の観点から、職員の参集状況を踏まえ優先度の高い業務を考慮して動員配備を実施するものとする。

1 配備体制の区分

災害時における活動は、以下の4つの職員配備体制により活動を行うものとする。

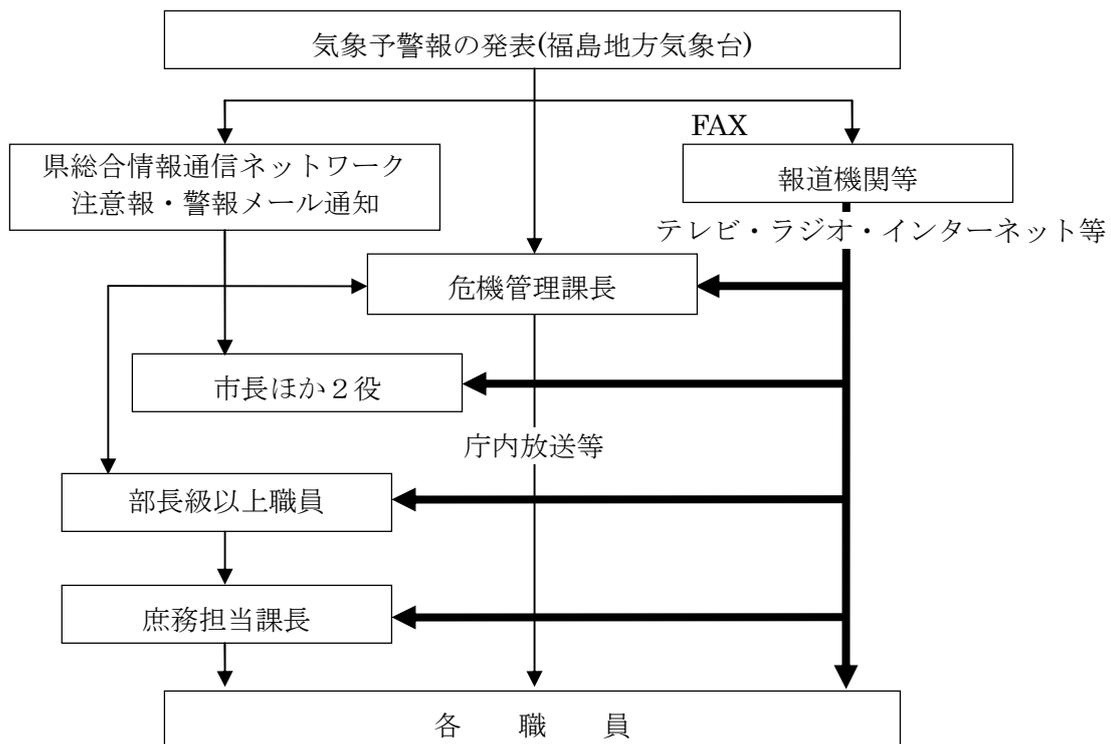
配備区分	配備時期	体制の内容
事前配備	次の注意報の1以上が浜通り北部に発表され、なお警報の発表が予想されるとき <ul style="list-style-type: none"> ・大雨注意報 ・洪水注意報 ・強風注意報 ・高潮注意報 ・大雪注意報 ・風雪注意報 その他必要により市長又は復興企画部長が当該配備を指示したとき	情報連絡のため、災害対策関係部課の少数の人員をもって活動する体制。
警戒配備	次の各警報の1以上が浜通り北部に発表されたとき <ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報 ・洪水警報 ・暴風警報 ・高潮警報 ・大雪警報 ・暴風雪警報 ・土砂災害警戒情報 乾燥注意報又は強風注意報下で火災が発生し、なお拡大のおそれがあるときその他必要により市長又は復興企画部長が当該配備を指示したとき	情報収集・伝達体制の強化を図るとともに、小規模な災害応急対策を実施する体制とし、災害対策関係部課の概ね1/3の職員をもって対応する体制。 なお、その他の職員は、勤務時間外にあっては自宅待機とする。
第一次非常配備	気象警報が発表され、広範囲に渡る災害の発生が予想される場合災害が発生し総合的な対策活動を行う必要が生じたとき その他の状況により市長が必要と認め当該配備を指令するとき	災害対策本部の設置 市全域にわたって救助・救護、二次災害の防止、避難等の応急対策が実施できる体制とし、職員の概ね1/2をもって対応する体制。 なお、その他の職員は、勤務時間外にあっては自宅待機とする。
第二次非常配備	市内の全域にわたって甚大な被害が想定される場合で市長が当該配備を指令するとき	市の総力を挙げて対処する体制とする。 (全職員)

※各動員数については配備編成計画表による

2 気象予警報等の伝達

- (1) 気象予警報等による災害の発生及び発生のおそれは、テレビ、ラジオ、インターネット等による情報を職員各自が確認することを基本とする。
- (2) 勤務時間内においては、テレビ、ラジオ、インターネット等による情報と共に、福島県総合情報通信システムから市の情報端末に気象予警報等の情報が伝達される。伝達された情報は危機管理課が受理し、庁内放送等により職員に伝達する。
- (3) 福島地方気象台から気象警報が発表された場合は、勤務時間内、勤務時間外にかかわらず、部長級以上の職員及び危機管理課ほか関係課長には、注意報・警報メール通知により、気象警報が発表されたことが伝達される。情報を受理した各部長は、各部の庶務担当課長に伝達、庶務担当課長は各職員へ気象警報が発表されたことを伝達する。

【気象予報等の認知】



3 配備体制の決定

(1) 配備検討会議

配備体制は、発表された気象予警報の内容によって定めることを基本としているが、災害の発生状況又は発生のおそれの程度によって配備体制を変更する必要がある

ことから、配備検討会議を開催し、配備体制を確認するものとする。

① 配備検討会議の目的

配備検討会議は、気象予警報の発表又は災害の発生状況により、どのような配備体制による防災活動を実施すべきかを検討・決定する組織とし、事務局を危機管理課におく。

② 配備検討会議の開催時期

ア 危機管理課長が必要と認めた場合

イ 各部長または配備検討会議構成員から要請があった場合

③ 配備検討会議の協議内容

ア 情報収集、初期緊急応急対策計画

イ 計画実施のための配備体制

ウ 市長からの特命事項

④ 配備検討会議の構成員

ア 危機管理課長(事務局長)

イ 秘書広報課長・人事法務課長・土木課長・地域振興課長・産業課長・農林水産課長・都市計画課長・水道課長・下水道課長・南相馬消防署副署長・各区理事

ウ その他市長の指名するもの

(2) 勤務時間内における配備体制決定の手順

勤務時間内に気象予警報等が発表された場合の配備体制の決定手順は次のとおりとする。

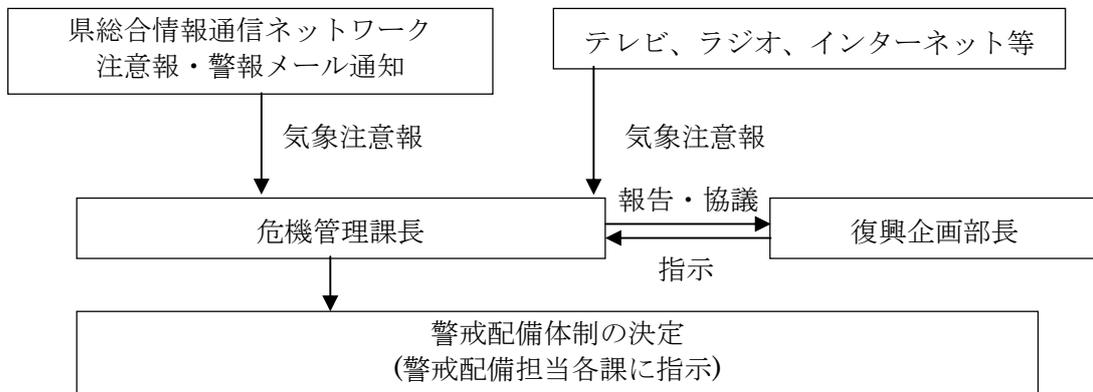
① 気象予警報等の受理・確認

福島県総合情報通信ネットワーク、注意報・警報メール通知、テレビ、ラジオ、インターネット等により、福島県浜通り北部に気象予警報等が発表された場合は、危機管理課長が受理・確認する。なお、各動員数については配備編成計画表による。

② 気象注意報発表時の対応

勤務時間内に気象注意報が発表され、さらに警報発表が予想される場合、危機管理課長は復興企画部長に報告し、復興企画部長は危機管理課長と協議の上、事前配備体制の確立を指示する。危機管理課長は、事前配備担当各課に事前配備編成計画による配備体制をとるよう指示する。

【気象注意報発表時の対応(勤務時間内)】



③ 気象警報発表時の対応

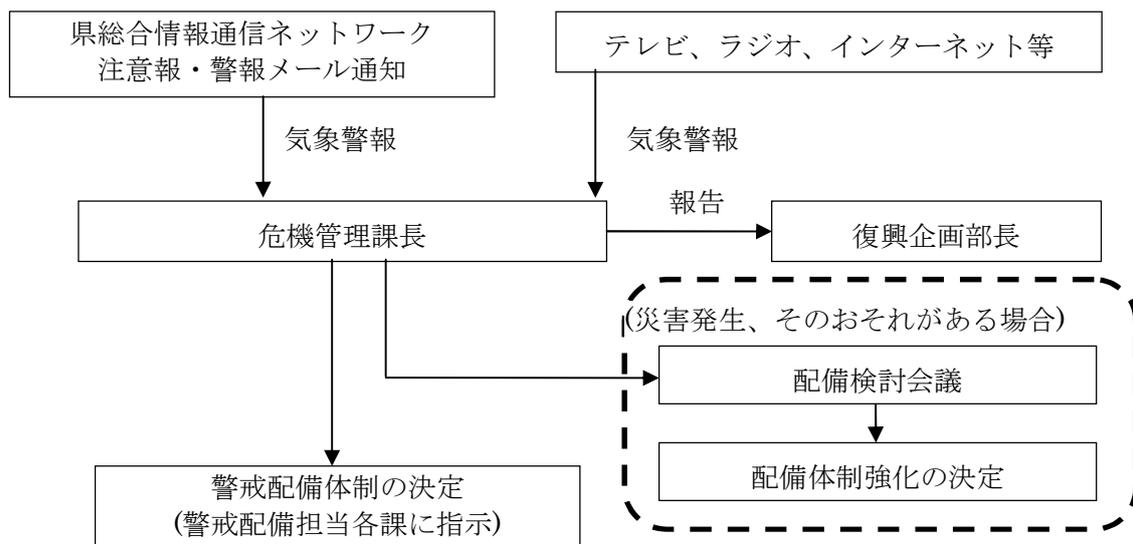
気象警報が発表された場合は、警戒配備体制以上の体制を確立する。

ア 危機管理課長は、気象警報が発表されたことを復興企画部長に報告するとともに、警戒配備体制を確立する。

イ 各警戒配備担当課長は警戒配備編成計画に基づき防災活動を実施する。

ウ 災害が発生し、又はそのおそれがある場合は、必要に応じ配備検討会議を開催し、配備体制の強化を図る。

【気象警報発表時の対応(勤務時間内)】



(3) 勤務時間外における配備体制決定の手順

① 自主参集の原則

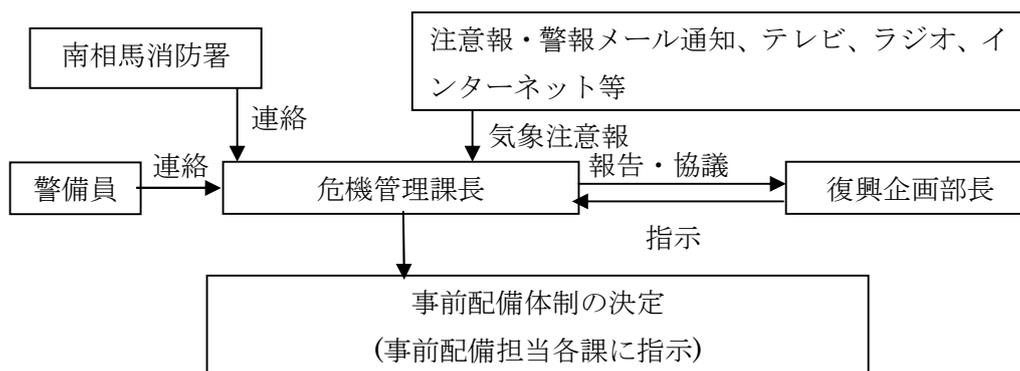
勤務時間外に気象予警報等が発表された場合は、職員各自がテレビ、ラジオ、インターネット等による気象予警報を確認し、配備編成計画において指名されている職員は、自主参集することを基本とする。

② 気象注意報発表時の対応

ア 危機管理課長は、注意報・警報メール通知、テレビ、ラジオ、インターネット等からの情報又は南相馬消防署ないし警備員からの連絡で気象注意報が発表され、なお、警報発表が予想される場合は、復興企画部長に報告する。

イ 報告を受けた復興企画部長は、危機管理課長に事前配備体制を指示する。復興企画部長不在の場合は、危機管理課長自らが事前配備体制を決定する。

【気象注意報発表時の対応(勤務時間外)】

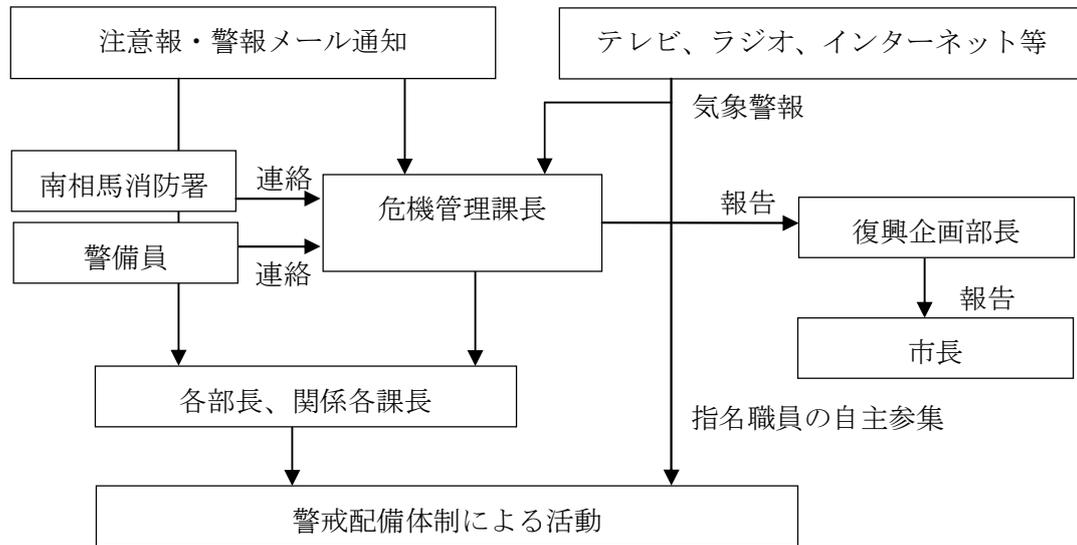


③ 気象警報発表時の対応

ア 注意報・警報メール通知から気象警報が伝達された各部長または関係各課長は、直ちに配備編成計画に基づいた警戒配備体制をとる。

イ 危機管理課長は、注意報・警報メール通知から気象警報が伝達された場合、または南相馬消防署、警備員等から連絡を受け警報発表を確認した場合は、直ちに復興企画部長に連絡し、復興企画部長は市長へ報告する。

【気象警報発表時の対応(勤務時間外)】



④ 相馬消防署との連携

危機管理課長は、南相馬消防署と常に連絡を取れるように連絡方法・体制等を確保するものとし、勤務時間外において気象予警報が発表された場合は、相互に連絡・確認するものとする。

⑤ 警備員との連携

勤務時間外において、県災害対策グループから市の端末に気象予警報等が伝達された場合は、警備員が受理し、危機管理課長に伝達するよう、連絡方法・体制をあらかじめ確立しておくものとする。

ア 警備員は気象警報を受理した場合、本庁舎1階正面入口の施錠を解き、職員の参集に備えるものとする。

イ 警備員が気象警報を受信した場合、警備員は危機管理課長へ電話等により気象警報が発表されたことを伝達するものとする。

第2 職員の動員

市は、災害発生時に速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、災害対策のための警戒体制をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

1 配備区分毎の職員動員数

各配備体制における動員職員数は概ね次の動員数とし、各部長が配備編成計画に基

づき、一日三交代を基本として、あらかじめ配備指定職員並びに各課の責任者を定めておくものとする。

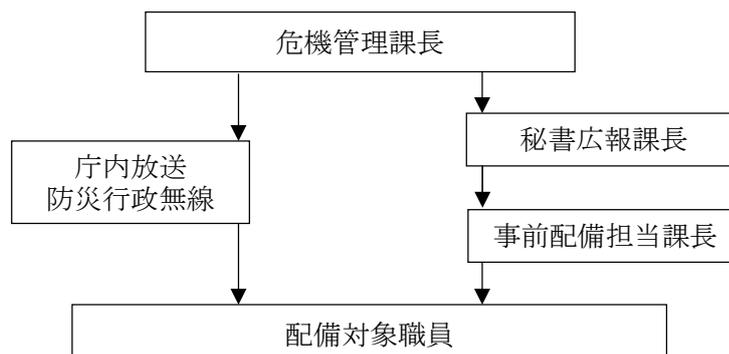
事前配備体制	警戒配備体制	第一次非常配備体制	第二次非常配備体制
関係部課職員	関係部課職員の概ね 1/3	全職員の概ね 1/2	全職員

2 勤務時間内の動員手順

(1) 事前配備体制の動員

事前配備体制下において、危機管理課長は、庁内放送等により各関係課長に配備を伝達し、各関係課長は配備編成計画に基づいた動員配備をする。

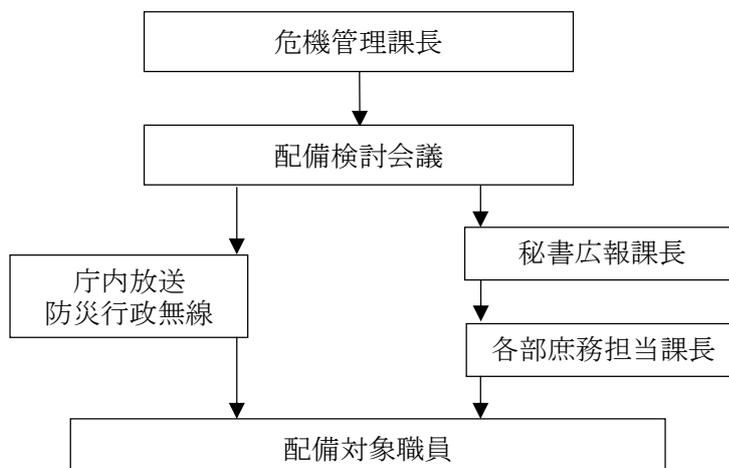
【事前配備体制の職員動員(勤務時間内)】



(2) 警戒配備体制、第一次非常配備体制、第二次非常配備体制の動員

警戒配備体制、第一次非常配備体制、第二次非常配備体制においては、各部長は配備編成計画に基づき動員配備をする。

【警戒配備体制、第一次非常配備体制、第二次非常配備体制の職員動員(勤務時間内)】



3 勤務時間外の動員手順

(1) 自主参集の原則

勤務時間外に気象予警報等が発表された場合は、職員各自がテレビ、ラジオ、インターネット等による気象予警報を確認し、配備編成計画に基づき関係各課において指名されている職員は、自主参集することを基本とする。

① 気象注意報発表時

事前配備職員に指定されている者は、所属課長に事前配備体制であることを確認の上、参集する。

② 気象警報発表時

警戒配備職員に指定されている者は、気象警報発表を確認次第、参集する。

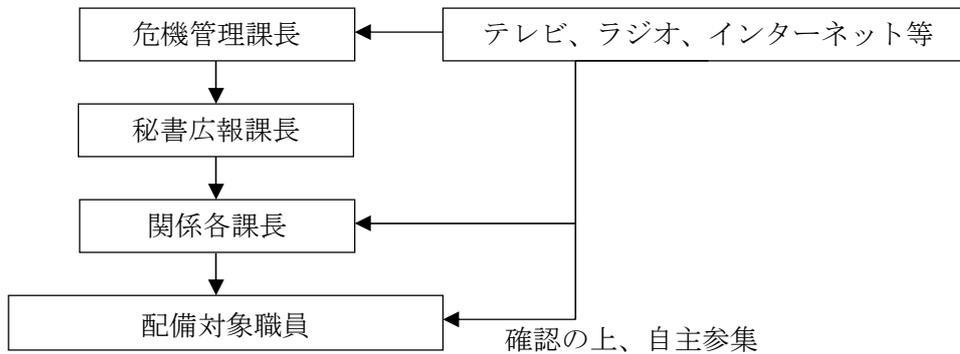
(2) 事前配備体制の動員

① 事前配備体制において、危機管理課長は、秘書広報課長に電話で動員配備を伝達する。

② 秘書広報課長は、関係各課長に動員配備を伝達する。

③ 関係各課長は、配備対象職員に動員配備を伝達する。

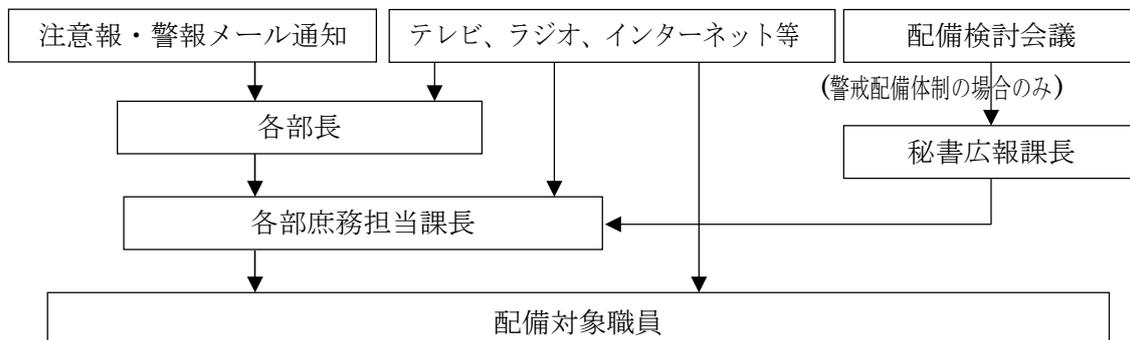
【事前配備体制の職員動員（勤務時間外）】



(3) 警戒配備体制、第一次非常配備体制、第二次非常配備体制の動員

各部長は、注意報・警報メール通知により気象警報を受信した場合、庶務担当課長に電話で配備体制を伝達し、配備対象職員に動員配備を指示する。

【警戒配備体制、第一次非常配備体制、第二次非常配備体制の職員動員（勤務時間外）】



4 参集場所

職員の参集場所は、生涯学習センター等に配備されるなど、特に定められた場合を除き、日常業務の勤務場所とする。

勤務場所に不在の場合は次のように対応するものとする。

(1) 勤務時間内

職員は、勤務時間内に勤務場所に不在の場合において、配備の連絡を受けた場合には、直ちに勤務場所に帰庁する。

(2) 勤務時間外

職員は配備の連絡を受けた場合は直ちに勤務場所に参集する。

(3) 勤務場所に参集できない場合の措置

道路・交通の遮断等により、勤務場所に参集できない場合は、参集可能な生涯学習センターに参集するものとし、生涯学習センターにおいて防災活動に従事するものとする。以降の活動については、電話等で課長又は配備職員の責任者(災害対策本部が設置されている場合は所属する班の班長)の指示を仰ぐものとする。

5 職員の服務上の注意事項

(1) 勤務時間内

- ① 配備についていないときも、常に災害に関する情報、本部の指示に注意する。
- ② 自らの言動で市民に不安や誤解を与えないように、発言には細心の注意を払う。
- ③ 災害現場に出動する場合は腕章を着用する。ただし、情報収集等の応急活動に支障がある場合はこの限りでない。
- ④ 行事、会議、出張等を即刻中止する。(警戒配備以上の体制を取った場合)

(2) 勤務時間外における参集職員の携行品等

- ① 身分証明書
- ② 雨具、防寒着、軍手等
- ③ 作業がしやすい服装
- ④ 懐中電灯
- ⑤ 職員初動マニュアル

6 参集途上の防災活動

職員は、勤務時間外等において参集する場合、参集途上において、情報収集活動等以下の事項に十分留意するものとする。

(1) 被災状況等の情報収集

参集途上の職員は、被災状況等の概況把握を行い、参集場所に集合後、それぞれの配備体制における情報収集担当班又は情報収集担当職員に報告する。情報収集事項は次のとおりとする。

- ① 道路交通施設の被害箇所及び渋滞箇所の把握。
- ② 鉄道施設の被害箇所及び運行状況の把握。
- ③ 建築物等の倒壊等被災箇所の把握。
- ④ 橋梁の被害箇所と通行可能場所の把握。
- ⑤ 河川等の被災及び水位状況の把握。
- ⑥ 崖崩れ等の土砂災害箇所の把握。

- ⑦ 火災発生場所の把握。
- ⑧ 被災者・避難者数の把握。
- ⑨ その他被災状況の把握。

第3 災害対策本部設置以前の活動

災害対策本部設置以前における事務分掌は、災害対策本部体制に準ずるものとする。

1 事前配備体制

事前配備体制は、あらかじめ定められた防災関係各課の職員により、情報収集活動等を行う体制である。

(1) 事前配備体制での活動

事前配備体制においては、気象予警報等の情報収集活動を中心に以下の活動を行うものとする。

- ① テレビ、ラジオ、インターネット等による気象予警報等の収集
- ② 県総合情報通信ネットワークからの情報収集
- ③ 南相馬消防署、南相馬警察署からの情報収集
- ④ 市民の電話通報等による情報収集
- ⑤ 情報収集の結果、被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には市内の被害状況パトロールを行う。

(2) 警戒配備体制等への移行

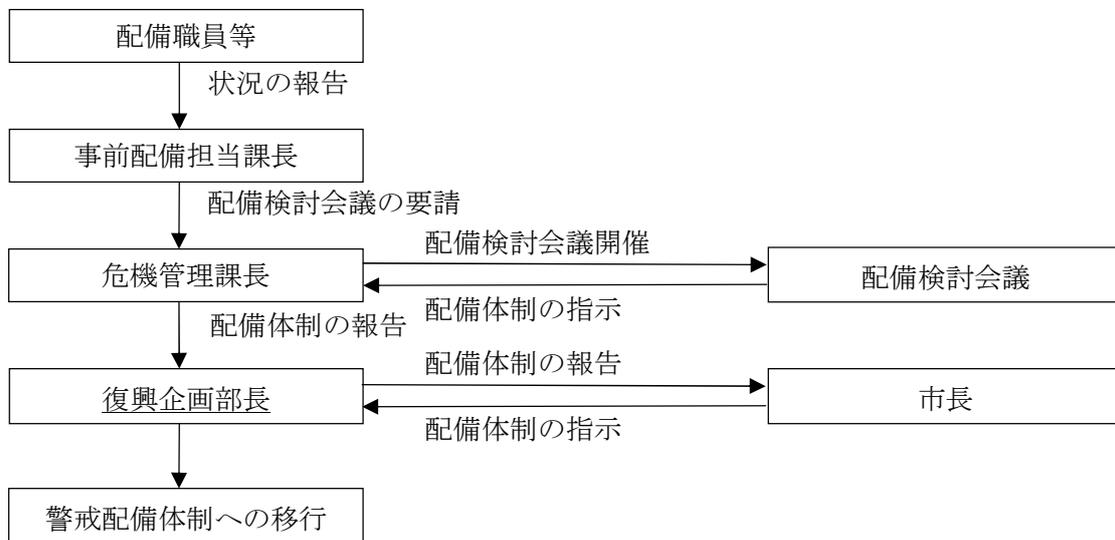
- ① 気象警報が発表された場合
- ② その他の場合

【勤務時間内】

ア 事前配備担当課長は、配備職員等による、情報収集の結果、更に配備体制を強化する必要があると判断した場合は、危機管理課長に配備検討会議の開催を要請する。

イ 危機管理課長は、配備検討会議を開催し、情報収集の結果、気象情報及び被害予測を基に、新たな配備体制を決定し、復興企画部長を通じて市長に報告する。市長は、配備検討会議の決定を踏まえて新たな配備体制を指示する。

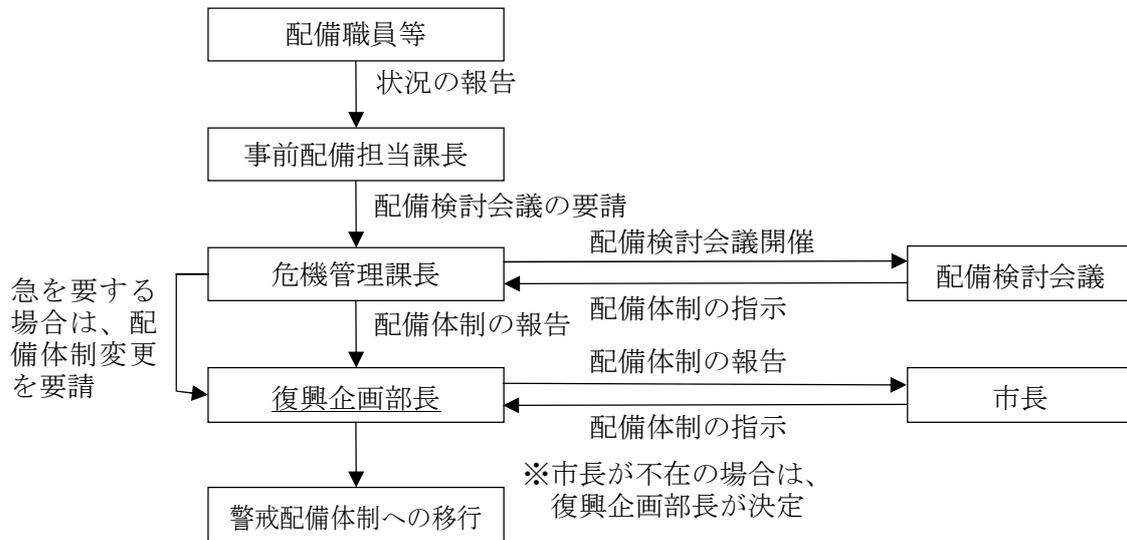
【警戒配備体制への移行(勤務時間内)】



【勤務時間外】

- ア 事前配備担当課長は、配備職員等による、情報収集の結果、更に配備体制を強化する必要があると判断した場合は、危機管理課長に配備検討会議の開催を要請する。
- イ 危機管理課長は、配備検討会議を開催し配備体制の検討・決定を行うものとするが、急を要する場合は、配備検討会議の開催を経ずに、復興企画部長に配備体制の変更を要請する。
- ウ 復興企画部長は市長に報告し、市長は復興企画部長との協議により、新たな配備体制を指示する。市長不在の場合は副市長又は復興企画部長自らが決定する。

【警戒配備体制への移行(勤務時間外)】



事前配備体制から警戒配備への配備強化を判断する基準

- ・ 気象警報が発表された場合
- ・ 大雨や集中豪雨等により河川の急激な増水による氾濫等のおそれがあると判断されるとき
- ・ 台風の進路が本市の方に向かっており、今後一層風雨が強まると判断されるとき
- ・ 異常現象の報告があるとき
- ・ その他、災害の発生のおそれがあると判断したとき

(3) 事前配備体制の解消

気象注意報が解除された場合は、事前配備体制を解消する。

復興企画部長は、気象注意報が解除されない場合においても、情報収集の結果、市内に災害の発生のおそれがないと判断した場合は、事前配備担当課長と協議の上、事前配備体制を解消することができる。

2 警戒配備体制

警戒配備体制は、あらかじめ定められた防災関係各課の職員により、情報収集活動を行う体制である。

(1) 警戒配備体制における責任者

警戒配備体制においては、危機管理課長が責任者となり、情報収集活動等を行うものとする。

(2) 警戒配備体制での活動

- ① 関係各課長は気象予警報、市内河川水位及び被害発生状況等の情報収集をし、相互に情報を交換する。

② 氾濫のおそれがある河川、浸水のおそれがある地域、土砂災害のおそれがある区域等のパトロールを実施するなど現場警戒を強化する。

③ 小規模な災害については、直ちに防災措置を講ずるものとする。

④ 実態の推移により直ちに非常配備に移行できる体制をとる。

(3) 非常配備体制への移行

① 勤務時間内

ア 勤務時間内において気象予警報等の情報収集及び市内のパトロール等により、更に配備体制を強化し、災害応急対策を実施する必要があると判断される場合は、危機管理課長は配備検討会議を開催し、配備体制の変更を協議する。

イ 危機管理課長は、配備検討会議での結果を復興企画部長に報告し、復興企画部長は、市長に報告する。

ウ 市長は、配備検討会議の決定に基づき、災害対策本部を設置した場合に本部員となる各部長等を招集し、協議の上、非常配備体制の指示をし、災害対策本部を設置する。

エ 市長不在の場合は、副市長又は復興企画部長が災害対策本部を設置した場合に本部員となる各部長等を招集し、協議の上、災害対策本部の設置を指示する。

② 勤務時間外

ア 勤務時間外において気象予警報等の情報収集及び市内のパトロール等により、更に配備体制を強化し、災害応急対策を実施する必要があると判断される場合は、危機管理課長は、配備検討会議を開催し、新たな配備体制を協議する。

イ 危機管理課長は、配備検討会議での結果を復興企画部長に報告し、復興企画部長は、市長に災害対策本部の設置を進言し指示を仰ぐ。

ウ 市長不在の場合は、副市長又は復興企画部長が自ら決定し、災害対策本部の設置を指示する。

第一次非常配備体制、第二次非常配備体制への配備強化を判断する基準

- ・洪水等のおそれがあり、警戒配備職員では対応できないと判断されるとき
- ・洪水、土砂災害等が発生し、警戒配備職員では対応できないと判断されるとき
- ・災害が多発し、警戒配備職員では対応できないと判断されるとき
- ・避難を必要とする災害が発生又は発生すると予想されるとき

(4) 警戒配備体制の解消

責任者は、気象警報が解除された場合は、警戒配備体制を解消する。

市長又は復興企画部長は、気象警報が解除されない場合においても、情報収集の結果、市内に災害の発生のおそれがないと判断した場合は、配備責任者(危機管理課長)と協議の上、警戒配備体制を解消することができる。

第4 災害対策本部体制

市は、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ予め定めておくものとする。

1 非常配備

非常配備は、災害対策本部体制に対応する動員体制とし、大規模な災害通信の発生のおそれがある、又は災害が発生し、その対策を要する場合において災害対策本部を設置し、総合的な災害応急対策を実施するため、全庁的に職員を動員する配備である。

2 設置基準

市長は、次の各号の一に該当し、特に強力な防災活動を推進するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の規定により自らを本部長とする南相馬市災害対策本部(以下、災害対策本部という)を設置する。

災害対策本部を設置する基準

- ・大雨、洪水等の気象警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想される場合又は、被害が発生した場合
- ・市内に大規模な災害が発生し、総合的な災害対策活動を行う必要があると判断した場合
- ・災害救助法による救助が適用される災害が発生した場合
- ・その他災害が発生し、市長が必要と認めた場合

資料3-1-1 災害対策本部本部員会議の構成

資料4-3 南相馬市災害対策本部条例

3 設置の手順

(1) 勤務時間内

- ① 勤務時間内において気象予警報等の情報収集及び市内のパトロール等により、更に配備体制を強化し、災害応急対策を実施する必要があると判断される場合は、危機管理課長は配備検討会議を開催し、配備体制の変更を協議する。

- ② 危機管理課長は、配備検討会議での結果を復興企画部長に報告し、復興企画部長は、市長に報告する。
- ③ 市長は、配備検討会議の決定に基づき、災害対策本部を設置した場合に本部員となる各部長等を招集し、協議の上、災害対策本部の設置を指示する。
- ④ 市長不在の場合は、副市長又は復興企画部長が災害対策本部を設置した場合に本部員となる各部長等を招集し、協議の上、災害対策本部の設置を指示する。

(2) 勤務時間外

- ① 勤務時間外において気象予警報等の情報収集及び市内のパトロール等により、更に配備体制を強化し、災害応急対策を実施する必要があると判断される場合は、危機管理課長は、配備検討会議を開催し、新たな配備体制を協議する。
- ② 危機管理課長は、配備検討会議での結果を復興企画部長に報告し、復興企画部長は、市長に災害対策本部の設置を進言し指示を仰ぐ。
- ③ 市長不在の場合は、副市長又は復興企画部長が自ら決定し、災害対策本部の設置を指示する。

4 災害対策本部の設置場所

- (1) 災害対策本部は、本庁舎とし、平常時から机、イス、パソコン、コピー機、連絡設備等を整備し、本部設置の決定があれば直ちに使用できるようにする。ただし、本庁舎が被災し、本庁舎に設置することが困難な場合は、市長が指定する場所に設置する。

なお、災害対策本部の活動に必要となるその他の資機材等の整備についても、平常時からその整備に努めるものとする。

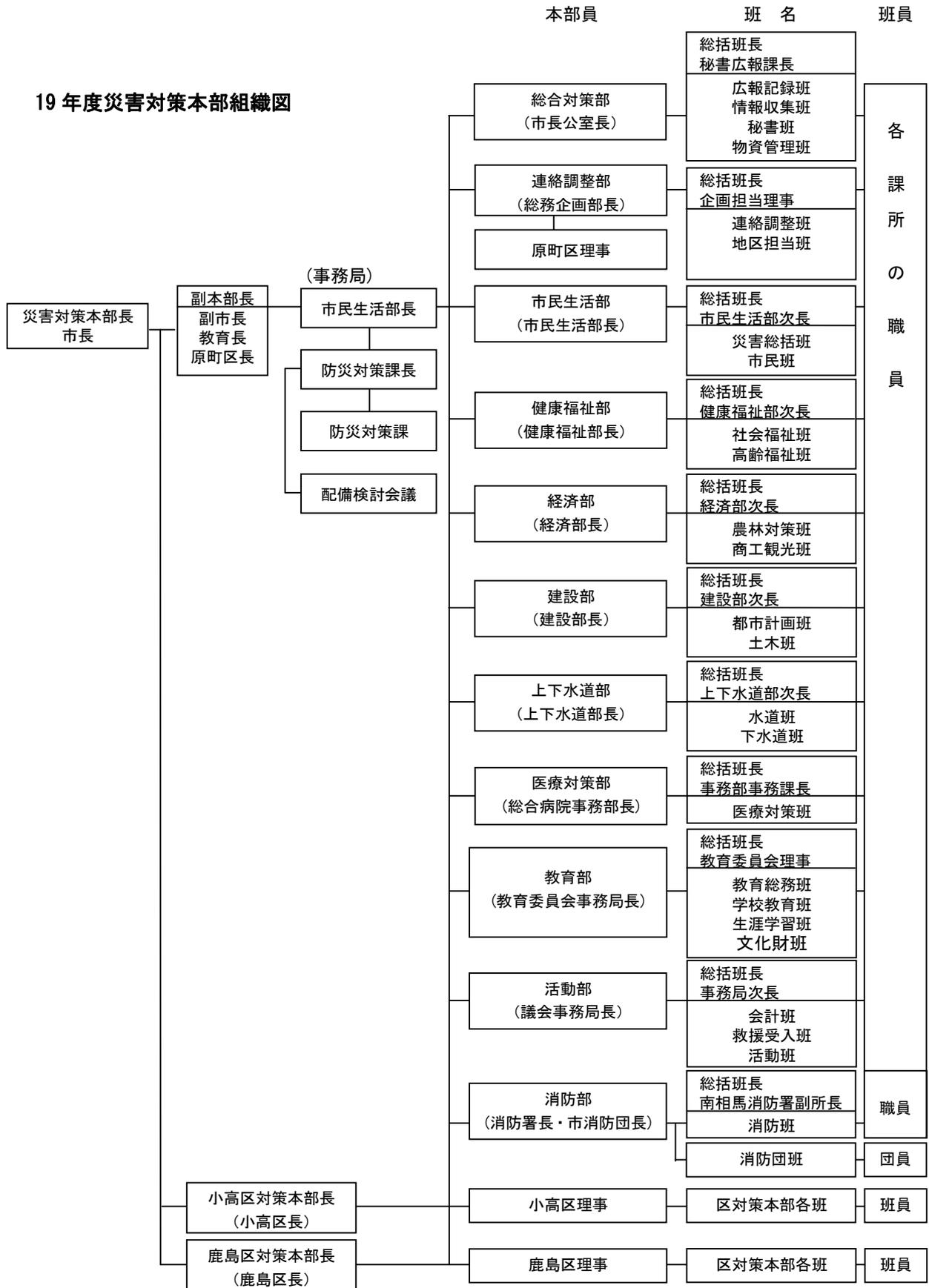
- (2) 災害対策本部の設置が決定した場合は、正庁で行われている会議・行事等は直ちに中断し、本部室の設置準備を行うものとする。
- (3) 災害対策本部を設置した場合は、設置した施設の入口に「南相馬市災害対策本部」の標識を掲示する。

5 災害対策本部の組織と事務分掌

※災害対策本部の組織と事務分掌は現在、調整中です。

- (1) 災害対策本部の組織

19年度災害対策本部組織図



※1. 本部長は部長職にあるもの

総括班長は理事または部次長職にあるもの

消防部の本部員は南相馬消防署長及び南相馬市消防団長

※2. 配備検討会議は、気象予報の発表又は災害の発生状況により、どのような配備態勢による防災活動を実施すべきかを検討・決定する組織とし、事務局を防災対策課におく（詳細は一般応急 P4参照）

※3. 班長は資料編 P40（3-1-2 災害対策本部の各部組織参照）

(2) 災害対策本部員会議

- ① 災害対策本部設置期間中に、被害状況及び災害応急対策について情報共有並びに災害対応の指示を行うため、本部員会議を定期的を開催する。
災害発生後の初回本部員会議は、災害発生後1時間以内に開催するものとし、2回目以降は本部長の指示により開催する。
- ② 災害対策本部員は、所掌事項に関する必要な資料を会議に提出する。
- ③ 災害対策本部員は、会議の招集を必要と認めるときは復興企画部長(部長が不在のときは危機管理課長)にその旨を申し出る。
- ④ 協議事項
 - ア 災害対策本部の配備体制の決定、変更及び解散に関すること。
 - イ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
 - ウ 避難勧告・指示及び警戒区域の設定に関すること。
 - エ 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用に関すること。
 - オ 県及び他の市町村への応援要請に関すること。
 - カ 自衛隊及び防災関係機関等に対する応援要請に関すること。
 - キ 防災に要する経費の支弁に関すること。
 - ク その他重要な防災に関すること。

(3) 本部連絡員

- ① 各部は、本部長及び本部員会議の指示、決定事項等を確実に遂行し、迅速かつ円滑な災害対策を行うために、あらかじめ定める本部連絡員を置く。
- ② 本部連絡員は、総括班長がその任に当たり、常に所属部に常駐し、部内の密接な連携を図り、災害対策の推進を図る。
- ③ 本部連絡員は積極的に相互協力を行い、被害及び災害対策に関する全般の情報及び資料の収集並びにその整備に努める。

(4) 各部各班の事務分掌

① 本部長及び副本部長

本部長 副本部長	1 災害対策の総括及び指揮に関すること 2 災害対策本部の設置・解散に関すること 3 避難準備・勧告・指示の決定に関すること 4 自衛隊の派遣要請の決定に関すること 5 災害救助法の救助発動の要請に関すること 6 広域応援要請の決定に関すること	各章 第1章第1節 第6章第1節 第3章第2節 第20章 第3章第1節
-------------	---	--

② 総合対策部

班名	事務分掌
秘書班 (人事法務課、政策調査課、原町区地域振興課)	(初動対応期) 1 職員の参集基準及び各班の配備整備に関する事 2 通信回線や通信機器の確保に関する事 3 職員の厚生及び給食に関する事 4 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事 5 県及び他の市町村等に対する応援の求め、国・県等に対する職員の派遣要請等又は派遣のあっせんの求め及び受入等広域応援に関する事 6 災害対策本部員や職員のローテーション管理に関する事 (応急復旧活動期) 1 初動対応期の事務分掌を継承する
広報記録班 (秘書広報課)	(初動対応期) 1 被害状況の写真撮影等、災害状況の記録に関する事 2 防災行政無線の管理、運用に関する事 3 市民に対する被害状況の広報に関する事 4 報道機関に対する広報に関する事 5 本部長及び副本部長(教育長を除く)の車両配備等に関する事 6 その他本部長の指示する事項 (応急復旧活動期) 1 生活支援情報、応急復旧情報の市民に対する広報に関する事 2 応急復旧活動状況の記録に関する事 3 り災証明の発行に関する事 4 近隣市町村及び他市町村の防災関係資料の収集・記録等に関する事 5 その他初動対応期の事務分掌を継承する
情報収集班 (税務課)	(初動対応期) 1 被災情報の収集・提供体制の整備に関する事 2 公共交通機関等関係機関との連絡調整、道路交通状況の把握に関する事 3 被災者に対する市民税の減免等や税に関する総合相談に関する事 4 生活支援情報、応急復旧情報等の取りまとめに関する事 (応急復旧活動期) 1 被災者に対する市民税の減免及び徴収猶予に関する事 2 災害対策本部の活動状況や実施した災害対策等の記録に関する事 3 り災台帳の作成に関する事
物資管理班 (財務課)	(初動対応期) 1 各種応急対策に使用する資機材の調達の総括に関する事 2 車両の管理及び配車並びに他輸送機関への協力要請等総合的な輸送対策に関する事 3 臨時電話の設置に関する事 4 庁舎及び市有財産の被害調査、報告及び応急対策に関する事 5 市有財産を避難場所として利用するための受入調整に関する事

	6 本部長及び災害総括班の指示により、他班の担当する業務の支援を行うこと 7 各部の支援に関すること 8 その他本部長の指示する事項 9 救援物資の受入れ、管理に関すること 10 緊急通行車両の確認申請に関すること (応急復旧活動期) 1 義援金受入れと配分に関すること 2 災害応急対策費の予算措置及び契約に関すること 3 その他初動対応期の事務分掌を継承する
--	---

③ 連絡調整部

班名	事務分掌
連絡調整班 (企画経営課、情報政策課)	(初動対応期) 1 県総合情報通信ネットワークからの情報の受理及び伝達に関すること 2 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること 3 国、県等に対する要望・陳情等に関すること 4 近隣市町村との連絡調整に関すること 5 災害対策現地本部との連絡調整に係ること 6 市民及び報道機関からの苦情、問い合わせ等に関すること 7 外国人等からの苦情、問い合わせに関すること 8 その他本部長の指示する事項 9 電気、鉄道、ガス、電話の被害状況把握に関すること 10 庁内の連絡調整に関すること 11 職員の安全の確保に関すること 12 インターネット等高度情報システムを活用した災害情報の提供に関すること (応急復旧活動期) 1 初動対応期の事務分掌を継承する
地区担当班 (生涯学習課、地域教育課(G))	(初動対応期) 1 地区の防災拠点施設(生涯学習センター)及び避難施設の被害調査及び報告に関すること 2 地区防災拠点施設の開設及び運営に関すること 3 避難施設の開設及び運営に関すること 4 地区住民に対する広報に関すること 5 災害対策本部との連絡調整に関すること 6 災害対策本部への支援職員要請に関すること 7 その他本部長の指示する事項 8 各行政区への連絡調整に関すること (応急復旧活動期) 1 初動対応期の事務分掌を継承する

④ 市民生活部

班名	事務分掌
災害総括班 (防災対策課、環境安全課、衛生施設課)	(初動対応期) 1 災害対策本部の庶務に関する事 2 本部長の命令・指示等の伝達に関する事 3 災害対策本部員会議の開催及び運営に関する事 4 総合的な災害対策の調整に関する事 5 各部各班の職員配備計画に関する事 6 被害状況の総括並びに県及び関係機関等への被害状況報告に関する事 と 7 地区担当班の編成、派遣に関する事 8 活動班の業務の指示に関する事 9 部内の連絡調整に関する事 10 塵芥及びし尿処理に関する事 11 緊急に必要とする仮設トイレの設置計画及び管理に関する事 12 その他本部長の指示する事項 13 情報収集班が収集した情報を踏まえた本部長の意思決定に係る補佐に関する事 14 本部長が決定した方針に基づく、班に対する具体的な指示に関する事 15 避難区域の設定に関する事 16 初動体制等災害対策本部体制に関する事 17 警報、避難の指示、緊急通報等の情報伝達等に関する事 18 避難実施要領の作成及び避難住民の誘導等に関する事 19 各種通信システムの起動、通信手段の状態の確認及び非常通信体制の確保に関する事 20 生活関連施設への指示に関する事 21 退避の指示、警戒区域の設定、生活関連等施設(本庁:消防団への指示)等に関する事 22 土砂災害警戒情報発表時の関係課への情報の伝達について (応急復旧活動期) 1 生活支援情報、応急復旧情報の総括に関する事 2 災害廃棄物等の処理に関する事 3 がれき等の一時保管場所の確保に関する事 4 廃棄物及びし尿処理業者との連絡調整に関する事 5 ねずみ族、昆虫の駆除に関する事 6 仮設トイレの管理に関する事 7 その他初動対応期の事務分掌を継承する
市民班 (市民課)	(初動対応期) 1 市民からの問い合わせ等に関する事 2 災害対策本部との連絡調整に関する事 3 応急救助のための食料品類及び生活必需品等の確保・調達及び配給に関する事 4 部内の連絡調整に関する事

<ul style="list-style-type: none"> 5 その他本部長の指示する事項 6 避難住民の運送体制に関する事 7 愛玩動物等の保護等に関する事 8 外国人の安否情報の収集等に関する事 <p>(応急復旧活動期)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 市民相談窓口の開設と運営に関する事 2 災害時要援護者の支援に関する事 3 遺体の収容、一次保存、処理及び埋葬に関する事 4 その他初動対応期の事務分掌を継承する 5 管理する施設における被害調査及び応急復旧に関する事 6 被災者に対する国民健康保険税の減免及び徴収猶予に関する事

⑤ 健康福祉部

班名	事務分掌
社会福祉班 (社会福祉課、男女共同こども課)	<p>(初動対応期)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害調査及び報告に関する事 2 所管施設を避難施設として利用する場合の受入調整に関する事 3 避難施設開設の状況及び集計に関する事 4 避難施設運営の総括に関する事 5 り災児童の援護に関する事 6 所管施設の応急復旧に関する事 7 ボランティアの受入れ及び活動状況の把握に関する事 8 災害対策本部との連絡調整に関する事 9 部内の連絡調整に関する事 10 避難施設の開設及び運営に関する事 11 災害時要援護者の被災状況把握、誘導、救護に関する事 12 障がい者、その他特に配慮を要する者に対する安全確保、情報伝達、及び支援体制に関する事 13 避難支援プランに関する事 14 安否情報の収集・提供に関する事 15 市社会福祉協議会の活動支援、日本赤十字社その他福祉関係団体との連絡調整、救援の全般に関する事 <p>(応急復旧活動期)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 応急保育に関する事 2 保育幼児の健康管理に関する事 3 り災者に対する援護対策に関する事 4 ボランティアの派遣に関する事 5 被災者のり災台帳に関する事 6 その他初動対応期の事務分掌を継承する 7 被災者に対する保育料の減免及び徴収猶予に関する事 8 管理する施設における被害調査及び応急復旧に関する事

高齢福祉班 (高齢福祉課、健康づくり課、高松ホーム)	<p>(初動対応期)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害調査及び報告に関すること 2 施設入所者の避難誘導に関すること 3 災害時要援護者の被災状況把握、誘導、救護に関すること 4 所管施設の応急復旧に関すること 5 避難施設の開設及び運営に関すること 6 防疫活動の総合調整に関すること 7 医療救護施設及び救護班との連携に関すること 8 原町区の防疫に関すること <p>(応急復旧活動期)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時要援護者の支援に関すること 2 その他初動対応期の事務分掌を継承する 3 被災者に対する介護保険料の減免及び徴収猶予に関すること 4 管理する施設における被害調査及び応急復旧に関すること
-------------------------------	---

⑥ 経済部

班名	事務分掌
農林対策班 (農林水産課、原町区産業課)	<p>(初動対応期)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産業施設及び農林畜産物並びに水産物の被害調査及び報告に関すること 2 ダム施設及び工業用水道施設の被害調査並びに報告に関すること 3 農林水産業施設、ダム施設、ため池及び工業用水道施設の応急復旧に関すること 4 農林業被害の応急対策に関すること 5 農林水産業関係団体との連絡調整に関すること 6 米穀の調達に関すること 7 家畜の防疫に関すること 8 災害対策本部との連絡調整に関すること 9 その他本部長の指示する事項 10 備蓄物資の配分等に関すること 11 緊急物資等の運送に係る指定地方公共機関等との連絡に関すること 12 農水産物の供給に関すること <p>(応急復旧活動期)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被災農家に対する融資等に関すること 2 その他初動対応期の事務分掌を継承する 3 農林水産業関係の被害調査・応急対策に関すること 4 家畜の防疫及び死亡獣畜処理等に関すること 5 応急復旧資材等の調達に関すること
商工観光班 (商工労政課、観光交)	<p>(初動対応期)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本部長及び災害総括班の指示により、他班の担当する業務の支援を行うこと

流課、街なか賑わい創出課)	2 土木班の指示による作業従事に関すること 3 各部の支援に関すること 4 商工観光施設及び商工業の被害調査及び報告に関すること 5 危険物等の二次災害の防止のための応急対策活動に関すること 6 企業等との連絡調整に関すること 7 その他本部長の指示する事項 8 関係団体等との情報連絡及び調整に関すること (応急復旧活動期) 1 被害事業者に対する融資等に関すること 2 労務等の確保・供給に関すること 3 その他初動対応期の事務分掌を継承する
---------------	---

⑦ 建設部

班名	事務分掌
都市計画班(都市計画課、原町区都市整備課)	(初動対応期) 1 所管施設の被害調査及び報告に関すること 2 所管施設利用者の避難誘導に関すること 3 所管施設を避難施設として利用する場合の受入調整に関すること 4 緊急を要する仮設住宅の建設に関すること 5 住宅被害収集の協力に関すること 6 所管施設の応急復旧に関すること 7 仮設トイレの設置に係る監督業務に関すること 8 仮設住宅及び建設部所管施設の応急復旧に係る資機材の調達に関すること 9 ヘリポートの確保・運用に関すること 10 市庁舎等市有財産の応急復旧に関すること 11 災害対策本部との連絡調整に関すること 12 部内の連絡調整に関すること 13 その他本部長の指示する事項 14 市営住宅に関すること 15 公園の保全に関すること (応急復旧活動期) 1 避難施設の改善に関すること 2 応急仮設住宅の建設に関すること 3 住宅の応急修理に関すること 4 建築相談の実施に関すること 5 その他初動対応期の事務分掌を継承する 6 応急仮設住宅の運営に関すること 7 建築の制限、緩和等に関すること
土木班(土木課、原町区建設課)	(初動対応期) 1 道路、河川、海岸施設等公共土木施設の被害調査及び報告に関すること 2 水防活動に関すること 3 緊急交通路の啓開及び道路の応急復旧に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> 4 仮設道路・橋梁の建設、交通規制等の応急交通対策に関する事 5 河川・海岸等公共土木施設及び所管施設の応急復旧に関する事 6 地すべり等土砂災害の応急対策に関する事 7 交通規制、代替道路等の広報に関する事 8 その他本部長の指示する事項 9 土木資機材等に関する事 10 交通規制に係る調整等に関する事 11 市街地等の被害状況調査、応急対策に関する事 12 土砂災害危険地域の点検と情報収集について <p>(応急復旧活動期)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 土木関係施設の被害集計及び応急対策の総括に関する事 2 その他初動対応期の事務分掌を継承する 3 用地の確保, 土地の使用・提供等に関する調査, 体制に関する事 4 下水道区域内排水路の応急対策に関する事
--	---

⑧ 上下水道部

班名	事務分掌
水道班 (水道課)	<p>(初動対応期)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害調査(消火栓を含む) 及び報告に関する事 2 水源の調査及び水質に関する事 3 応急配水管及び仮設給水管設置に関する事 4 所管施設の応急復旧に関する事 5 被災地域への応急給水に関する事 6 断水等の広報に関する事 7 災害対策本部との連絡調整に関する事 8 その他本部長の指示する事項 <p>(応急復旧活動期)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 初動対応期の事務分掌を継承する
下水道班 (下水道課)	<p>(初動対応期)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害調査及び報告に関する事 2 下水道施設の応急復旧に関する事 3 下水道施設の被災状況等の広報に関する事 4 その他本部長の指示する事項 <p>(応急復旧活動期)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 初動対応期の事務分掌を継承する

⑨ 医療対策部

班名	事務分掌
医療対策班 (市立総合病院)	<p>(初動対応期)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害調査及び報告に関する事 2 入院患者及び外来患者の安全確保と医療確保に関する事

	3 医療救護班の編成と医療救護所の開設及び運営に関すること 4 医療救護対策本部に協力すること 5 災害対策本部との連絡調整に関すること 6 その他本部長の指示する事項 7 医療救護班の編成及び医療救護所における医療の提供及び助産に関すること 8 医薬品の管理、配分及び調整に関すること 9 管理する施設における被害調査及び応急復旧に関すること (応急復旧活動期) 1 初動対応期の事務分掌を継承する
--	--

⑩ 教育部

班名	事務分掌
教育総務班 (教育総務課)	(初動対応期) 1 教育委員会職員の動員に関すること 2 学校教育施設の被害調査及び報告に関すること 3 避難施設となる所管施設の避難施設開設に関すること 4 教育長の秘書及び車両配備等に関すること 5 学校教育施設の応急復旧に関すること 6 災害対策本部との連絡調整に関すること 7 部内の連絡調整に関すること 8 その他本部長の指示する事項 9 災害時における教育行政の総合調整に関すること (応急復旧活動期) 1 教育委員会所管施設の被害状況集計及び総括に関すること 2 教育関係義援金品等の受付及び配布に関すること 3 避難施設運営の協力に関すること 4 その他初動対応期の事務分掌を継承する
学校教育班 (学校教育課)	(初動対応期) 1 教職員の動員に関すること 2 児童・生徒の避難誘導及び応急対策等に関すること 3 被災児童・生徒の状況把握及び援護に関すること 4 各学校の連絡調整に関すること 5 炊出しに関すること 6 その他本部長の指示する事項 (応急復旧活動期) 1 応急教育に関すること 2 被災児童・生徒に対する学用品の支給に関すること 3 幼児、児童・生徒の健康管理に関すること 4 その他初動対応期の事務分掌を継承する
生涯学習班 (生涯学習課、スポー)	(初動対応期) 1 社会教育施設及びスポーツ施設の来館者等の避難誘導に関すること 2 所管施設の被害調査及び報告に関すること

ツ振興課)	3 避難施設となる所管施設の避難施設開設に関する事 4 所管施設の応急復旧に関する事 5 災害対策本部との連絡調整に関する事 6 部内の連絡調整に関する事 7 その他本部長の指示する事項 8 社会教育及びスポーツ関係団体等との連絡調整に関する事 (応急復旧活動期) 1 初動対応期の事務分掌を継承する
文化財班 (文化財課)	(初動対応期) 1 所管施設の被害調査及び報告に関する事 2 文化財の被害調査及び報告に関する事 3 所管施設の応急復旧に関する事 4 その他本部長の指示する事項 (応急復旧活動期) 1 文化財の復旧に関する事 2 その他初動対応期の事務分掌を継承する

⑪ 活動部

班名	事務分掌
救接受入班 (自治振興課)	(初動対応期) 1 自衛隊及び他関係職員の受入れ及び活動状況の把握に関する事 2 自衛隊及び広域支援職員の派遣要請及び受入れに関する事 3 関係市町村及び関係機関との連絡調整に関する事 4 その他本部長の指示する事項 (応急復旧活動期) 1 初動対応期の事務分掌を継承する
活動班 (博物館、図書館、議会事務局、選管、監査、農業委員会等)	(初動対応期) 1 本部長及び災害総括班の指示により、他班の担当する業務の支援を行うこと 2 土木班の指示による作業従事に関する事 3 各部の支援に関する事 4 議員との連絡調整に関する事 5 市議会との連絡調整に関する事 6 その他本部長の指示する事項 (応急復旧活動期) 1 被害状況の調査集計に関する事 2 その他初動対応期の事務分掌を継承する
会計班 (会計課)	(初動対応期) 1 現金及び物品の出納及び保管に関する事 2 その他本部長の指示する事項 (応急復旧活動期) 1 初動対応期の事務分掌を継承する

⑫ 消防部

班名	事務分掌
消防署班	(初動対応期) 1 消防計画に基づく救助・救急・消防等に関する事 2 地域住民への避難勧告・指示の伝達、避難誘導に関する事 3 危険箇所への立入禁止又は規制に関する事 4 救助、救急活動に関する事 5 その他本部長の指示する事項 6 自主防災組織の支援に関する事
消防団班	1 消防及び水防活動に関する事 2 行方不明者の捜索に関する事 3 災害対策本部との連絡調整に関する事 4 その他本部長の指示する事項 5 警備体制に関する事 6 情報収集・提供等の体制に関する事 7 警備情報の収集に関する事 8 通信体制に関する事 9 装備・資機材に関する事 10 避難住民の誘導に関する事 11 交通規制に係る協力に関する事 12 生活関連等施設の安全確保に関する事 13 救助、救急活動に関する事 (応急復旧活動期) 1 初動対応期の事務分掌を継承する

(5) 応援職員の要請

災害対策本部の各部長は、災害応急活動を実施するにあたり、職員が不足し迅速かつ適切な活動が困難と判断した場合は、総合対策部長に応援職員の派遣を要請する。

要請を受けた総合対策部長は、総合対策部秘書班に指示し、状況が許す限りにおいて応援職員の派遣を行うものとする。

(6) 職員の福利厚生等

本部長は、災害対策に従事する職員の体力・知力・判断力持続のため、健康管理、勤務条件等を考慮し、活動の長期化に対処するとともに、福利厚生の充実を図るものとする。

① 宿泊施設等の確保

総合対策部秘書班は、災害対策に従事する職員の宿泊及び一時的な仮眠施設を、公共施設、民間施設等の一時借り上げによって確保・調整する。

② 食糧等の調達

総合対策部秘書班は、災害対策に従事する職員への食糧等を備蓄物資、炊出し等で確保するほか、必要に応じて協定業者等から調達する。なお、配送については、被災者への救護物資及び給食等の配送とあわせ、輸送の合理化を図る。

③ 職員の家族等に対する配慮

各部長は、職員の家族ないし家屋等が被災し、職員が対応する必要があると判断した場合は、災害対策本部員としての任務を解除し、家族等の救護にあたることを認めるものとする。この場合、本部長の承認を得るものとする。その後、本部長は、連絡調整部連絡調整班に指示し、状況が許す限りにおいて応援職員の派遣を行うものとする。

また、大規模な災害発生時には、24時間体制による防災活動が必要になることから、適切な人員の配置に努めるものとする。

6 区災害対策本部

区対策本部長は災害が発生した場合において災害の規模その他状況により特に必要があると認めたときは、組織及び設置場所等を定めて区役所ごとに区災害対策本部を設置し、速やかに災害対策本部に連絡する。

(1) 設置場所

地域振興課(小高区)、地域振興課(鹿島区)

(2) 区災害対策本部の組織体制

災害の状況に応じて本部長が下図のとおり定める。

区災害対策本部を設置する場合の例

- ・ 区の地域に被害が集中し、現地で対応することが多く見られる場合
- ・ 災害の規模が大きく、災害の初動期において全体での対応が困難な場合

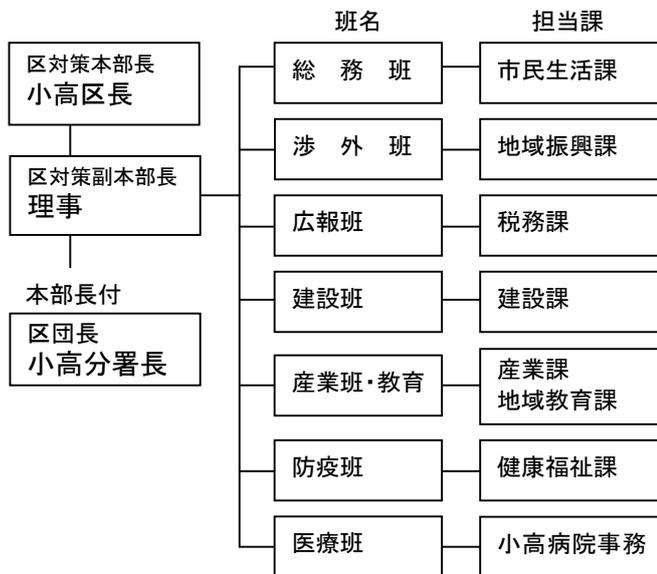
区災害対策本部を解散する場合の例

- ・ 区災害対策本部での業務が安定し、全体での業務で対応できると判断した場合
- ・ 初動期における混乱が収まり、全体での対応が可能になった場合
- ・ 災害応急対策が終了した場合

区対策本部(小高区)

小高区対策本部

区対策本部の事務局は、小高区役所市民生活課に置き、
区対策本部の組織は次の通りとする。

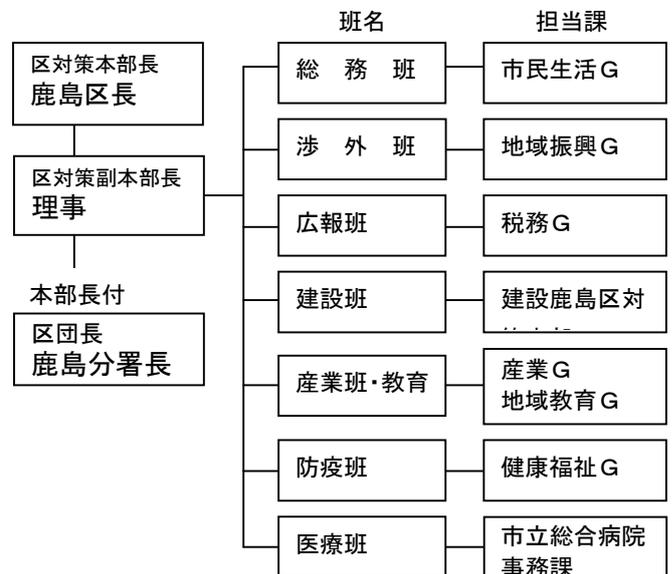


※ 班長は担当課長とする。

区対策本部(鹿島区)

鹿島区対策本部

区対策本部の事務局は、鹿島区役所市民生活Gに置き、
区対策本部の組織は次の通りとする。



※ 班長は担当課長とする。

区対策本部における所掌業務

総務班	1 職員の参集に関する事
小高区	2 行政区、民生委員への連絡調整に関する事
市民生活課	3 区対策本部員や職員のローテーション管理に関する事
鹿島区	4 区対策本部員の食糧の調達等庶務に係る事項に関する事
市民生活G	5 車両の調達に関する事
	6 緊急通行車両の確認申請に関する事
	7 義援金品の受付及び配送に関する事
	8 義援金品の配分に関する事
	9 緊急物資等の運送及び配分に関する事
	10 区役所庁舎における被害調査及び応急復旧に関する事
	11 災害対策本部との連絡調整に関する事

渉外班 小高区 地域振興課 鹿島区 地域振興G	1 警察署、相馬地方広域消防本部、南相馬消防署、小高分署、鹿島分署との連携に関する事 2 市民の権利利益の救済に関する手続きに関する事 3 庁内の連絡調整に関する事
広報班 小高区 税務課 鹿島区 税務G	1 地域災害に関する広報及び広聴に関する事 2 写真等による被災情報の記録・収集等に関する事 3 被災者に対する市民税の減免及び徴収猶予に関する事
建設班 小高区 建設課 鹿島区 建設G	1 住宅等の建設、補修等のための融資等に関する事 2 仮設住宅の運営に関する事 3 市営住宅に関する事 4 公園の保全に関する事 5 市街地等の被害状況調査、対策に関する事 6 被災者住宅再建支援制度に関する事 7 建築の制限、緩和等に関する体制整備に関する事 8 ライフライン(電気、ガス、電話)の確保に関する事 9 用地の確保、土地の使用・提供等に関する調査、体制整備に関する事 10 特殊車両の通行許可に関する事 11 道路及び橋りょうの保全に関する事 12 水防に関する事 13 河川道路等における障害物の除去に関する事 14 土木資機材等に関する事
産業班・教育班 小高区 産業課 地域教育課 鹿島区 産業G 地域教育G	1 関係団体等との情報連絡及び調整に関する事 2 経済団体及び商工会との連絡調整に関する事 3 観光客に対する観光情報の提供及び観光施設管理者との連絡調整に関する事 4 教育施設の被害状況調査、対策に関する事 5 災害時における教育行政の総合調整に関する事 6 被災児童及び生徒の学用品の供給に関する事 7 園児・児童生徒の安全確保及び支援に関する事 8 社会教育施設の被害状況調査、対策に関する事 9 社会教育関係団体等との連絡調整に関する事 10 文化財の保護に関する事 11 文化施設等の被害状況調査、対策に関する事
防疫班 小高区 健康福祉課 鹿島区 健康福祉G	1 移動制約者、困難者の輸送体制の整備に関する事 2 安否情報の収集・提供に関する事 3 被災者に対する保育料の減免及び徴収猶予に関する事 4 要援護者のデータベースの管理に関する事 5 被災者の捜索及び救出に関する事 6 防疫その他の保健衛生に関する事

	<ul style="list-style-type: none"> 7 医療救護に係るボランティアの受け入れに関する事 8 社会福祉協議会活動の支援、日本赤十字社その他福祉関係団体との連絡調整、災害救助の全般に関する事 9 住民の健康維持、保健衛生及び精神衛生管理に関する事 10 高齢者、障がい者、その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事 11 被災者に対する介護保険料の減免及び徴収猶予に関する事 12 高齢者の輸送体制の整備に関する事 13 災害時における環境衛生、環境汚染の防止に関する事 14 埋葬及び火葬に関する事 15 避難者の輸送体制に関する事 16 被災者に対する国民健康保険税の減免及び徴収猶予に関する事 17 廃棄物(し尿を含む)の処理に関する事
医療班 小高区 小高病院 事務課 鹿島区	<ul style="list-style-type: none"> 1 医療救護所における医療救護に関する事 2 医薬品の管理、配分及び調整に関する事 3 民間協力団体に対する医療救護活動の要請に関する事 4 管理する施設における被害調査及び応急対策に関する事

7 災害対策本部の解散

本部長は、市域に災害の発生するおそれなくなった場合、又は当該災害にかかる応急対策が概ね完了したと認められるときは、本部員会議を開催し、災害対策本部を解散する。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法の規定に基づく救助が完了した場合に解散する。

8 設置及び解散の通知

災害対策本部を設置又は解散したときは、連絡調整部連絡調整班は速やかに次の各機関に通知する。

- (1) 県知事
- (2) 防災会議委員
- (3) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
- (4) 陸上自衛隊
- (5) 南相馬警察署
- (6) 公共的団体及び防災上重要な機関
- (7) 災害時相互応援協定を締結している自治体等

9 職務・権限の代行

市長が事故等で職務・権限を遂行できない場合は、以下の順位により代行する。

- ・第1順位 副市長
- ・第2順位 復興企画部長

また、各部長・総括班長の代行は、各部においてあらかじめ定めた職員とする。

10 災害対策本部室の必要備品

総合対策部物資管理班は、災害対策本部室の必要備品として以下のものを本部室に配備するものとする。

- ・優先電話、ファクシミリ、防災行政無線、消防無線、庁内放送設備等の通信機器
- ・テレビ、ラジオ、パソコン等の情報機器
- ・複写機
- ・被害状況図版、住宅地図、その他地図類
- ・福島県地域防災計画、市地域防災計画その他防災関係の図書等
- ・災害時における各種様式・帳簿等
- ・筆記具等事務用品
- ・ハンドマイク、懐中電灯等
- ・その他必要資機材

第2節 防災会議

災害対策基本法第16条の規定に基づき設置し、市地域防災計画の作成及びその実施を推進するほか、市長の諮問に応じて地域に係る防災に関する重要事項を審議する。

所掌事務

- 1 南相馬市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること
- 2 市長の諮問に応じて、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること
- 3 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

第1 防災会議の招集

市長は、災害の規模が大きく、防災関係機関相互の協力体制の確立が必要と認めた場合、市防災会議の構成員を招集し、防災会議を開催する。

市長は、防災会議の招集を決定する場合は、あらかじめ、本部員会議において討議し、決定するものとする。

資料4-1 南相馬市防災会議条例

資料4-2 南相馬市防災会議組織

第3節 防災関係機関等との協力・連携

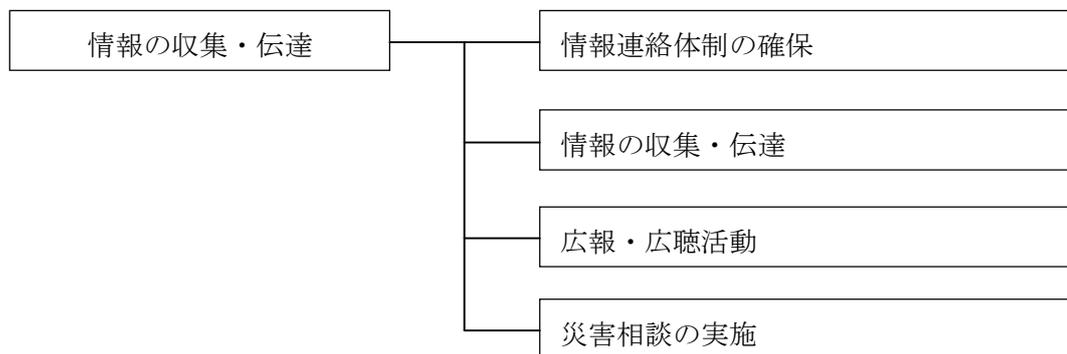
防災関係機関等は、市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、法令、防災業務計画、県地域防災計画、市地域防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施するとともに、市が実施する災害応急対策が円滑に行われるよう、その業務について市に協力するものとし、以下の事項について協力・連携体制を確立する。

- (1) 相互の連絡を行う通信手段の確保(公衆回線、防災行政無線等)
- (2) 防災関係機関から災害対策本部へ連絡員の派遣
- (3) 職員の相互応援、物資・資機材の相互応援等の体制づくり
- (4) その他相互応援を行うために必要な事項

第2章 情報の収集・伝達

災害の発生のおそれが生じた場合、又は災害が発生した場合は、迅速な情報の収集と適切な対策の実施が重要であり、情報連絡体制の確保に努め、迅速な情報収集活動及び伝達・広報等に努める。

【応急活動の体系】

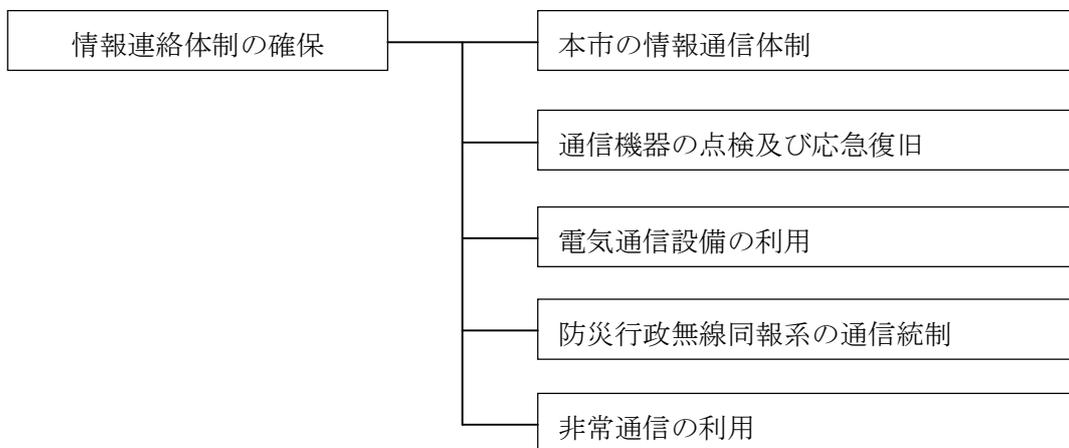


第1節 情報連絡体制の確保

【実施担当部署】

主管	総合対策部広報記録班	電気通信設備の管理運用、防災行政無線の管理、運用
関係部	連絡統制部連絡調整班	県総合情報通信ネットワークの管理運用、各種の情報ネットワークからの情報収集等

【応急対策の体系】



第1 本市の情報通信体制

災害時における本市の情報通信体制は次のとおりである。

通信システム	利用内容等
有線通信設備 (NTT公衆回線)	・職員との連絡、県及び関係防災機関との連絡等における基本的な情報通信手段
防災行政無線	同報系 ・災害時における市民への広報活動等に利用する。 ・基地局、屋外拡声子局、戸別受信機
	地域防災系 移動系 ・災害時における各班及び市内の各防災関連施設等との連絡に活用する。 ・基地局、半固定局、移動局
福島県総合情報通信ネットワーク	・県及び防災関係機関との連絡等に利用する。
各種情報網	・テレビ、ラジオ等の報道機関からの情報の収集 ・インターネット、パソコン通信等の各種情報ネットワークからの情報の収集

第2 通信の確保

1 災害時の通信手段

- (1) 市及び防災関係機関は災害発生後直ちに防災行政無線基地局、県総合情報通信ネットワークシステム、電話、ファクシミリ、インターネット等の情報行政通信手段の機能確認を行うとともに、支障を発見した場合は、直ちに施設・設備の応急復旧を行う。
- (2) 市が行う災害に関する情報の伝達もしくは被害情報の収集伝達、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として有線電話(加入電話)、無線通信及び市防災行政無線により速やかに行う。
- (3) 加入者電話を使用する場合には、回線の状況により「災害時優先電話」を利用する。
また、通信の緊急度に応じ、非常又は緊急通信として特番「102」通話により接続を依頼する。
- (4) 市は、電子メールを災害発生時の連絡手段として活用し、速やかな情報連絡を行うものとする。
その際、電子メールの情報が対応されずに埋没することのないよう、情報の受け手は速やかに内容を確認の上対応、もしくは担当部署への割り振りを行う。
- (5) 情報通信手段が制約される場合、市は上記のうち使用可能な手段が確認され次第、県及び防災関係機関に対し、当該手段で連絡するよう速やかに周知するものとする。

2 各種通信施設の利用

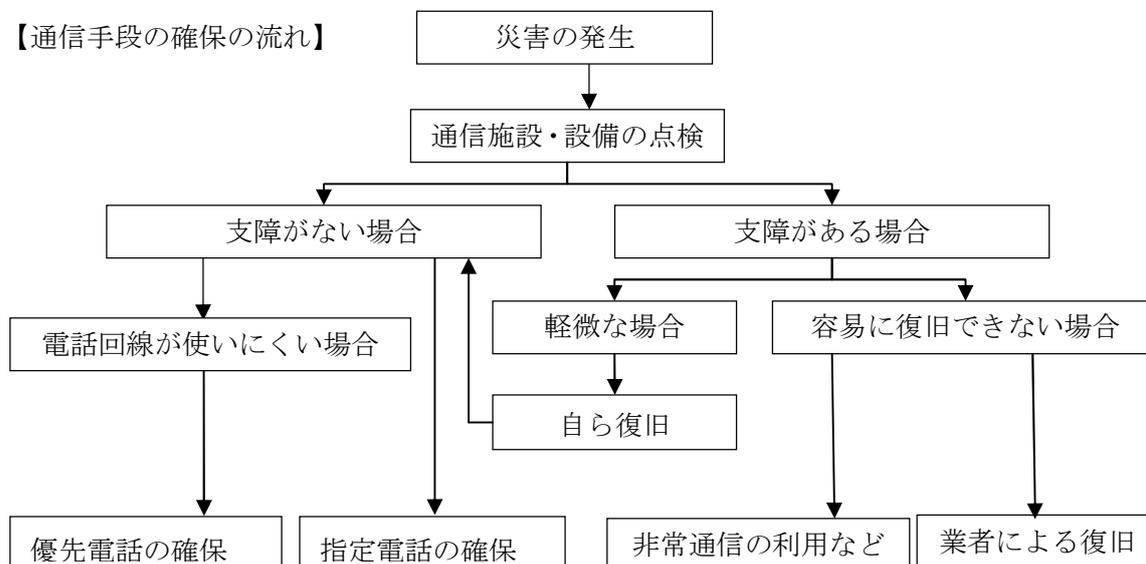
市は、加入電話及び市防災行政無線等が使用不能になったときは、東北地方非常通信ルートに基づく東北地方整備局・南相馬警察署・東北電力(株)、社団法人アマチュア無線連盟福島県支部及びアマチュア無線赤十字奉仕団等の協力を得て、その無線通信施設の利用を図るものとする。

第3 通信機器の点検及び応急復旧

総合対策部広報記録班、連絡調整部連絡調整班は、災害の発生のおそれがある場合又は災害発生後、直ちに防災行政無線基地局、県総合情報通信ネットワーク、電話、

ファクシミリ、パソコン等の通信機能を点検し、支障を発見した場合は、直ちに施設・設備の応急復旧を行う。

【通信手段の確保の流れ】



第4 電気通信設備の利用

1 指定電話による連絡等

災害時における関係防災機関との相互連絡については、あらかじめ定められている指定電話による。指定電話については、日常業務等での使用を制限するとともに、広報記録班は、通信事務従事者を配置し、総合対策部総括班長の統括のもと通信連絡にあたる。

2 災害時優先電話の利用

災害時における二次災害の予防、救援、復旧等に関し緊急を要する事項等については、電気通信設備の優先利用(災害時優先電話)を行うことができる。

そのため、市は、非常通話、緊急通話をかける電話番号をあらかじめNTT東日本に登録しておくものとする。ただし、災害時において緊急の場合は、あらかじめ登録していない加入電話でも、非常電話・緊急電話に該当すると認められる場合は優先利用が可能であることから、広報記録班は、必要に応じて災害時優先電話の登録を行うものとする。

第5 防災行政無線（同報通報系、移動系）の通信統制

防災行政無線（同報通報系、移動系）については、通常の配備体制による使用を原則とするが、回線が混雑し、通信回線の確保を図るために必要と認められる場合、総合対策部広報記録班は、移動局の集中管理、通話の統制等必要な措置を講じる。

第6 非常通信の利用

県及び防災関係機関との連絡等において、加入電話が不通となり、かつ、防災行政無線、県総合情報通信ネットワーク等での情報通信では対応が困難な場合においては、広報記録班は、南相馬アマチュア無線クラブ等の協力を得て、その無線通信施設の利用を図るものとする。

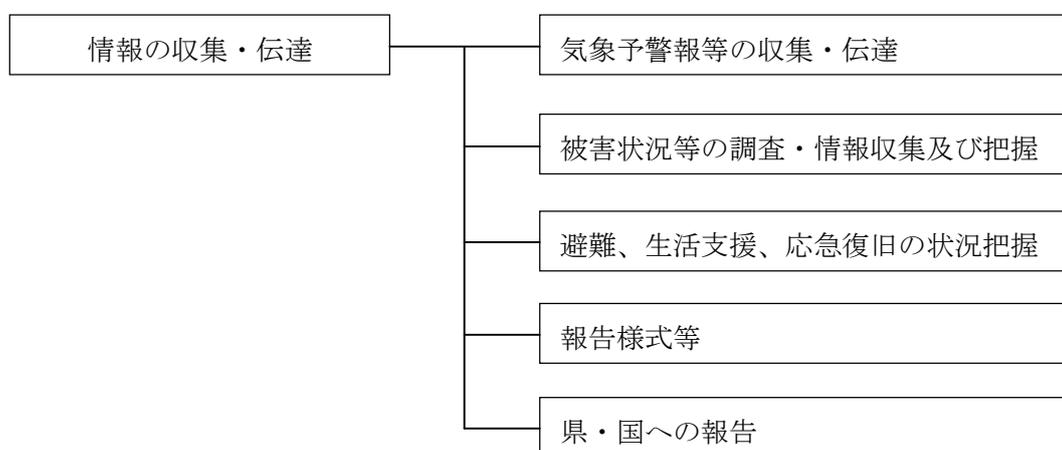
資料4-8 災害非常無線通信の協力に関する協定

第2節 情報の収集・伝達

【実施担当班】

主 管	総合対策部情報収集班	各種情報の収集管理
	連絡調整部連絡調整班	県総合情報通信ネットワークからの情報の受理及び県への被害等の報告
関係部	各部各班	それぞれの所管の情報収集及び報告

【応急活動の体系】



第1 気象予警報等の収集・伝達

1 気象等の予警報の発表基準

(1) 本市に関する予警報の発表

気象業務法に基づく気象等の予警報は、福島地方気象台から発表される。気象台では、各種の予警報について、福島県全域または区域に細分して限定して行うものであり、市は、一次細分では、「浜通り」に、市町村等をまとめた地域では「浜通り北部」に属する。

なお、福島地方気象台は地震後の警報等暫定基準を設定し、市内で震度5強以上が観測された場合等においては大雨警報・注意報、洪水警報・注意報基準を引き下げて運用する。

【注意報、警報の細分区域】

細分区域	市が含まれる細分区域の名称
一次細分	浜通り
市町村等をまとめた地域	浜通り北部（南相馬市、相馬市、新地町、飯館村）

【暫定基準を設定する事象】

ア	大雨警報・注意報(土砂災害を対象) <ul style="list-style-type: none"> ・震度5強以上の地震を観測した場合 ・土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等が発生した場合 ・その他の原因により、土砂災害に対する社会環境の脆弱化が想定できる場合
イ	洪水警報・注意報 <ul style="list-style-type: none"> ・河川構造物が損傷を受け、通常よりも洪水による被害が起きやすくなっている場合 ・土砂災害などによる大規模な河川閉塞があった場合 ・その他の原因により、洪水災害に対する社会環境の脆弱化が想定できる場合 <p>但し、事象による影響範囲が極めて限られている場合で、当該地域において災害に対する避難体制が独自に確立されている場合には、暫定基準は設定せず、必要に応じて当該地域に対する気象情報の提供を行う。</p> <p>なお、ア・イ以外の、風、融雪、波、高潮などに関する警報・注意報についても、家屋倒壊や防風林の倒木、防波堤・防潮堤の損壊、広範囲の地盤沈下などの状況によっては暫定基準の設定が考えられる。</p>

(2) 一般の注意報及び警報

① 注意報

種類	発表基準
風雪	平均風速が12m/s以上で、雪を伴い被害が予想される場合
強風	平均風速が12m/s以上で、主として強風による被害が想定される場合
大雨	大雨によって被害が想定される場合 1時間雨量 30mm以上 3時間雨量 50mm以上 24時間雨量 平地60mm以上、山地100mm以上
洪水	洪水によって被害が予想される場合 1時間雨量 30mm以上 ただし、総雨量60mm以上 3時間雨量 50mm以上 ただし、総雨量60mm以上 24時間雨量 平地80mm以上、山地120mm以上
大雪	大雪によって被害が予想される場合 12時間降雪の深さ 平地10cm以上、山沿い20cm以上
濃霧	濃霧のため交通機関に著しい支障を及ぼすおそれのある場合 視程が陸上で100m以下、海上で500m以下
雷	落雷等により被害が想定される場合

乾燥	空気が乾燥し火災の危険性が大きいと予想される場合 実効湿度 60%以下、最小湿度 40%以下、風速 8m/s 以上 実効湿度 60%以下、最小湿度 30%以下
なだれ	なだれが発生し被害があると予想される場合 山沿いで 24 時間降雪の深さが 40cm 以上 積雪が 50cm 以上で、日平均気温 3℃以上の日が継続
着氷・着雪	着氷や着雪が著しく、通信線や送電線等に被害が予想される場合 大雪注意報の条件下で気 が 2℃より高い場合
浸水	浸水によって被害が想定される場合、他の気象注意報に含めて発表される
霜	早霜、晩霜等により農作物に著しい被害があると予想される場合 早霜+、晩霜期に最低気温が概ね 2℃以下。注：+は農作物の成育を考慮し実施する
低温	低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合 (夏期) 最高、最低又は平均気温が平年より 4～5℃低い日が数日以上続く (冬期) -8℃以下又は-5℃以下の日が数日続く
地面現象	山崩れ、地すべり等によって被害が予想される場合、他の気象注意報に含めて発表される
高潮	高潮によって海岸付近の低い土地に浸水すること等により被害が予想される場合 小名浜の潮位が東京湾平均海面(TP) 上 1.0m 以上
波浪	風浪、うねり等によって被害があると予想される場合。有義波高 3m 以上
融雪	融雪により被害が予想される場合

② 警報

種類	発表基準
暴風	平均風速が 18m/s を超え、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
暴風雪	平均風速が 18m/s を超え、雪を伴い、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
大雨	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 1 時間雨量 50mm 以上 ただし、総雨量 100mm 以上 3 時間雨量 80mm 以上、ただし、総雨量 100mm 以上 24 時間雨量 平均 130mm 異常、山地 180mm 以上
洪水	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 1 時間雨量 50mm 以上 ただし、総雨量 100mm 以上 3 時間雨量 80mm 以上、ただし、総雨量 100mm 以上 24 時間雨量 平均 130mm 以上、山地 180mm 以上
大雪	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 24 時間降雪の深さ 平地 30cm 以上、山沿い 70cm 以上
地面現象	山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合、他の気象警報に含めて発表される

高潮	高潮によって海岸付近の低い土地に浸水すること等により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 小名浜の潮位が東京湾平均海面(TP) 上 1.4m 以上
波浪	風浪、うねり等によって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 有義波高が 6 m 以上
浸水	浸水によって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合、他の気象注意報に含めて発表される

③ 特別警報

種類	発表基準
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合

(3) 注意報、警報及び特別警報の発表・解除等

- ① 注意報、警報及び特別警報は、必要に応じて直ちに発表される。
- ② 注意報、警報及び特別警報は、注意する事項又は警戒する事項の必要がなくなった場合は、解除される。解除されるまでは継続する。
- ③ 新たに注意報、警報及び特別警報が発表される場合は、これまで継続中の注意報、警報及び特別警報は自動的に解除又は更新される。

2 気象情報

気象等の予報に係りのある台風その他の異常現象等についての情報が発表される。

3 気象予警報等の伝達系統

気象予警報等は、福島地方気象台から、県総合情報通信ネットワーク及び報道機関を通じて市に伝達される。

(1) 災害対策本部が設置されている場合の措置

災害対策本部が設置されている場合は、総合対策部情報収集班が受理し、災害対策本部に報告する。災害対策本部は、市民への広報の必要があると判断した場合は、総合対策部広報記録班を通じて市民への広報を行う。

(2) 災害対策本部が設置されていない場合の措置

① 勤務時間内

勤務時間内においては、危機管理課が受理し、復興企画部長を通じて市長に報告する。市長は、市民への広報の必要があると判断した場合は、危機管理課に市民への広報を指示する。危機管理課は、防災行政無線等を通じて市民に広報する。

② 勤務時間外

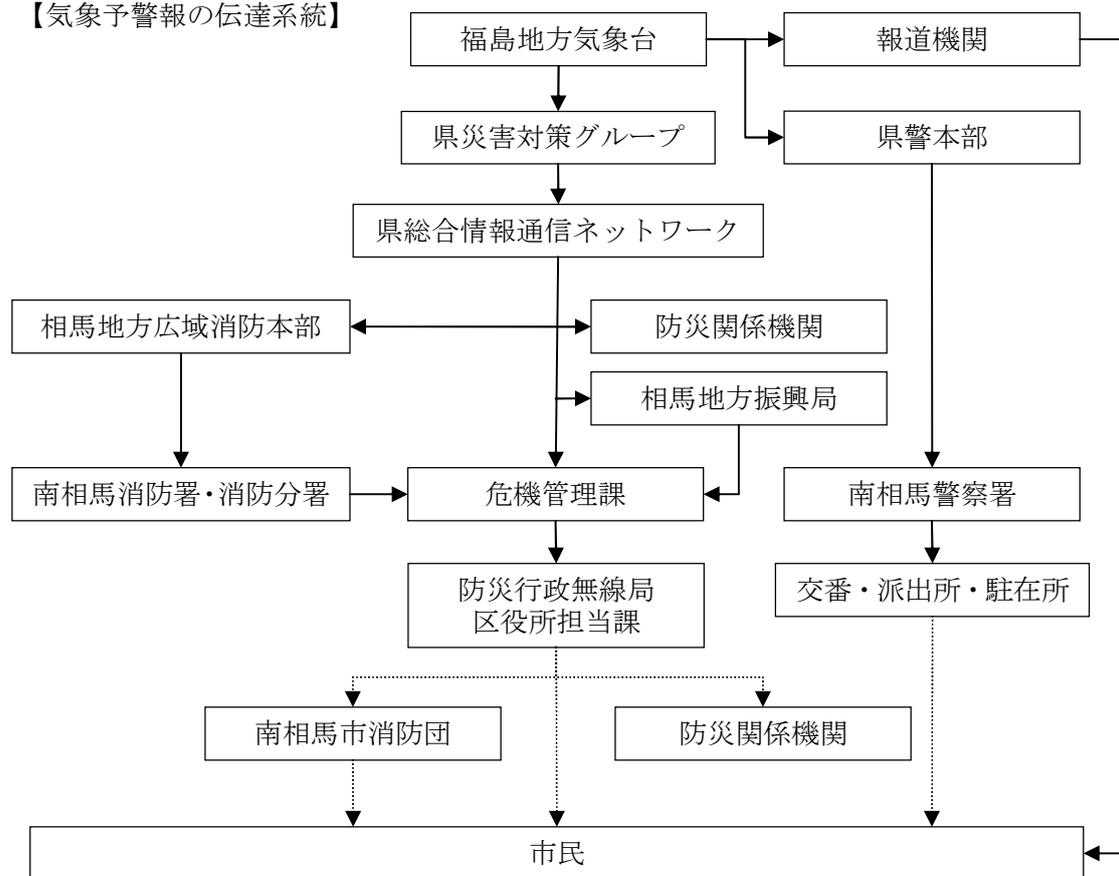
勤務時間外においては、部長級以上の職員並びに危機管理課長へ注意報・警報メール通知により伝達される。危機管理課長は、市民への広報が必要と判断される場合は、復興企画部長及び市長に報告し、市長は、市民への広報の必要があると判断した場合は、危機管理課長に市民への広報を指示する。危機管理課長は、防災行政無線等を通じて市民に広報する。

気象予警報を市民に防災行政無線を通じて直接伝達する場合の例

- ・津波注意報、津波警報、大津波警報が発表されたとき
- ・大雨・洪水の警報が発表され、現実に大雨となっているために洪水等の被害が想定されるとき

※市民における気象予警報の把握は、市民自らがテレビ・ラジオ等の報道機関からの情報を得ることを基本とする

【気象予警報の伝達系統】



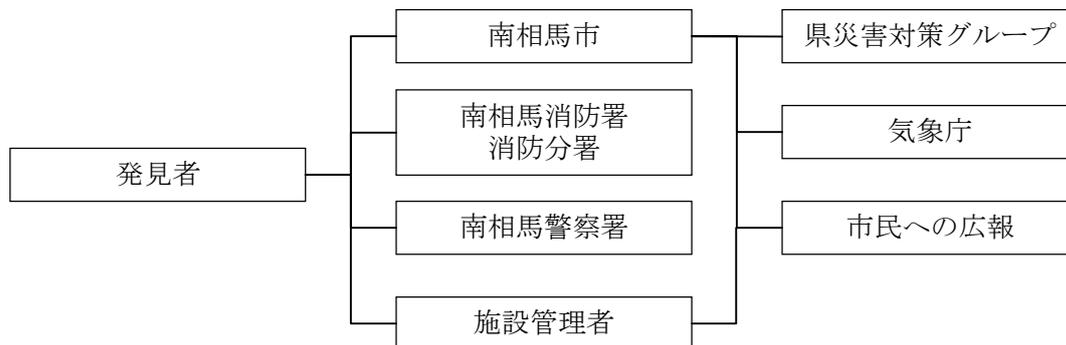
←..... 特に広報の必要があると認められる場合に伝達されるルート

4 異常現象通報

(1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに施設管理者、市長又は警察官等に通報する。異常な現象とは概ね次のような事象を指す。

- ① 気象に関するもの：著しく異常な現象(竜巻、強い降ひょうなど)
- ② 地象に関するもの：気象に密接に関連する地面の諸現象(土砂崩れ、がけ崩れなど)
- ③ 水象に関するもの：洪水など

(2) 市長は異常現象の通報を受けた場合、県、関係機関、施設管理者等に通報する。

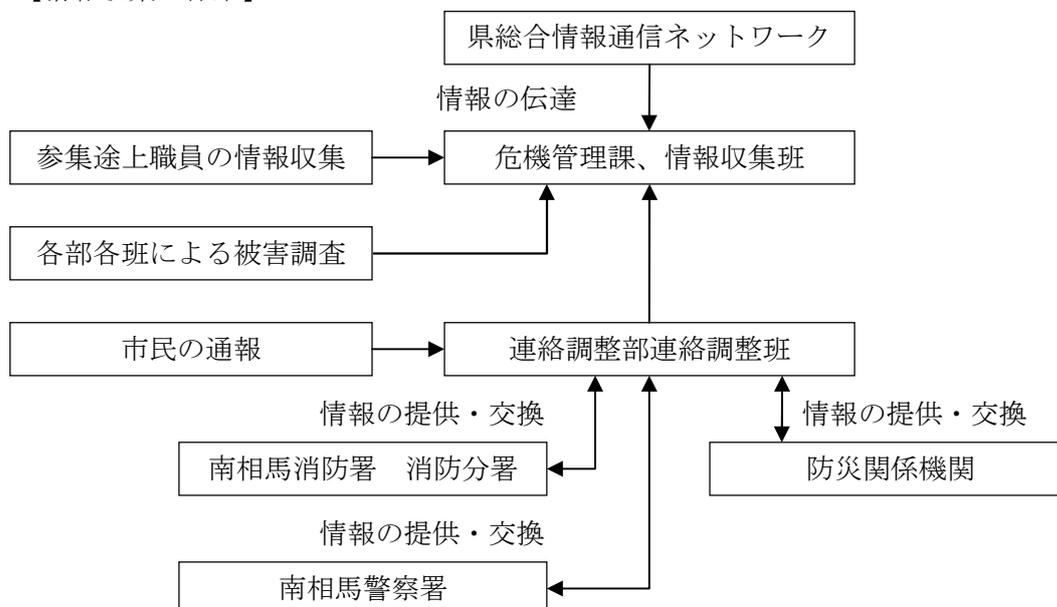


(3) 市民への周知徹底

市は、異常な現象により、災害の発生するおそれがあると認められる場合は、早急に広報車等により避難準備等を行うよう市民に周知徹底するとともに、必要に応じて避難勧告等の措置を講じる（「第6章 第1節 避難の勧告・指示等」参照）。

第2 被害状況等の調査・情報収集及び把握

【情報収集の体系】



1 勤務時間外における参集途上職員等の情報収集

参集途上の市職員は、被害情報について確認できる範囲で概況を把握し、参集後直ちに総合対策部情報収集班に報告する(第1章第2節第2参照)。

2 緊急初動期における被害状況の収集・把握

(1) 情報収集班による情報収集

災害発生直後の緊急初動期においては、人命にかかる災害情報の収集に重点を置くものとし、総合対策部情報収集班は、災害応急活動をすすめる各部各班及び関係機関から以下の情報を収集・把握する。

収集する情報	情報収集実施担当部	主な情報入手関係機関	
人的被害状況	死者、負傷者等	消防部消防団班 南相馬警察署	
要救出現場・危険箇所	家屋倒壊	消防部消防団班、 総合対策部情報収集班、 建設部都市計画班	南相馬警察署
	土砂災害	消防部消防団班、 建設部土木班	南相馬警察署、 南相馬消防署
	水害	消防部消防団班、 建設部土木班	南相馬警察署、 南相馬消防署
	火災	消防部消防団班	南相馬消防署
緊急輸送に関する交通情報	緊急輸送路、主要道路の被災状況	建設部土木班	磐城国道事務所原町維持出張所、 県
	鉄道の被災状況	連絡調整部連絡調整班	東日本旅客鉄道(株)
	ヘリポートの被災状況	建設部都市計画班	
医療情報	医療機関の被災状況(施設の被災状況、患者の被災状況等)	健康福祉部社会福祉班 医療対策部医療対策班	郡医師会、市歯科医師会、 整骨師会、市薬剤師会
	医師(診療科目毎)、看護師等の要員確保及び空き病床の確保	医療対策部医療対策班	郡医師会、市歯科医師会、 整骨師会、市薬剤師会
ライフライン施設等の情報	上水道施設の被災状況	建設部水道班	
	下水道施設の被災状況	建設部下水道班	
	電力施設の被災状況	連絡調整部連絡調整班	東北電力(株)
	ガス施設の被災状況	連絡調整部連絡調整班	各ガス事業者
	通信施設の被災状況	連絡調整部連絡調整班	N T T 東日本

(2) 市民からの電話による情報収集

災害時には、市及び消防署、消防分署、警察署等防災関係機関に市民から直接電話による通報(人命救助、火災、土砂災害等)が集中することが予想される。

市に直接かかる電話については、連絡調整部連絡調整班が対応するものとし、緊急性の高い情報と、緊急を要しない情報を区分し、緊急を要する情報については、情報収集班に直ちに報告する。

緊急を要する情報の例

- ・火災、事故等の通報
- ・土砂災害、家屋倒壊等による人命救助の要請
- ・土砂災害、洪水等の危険性の通報
- ・通行不能区間の通報
- ・公共施設等の被災情報
- ・断水・停電などの情報
- ・その他、緊急を要すると捉えられる事項

(3) 情報への対応

情報収集班は、収集した情報のうち、迅速に対応すべき情報については、関係各部及び関係機関に通報するとともに、災害対策本部に報告する。

災害対策本部は、関係各部及び関係機関で対応が困難と判断した場合は、職員による救助班を編成・派遣し、災害救助等の緊急対策を行う。市職員のみでの対応が困難な場合は、広域応援要請等を行う。

3 緊急初動期以降の被害状況の収集・把握

緊急初動期以降の情報収集は、それぞれの各部各班が行うものとし、各部各班は、自己の班に属する被害状況を収集・把握し、速やかに総合対策部情報収集班へ報告する。

なお、自己の班に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに総合対策部情報収集班へ報告する。また、被害状況を専門的に把握するために必要と認められる場合は、部内で調整を行い、困難な場合は他部の協力を得て調査を行う。

把握する内容と実施担当は、次のとおりである。

把握する内容		実施担当	関係機関
人的被害	死者、行方不明者の状況 負傷者の状況 り災世帯及びり災者の把握	総合対策部情報収集班 消防部消防団班 医療対策部医療対策班	南相馬警察署 南相馬消防署 陸上自衛隊 郡医師会
住家被害	全壊・半壊・一部損壊の状況 全焼・半焼の状況	総合対策部情報収集班 建設部都市計画班 消防部消防団班	
	建築物応急危険度判定	総合対策部情報収集班、 建設部都市計画班	県
非住家被害	公共建物(官公署庁舎、公民館等)	総合対策部物資管理班、 関係各部各班	
	その他(倉庫、土蔵、車庫等)	総合対策部物資管理班	
その他被害	田畑の被害状況 農林水産業施設の被害状況 農産被害、畜産被害、水産被害の状況	経済部農林対策班	農業協同組合 森林組合 漁業組合 土地改良区等関係団体
	商工被害の把握	経済部商工観光班	商工会議所等関係団体
	文教施設の被害状況	教育部教育総務班	
	医療機関の被害状況	健康福祉部社会福祉班	医師会
	道路、橋梁の被害状況	建設部土木班	県
	河川、水路の被害状況	建設部土木班	県
	上水道施設の被害状況	建設部水道班	
	下水道施設の被害状況	建設部下水道班	
	ごみ処理施設等の被害状況	災害総括班(環境安全課、衛生施設課)	
	有害物資保管施設の被害状況	消防部消防団班 経済部商工観光班	南相馬消防署、県
	土砂災害の被害状況	建設部土木班	県
	電気、ガス、電話、鉄道の被害状況	連絡調整部連絡調整班	東北電力(株) ガス供給事業者 N T T 東日本 東日本旅客鉄道(株)

資料編 6-1 被害状況等報告基準

資料編 6-2 滅失住宅の判定基準

4 り災状況、被害金額の把握

詳細被害状況に基づき、り災状況と被害金額を把握する。

5 被害状況の集約・整理

(1) 被害状況の集約

総合対策部情報収集班は、各部各班及び関係機関から報告を受けた被害状況を集約する。

(2) 被害状況の整理

総合対策部情報収集班は、集約した状況を常に整理し、各部や関係機関に速やかに報告できるよう準備する。

第3 避難、生活支援、応急復旧の状況把握

各部各班は、被災者の安全と生活の確保を図るために、避難時の状況把握と市民生活の状況及び生活支援の状況並びに応急復旧の状況把握を行い、災害後の段階に応じた適切な対策を行う。

1 避難施設の状況等把握

避難施設の状況等の把握は、健康福祉部社会福祉班が連絡調整部地区担当班と連携して行うものとする。

段 階	避難者に関するもの	避難施設に関するもの	生活支援情報その他
緊急初動期 (1日程度)	避難状況 災害時要援護者避難 状況	避難施設開設状況	
初動期 (3日程度まで)	健康状況の把握 生活関連の要望把握	施設設備の問題点 等把握	必要食糧・給水量の把握 必要生活物資等の状況 ボランティア等の活動 状況の把握 トラブル等の把握
初動期以降	移動者等の把握		生活再建関連の市民要 望の把握

2 被災者への生活支援等状況把握

被災者への生活支援等の把握については、避難施設及び地区防災拠点(生涯学習セン

ター)においては連絡調整部地区担当班が行い、本庁舎においては、市民生活部市民班が市民相談窓口を設置して把握する。

ライフライン等の復旧状況については、総合対策部情報収集班で集約・整理され、健康福祉部社会福祉班、高齢福祉班、市民生活部市民班に届けられる。健康福祉部社会福祉班、高齢福祉班、地区担当班は、これらの情報を、情報掲示板を通じて各避難施設に広報する。また、市民生活部市民班は、これらの情報を基に市民相談等に対応するものとする。

段 階	生活支援活動状況の把握	市民生活要望の把握
緊急初動期 (1日程度)	避難施設、給水所、救護所等の生活支援施設の設置状況の把握 避難勧告・指示、警戒区域設定の把握	電話等による市民要望の把握
初動期 (3日程度まで)	避難施設、給水所、救護所等の生活支援施設の運営状況の把握 ボランティア等の活動状況の把握 道路、公共交通機関の規制・運行状況等の把握 ライフライン施設の被災状況の把握 商店等の被災状況の把握	避難施設、地区防災拠点、市民相談窓口等における市民要望の把握
初動期以降	施設の運営状況と問題点の把握 道路、公共交通機関の規制・運行状況等の把握 ライフライン施設の復旧状況の把握 商店等の開店情報の把握 学校の再開等教育関連情報の把握	

3 応急復旧状況等の把握

被災した施設については、施設を所管する関係各部各班が被災状況を把握するものとし、水道、下水道、電気・ガス、電話、鉄道、バス等の生活に密着したライフライン施設については、毎日その復旧状況を把握し、総合対策部情報収集班に報告する。総合対策部情報収集班は、担当する各部各班を通じて住民に対する広報を行うものとする。

第4 報告様式等

各部各班は、被害状況報告、物資の供給、施設の応急復旧等の応急対策活動を行った場合は、文書によって活動状況等を取りまとめ総合対策部情報収集班に報告するも

のとする。

報告形式は、様式として定めるもののほか、特に定めていないものについては、適宜判断して報告するものとする。

資料編 6-3 被害状況報告書様式等

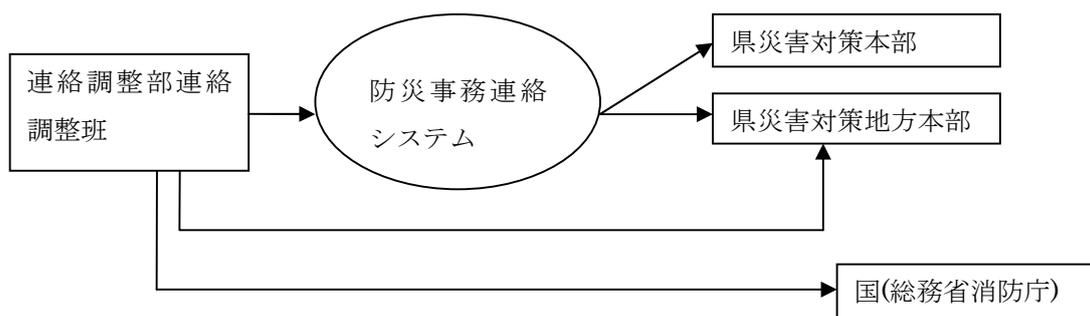
第5 県・国への報告

1 報告の方法等

総合対策部情報収集班は、各部各班から報告を受けた被害情報、生活支援情報、応急復旧状況等について定期的にとりまとめる。とりまとめた情報は、直ちに、災害対策本部を総括する災害総括班、県・防災関係機関等に報告する連絡調整部連絡調整班、市民への広報を担当する総合対策部広報記録班に配布・伝達する。

- (1) 県への報告は連絡調整部連絡調整班が担当し、福島県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」により行うことを基本とする。
- (2) 被災等により防災事務連絡システムが使用できない場合、電話、ファクシミリ、電子メール等により県災害対策地方本部へ被害情報を報告する。
- (3) なお、いずれの場合においても県への報告ができない場合は、直接、国(総務省消防庁)へ被害状況等の報告を行い、事後に県に報告するものとする。

●被害状況報告の流れ



● 報告先

報告先	報告手段	電話番号等
県災害対策グループ	NTT 回線	024-521-7194 FAX 024-521-7920
	総合情報通信ネットワーク	衛星系 電話 80-201-2632、2640 FAX 80-201-5524 地上系 電話 81-11-201-2632、2640 FAX 81-11-201-5524
県災害対策地方本部 (相双地方振興局)	NTT 回線	0244-26-1143 FAX0244-26-1120
	総合情報通信ネットワーク	衛星系 電話 80-700-751 FAX 80-700-750 地上系 電話 81-11-760-266 FAX 81-11-700-750
国(消防庁) 等	NTT 回線	電話 03-5253-7527(応急対策室)、 03-5253-7777(宿直室) FAX 03-5253-7537(応急対策室)、 03-5253-7553(宿直室)
	消防防災無線	電話 90-49013(応急対策室)、 90-49102(宿直室) FAX 90-49033(応急対策室)、 90-49036(宿直室)
	地域衛星通信ネットワーク	電話 77-048-500-90-49013(応急対策室)、 77-048-500-90-49102(宿直室) FAX 77-048-500-90-49033(応急対策室)、 77-048-500-90-49036(宿直室)

(1) 報告の種類

① 概況報告

被害発生後直ちに報告する。

② 中間報告

被害状況を掌握した範囲でその都度行う。報告においては、集計日時を明記する。

③ 確定報告

被害の状況が確定した段階で行う。

(2) 報告の様式

報告様式は県の定める被害報告書様式による。

資料編 6-3 被害状況報告書様式等

(様式 6-3-1 被害状況等)

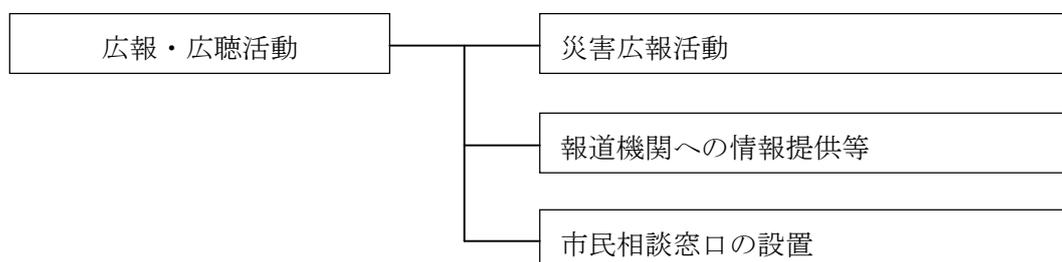
第3節 広報・広聴活動

市は、情報不足による混乱の発生を防止するため、平常時の広報手段を活用するほか、避難施設への広報紙の掲示など、多様な方法によって正確な情報の広報活動を実施する。また、市民の相談窓口を設置し、被災者の不安や悩みの解消に努めるなど、広聴活動を実施する。

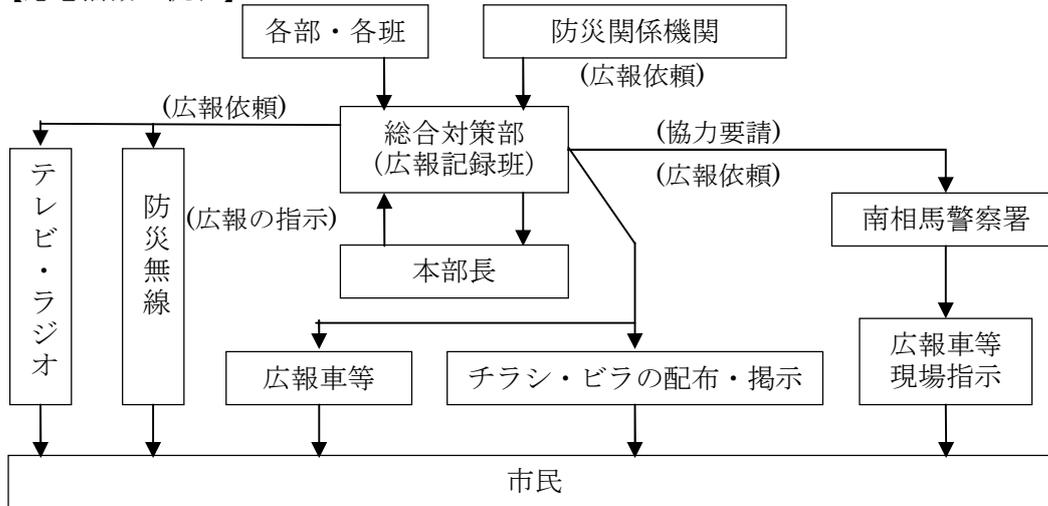
【実施担当班】

主 管	総合対策部広報記録班	各種広報活動の推進
	連絡調整部連絡調整班	市民、報道機関等からの電話への対応、外国人への対応
	市民生活部市民班	市民相談窓口の設置と広聴活動の推進
関係部	総合対策部情報収集班	各種情報の収集管理と伝達
	連絡調整部地区担当班	地区防災拠点における広報と市民相談の対応
	健康福祉部社会福祉班	災害時要援護者への対応

【応急対策の体系】



【応急活動の流れ】



第1 災害広報活動

総合対策部広報記録班は、情報収集班からの情報を受理し、災害情報、生活支援情報、復旧情報等の市民向けの広報活動を実施する。また、災害直後等における市民、報道機関等からの問い合わせ等の電話については、連絡調整部連絡調整班が対応する。

1 災害後の段階に応じた広報活動

	災害情報	生活支援情報	復旧情報	その他
緊急初動期 (1日程度)	被害概況情報 交通規制等の情報 避難勧告等の情報 二次災害防止情報	避難施設情報		被災者情報
初動期 (3日程度)	被害概況情報 ライフライン情報 交通規制等の情報 避難勧告等の情報	避難施設情報 給水・給食場所情報 救護所等情報 仮設トイレ情報	ライフライン復旧情報 交通施設復旧情報	被災者情報 行政関連情報 救援活動情報
初動期以降	被害詳細情報	各種生活支援情報	各種復旧情報	行政施策情報 学校教育情報

2 広報活動の方法等

市は、所管区域内の防災関係機関と調整を図り、住民に対し防災行政無線、広報車、

ホームページやソーシャルネットワークサービス、携帯電話への緊急情報等メールサービス、テレビ・ラジオ、みなみそうまチャンネル、臨時災害FMの開設、さらに既存のコミュニティFM放送局等を活用し、広報活動を行う。

(1) 災害後の段階に応じた広報活動の方法等

	広報活動の基本方針	広報手段・方法等
緊急初動期	被災者の救助救護、二次災害の防止等に重点をおいて広報活動を行うものとする。	広報は、広報車、車載拡声器、メガホン、口頭、掲示、防災行政無線による広報、職員による伝令・伝達、インターネット、ソーシャルネットワークサービス、携帯電話、公共情報コモンズ、報道機関等、あらゆる手段を活用する。 特に、避難勧告、二次災害の防止に関する情報については市民への情報伝達の徹底を図る。
初動期	市民生活の安定と被災者への支援を基本として広報活動を行う。	緊急初動期の広報活動を継続するほか、広報紙の配布、避難所における掲示板への掲示を行う。
初動期以降	応急復旧活動、生活支援活動等が本格化した段階においては、市民生活の安定・再建と、日常的な社会活動の再開を目指して、各種生活支援情報、各種応急復旧情報、行政施策情報、学校教育情報等を広報する。 特に被災した市民を対象とした各種の行政情報については、市民に十分伝達されるように配慮する。	

(2) インターネットを利用した広報の留意点

インターネットを利用して広報を行う場合、以下の点に留意する。

- ① 災害発生時において、ホームページは重要な情報源であることから、簡易版ホームページを開設する。ミラーサーバ等を立ち上げるなど、アクセス集中による閲覧障害を回避するよう努めるものとする。
- ② 受け手が必要な情報を選別して入手できるよう、重要な情報や優先順位の高い情報をわかりやすく提供するよう努めるものとする。
- ③ 災害情報を発信する際は、多様な媒体から情報を閲覧でき、受け手が加工しやすい形式で提供するよう努めるものとする。
- ④ 住民自らが情報を入手できるよう、携帯電話やパソコン等、個人用情報端末の活用について周知するものとする。

- (3) 公共情報コモンズを利用した広報
市は公共情報コモンズに災害情報等を発信し、多様な媒体を通じて速やかに住民へ伝達できるようにする。

3 広報する内容

- (1) 地域の被害状況に関する情報
(2) 地域の避難に関する情報
- ① 避難の勧告に関すること
 - ② 収容施設に関すること
 - ③ 指定された避難所以外に避難した被災者への支援情報
- (3) 地域の応急対策活動に関する情報
- ① 救護所の開設に関すること
 - ② 交通機関及び道路の復旧に関すること
 - ③ 電気、水道の復旧に関すること
- (4) 安否情報、義援物資の取り扱いに関する情報
(5) その他住民に必要な情報(二次災害防止に関する情報を含む。)
- ① 給水及び給食に関すること
 - ② 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること
 - ③ 防疫に関すること
 - ④ 臨時災害相談所の開設に関すること

4 市町村間の協力による広報

市は、サーバー等の被災によりホームページでの情報発信が不可能になった場合に備え、災害時相互応援協定等により、支援する市町村が被災した市町村に代わってホームページの開設や情報の掲載を代行し、迅速に情報を発信する仕組みの構築に努める。

5 防災関係機関の広報活動

電力、電話、ガス、鉄道・バス等の防災関係機関においては、これらの施設が被災した場合、緊急初動期から迅速な広報を自ら行うものとする。

6 災害時要援護者への広報

総合対策部秘書班及び情報収集班は、健康福祉部社会福祉班、高齢福祉班と協力して、文字放送や手話、ファクシミリ・テレフォンサービス等のメディアを活用するほ

か、ボランティアなどの協力を得て手話、点字等による災害時要援護者への広報を行う。また、総合対策部広報記録班は、連絡調整部連絡調整班と協力して、外国人に対する広報は必要に応じ通訳者を配置する。

7 地区防災拠点における広報

連絡調整部地区担当班は、広報記録班の行う広報のうち、掲示板等による広報が可能なものについては、地区防災拠点に掲示板を設置し、掲示板に張り出すとともに、住民からの問い合わせ等に対応する。

8 広報紙の発行

総合対策部広報記録班は、避難施設を開設し避難者を収容した場合は、避難住民等に対し、広報紙による広報を行うものとする。

広報紙は、初動期においては緊急を要する被害情報、生活支援情報等を記載・配布することを目標とし、初動期以降については、定期的に発行する。

広報紙の配布については、地区担当班の協力を得て、地区防災拠点での配布を行う。

第2 報道機関への情報提供等

総合対策部広報記録班は、報道機関と連携して総合的な災害情報を提供し、報道を要請する。災害対策本部設置前においては、市長公室長が秘書広報課長に指示して行う。

1 災害情報の報道依頼

各部からの災害情報の報道依頼は、総合対策部広報記録班で取りまとめ、報道機関へ情報を提供し、報道を依頼する。

テレビ・ラジオ等での報道において必要性が高いと判断されるものについては、連絡調整部連絡調整班から県を通じて報道機関に対し放送要請する。

2 災害情報の提供

災害情報の提供は、総合対策部広報記録班の立会いの下に、プレスルーム(記者クラブ室)にて一元的に提供するものとする。

情報提供の主な項目については、以下のとおりとする。

- (1) 被害情報に関すること
- (2) 避難に関すること
- (3) 応急対策活動に関すること

- (4) 安否情報、救援物資の取扱いに関すること
- (5) ボランティア受入れ体制に関すること
- (6) その他住民に必要な情報

第3 市民相談窓口の設置

市民生活部市民班は、災害によって家や財産の滅失した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、電話での相談受付と市民相談窓口を開設し、積極的な広聴活動・相談活動を実施する。

1 緊急初動時における電話の対応

(1) 専用電話窓口の設置

災害発生直後の緊急初動時においては、市民からの問い合わせ、救急救助等の要請が予想されるため、代表電話にかかる電話については、連絡調整部連絡調整班が対応する。

(2) 対応策等

- ① 救急救助等の緊急に対応を必要とする事項については、電話窓口で状況を把握し、消防部、関係機関等に連絡し対応する。
- ② 被害情報等に関する問い合わせは、あらかじめ総合対策部情報収集班から情報を入手し、対応する。
- ③ 被害情報等の通報については、直ちに関係各部各班に連絡する。

2 地区防災拠点での対応

災害発生後、相談窓口が設置され、十分に機能するまでの期間においては、地区防災拠点において、地区担当班が市民からの相談に対応する。

3 市民相談窓口の設置と対応

(1) 市民相談窓口の設置

- ① 市民生活部市民班は、市民相談窓口を設置し、市民相談、電話相談等に対応する。
- ② 市民相談窓口は、市役所に設置する。
- ③ 災害の規模等に応じて、避難施設等に巡回相談窓口を設置する。
- ④ 市民相談窓口等に災害時要援護者が来訪した場合は健康福祉部社会福祉班、高齢福祉班に連絡し、対応する。外国人が来訪した場合は、総合対策部情報収集班に連絡する。
- ⑤ 市民相談窓口の設置は、速やかに広報する。

(2) 相談事項・要望事項等への対応

市民生活部市民班は、聴取した相談内容・苦情等を記録し、関係各部各班に連絡する。関係各部各班は早期解決に努力する。

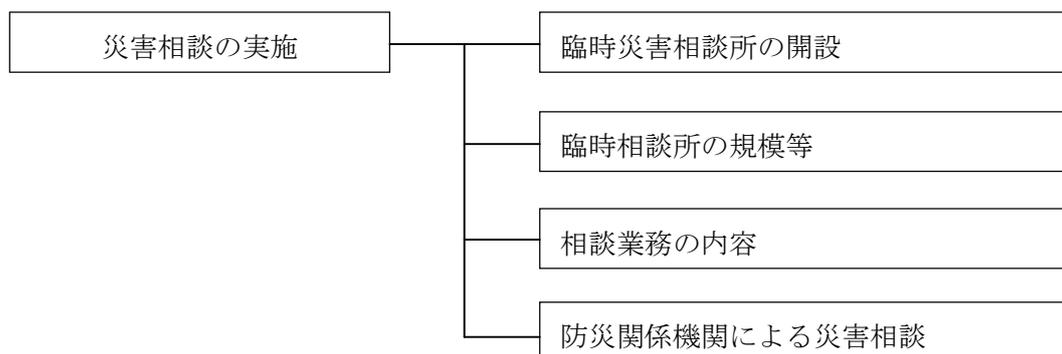
第4節 災害相談の実施

災害の規模が大きく、市民生活部市民班が設置する市民相談窓口だけでは市民の災害相談等に十分対応ではないと判断される場合は、臨時災害相談所を開設して災害相談を実施するものとする。

【実施担当班】

主 管	市民生活部市民班	市民相談窓口の開設、運営、生活相談業務の実施
関係部 ・ 機関	総合対策部情報収集班 建設部都市計画班	建物被害に関する相談業務の実施
	経済部農林対策班	農林業被害に関する相談業務の実施
	経済部商工観光班	商工業被害に関する相談業務の実施 観光施設被害に関する相談業務の実施
	南相馬警察署	警察関係の相談業務の実施

【応急活動の体系】



第1 臨時災害相談所の開設

市及び県は、災害により被害を受けた住民から寄せられる生活上の不安等の解消を図るため必要がある場合は、相互に連携して臨時災害相談所を設け、相談活動を実施するものとする。

市は、被災地又は避難施設等に臨時相談所を設け、被災住民の相談に応ずるとともに、苦情、要望等を聴取した結果を関係機関に速やかに連絡して、早期解決に努めるものとする。

第2 臨時相談所の規模等

相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況等を検討して、本部長が決定するものとする。この臨時災害相談所においては、被災者救護を実施する市職員等が相談員として常駐し、各種相談に応ずるものとする。

第3 相談業務の内容

- (1) 生業資金のあっせん、融資に関する事。
- (2) 被災住宅の復興に関する事。
- (3) 行方不明者の捜索に関する事。(被災者の安否の確認を含む。)
- (4) その他住民の生活に関する事。

第4 防災関係機関による災害相談

- (1) 南相馬警察署長は、市が開設した臨時相談所に署員を派遣し、警察関係の相談業務に応ずるものとする。
- (2) 本部長は、必要に応じて電気、電話、ガス、水道その他防災関係機関に対し、市の臨時相談所への相談員の派遣、営業所等における災害相談業務の実施等について協力を要請するものとする。

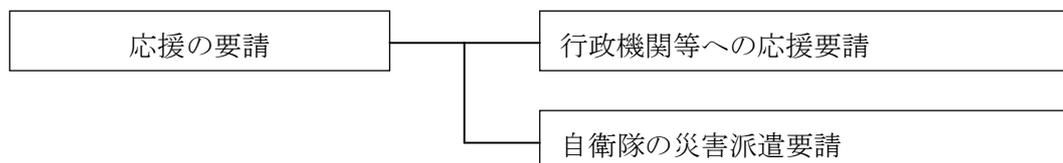
第3章 応援の要請

本部長は、大規模災害時において市の職員のみでは対応できないと判断した場合は、速やかに相双地方振興局を経て知事に自衛隊の災害派遣を要請するとともに、必要に応じて、県、指定地方行政機関、近隣市町村等に応援、協力の要請を行う。

【実施担当班】

主管	活動部救援受入班 連絡調整部連絡調整班	派遣要請及び受入れ、活動状況の把握調整、宿舎の確保
関係部	応援を必要とする各班	応援活動の把握、相互協力など

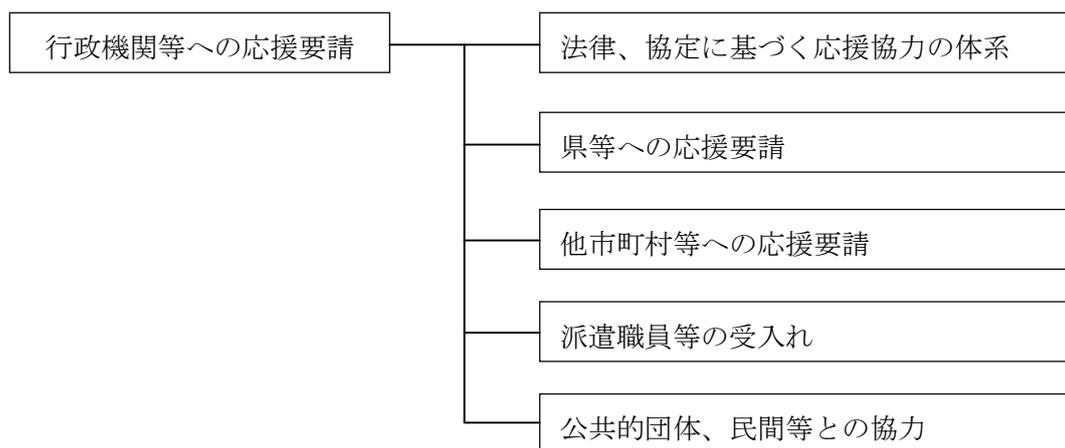
【応急活動の体系】



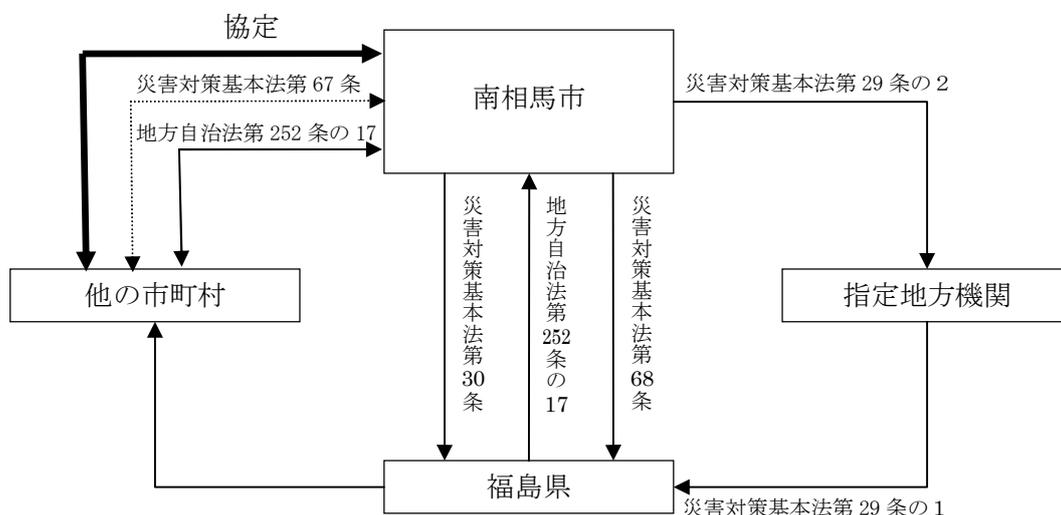
第1節 行政機関等への応援要請

大規模な災害時において、市単独では迅速かつ適切な応急対策及び復旧活動が困難な場合は、県、他市町村、指定地方行政機関等に応援要請を行うものとする。

【応急活動の体系】



第1 法律、協定に基づく応援協力の体系



第2 県等への応援要請

1 応援の要請

本部長は、市単独では災害応急対策又は災害復旧を迅速かつ的確に実施することができない場合には、災害対策基本法に基づき知事(県民安全総室) に対して応援(職員の派遣を含む。以下同じ) 若しくは応援のあつせんを求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。

2 応援要請事項

県に応援要請を求める事項は、概ね以下の事項とする。

- (1) 被災者を他市町村等へ搬送する場合(県消防防災ヘリコプターの要請を含む)
- (2) 医療救護活動において医療班の編成が困難な場合
- (3) 飲料水・食糧・生活必需品等の供給において、物資・資機材等が不足する場合
- (4) ボランティア等の確保が必要な場合
- (5) その他、災害応急対策を進めるうえで市単独では対策が困難な場合

本部長が知事に職員の派遣、職員の派遣のあつせん若しくは応援を求め、若しくは災害応急対策の実施を要請する場合は、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を求める理由
- (2) 応援を要請する機関名
- (3) 応援を要請する職種別人員、物資等
- (4) 応援を必要とする場所、期間
- (5) その他必要な事項

3 他市町村、指定地方行政機関等に対する応援のあつせん依頼

(1) 応援要請の方法等

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めた場合は、相双地方振興局を経由して知事に対し、指定地方行政機関又は他市町村の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。応援要請の事項等については、県への要請に準じる。

(2) 災害時における郵便局と本市の協力

本市は、本市内の日本郵便株式会社と「災害時における南相馬市内郵便局、南相馬市間の協力に関する協定書」を締結しており、協定に沿って相互に協力する。

- ① 災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係わる

災害特別事務取扱及び援護対策

- ② 避難施設に臨時に郵便差出箱の設置
- ③ 被災市民の避難先及び被災状況に関する情報の相互提供
- ④ 本市内の郵便局の管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- ⑤ 災害対策本部への職員の派遣
- ⑥ その他、協力できる事項

資料4-11 災害時における南相馬市内郵便局、南相馬市間の協力に関する協定書

第3 他市町村等への応援要請

1 他市町村、指定地方行政機関等に対する応援要請

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めた場合は、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。その場合の応援の要請手続き及び応援の細部事項については、県の場合に準じて行う。

2 協定に基づく市町村への応援要請

(1) 応援要請

本市は、「災害時相互援助協定」を締結しており、次の事項について協定締結市町村に対し応援要請を行うことができる。

- ① 食糧、飲料水及び日用品などの生活必需物資の提供
- ② 応急対策及び復旧に必要な物資、資機材等の提供
- ③ 応急対策及び復旧に必要な職員の派遣
- ④ その他、特に要請があった事項

(2) 応援要請の方法

要請の方法は、以下の事項について被災市町村以外の市町村に直接文書で要請するか、広域圏連絡調整市町村に文書で要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等で要請し、事後において要請文書を提出するものとする。

- ① 被害の状況及び要請事由
- ② 提供を要請する生活必需物資、資機材等の種類及び数量
- ③ 派遣を要請する職員の職種及び人員
- ④ 応援の場所及び経路
- ⑤ 応援を必要とする期間

3 消防本部の相互応援協定

相馬地方広域消防本部は、現有する消防力では対応困難と判断したときは、福島県広域消防相互応援協定により緊急援助隊の派遣要請を行うことができる。

4 消防団の相互応援協定

南相馬市消防団は、相馬地方市町村の消防団と「相馬地方消防団相互応援協定書」を締結しており、本部長又は消防団長は、火災時又は非常時に際して、災害防御応援の必要があると認めた場合は、応援要請を行うことができる。

第 4 派遣職員等の受入れ

活動部救接受入班、連絡調整部連絡調整班と秘書班は、応援要請により職員等が派遣された場合は、以下の受入れ体制を確保する。

1 宿泊場所等の確保

総合対策部秘書班は、応援職員等の宿泊場所及び寝具等を確保するとともに、必要に応じて応急給食等を実施する。

2 連絡拠点等の確保と備品等の提供

連絡調整部連絡調整班は、応援活動が円滑に行われるよう、活動拠点となる場所を提供するとともに、必要に応じて筆記具等の備品や応急活動のために必要な装備及び電話等の通信設備を確保する。

第 5 公共的団体、民間等との協力

市は、地域内の公共的団体及び民間の事業者等に対し、災害時に積極的な協力が得られるよう平常時から協力体制の確立に努めるとともに、災害時には、人員、資機材等の確保及び災害応急対策活動への協力を求める。

1 地域団体等への協力要請

災害時には、行政区、自主防災組織等の地域住民団体や、日赤奉仕団、南相

馬市社会福祉協議会などの協力が欠かせない。

そのため、災害総括班は、災害発生後、必要に応じて各団体・組織に対し、以下の事項について協力を求める。

- (1) 発災直後の被災者の救助・救護及び避難誘導
- (2) 避難施設の管理運営及び避難施設での生活支援活動
- (3) 失火等の二次災害防止の活動
- (4) 地域防犯パトロール等
- (5) 廃棄物等の適切な収集管理、地域の清掃等
- (6) 災害時要援護者の援護
- (7) その他、災害対策本部からの要請事項

2 事業者等への協力要請

大規模な災害時においては、市及び関係防災機関だけでは災害応急対策を迅速かつ適切に進めることは困難であり、協定を締結している団体はもとより協定を締結していない団体、事業者等に対しても協力要請を行う。

そのため、関係各班は、事前の協定の締結や平常時からの連携の確保に努めるものとし、以下の事項について協力を要請する。

- (1) 医療救護活動や医薬品の調達
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需品の調達
- (3) 応急復旧にかかる資機材等の調達及び応急復旧工事の実施
- (4) 緊急輸送にかかる車両等の調達・確保
- (5) 廃棄物等の収集処理
- (6) その他災害対策本部からの要請事項

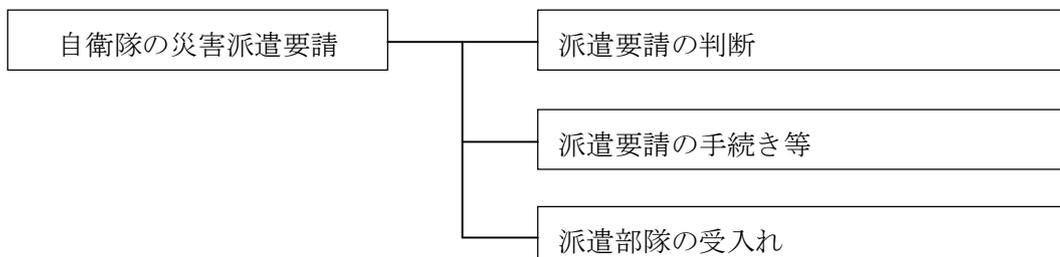
また、県等からの支援物資を集約する物資集積拠点から避難所等への二次輸送について、トラック協会や運送事業者等との協定を締結することにより、被災者への食料等物資の安定供給のための体制を整備するものとする。

資料4-9 災害復旧の協力に関する協定

資料4-10 地震等災害時の応急給水及び復旧工事に関する協定

第2節 自衛隊の災害派遣要請

【応急活動の体系】



第1 派遣要請の判断

本部長は、大規模な災害が発生し、緊急の対応が必要な場合においては、災害の規模、市職員の参集状況等を鑑み、迅速に自衛隊の災害派遣の必要性を判断するものとする。

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害時における人命又は財産の保護のため必要があり、かつ、緊急性、公共性があるもので、他の機関の応援等により対処できない場合であり、以下の活動が自衛隊の災害派遣の活動範囲となっている。

なお、特に人命にかかわるもの(救急患者、薬等の緊急輸送等)については、災害対策基本法に規定する災害以外であっても、災害派遣として行う。

●災害派遣部隊の活動範囲

区分	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたる。 (消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。 (薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償及び譲与等に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	1 その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所用の措置をとる。 2 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項～第10項及び第65条第3項に基づき、市長、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、自衛隊は市長に代わって警戒区域の設定等必要な措置をとる。

第2 派遣要請の手続き等

1 派遣要請の手続等

本部長は、被害が大規模かつ緊急の対応が必要な場合で、自衛隊の災害派遣要請を

依頼しようとする場合は、相双地方振興局長を経由して知事(県民安全総室)に次の事項を明記した文書により行う。

(1) 提出及び連絡先

県災害対策グループ(相双地方振興局経由)

(2) 提出部数 2部

ただし、緊急の場合は電話等により直接知事(県民安全総室)に依頼し、事後速やかに文書を送達するものとする。この場合、合わせて相双地方振興局へ連絡する。

(3) 記載事項

- ① 災害の状況及び派遣を要する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する活動地域及び活動内容
- ④ 要請責任者の職氏名
- ⑤ 災害派遣時の特殊携行装備又は作業の種類
- ⑥ 連絡場所及び現場責任者の氏名並びに標識又は誘導地点とその表示
- ⑦ その他参考となるべき事項

なお、知事に前項の依頼ができない場合は、本部長は、本市を災害派遣隊区とする部隊長に対して災害の状況を通知することができる。この場合、本部長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

【派遣要請部隊】

陸上自衛隊福島駐屯地 第44普通科連隊 第3中隊

電話 024-593-1212 内線237(県防災行政無線 80-280-01)

時間外 福島駐屯地当直指令 内線302(県防災行政無線 80-280-02)

第3 派遣部隊の受入れ

1 災害派遣部隊の受入れ措置

災害派遣部隊の受入れは、活動部救援受入班が窓口となって総合調整を行うものとし、連絡調整部連絡調整班の協力のもと個々の活動については、それぞれの災害応急対策を分担する各部各班が行うものとする。

また、宿泊場所等の確保については、総合対策部秘書班が行う。

項目	受入措置内容
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応援を求める作業内容の計画(各部各班) ・ 災害派遣部隊が必要とする資機材の確認(連絡調整班) ・ 必要な資機材の確保(物資管理班) ・ 派遣部隊の宿泊場所等の確保(秘書班)
受入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣部隊の誘導(活動部救接受入班) ・ 連絡職員の派遣(連絡調整部連絡調整班)
県への報告	<p>連絡調整班長は、派遣部隊の到着後、以下の事項について県(災害対策グループ)に報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣部隊の長の官職・氏名 ・ 隊員数 ・ 到着日時及び滞在場所 ・ 従事している作業の内容及び進捗状況 ・ その他参考となるべき事項
派遣部隊の撤収	<p>本部長は、災害派遣の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、派遣部隊の撤収について速やかに文書をもって知事にその旨を要請する。</p> <p>派遣部隊の撤収は、知事が本部長及び派遣部隊の長と協議して行う。ただし、文書による報告が時間を要する場合はファクシミリ又は電話をもって連絡し、その後速やかに文書を提出する。</p>

2 災害派遣部隊等の権限

災害派遣部隊等は、災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合において、本部長及び警察官等がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、その旨を直ちに本部長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去命令
- (2) 他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 住民等を応急措置の業務に従事させること

また、自衛隊法の規定により、災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、警告及び避難等の措置をとることができる。

3 経費の負担区分

災害派遣に要した経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分を定めにくいものについては、県、市、部隊が相互調整のうえ、その都度決定する。

- (1) 県、市の負担

災害予防、災害応急対策、災害復旧等に必要な資材、施設の借上料及び損料、

消耗品、電気、水道、汲取、通信費及びその他の経費

(2) 部隊の負担

部隊の露営、給食及び装備、機材、被服の整備、損耗、更新並びに災害地への往復等の経費

第4章 水防活動

洪水、津波、又は高潮等による災害の発生又は発生するおそれがある場合において、水災等を警戒し、防御し、これによる被害を軽減する。

水防活動の方法等については、水防法(昭和24年法律第193号)第4条の規定に基づき、知事から指定された指定水防管理団体である本市が、同法第32条の規定に基づき定めた「南相馬市水防計画書」によるものとする。

【実施担当班】

主 管	建設部土木班	水防活動の実施
関係部	各部各班	水防本部が設置された場合の事務分掌に基づく活動

第1節 水防の責任

第1 水防管理団体の水防責任

水防管理団体(市) は、水防法第3条の規定により、その区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

第2 県の水防責任

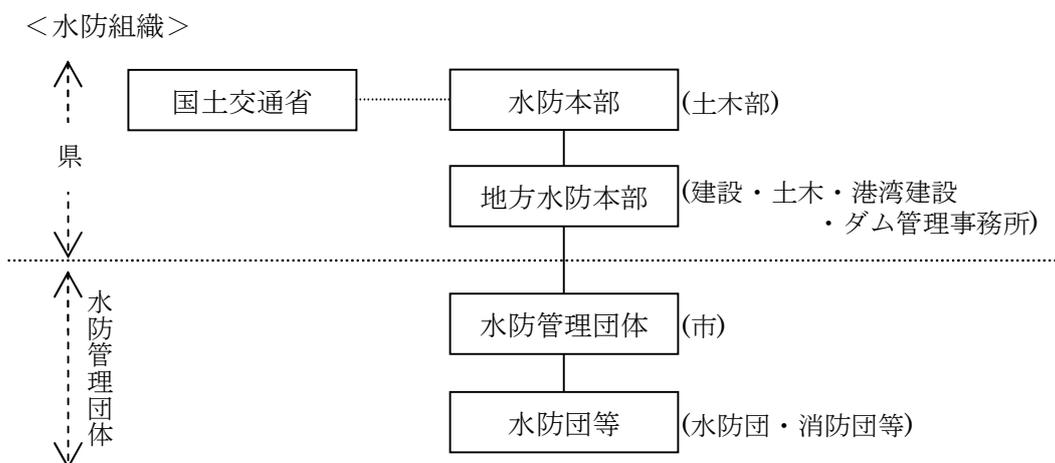
県(土木部) は、水防法第3条の6の規定により、県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。

第2節 水防組織

第1 水防組織の概要

1 水防組織

水防管理団体(市) と県は、水防事務の円滑な執行を図るため、それぞれ下記の表に示す水防組織を設置し、相互の組織間においては正確かつ迅速な連絡を行い、的確な水防活動の実施に資する。



2 各水防組織の役割

- (1) 水防本部
県内の水防事務を総括する。(気象、被害、水防活動等に関する情報の収集、連絡、広報等の業務)
- (2) 地方水防本部
地方の水防事務を総括する。(水防管理団体及び水防本部との連絡、被害・水防活動状況等の把握、水防作業の応援指導等、水防管理団体の行う水防作業の円滑な推進に資する業務)
- (3) 水防管理団体
市の水防事務を総括する。(地方水防本部との密接な連絡のもとに、水防団、消防団等(以下、「水防団等」という。)への出動指令(水防法第17条)、他の水防管理者等の応援要請(同法第23条)、決壊の通報(同法第25条)、避難立退の指示(同法第29条)等の業務を実施)

3 水防組織間の連絡

- (1) 水防本部からの連絡は、原則として地方水防本部を通じ各水防管理団体に連絡する。
- (2) 水防管理団体からの連絡は、原則として地方水防本部を通じ水防本部に連絡する。ただし、緊急連絡等やむを得ない場合はこの限りではない。
- (3) 各水防管理団体は、所轄水防団等の活動状況を常に掌握し、的確な連絡体制をとるものとする。

第2 水防管理団体の水防組織

水防管理団体が設置する水防組織の事務分担、設置基準、非常配備体制等は、県水防本部の基準等を参考に適宜定め、水防計画書に明記しておくものとする。

第3節 水防活動

第1 監視、警戒活動

水防管理者は、水防警報等の通知を受けたときは、直ちに各河川の水防受持区域の水防分団長(消防分団長) に対し、その通報を通知し、必要団員を火災及び水門、樋門等の巡視を行うよう指示するものとする。また、異常を発見した場合には、直ちに所轄建設事務所及び土木事務所に報告し、建設事務所長及び土木事務所長は、水防本部に報告するものとする。

第2 ダム、水門及び閘門の操作

ダム、水門及び閘門の管理者は、所定の規則、規程により操作し、水災を未然に防止するよう努める。

第3 水防活動の実施

水防管理者は、監視及び警戒により水防上必要と認められた場合には、必要な措置を実施する。

また、水防活動の内容を直ちに所轄建設事務所及び土木事務所長に報告し、建設事務所長及び土木事務所長は水防本部に報告するものとする。

第5章 消防・危険物対策及び救助・救急活動

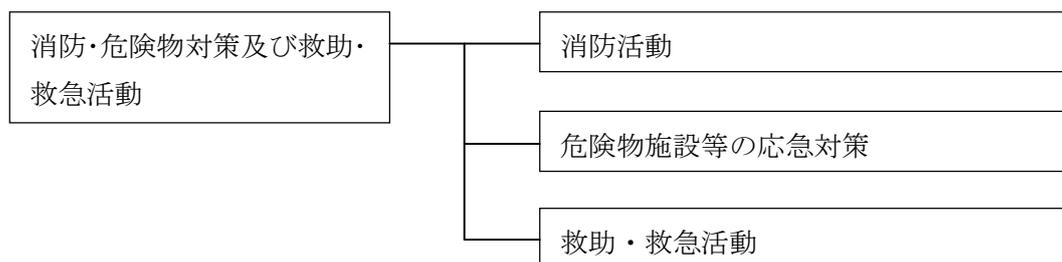
災害発生後において、市民の生命・身体の安全を守ることは、最優先されるべき課題であり、人員、資機材等を優先的に投入して、救助活動を実施する。

大規模な災害が発生した場合は、相馬地方広域消防本部及び消防部は、一体となって消防活動、救助・救急活動等に取り組むとともに、市民及び自主防災組織は、出火の防止、初期消火等の消防活動及び救助・救急活動に協力する。

【実施担当班】

主 管	消防部消防班、消防団班	消防、救助・救急活動の実施
	総合対策部	救助班の救助・救急活動の指揮
	その他関係部	救助・救急活動の実施
関係部 機 関	南相馬警察署、南相馬消防署、消防分署	救助・救急活動の実施
	危険物施設等事業所	危険物施設等の災害応急対策
	経済部商工観光班	危険物施設等の被災状況の把握
	活動部各班	救助・救急活動の実施

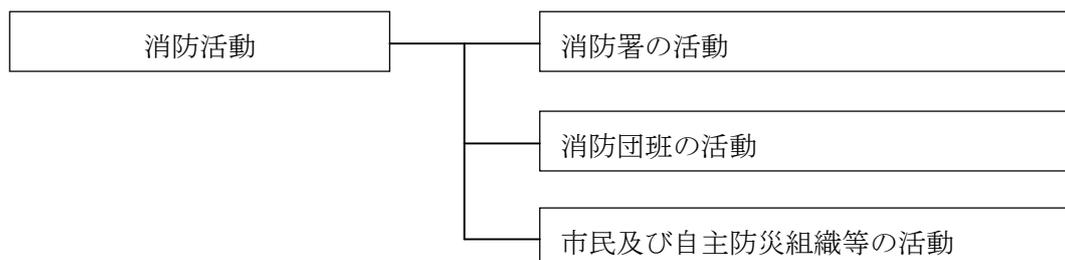
【応急活動の体系】



第1節 消防活動

大規模な火災が発生、又は発生するおそれがある場合は、消防部は必要な配備体制をとり、消防活動及び火災発生地域住民の避難誘導等にあたる。

【応急活動の体系】



第1 消防部の活動

1 災害時の消防活動

消防部消防署班は、常時、災害に対応できる体制を確保するものとし、災害発生時には、消防部消防署班の全機能をあげて消防活動にあたる。消防活動においては、以下の原則による。

(1) 災害情報収集活動の優先

同時多発火災などの災害状況の迅速な把握と的確な対応のため、消防車等による巡回など、災害情報の収集を行う。

(2) 避難施設、避難経路等確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先した避難施設及び避難路確保のための消防活動を行う。

(3) 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

(4) 消火可能地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して行う。

(5) 市街地火災消防活動の優先

工場、危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先し、それらを鎮圧した後、出火元の消防活動にあたる。

(6) 重要施設防御の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、次に掲げる重要施設を優先に防御を行う。

- ① 医療救護施設
- ② 避難者の収容施設：学校、体育館、公会堂等
- ③ 災害対策実施機関の施設：県行政機関、市役所等
- ④ 電気、ガス、水道及び電話等公共施設
- ⑤ その他消防署長が指定する施設

(7) 火災現場活動の原則

- ① 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救援活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。
- ② 火災規模に対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢現場活動により火災を鎮圧する。
- ③ 火災現場に対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建築物、空地等を利用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

2 災害対策本部との連携

消防部消防署班は、被災状況、救助・救護活動の状況、火災及び消火活動の状況等について、災害対策本部と緊密な連携・連絡体制を確保し、情報の交換及び応急対策活動を行う。

第2 消防団班の活動

消防団班は、地域に密着した防災機関として各分団においてそれぞれの受け持ち区域の市民に対し出火の防止、初期消火、応急救護等の指導を実施するとともに、火災に対しては消防署班と連携して、現有装備を活用した消防活動を行う。

1 消防団班の組織体制と分担地域

南相馬市消防団は、小高区団、鹿島区団、原町区団で構成されており、区団の基に各分団がそれぞれの受け持ち地域での消防活動を行うとともに、本部の指示により、他分団の消防活動の応援を行う。

資料4-15 南相馬市消防団災害出動に関する要領

南 相 馬 消 防 団	原町区団	自動車部	市街地全域	
		第一部	橋本町、南町、上町、西町、本陣町、二見町、国見町、三島町	
		第二部	本町、北町、小川町、東町、仲町	
		第一分団 原 町	第三部	栄町、大町、旭町、青葉町
			第四部	桜井町、高見町、日の出町、錦町
			第五部	上渋佐
			第六部	下渋佐
	第二分団 太 田		自動車部	益田、矢川原の一部
			第一部	上太田、片倉、矢川原
		第二部	中太田、下太田、牛来	
		第三部	鶴谷、小木迫	
		第四部	高一、高二	
		第五部	陣ヶ崎一、陣ヶ崎二	
	第三分団 大 甕	第一部	北原	
		第二部	南萱浜	
		第三部	北萱浜	
		第四部	雫	
		第五部	大甕上、大甕下	
		第六部	小浜	
		第七部	江井、下江井	
		第八部	堤谷	
		第九部	小沢	
	第四分団 高 平	第一部	北泉	
		第二部	泉	
		第三部	下北高平、下高平	
		第四部	上高平一、上高平二	
		第五部	上北高平二(曲田)	
		第六部	金沢	
		第七部	上北高平一、上北高平三(高松、植松)	
	第四分団 高 平	第一部	大原、大谷	
		第二部	深野	
		第三部	信田沢	
		第四部	石神	
第五部		押釜、高倉		
第六部		馬場		
第七部		大木戸(一、二)、牛越		
第八部		長野、北長野、北新田		
第九部		雲雀ヶ原(一、二、三)		

小高区団	第一分団 中 部	第一部	南小高
		第二部	川原田
		第三部	岡田
		第四部	吉名
		第五部	片草
		第六部	小高
		第七部	大井
		第八部	塚原
	第二分団 西 部	第一部	飯崎
		第二部	小谷
		第三部	南鳩原
第四部		北鳩原	
第五部		羽倉	
第六部		大富	
第七部		金谷	
第八部		川房	
第九部		大田和	
第十部		小屋木	
第三分団 東 部	第一部	女場、福岡	
	第二部	村上	
	第三部	泉沢	
	第四部	角部内	
	第五部	上蛭沢、下蛭沢	
	第六部	井田川	
	第七部	浦尻	
	第八部	下浦	
	第九部	行津、上浦	
	第十部	上耳谷、下耳谷	
	第十一部	神山	

鹿島区団		機動部	第一分団の区域全域
第一分団 鹿 島	第一部	町	
	第二部	台田中	
	第三部	北右田	
	第四部	南右田	
第二分団 真 野	第一部	寺内	
	第二部	江垂	
	第三部	塩崎	
	第四部	川子	
	第五部	大内	
	第六部	島崎	
	第七部	小島田	
	第八部	上寺内	
第三分団 八 沢	第一部	南屋形、永田	
	第二部	北海老	
	第三部	南海老	
	第四部	北屋形	
	第五部	南柚木、永渡	
	第六部	港	
第四分団 上真野	機動部	第四分団の区域全域	
	第一部	上栃窪	
	第二部	栃窪	
	第三部	御山、白坂	
	第四部	角川原	
	第五部	横手	
	第六部	山下	
	第八部	岡和田	
	第九部	小山田	
	第十部	小池	
第十一部	檜原		

2 消防活動等

(1) 情報収集活動

各分団にあらかじめ定める情報収集担当者等は、火災等の発生状況を団本部に通報する。また、通行障害の状況、救助隊の出動を要請する救助事象の有無についても、同様とし、その他必要な情報の収集・報告を行うとともに団本部は災害対策本部及び消防署との連携により情報収集にあたる。

(2) 出火の防止

災害時における出火防止のため、市民に対し、出火防止の呼びかけを行う。

(3) 消火活動

分団受け持ち区域を優先して出場し消火活動を行うが、主要避難路等確保のための消火活動については、単独もしくは消防署班と協力して行う。

(4) 消防部隊への応援

消防部隊要員として消火活動の応援を行うとともに、道路障害物の排除等の活動を行う。

(5) 応急救護

担架及び傷病等保護用資器材並びに救助・救急資器材等を確保し、要救助者の救出と負傷者に対する応急救護措置を行い、医療救護所又は安全な場所への搬送を行う。

(6) 避難誘導

避難準備・避難命令・避難勧告等が出された場合は、これを地域内の市民に伝達するとともに、関係機関との連絡をとりながら市民を安全に避難させる(避難者の安全確保)。また、避難場所の防御活動を行う。

第3 市民及び自主防災組織等の活動

市民、自主防災組織、事業所及び事業所の自衛消防組織等は、火災発生後又は火災の発生のおそれがある場合は、直ちに火災防止のために必要な措置を講じるとともに、出火を発見した場合は、相互に協力して初期消火に努めるものとする。また、消防部による消火活動に協力する。

1 市民及び自主防災組織の活動

(1) 出火防止のための措置

市民は、自らの出火防止のために、ガス、石油、電気等の火気類の使用を停止し、元栓の閉鎖など確実な消火を行うものとする。自主防災組織は、地域住民に出火防止のための措置を確実にを行うよう呼びかける。

(2) 初期消火の実施

市民及び自主防災組織は、出火した場合は初期消火に努めるとともに、初期消火によっても鎮火しない場合は、直ちに消防部に通報する。

(3) 救助・救護

市民及び自主防災組織は、火災等による被災者の救助・救護に努める。

(4) 消防活動への協力

市民及び自主防災組織は、消防部の指示に従い、消防活動に協力する。

2 事業所の活動

(1) 出火防止のための措置

各事業所においては、周辺での火災発生時に延焼火災を防止するため、必要な出火防止措置をとるものとする。

(2) 初期消火の実施

各事業所の自衛消防組織及び従業員等は、出火初期における初期消火に努める。初期消火によっても鎮火しない場合は直ちに消防部に通報する。

(3) 消防活動への協力

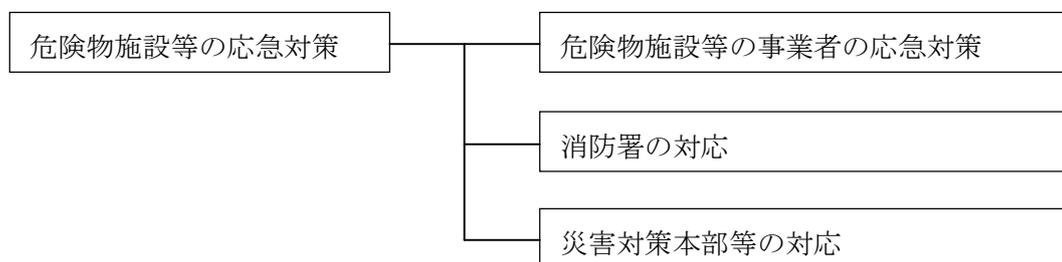
各事業所の自衛消防組織は、消防部の指示に従い、消防活動に協力する。

第2節 危険物施設等の応急対策

危険物貯蔵施設に係る危険物災害及び毒物・劇物による災害が発生した場合、付近住民の生命・財産を脅かすことが予想され、その影響はきわめて大きいことから、速やかな応急対策が必要である。

危険物施設等の応急対策においては、関係事業所及び事業者団体等による専門的な対策が必要であり、それぞれの機関において応急対策を行うとともに、消防部消防署班、消防団班、南相馬警察署との連携を図るものとする。

【応急活動の体系】



第1 危険物施設等の事業者の応急対策

1 災害の防止等

危険物施設等の事業者及び管理責任者は、災害により施設が被災し、危険物等の漏洩又は火災が発生し、あるいは発生するおそれが生じた場合は、自衛消防組織及び従業員による災害の防止及び被害拡大の防止に努めるものとする。

自衛消防組織及び従業員による防災活動では対応が困難な場合は、消防署班及び南相馬警察署並びに災害対策本部に通報する。

2 周辺住民への通報

災害対策本部は、危機管理課及び総合対策部広報記録班により、周辺住民等に対しても直接通報や防災行政無線等により広報活動を行う。

第2 消防部の対応

1 緊急出動等

危険物施設等の事業者又は管理者等から危険物施設等の災害の発生が通報された場合、あるいは危険物施設等の被災が確認された場合は、直ちに防災活動を実施する。

2 立ち入り検査等

危険物施設等が被災した場合は、必要に応じて危険物施設等の立ち入り検査を行い、二次災害の発生するおそれがある場合は、危険物施設等の事業者及び管理責任者に適切な措置を講ずるよう指導する。

また、必要に応じて周辺住民の避難、被災施設及び周辺の危険区域の立ち入り制限を行う。

第3 災害対策本部等の対応

1 災害情報の収集・報告

経済部商工観光班は、危険物施設等の被災状況を調査・把握し、総合対策部情報収集班に報告する。連絡調整部連絡調整班は、情報収集班からの情報に基づき、県及び関係機関に被害の状況を報告する。

2 社会混乱防止対策

総合対策部広報記録班は、県、関係機関、報道機関等と協力して、危険物施設等の被災による社会的な不安・混乱を防止するため、広報活動を実施する。

3 避難

本部長は、南相馬警察署と協力して、必要に応じて付近住民の避難勧告・指示を行う。避難勧告・指示が行われた場合は、消防団班は自主防災組織等と協力して避難・誘導を行う。

避難方法等については、「第6章 避難対策」を参照のこと。

4 交通応急対策

道路管理者及び南相馬警察署は、消防活動の円滑化と緊急輸送の確保を図る必要がある場合は、被災した危険物施設等の近辺の交通対策に万全を期す。

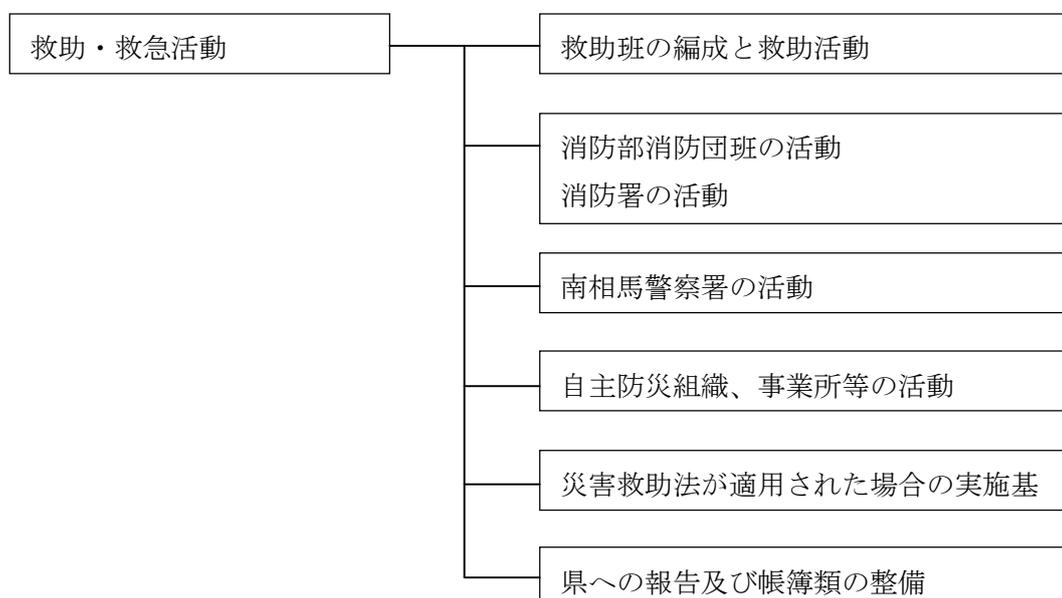
交通対策等については、「第9章 緊急輸送対策」を参照のこと。

第3節 救助・救急活動

大規模な災害時には、多数の救助・救急事象が発生するおそれがある。そのため、消防部消防署班及び南相馬警察署は、人命の救助を基本として被災者の救助活動を迅速かつ適切に行うものとする。

また、被災者が多数生じた場合は、消防部消防署班や南相馬警察署による対応が遅れる場合も想定されるため、市民及び自主防災組織は、発災後直ちに地域内の被災状況を把握し、協力して救助活動を行うものとする。

【応急活動の体系】



第1 救助班の編成と救助活動

1 救助班の編成

救助・救急事象が多発し、消防部消防団班だけでは対応が困難と想定される場合は、復興企画部災害総括班は、活動部を中心として救助班を編成し、人員及び重機等の資機材を優先的に投入して救助活動を行うものとする。

救助班の救助活動においては、消防署及び南相馬警察署と密接に連携し、その指揮下により活動を行うものとする。

2 広域応援の要請

本部長は、自ら被災者等の救助活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して県に対し自衛隊の災害派遣等による救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ資機材の提供等について民間団体にも協力を求めるものとする。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を希望する期間
- (5) その他周囲の状況等応援に関する必要事項

3 市は、予想される災害、特に水害、土砂災害、建物等の倒壊による被災者等に対する救助活動に備え、平常時から次の措置を行うものとする。

- (1) 救助に必要な車両、舟艇、資機材、その他機械器具の所在及び調達方法の把握並びに関係機関団体との協力体制の確立
建設業者以外の地域の企業に対しても、救助に有効な資機材、機械器具等の所有の有無等について、あらかじめ調査し、協力を求めておくこと。
- (2) 大雨による土砂崩れ等により孤立化が予想される地域について、孤立者の救助方法、当該地域との情報伝達手段の確保、救助にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等の確立
- (3) 自主防災組織、事業所及び市民等に対し、救助活動についての指導及び意識啓発
- (4) 自主防災組織の救助活動用資機材の配備の促進
- (5) 救助技術の教育、救助活動の指導

第2 消防部消防団班の活動

消防団班は、消防署と連携して、救助隊及び救急隊を編成し、救助・救急活動にあたる。

1 救助・救急活動

- (1) 救助・救急は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者に対しては、できる限り、自主防災組織及び付近住民の協力を求めて、自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上、救助・救急活動を実施する。
- (2) 火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。

- (3) 同時に小規模な救助・救急を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救助・救急活動を行う。

2 救助・救急における出動

- (1) 救助・救急の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救助隊と救急隊が連携して出動する。
- (2) 救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出動する。

第3 南相馬警察署の活動

1 救助及び救護班の派遣

警察署長は、被害の程度に応じて、署員を被災地域に派遣し、倒壊、埋没家屋等からの救助及び救護及び避難に遅れた者の発見、救護に努める。

2 措置要領

- (1) 救助及び救護活動にあたっては、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、スーパーその他多人数の集合する場所を重点に行う。
- (2) 救助及び救護活動にあたっては、保有する装備資機材のほか、あらゆる資材を活用し、迅速な措置を講ずる。
- (3) 救出した負傷者は、応急措置を施したのち、救急隊、救護班等に引き継ぐか、警察車両を利用し、速やかに医療機関に収容する。

第4 自主防災組織、事業所等の活動

自主防災組織、事業所の防災組織及び市民は、次により自主的な救助活動を行うものとする。

- (1) 居住地域内・組織内の被害の状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- (2) 救助用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。
- (3) 自主救助活動が困難な場合は、災害対策本部、消防署、消防部消防団班又は南相馬警察署に連絡し早期救助を図る。
- (4) 救助活動を行うときは、可能な限り災害対策本部、消防署、消防部消防団班、南相馬警察署と連絡を取り、その指導を受けるものとする。

第5 災害救助法が適用された場合の実施基準

災害救助法が適用された場合は、災害にかかった者の救出は、本部長が実施する。
実施基準については福島県災害救助法施行細則による。

※1 救出対象者の例

- ・火災の際に火中に取り残されたような場合
- ・地震の際に倒壊家屋の下敷きになったような場合
- ・洪水の際に流失家屋とともに流されたり、孤立地点に取り残されたような場合
- ・土砂災害により生き埋めになったような場合
- ・行方はわかっているが生死不明の場合
- ・行方不明ではあるが、諸般の事情により生存していると推定される場合

※2 費用の内容

- ・借上費：舟艇その他救出のために必要な機械器具で直接捜索又は救出作業に使用したものであるものについての使用期間における借上費
- ・修繕費：直接捜索又は救出に使用した機械・器具の修繕費
- ・燃料費：捜索又は救助作業で実際に使用したガソリン代、灯油代又は救出した者の蘇生のために必要な採暖用の燃料代等
- ・人夫賃：実際に人夫として雇われた者の賃金
- ・輸送費：必要な機械器具の運搬、人夫の輸送及び救出後の輸送のための費用

第6 県への報告及び帳簿類の整備

消防部は、被災者の救出状況について、以下の帳簿類を整備し、総合対策部情報収集班に報告する。情報収集班より情報提供を受けた連絡調整部連絡調整班は、県に報告するものとする。

- (1) 救助実施記録日計票(様式6-4-1)
- (2) 救出活動状況報告書(様式6-5-1)
- (3) り災者救出状況記録及び修繕簿(様式6-5-2)
- (4) り災者救出用機械器具燃料受払簿(様式6-5-3)
- (5) り災者救出用関係支払証拠書類

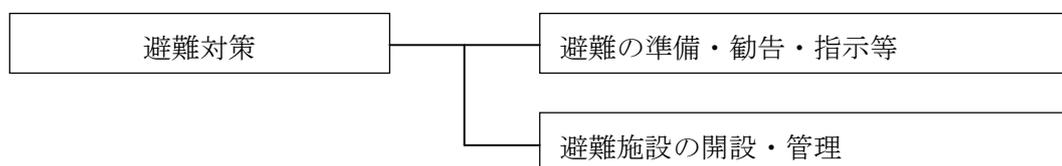
第6章 避難対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市民の安全確保を図るために、状況に応じて避難準備・勧告・指示を行い、関係住民を避難させるとともに、住家の滅失・損壊等により居住場所を失ったものに対しては避難施設を開設し、住民を収容するとともに、生活支援など必要な対策を講ずるものとする。

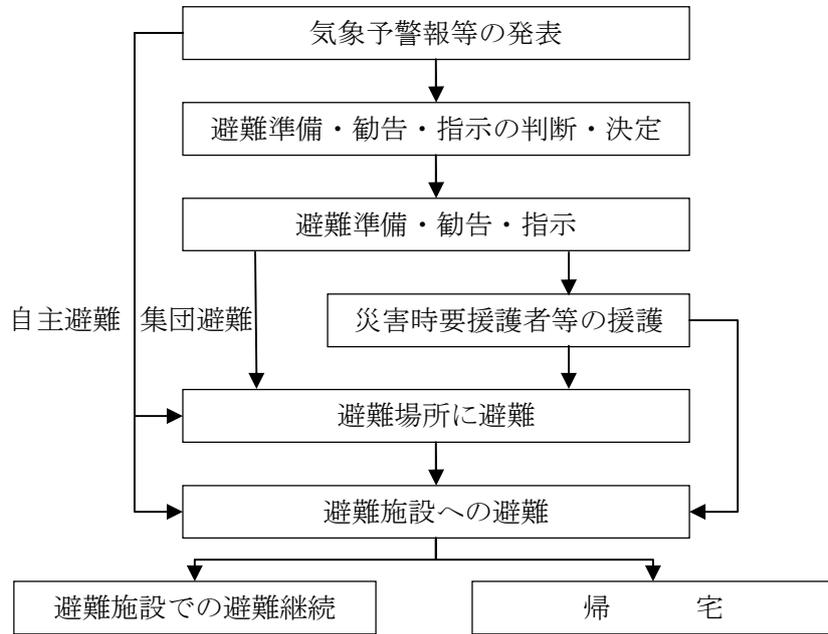
【実施担当班】

主 管	復興企画部災害総括班	避難準備・勧告・指示等を関係各班に伝達
	健康福祉部社会福祉班	避難施設運営の総括
	消防部消防団班	住民の避難誘導
	健康福祉部社会福祉班 健康福祉部高齢福祉班 連絡調整部地区担当班	避難施設の開設及び管理運営
関係部	避難施設となる施設を所管する各部各班	避難施設の開設準備及び管理運営の支援
	健康福祉部社会福祉班 健康福祉部高齢福祉班	避難施設における災害時要援護者の支援

【応急活動の体系】



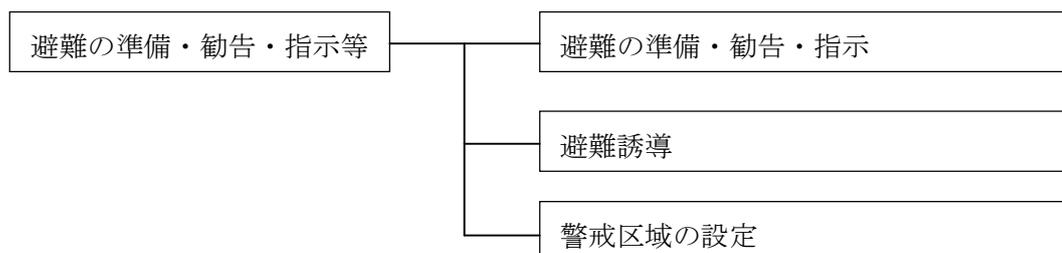
【避難の流れ】



第1節 避難の準備・勧告・指示

災害から市民の安全を確保するため、関係機関と相互に連携し、避難準備・勧告・指示、誘導等必要な措置を講じる。

【応急活動の体系】



第1 避難の準備・勧告・指示

本部長は、災害の発生、又は発生するおそれがある場合において、被災の危険性がある地域の住民に対し、避難準備・勧告・指示を行い、生命又は身体の安全を確保する。

【避難準備情報の提供】

実施責任者	措置	実施の基準
本部長	避難準備の広報	(河川関係) ・市内河川の水位が消防団の出動する警戒水位(真野川 4.70、新田川 2.10m、大木戸川 2.30m、太田川 2.20m、小高川 2.5m)、に達する見込みで、以降1 時間降雨量が 30 mmを超えるおそれがある場合。 ・横川ダム又は、高の倉ダムの放流量が洪水流量を越える見込みのある場合。(横川ダム 30m/s、高の倉ダム 79m/s) (堤内地) ・1 時間降雨量 30 mmを超え、かつ 2 時間降雨予測が 100 mmを超えるおそれのある場合。 (その他) ・福島県で作成した土砂災害警戒雨量情報の警戒基準線を超えるおそれのある場合。 ・本市の年間降水量(1289 mm) の 10 分の 1 に相当する降雨量(128.9 mm) に達するおそれのある場合。

【避難の勧告】

実施責任者	措 置	実施の基準
本部長 災害対策基本法第60条	立ち退きの勧告及び立ち退き先の指示	<p>(河川関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内河川の水位が計画高水位(新田川 3.51m、大木戸川 3.56m、太田川 3.93m) に達する見込みで、以降 1 時間降雨量が 30 mmを超えるおそれがある場合。 <p>(堤内地)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 時間降雨量 50 mmを超え、かつ 2 時間降雨予測が 150 mmを超えるおそれがある場合。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福島県で作成した土砂災害警戒雨量情報の避難基準線を超えるおそれがある場合。
知事 災害対策基本法第60条	立ち退きの勧告及び立ち退き先の指示	災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合。

【避難の指示等】

実施責任者	措 置	実施の基準
本部長 災害対策基本法第60条	立ち退きの勧告及び立ち退き先の指示	・災害発生が、避難勧告の段階より悪化した場合。 (その他) ・福島県で作成した土砂災害警戒雨量情報の災害発生危険基準線を超えるおそれがある場合。
知事 災害対策基本法第60条	立ち退きの勧告及び立ち退き先の指示	災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合。
知事及びその命を受けた職員 地すべり等防止法第25条	立ち退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められる場合。
知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 水防法第25条	立ち退きの指示	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められる場合。
警察官 災害対策基本法第61条	立ち退き及び立ち退き先の指示	本部長が立ち退きを指示することができないと認めるとき。 本部長から要求があったとき。
警察官 警察官職務執行法第4条	警告及び避難等の措置	重大な災害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
海上保安官 災害対策基本法第61条	立ち退き及び立ち退き先の指示	本部長が立ち退きを指示することができないと認めるとき。 本部長から要求があったとき。
自衛官 自衛隊法第94条	警告及び避難等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

※避難準備とは、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、余裕をもって計画された避難施設への避難行動の開始を求める段階である。

2 準備・勧告・指示の伝達方法

(1) 避難準備・勧告・指示の伝達方法

本部長は、気象予警報等により、災害の発生するおそれがあると予想される場

合においては、危険が予想される区域の住民に対して避難を行うように広報するものとし、広報は、総合対策部広報記録班が担当する。

市民に対する避難準備・勧告・指示の伝達は、防災行政無線と併用して、広報車による伝達や、市のホームページへの掲載、報道機関への要請、携帯電話への緊急情報等メールサービス、在宅の要援護者に対する直接電話、自主防災組織等による声かけ等、あらゆる手段を用いて避難情報が迅速かつ確実に住民に伝達できるよう体制を整備するとともに、住民に対して使用する伝達手段を周知する。

さらに、洪水・土砂災害等においては、夜間や豪雨時の避難を避け早期避難に努める。また、既に浸水していたり、豪雨により避難できないときは、2階の高い所等への状況に応じた避難の啓発を図る。

また、避難準備の段階で、災害時要援護者は、計画されている避難場所へ避難を開始する。その際には、災害時要援護者の避難支援者となる家族、近隣者、ヘルパー等を含む一般の住民に対しても、あらかじめ作成している避難広報マニュアルに基づき、避難に向けた行動を求める広報を行う。

① 防災行政無線による広報

復興企画部災害総括班は、防災行政無線(同報系、半固定系)により、避難対象地域に避難準備・勧告・指示を広報する。

② 広報車等による広報

総合対策部広報記録班は、市有の広報車等により避難対象地域に避難準備・勧告・指示を広報する。対象地域が広く、広報記録班だけでは迅速に対応できない場合は、総合対策部長に他班の協力を要請する。

③ 消防車等による広報

消防部消防署班、消防団班は、消防車等のサイレン及び拡声器により、避難対象地域に避難準備・勧告・指示を広報する。

④ 市のホームページによる広報

総合対策部広報記録班は、市のホームページに避難対象地域と避難準備・勧告・指示を掲載することにより広報する。

⑤ 報道機関への要請

総合対策部広報記録班は、報道機関へ避難対象地域と避難準備・勧告・指示の報道を要請することにより広報する。

⑥ 携帯電話への緊急情報等メールサービス

総合対策部広報記録班は、携帯電話への緊急情報等メールサービスにより、避難対象地域に避難勧告・指示を広報する。

⑦ 行政区長や自主防災組織の代表者を通じた戸別伝達

総合対策部広報記録班は、避難対象地域の行政区長や自主防災組織リーダー

等に電話等で避難準備・勧告・指示を伝達するとともに、必要に応じて戸別の伝達を行うよう要請する。伝達を受けた行政区長や自主防災組織リーダー等は、それぞれの連絡網により、避難対象世帯への伝達を徹底するものとする。

また、住民の避難状況を把握するために、平常時から行政区長や自主防災組織リーダー等との連絡方法を定めておき、避難時において、住民の避難状況の確認を行うものとする。

⑧ 広報の内容

広報の内容については、次に示した伝達内容とする。

	伝 達 内 容
避難準備	<p>避難準備については、あらかじめ次の事項の周知徹底を図るものとする。</p> <p>ア 避難に際しては、必ず火気・危険物の始末を完全に行う。</p> <p>イ 避難者は、7日分以上の食糧、飲料水、手拭等の日用品、懐中電灯、救急薬品等を携行する。</p> <p>ウ 避難者は、できるだけ氏名簿(住所、氏名、年齢、血液型等を記入)を準備する。</p> <p>エ 服装は軽装とするが、素足、無帽は避け、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行する。</p> <p>オ 貴重品以外の荷物は持ち出さない。</p> <p>カ 上記のうちから、必要なものを「非常持ち出し袋」に整備しておく。</p> <p>キ その他避難の指示が発せられたとき直ちに避難できるよう準備を整えておく。</p>
避難勧告	<p>ア 勧告者</p> <p>イ 避難対象地域</p> <p>ウ 避難先</p> <p>エ 避難経路</p> <p>オ 避難理由</p> <p>カ 避難時の注意事項等</p> <p>キ その他必要な事項</p>
避難指示	避難勧告の広報内容と同じ

(2) 災害時要援護者等に対する伝達方法

① 施設等の入所者に対する広報

社会福祉施設、医療施設等に対する避難準備・勧告・指示の伝達は、施設管理者に対し電話で行うものとし、健康福祉部社会福祉班及び高齢福祉班が担当する。電話が不通の場合は、直接施設に職員を派遣し伝達する。

施設等の入所者への伝達は、施設管理者が行うものとし、避難等については、各施設であらかじめ定めている避難計画等に沿って行うものとする。

② 在宅の要援護者に対する広報

高齢者の単身世帯、高齢者のみの世帯など、避難準備・勧告・指示の広報を

十分に認知できないと想定される世帯については、健康福祉部社会福祉班及び高齢福祉班はあらかじめ作成している避難行動要援護者名簿に基づき、消防団班、自主防災組織等の協力を得て、戸別に訪問し、避難準備・勧告・指示の内容を伝えるものとする。併せて、避難・誘導を行う。

③ 外国人に対する広報

総合対策部広報記録班は、テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、多言語での避難等の報道を行うよう、県を通じて要請するものとする。

3 避難勧告・指示の連絡

本部長は、避難勧告又は指示を行った場合、次の事項について知事及び関係機関へ通知する。解除する場合も同様とする。

- (1) 災害の名称
- (2) 避難勧告または指示を行った日時
- (3) 避難対象地域および対象世帯・人員数
- (4) 避難所及び避難経路
- (5) 避難責任者
- (6) 経緯、状況、避難解除帰宅時刻等
- (7) その他必要な事項

第2 避難誘導

避難準備・勧告・指示を行った場合は、避難時における安全を確保するため、関係機関との連携のもと、災害時要援護者に配慮しつつ、誘導等の必要な措置を講じる。なお、避難場所としては、資料に示すとおりであり、これらの施設に避難誘導するものとする。

資料3-4-1 避難場所

資料3-4-2 避難施設

1 避難方法

- ① 気象予警報等で災害の発生のおそれがある場合には、市民は自主避難を基本とし、自主防災組織を中心に、平常時から自主避難について徹底するものとする。
- ② 市長等が避難準備・勧告・指示を行った場合は、消防部消防団班は自主防災組織と協力して避難誘導するものとし、集団避難を基本とする。
- ③ 災害発生後の避難は、自主避難を中心とし、消防部消防団班及び自主防災組

織等は災害時要援護者や避難に取り残されたものの避難誘導を行うものとする。

- ④ 各自主防災組織等においては、住民に避難施設の周知徹底に努めるものとする。

2 避難誘導

(1) 避難時における携行品等

市民は、避難時には必要最小限度の携行品を携行するものとし、日常的な防災活動において周知徹底するとともに、避難時にあつては消防部消防団班及び自主防災組織は概ね以下の携行品の持ち出しを住民に伝達する。

- ① 7日分以上の食糧、飲料水
- ② 下着類(一着分)
- ③ 雨具又は防寒具
- ④ 貴重品(現金、預金通帳、カード類、印鑑等)
- ⑤ 医薬品、衛生材料、乳製品、学用品等の生活する上で必要な最小限度の生活用品

(2) 集団避難における避難誘導の留意事項

- ① 集団避難における避難誘導は、消防部消防団班および自主防災組織が行うものとする。
- ② 消防部消防団班及び自主防災組織は、避難経路については、事前に十分確認をし、ルートを選定しておくものとするが、災害の状況に応じて、十分な安全確認のうえ避難経路を適宜選定するものとする。
- ③ 避難誘導にあつては、消防団員又は自主防災組織員により避難経路の安全を確認し、避難経路上の主要な地点に、誘導要員を配置するものとする。また、避難者は隊列を組んで集団避難するものとし、先頭および最後尾に消防団員または自主防災組織員を配置し、交通安全等に十分留意しながら、避難施設または避難場所に誘導するものとする。
- ④ 避難誘導にあつては、災害時要援護者の安全確保を重視する。
 - ア 高齢者・障がい者等で在宅の要援護者については、家族及び自主防災組織が協力して、要援護者の避難を行うものとする。
 - イ 言葉のわからない外国人については、消防部消防団班及び自主防災組織は、あらかじめ用意している避難用のパンフレットを手渡し、円滑な避難誘導を行う。

(3) 施設等における避難

学校、幼稚園、保育園、病院、事業所、その他多数の人が集まる場所においては、原則として施設の管理者等が避難誘導を実施する。

① 学校等での避難

小中学校、幼稚園、保育園等においては、教職員による児童・生徒等の避難誘導を行うものとする。(第17章 文教対策参照)

② 病院及び老人ホーム等の要援護者の入所施設等における避難

病院及び老人ホーム等の入所施設については、比較的軽微な災害においては避難を必要としない場合が多いと思われるが、避難を必要とする場合は、患者、要援護者の避難において、多くの人手を必要とする。そのため、施設管理者はあらかじめ避難計画をたてておくものとする。

施設管理者は、避難時において避難計画での要員以上に人手を必要とする場合は、災害対策本部に応援を求めるものとする。避難誘導の応援要請を受けた災害対策本部は、消防部消防団班又は活動部に避難誘導の支援を指示するものとする。

(4) 行政区、自主防災組織等の避難誘導要請

本部長は、各行政区、自主防災組織から避難誘導を要請された場合は、南相馬警察署と協力し、消防部消防団班に避難誘導を指示する。

(5) 避難状況の把握

健康福祉部社会福祉班は、連絡調整部地区担当班と協力して、避難対象世帯について避難対象世帯員名簿を作成するとともに、各世帯における避難状況の把握を確実にを行うものとする。

3 災害時要援護者対策

(1) 情報伝達体制

① 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。なお、情報伝達にあたっては、入所者に対しては、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

② 在宅者対策

市は、直接、有線電話あるいは防災行政無線等を活用するとともに、地域住民、自主防災組織の協力を得て、災害時要援護者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達にあたっては、聴覚障がい者については音声以外の方法を活

用するなど、必要とする情報伝達の手段は災害時要援護者によって異なることに留意するとともに、分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるよう配慮する。

③ 病院入院患者等対策

病院、診療所等施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び患者等に対し、避難等の情報伝達を行う。なお、情報伝達にあたっては、患者に対しては、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

④ 外国人に対する対策

市は、ラジオ、テレビ等のマスメディア等を通じ多言語での避難等の情報伝達に努めるものとする。

(2) 避難及び避難誘導

① 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員が入所者を避難場所に誘導するとともに、他の施設及び近隣住民等の協力を得て入所者の避難誘導を行う。また、避難誘導にあたっては、入所者の実態に即した避難用の器具等を用いる。さらに老人デイサービスセンター等の利用施設においても配慮を要する。

② 在宅者対策

市は、地域住民、消防機関及び自主防災組織の協力を得て、避難場所に誘導する。避難誘導にあたっては、災害時要援護者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

③ 病院入院患者等対策

病院、診療所等施設の管理者は、消防計画による組織体制に基づき職員が患者を避難誘導する。必要に応じて、他の病院、診療所等から応援を得て患者を避難誘導する。避難誘導にあたっては、患者の実態に即した避難用の器具等を用い、また避難場所としては、医療・救護設備が整備された病院等とする。

④ 外国人に対する対策

市は、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て、外国人を避難誘導する。

4 広域的な避難対策

(1) 県内市町村間の避難調整

① 市から広域避難要請があった場合の県の役割

県は、大規模災害により市から市域を超えた広域避難を行うため受入先確保の要請があった場合、市からの避難経路や避難者数の見込み等の情報をもとに、避難者の受入が可能な市町村を調査、選定し、市と受入先市町村との調整を行う。

② 住民を広域避難させる際の市の役割

市は、広域避難の際、地域コミュニティ単位で避難所に入所できるよう、住民に対して避難先の割り当てを周知するとともに、避難するための手段を持たない被災者のために、県と協力し輸送手段を調達する。

また開設した避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。

③ 他市町村から受け入れる際の市の役割

市は、広域避難を受け入れる場合は、避難所を開設し、避難先自治体と協力して避難所の運営を行う。

様式6-6-1 避難対象世帯員名簿

様式6-6-2 避難状況報告書

第3 警戒区域の設定

本部長は、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

1 警戒区域の設定

警戒区域の設定権者は、次のとおりとする。

種 別	内容(要件)	設定権者	根拠法規
災害全般	災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定する。	本部長	災害対策基本法第63条
	災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき措置の全部又は一部を代行する。	知事	災害対策基本法第73条
	本部長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいない場合、又はこれらの者から要求があった場合は、警戒区域を設定する。	警察官	災害対策基本法第63条
	本部長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。	災害派遣を命じられた部隊の自衛官	

災害全般 (水災を除く)	災害の現場において、活動確保を主目的に消防警戒区域を設定する。	消防吏員又は 消防団員	消防法 第 28 条
火災	火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがある場合は、火災警戒区域を設定する。	消防長又は 消防署長	消防法 第 23 条の 2
	消防長若しくは消防署長又はその委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいない場合、又は消防長若しくは消防署長から要求があった場合は、火災警戒区域を設定する。	警察署長	
洪水 又は高潮	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する。	水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者	水防法 第 14 条

※) 警察官は、警察官職務執行法の規定により、又は消防法第 28 条、第 36 条、水防法第 21 条の規定によって第 1 次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があった場合は、警戒区域を設定できる。

2 規制の実施

- (1) 復興企画部災害総括班は、警戒区域の設定について南相馬警察署等関係者との連絡調整を行う。
- (2) 本部長は、警戒区域を設定した場合、南相馬警察署長に協力を要請して警戒区域から関係者以外の退去又は立入禁止の措置をとる。
- (3) 消防部消防団班は、南相馬警察署、自主防災組織等の協力を得て、市民の退去を確認するとともに、防犯、防火の警戒を行う。

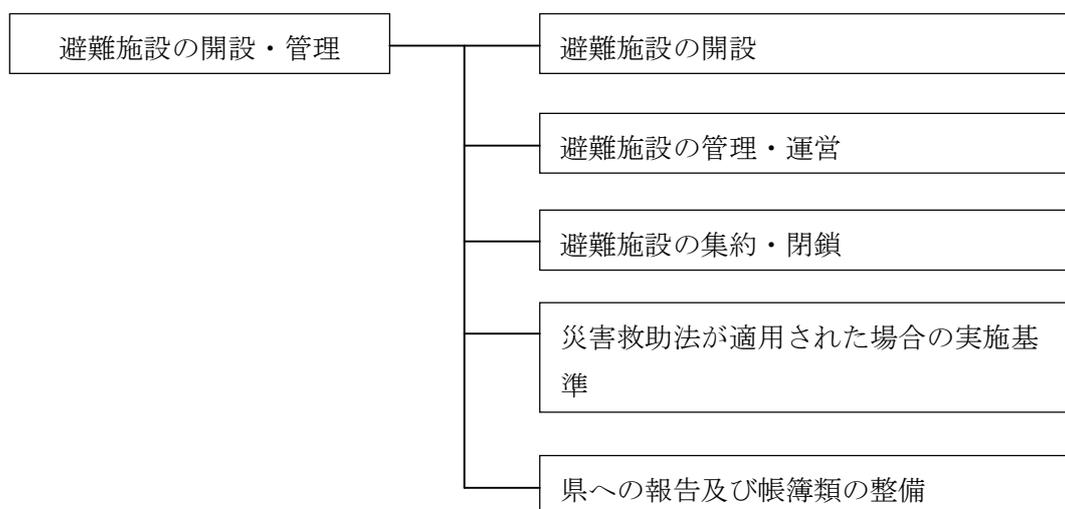
警戒区域の設定方法と警備

- ・警戒区域を設定した場合は、警戒区域につながる主要な道路沿いに立入禁止の標示を行い、住民の注意を喚起するとともに、消防部及び自主防災組織による見張りを行う。
- ・警戒区域内における犯罪防止のために、消防部及び自主防災組織は、南相馬警察署と協力して区域内の警戒パトロールを実施する。
- ・警戒区域が多く、消防部及び自主防災組織だけでは、見張り及び警戒パトロールが困難な場合は、活動部の応援を要請するとともに、自衛隊の派遣部隊にも応援を要請する。

第2節 避難施設の開設・管理

気象予警報等により災害のおそれのある場合、災害による家屋の損壊、滅失によって避難を必要とする場合、避難準備・勧告・指示により住民の避難が行われる場合は、市民を臨時に収容する避難施設を開設し、市民生活の維持を支援する。

【応急活動の体系】



第1 避難施設の開設

1 避難施設の開設基準

本部長は被害の状況を判断したうえで、開設する避難施設を健康福祉部社会福祉班、高齢福祉班、連絡調整部地区担当班に指示する。避難施設の開設基準は次のとおりとする。

(1) 安全な施設を避難施設とする

開設する避難施設については、開設する前に災害による被害の有無を確認し、被害のない施設でかつ安全性の高い施設を開設するものとする。

(2) 開設順位

開設する避難施設は、避難者が発生している地域、又は避難の勧告・指示を行った地域の小学校から開設することを基本とする。避難者が多く、小学校だけでは対応できない場合は、次の基準を基本とする。

- ・第1順位：小学校
- ・第2順位：中学校
- ・第3順位：幼稚園、保育園、高校

- ・第4順位：その他の避難施設に指定されている施設

2 避難施設の開設方法

- (1) 本部長から開設の指示を受けた健康福祉部社会福祉班は、開設する避難施設を所管する教育部教育総務班等の関係班を通じ、避難施設となる施設管理者に対して、避難施設開設の指示を行うとともに、開設準備を要請する。
- (2) 連絡調整部地区担当班は、施設管理者と連携して避難施設の開設を行う。
- (3) 勤務時間外等で、本部長と連絡が取れない場合で緊急を要する場合は、危機管理課は、健康福祉部社会福祉班、高齢福祉班、及び連絡調整部地区担当班に開設する避難施設を指示し、事後、本部長に報告する。
- (4) 勤務時間外等で伝達を受けた健康福祉部社会福祉班、高齢福祉班及び連絡調整部地区担当班は、直ちに指定された避難施設に参集し、安全確認のうえ、施設の解錠及び避難施設の開設を行う。

3 避難収容の対象者

- (1) 住居が被害を受け、居住の場を失った者
- (2) 避難勧告・指示が発令された場合等によって緊急避難の必要がある者
- (3) その他、本部長が必要と認める者

第2 避難施設の管理・運営

避難施設の管理運営においては、避難施設全体の管理運営を健康福祉部社会福祉班が行い、個々の避難施設においては、健康福祉部社会福祉班、高齢福祉班及び連絡調整部地区担当班、活動部救接受入班が施設管理者等の協力を得て行う。

1 避難施設の管理運営体制

- (1) 責任者
避難施設の責任者は、各避難施設の地区担当班の班長又は班長の指名するものとする。
- (2) 管理運営体制
 - ① 職員の派遣
健康福祉部社会福祉班、高齢福祉班及び連絡調整部地区担当班は、避難施設に常駐職員を派遣し、施設管理者や避難住民等と連携して避難施設の管理運営並びに災害対策本部等との連絡調整にあたる。

② 被災者による避難所の自主的、自発的運営

避難所においては、被災者が自主的、自発的に避難所の運営組織を立ち上げ、避難所生活のルール作りや生活環境を向上するための活動を行えるよう、市や施設管理者が支援を行う。自主運営組織を立ち上げる際には、女性の参画を求めるとともに、若年、高齢者等の意見を反映できるものとする。

③ 教職員等施設職員との連携

学校等施設が避難施設となった場合は、避難施設開設時点から教職員等施設職員と明確な役割分担を行い、教職員等の支援を受けるものとする。

2 避難施設の役割

避難施設は、避難者の生活の場であるとともに、被災した市民への生活支援を行う拠点として位置づけ、機能させるものとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の供給拠点
- (2) 医療・救護の拠点(必要に応じて医療救護所の設置、巡回診療の実施等)
- (3) 情報伝達・広報の拠点(掲示板等の設置)

必要に応じて、ラジオ・テレビなどの災害情報を入手する機器及び電話、ファクシミリ等の通信機器の設置を図る)

- (4) その他被災状況に応じた応援救援措置

避難の長期化に際しては、避難所における生活環境整備、さらに、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子供の安全確保等に配慮するものとする。

3 避難施設の管理運営

避難施設における施設・設備等の確保・改善や食糧品等の調達及び配布等については、健康福祉部社会福祉班、高齢福祉班、地区担当班が自主防災組織、施設職員とともに、関係各班の協力を得て行うものであり、主要な項目の担当者等は以下の通りである。

(1) 災害発生後7日程度までの期間の管理運営

項 目	管 理 運 営 内 容	担 当 者 等
避難場所の確保	机、いす等の整理による空間の確保	社会福祉班
避難者の確保	避難者名簿の作成 災害時要援護者の把握と対応	高齢福祉班 地区担当班 施設の職員
食糧、飲料水、生活必需品等の調達・配布	必要数量の把握 必要数量の手配 必要数量の調達及び運搬 避難者等への配布	社会福祉班、高齢福祉班、地区担当班 自主防災組織等 市民班 水道班、下水道班
避難施設の改善・充実	仮設トイレ、風呂の対策、暑さ・寒さの対策、防疫対策、仮設電話等	社会福祉班 高齢福祉班 地区担当班 自主防災組織等
医療対策	負傷者、急病者等への医療手配	高齢福祉班 医療対策班
避難者の相談等	安否確認への対応 苦情相談	市民班
運営体制の確立	市民団体、ボランティアとの連絡調整	社会福祉班
被災情報の提供	被害(人的・物的)の概要	広報記録班

(2) 長期にわたる場合の管理運営

項 目	管 理 運 営 内 容	担 当 者 等
自主運営組織の確立	避難市民による自主運営の確立 ・食糧、飲料水、生活必需品等の調達・配布 ・避難生活のルールづくり ・避難施設の清掃、警備等 ・避難者の要望の集約	自主運営組織
避難施設の改善・充実	プライバシー保護のための設備(間仕切り等) 炊事施設、洗濯施設、洗面所等の充実 空調設備等の設置	社会福祉班、高齢福祉班及び連絡調整部地区担当班、都市計画班
行政相談等 (生活支援情報の提供)	仮設住宅の募集 各種被災者支援施策の広報・伝達及び相談	都市計画班 市民班
医療対策等	巡回医療の実施 メンタルケアの実施	高齢福祉班 医療対策班
自宅での被災者対策	行政相談等 医療対策等	避難施設に来訪することで避難者と同様のサービスを提供

4 その他避難施設の管理運営上の留意事項

(1) 避難施設開設、運営の手順

健康福祉部社会福祉班、高齢福祉班及び連絡調整部地区担当班は、避難施設開設・運営にあたっては、以下の事項・手順に留意して行うものとする。

- ① 施設の解錠と施設内に避難者を誘導
- ② 無線、ファクシミリ、電話等により避難施設を開設したことを災害対策本部に報告
- ③ 避難施設内に事務所を開設
- ④ 施設内の整理と、避難者の受入れスペースを指定、誘導
- ⑤ 避難者名簿(カード)を配布・回収
- ⑥ 必要に応じて避難スペースの割り振り設定
- ⑦ 避難施設運営状況、食糧・生活必需品等確保状況を報告(定時、その他適宜)
- ⑧ 避難施設日誌を作成

(2) 避難者名簿(カード)の作成

健康福祉部社会福祉班、高齢福祉班及び連絡調整部地区担当班は、避難施設を開設し、避難した市民を受入れた際には、避難した市民に避難者名簿(カード)を配布し、各世帯単位に記入するよう指示する。回収した避難者名簿(カード)を基に避難施設日誌を作成し、事務所に保管するとともに、健康福祉部社会福祉班長(不在の場合は、高齢福祉班長)に報告する。

健康福祉部社会福祉班は全体の避難施設の報告をとりまとめ、総合対策部情報収集班に報告する。

様式6-6-3 避難者名簿(カード)

様式6-6-4 避難施設日誌

(3) 情報掲示板の設置

健康福祉部社会福祉班、高齢福祉班及び連絡調整部地区担当班は、避難者への必要情報を伝達するため、市役所及び避難施設内に身近な情報を提供する情報掲示板を設置する。

(4) 避難施設運営状況の報告と記録

健康福祉部社会福祉班、高齢福祉班及び連絡調整部地区担当班は、避難施設の運営状況について、毎日定時に健康福祉部社会福祉班長(不在の場合は、高齢福祉班長)に報告する。健康福祉部社会福祉班長(不在の場合は、高齢福祉班長)は、全体の避難施設の報告をとりまとめ、総合対策部情報収集班長に報告する。情報

収集班は、報告事項をとりまとめ、本部長及び関係各部各班に報告する。

ただし、傷病者の発生等特別の事情があるときは、その都度必要に応じて報告する。

(5) 食糧、生活必需品の請求及び配布

社会福祉班、高齢福祉班、地区担当班は、避難施設全体で集約された食糧、生活必需品、その他物資の必要数を取りまとめた後、健康福祉部社会福祉班長(不在の場合は、高齢福祉班長)に必要数量を報告する。健康福祉部社会福祉班長(不在の場合は、高齢福祉班長)は、全体の避難施設の必要数量等を取りまとめ、市民生活部市民班に調達・運搬を要請する。

市民生活部市民班は、健康福祉部社会福祉班長(不在の場合は、高齢福祉班長)の要請に応じて、食糧、生活必需品等を調達し、各避難施設に運搬する。健康福祉部社会福祉班、高齢福祉班及び連絡調整部地区担当班は、食糧や生活必需品等物資を受け取った場合は、その都度避難施設用物資受払簿に記入のうえ自主防災組織、ボランティア等の協力を得て配布する。

(6) 公衆電話の設置

市は、通信事業者と連携し事前に電話用モジュージャックを整備している避難所施設においては、市職員や施設管理者等が電話を接続し、無料の公衆電話として開設するものとする。

(7) 避難所における配慮等

① 市は、医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる避難所に避難させるものとする。また、介護や援護を必要とする者に対して、避難所にヘルパーを派遣するとともに、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼するものとする。

② 市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、避難所で生活する児童や高齢者等の災害時要援護者に対して、保健師等による巡回健康相談及び指導、精神科医等によりメンタルヘルスケア(相談)を行うものとする。

(8) 災害時要援護者への配慮

① 健康福祉部社会福祉班、高齢福祉班及び連絡調整部地区担当班は、避難施設を開設した場合、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。

② 健康福祉部社会福祉班、高齢福祉班及び連絡調整部地区担当班は、調査の結

果に基づき、これらの者が必要とする食糧、生活必需品等の調達を、健康福祉部社会福祉班長(不在の場合は、高齢福祉班長)を通じて市民生活部市民班に要請する。

- ③ 健康福祉部社会福祉班、高齢福祉班及び連絡調整部地区担当班は、災害時要援護者の避難空間についてはプライバシーの保護、トイレ等の利用のしやすさ、騒音の少ない場所等、特別の配慮を行うとともに、施設の改善等が必要な場合は、建設部都市計画班に施設の改善を要請する。建設部都市計画班は、施設の改善要求を受けた場合は、市内の業者等に施設の改善を発注する。

また、避難施設での生活が困難な者に対しては、必要に応じて老人福祉施設、病院等への入所、被災地外への避難等が行えるよう健康福祉部社会福祉班長(不在の場合は、高齢福祉班長)と協議する。

- ④ 障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされていない施設を避難所とした場合には、だれもが利用しやすいよう、速やかに多目的トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、一般の避難所に高齢者、乳幼児、障がい者等の災害時要援護者が避難することとなった場合には、介助や援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要援護者の尊厳を尊重できる環境の整備に努める。

- ⑤ 外国人に対しては、あらかじめ外国語による避難施設生活の留意事項等を示したパンフレットを作成し、配布するとともに、必要に応じて、健康福祉部社会福祉班に通訳等のボランティアの確保・派遣を要請する。健康福祉部社会福祉班、高齢福祉班及び連絡調整部地区担当班は、避難施設での情報提供について、掲示板、放送等を活用するなど災害時要援護者に配慮した対策を実施する。

(9) 避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策

① 設備の整備

避難所の設置者は、必要に応じて次の設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保、避難所の情報支援拠点化等、長期化に伴う生活環境の改善対策を講じる。

ア 畳、マット、カーペット	カ 仮設トイレ
イ 間仕切り用パーティション	キ テレビ・ラジオ
ウ 冷暖房機器	ク インターネット情報端末
エ 洗濯機・乾燥機	ケ 簡易台所、調理用品
オ 仮設風呂・シャワー	コ その他必要な設備・備品

② 環境の整備

避難の長期化に伴うニーズに対応し、プライバシーが確保された女性専用ル

ームや相談ルーム、また避難者同士の交流場所となる談話室や児童生徒の学習場所などを設置するなど、避難者の人権に配慮した環境作りに努める。

(10) 避難施設における火災予防対策の徹底

健康福祉部社会福祉班、高齢福祉班及び連絡調整部地区担当班は、避難施設における出火防止を図り、避難者の安全を確保する。

(11) 指定避難所以外の被災者への支援

市は、関係機関等との連携、連絡先の広報等を通じるなどの方法を講じ、指定避難所以外の施設等に避難した被災者の避難状況を速やかに把握し、食料・飲料水、生活必需品等を供給するとともに、施設管理者の了解が得られれば避難所として追加指定する。

なお、災害対策活動の拠点となる施設(市役所庁舎等)に避難した者については、各種の支援措置の円滑化を確保する観点からも、指定避難所に移動するよう求める。

また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対しては、県及び被災者を受け入れた市町村と協力し、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

さらには、在宅での避難生活を余儀なくされた災害時要援護者に対して、自主防災組織や市職員等による見守りを充実させるとともに、医療・救護の必要性等に応じて、福祉避難所等への緊急入所ができる体制を確立する。

第3 避難施設の集約・閉鎖

本部長は、施設の本来の機能を回復するため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難施設の集約及び解消を図る。避難施設を閉鎖した場合は、県に報告する。

第4 災害救助法が適用された場合の実施基準

災害救助法が適用された場合は、避難施設の供与は本部長が実施する。

実施基準については福島県災害救助法施行細則による。

※1 避難対象者の例

- ・住宅が全焼・全壊、流出、半焼・半壊、床上浸水等で居住する場所を失った者

- ・旅館の宿泊人、一般家庭の来客、通行人等で応急的に宿泊の場所を失った者
- ・避難準備・勧告・指示が出された地域の住民

※2 避難施設設置費用の範囲

- ・避難施設の設置、維持管理のための人夫賃
- ・消耗機材費(上敷ゴザ、床又は間仕切り用の板、釘、ローソク、掃除用具等)
- ・建物器物等使用謝金
- ・仮設炊事場及び便所の設置費等
- ・衛生管理費

第5 県への報告及び帳簿類の整備

1 県への報告

災害総括班は、避難施設を開設した場合は、健康福祉部社会福祉班からの報告に基づき開設報告及びその収容状況を毎日県に報告する。

- (1) 避難施設開設の日時及び場所
- (2) 箇所数及び収容人員
- (3) 開設期間の見込み

2 帳簿類の整備

健康福祉部社会福祉班、高齢福祉班及び連絡調整部地区担当班は、避難施設毎に以下の帳簿類を整備し、健康福祉部社会福祉班長(不在の場合は、高齢福祉班長)に報告する。健康福祉部社会福祉班長(不在の場合は、高齢福祉班長)は、全体の避難施設の記録等を取りまとめ、情報収集班へ報告する。

- (1) 救助実施記録日計票(様式6-4-1)
- (2) 避難施設収容者名簿(様式6-6-5)
- (3) 避難施設収容台帳(様式6-6-6)
- (4) 避難施設用物資受払簿(様式6-6-7)
- (5) 避難施設設置及び収容状況(様式6-6-8)
- (6) 避難施設開設用施設及び器物借用簿(様式6-6-9)
- (7) 避難施設設置に要した支払証拠書類及び物品受払証拠書類

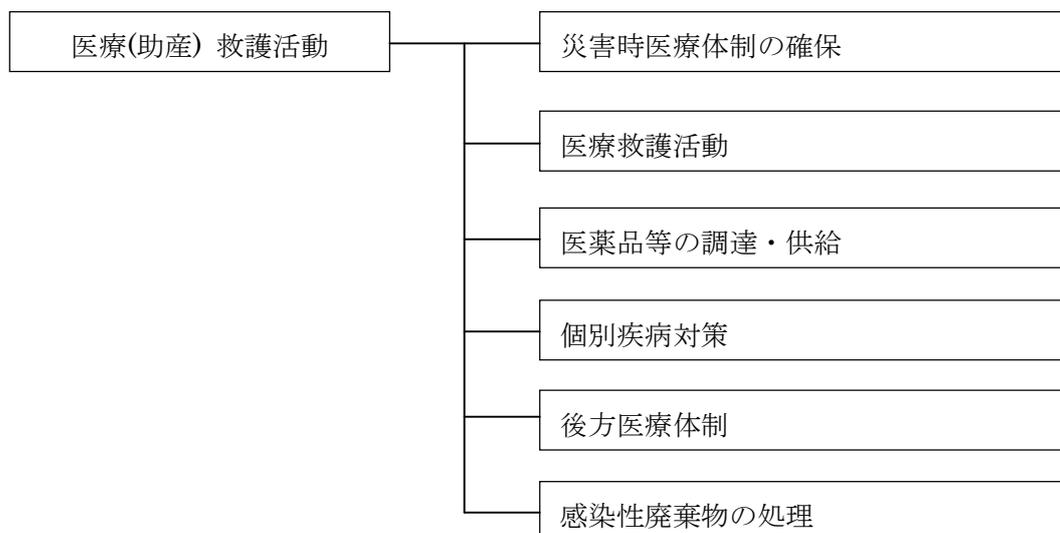
第7章 医療(助産) 救護活動

大規模な災害によって、多くの傷病者が発生した場合、又は医療機関が被災し機能停止になった場合等において、要救護者に応急的に医療を施し又は助産の措置を確保し、その保護を図るものとする。

【実施担当部署】

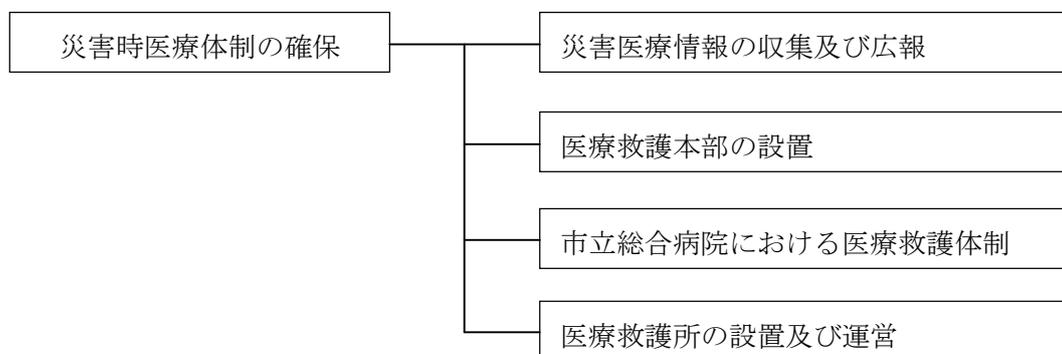
主 管	医療対策部医療対策班	地域災害医療センターとしての活動
	健康福祉部高齢福祉班	医療救護本部の設置・運営
関係部 機 関	消防部消防署、消防団 班、消防分署	救急隊、救助隊による救助・救急活動 地域住民の救助・救急活動の支援
	郡医師会等医療団体	医療救護本部の運営と応急医療活動の実施

【応急活動の体系】



第1節 災害時医療体制の確保

【応急活動の体系】



第1 災害医療情報の収集及び広報

大規模な災害が発生した場合は、健康福祉部高齢福祉班(健康づくり課)は、保健(福祉)センターや健康福祉Gと連携し市内医療機関の被災状況、後方医療機関の被災状況、診療可能な医療機関及び空床状況等の災害医療情報を収集するとともに、必要に応じて医療救護本部の設置や県への協力を要請し、医療救護活動にあたる。

また、「福島県心のケアマニュアル」に準拠し、心のケア活動を実施する。

医療救護本部を設置した場合は、総合対策部広報記録班と連携し、市民に災害医療情報及び救護所開設情報等を提供する。

1 医療施設等の被災状況の把握と対応

(1) 健康福祉部高齢福祉班は、災害発生後、直ちに災害が発生した地域の医療機関に対し、被災状況の調査を行う。調査項目は次のとおりである。

- ・施設の被災状況
- ・入院患者などの有無及び入院患者店員の必要性の有無
- ・医療行為の継続の可否
- ・被災者の来訪状況

資料3-3-1 医療機関等

資料3-3-2 獣医業調

(2) 調査の結果、入院患者の転院等が必要な場合は、直ちに消防部と連携して、市内の医療施設に緊急入院の手配を行うものとする。

(3) 大規模な災害の場合は、健康福祉部高齢福祉班は、市内のすべての医療機関に対し、被災状況等の調査を行い、応急医療の確保に努めるものとする。調査項目は次のとおりとする。

- ・施設の被災状況
- ・入院患者等の有無及び入院患者転院の必要性の有無
- ・医療行為の継続の可否
- ・新規入院患者の受入れ可能病床数
- ・被災者の来訪状況

2 医療需要の把握

健康福祉部高齢福祉班は、各医療機関に対する調査における被災者の来訪状況を把握するとともに、消防部及び南相馬警察署から被災者の発生状況に関する情報を入手し、必要となる医療需要の把握を行う。

医療需要が各医療機関での対応では十分でないと判断される場合は、直ちに医療救護本部を設置し、応急医療に取り組むものとする。

3 県に対する応援要請

本部長は、災害救助法が適用された後に医療(助産)救護の必要があると認められるとき、または災害の程度により必要と認められるときは、県に対し災害派遣医療チーム(DMAT)や医療救護班の派遣協力を要請する。

第2 医療救護本部の設置

大規模な災害が発生した場合は、健康福祉部高齢福祉班は、郡医師会、市歯科医師会、整骨師会、市薬剤師会とともに、医療救護本部を設置し、医療救護活動を実施する。

1 設置場所

医療救護本部は健康福祉部高齢福祉班に設置する。

2 構成員及び役割

医療救護本部は、健康福祉部長を本部長とし、構成員及び役割分担は次のとおりとする。

構 成 員 等	役 割
医療救護班 健康福祉部高齢福祉班	1 医療救護本部の設置及び運営に関すること 2 医療救護所等の開設及び運営に関すること 3 医療関係団体との連絡調整に関すること 4 県等への応援要請に関すること 5 その他医療行為を除く応急医療に関すること
郡医師会救護班	1 医療救護班の編成及び医療救護活動に関すること
市歯科医師会救護班	1 歯科医療救護班の編成及び歯科医療救護活動に関すること
整骨師会救護班	1 施術救護班の編成ないし医療救護班と一体となった整骨施術に関すること
市薬剤師会救護班	1 薬剤師班の編成ないし医療救護班と一体となった調剤等の救護活動に関すること 2 医薬品の確保・調達に関すること

第3 市立総合病院における医療救護体制

大規模な災害が発生した場合は、市立総合病院は地域災害医療センターとして、被災者に対する医療の確保を図るものとし、必要な人員等の確保を図るとともに、状況に応じて病院内に医療救護所の設置及び医療救護班の編成の準備に取りかかり、医療救護体制を整えるものとする。

1 医療救護所の設置

市立総合病院は、医療救護本部と連携しながら、状況に応じて医療救護所を開設する。

2 医療救護班の編成

市立総合病院における医療救護班は以下に示す5班編成とする。

班名	班長名	編成内容	連絡方法	備考
第1班	内科医師 循環器医師	医師 1名 看護師 2名 事務 1名 補助員 1名 計 5名	TEL 22-3181	
第2班	外科医師 脳神経外科医師	同上	同上	
第3班	産婦人科医師	同上	同上	
第4班	小児科医師	同上	同上	
第5班	整形外科医師	同上	同上	

小高病院における医療救護班は以下に示す4班編成とする。

班名	班長名	編成内容	連絡方法	備考
第1班	内科医師	医師 1名 看護師 2名 事務 2名 計 5名	TEL 44-2025	
第2班	外科医師	医師 1名 看護師 2名 事務 2名 計 5名	同上	
第3班	小児科医師	医師 1名 看護師 2名 事務 1名 計 4名	同上	
第4班	眼科医師	医師 1名 看護師 2名 事務 1名 計 4名	同上	

3 医療救護所への医療救護班の派遣

市立総合病院の医療救護班は、市立総合病院における医療救護活動を基本とするが、医療救護本部長から要請があった場合は、他の医療救護所に医療救護班を派遣し、医療救護活動にあたる。

第4 医療救護所の設置及び運営

1 医療救護所の設置

医療救護本部長は、次の場合に医療救護所を設置する。

- (1) 災害による負傷者が多数で、現地での応急処置やトリアージが必要な場合
(トリアージとは、傷病者を傷病の緊急度や重症度に応じ、いくつかのクラスに分ける作業をいう。)
- (2) 現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応しきれない場合
- (3) 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合

2 医療救護班の編成

- (1) 医療救護本部は、医療救護所を開設する場合は、医療救護班、歯科医療救護班、施術救護班、薬剤師班を編成し、派遣する。
- (2) 医療救護班は、おおむね医師1人、看護師2人、事務員2人とし、編成班数に

については、郡医師会と協議の上定める。

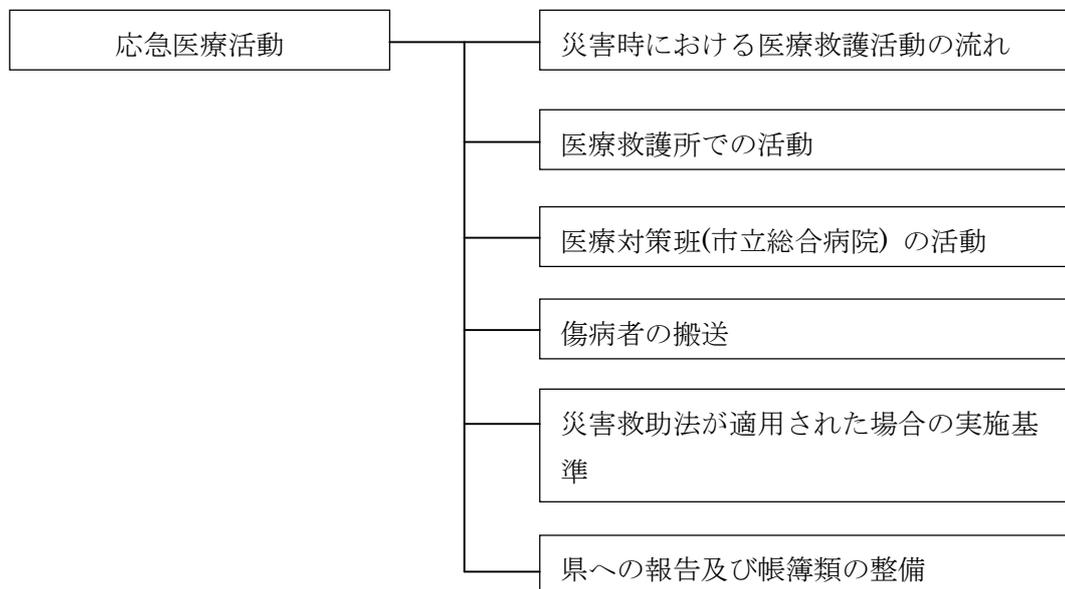
- (3) 歯科医療救護班は、おおむね歯科医師1名、歯科衛生士1名、事務員1名とし、編成班数については、市歯科医師会と協議の上定める。
- (4) 施術救護班は、おおむね整骨師1人、事務員1名とし、災害の状況に応じて整骨師会と協議し、班数を定める。
- (5) 薬剤師救護班は、医療救護班に帯同して設置するものとし、災害の状況に応じて市薬剤師会と協議し、班数等を定める。
- (6) 災害の規模が大きく、医療救護本部が編成する医療救護班等だけでは応急医療の確保が困難であると認められる場合は、県に対し医療救護班の派遣を要請する。

3 医療救護所の運営

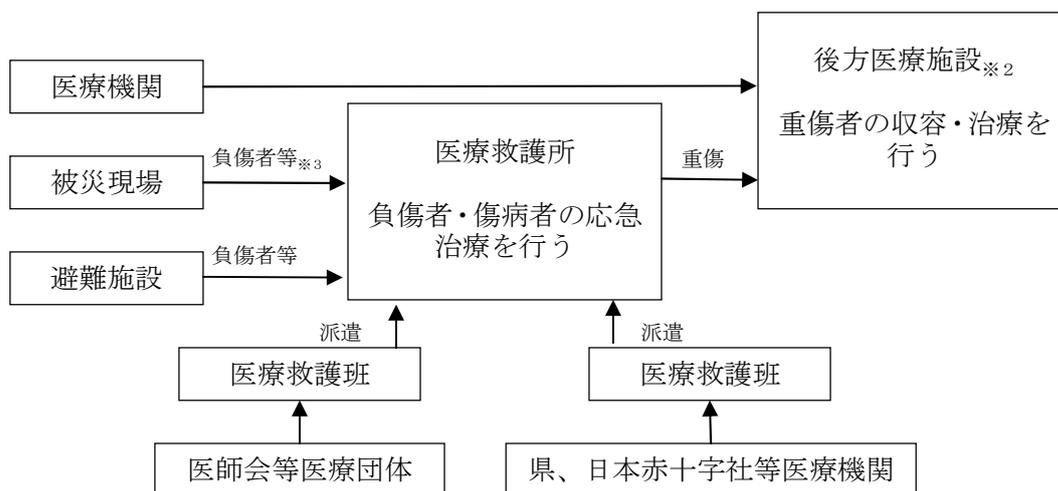
- (1) 医療救護所は、原則として市立総合病院など医療機関に設置するもののほか、学校施設等避難施設に設置するものとし、状況に応じて被災現場での開設も行う。
- (2) 健康福祉部高齢福祉班は、医療救護所に職員を派遣し、医療救護活動の管理運営にあたる。

第2節 医療救護活動

【応急活動の体系】



第1 災害時における医療救護活動の流れ



※1 医療制約を受ける者とは、医療機関の被害により医療を受ける機会を失った者をいう。

※2 後方医療施設とは、市立総合病院、市内の病院及び市外の病院を指す。

※3 被災現場から医療救護所への負傷者等の搬送は、救出活動にあたった消防署班に

より救急車で搬送することを基本とするが、負傷者等が多数の場合や消防部の出動が遅れ地域住民又は自主防災組織により救出された場合等においては、地域住民の車による搬送を行うものとする。

第2 医療救護所での活動

1 医療救護班の活動内容

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への搬送の要否及び搬送順位の決定
- (3) 搬送困難な患者、軽症患者に対する医療
- (4) 助産救護
- (5) 死亡の確認
- (6) 以上のほか、状況に応じて遺体の検案・身元確認に協力する。

2 歯科医療救護班の活動内容

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急措置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 輸送困難な患者、軽症患者等に対する歯科医療、衛生指導
- (4) 検視・検案・身元確認に際しての協力

3 施術救護班の活動内容

- (1) 骨折・捻挫等の整骨施術を要する傷病者に対する応急措置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

4 薬剤師班の活動内容

- (1) 救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- (2) 救護所及び医薬品集積場所等における医薬品の仕分け、管理

第3 医療対策班(市立総合病院)の活動

1 応急医療の実施

- (1) 医療対策部医療対策班(市立総合病院)においては、医療救護所を開設し、応急

医療を実施する。

- (2) 地域災害医療センターとして、医療救護所から搬送される傷病者の治療に当たる。

2 後方医療施設との連携

医療対策班及び医療救護本部は、市内の病院等医療機関と連携をとり、医療救護所に対応できない傷病者の収容と治療が確保されるように努める。

第4 傷病者の搬送

1 傷病者搬送の判定

医療対策部医療対策班は、医療救護及び助産救護の介護を行った者のうち、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断する。搬送の必要がある場合は、直ちに消防署班に連絡し、搬送を依頼する。ただし、消防署班の救急車両が確保できない場合は、災害対策本部に車両の確保を要請する。

2 傷病者の後方医療機関への搬送

重症者等の搬送は、救急医療情報センターの情報等をもとに原則として基幹災害拠点病院や二次保健医療圏単位に設置されている地域災害拠点病院へ行う。

- (1) 重傷者等の後方医療機関への搬送は、原則として消防署班で実施する。ただし、消防署班の救急車両が確保できない場合は、災害対策本部に車両の確保を要請する。
- (2) 総合対策部物資管理班は、搬送用車両の要請があった場合は、その手配・配車を行う。搬送用車両には「救護車」と表示する。表示の位置は助手席側の前面ガラスの内面とする。車両の調達については、「第9章 緊急輸送対策」によるものとする。
- (3) 道路の損壊等の場合又は遠隔地への搬送においては、県消防防災ヘリコプター等による輸送を要請するものとし、連絡調整部連絡調整班は、県との連絡・調整を行う。
- (4) 傷病者の搬送においては、医療機関の被災情報や搬送経路等様々な状況を踏まえ、収容先医療機関を確認の上、搬送する。

第5 災害救助法が適用された場合の実施基準

災害救助法が適用された場合は、医療及び助産は知事が行うものであるが、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない場合は、災害救助法施行令第8条の規定に基づき、本部長が行うことができる。

実施基準については福島県災害救助法施行細則による。

第6 県への報告及び帳簿類の整備

1 医療実施状況の報告

健康福祉部高齢福祉班は、医療救護班の編成及び活動状況並びに患者の移送、病院・診療所による医療実施状況を取りまとめ、連絡調整班が県に報告する。また、保健(福祉)センター、健康福祉G及び医療救護班は、次の帳簿類を整備するものとする。

- (1) 市(健康福祉部高齢福祉班)が整備する帳簿類
 - ① 救助実施記録日計票(様式6-4-1)
 - ② 救護班活動状況(様式6-7-1)
 - ③ 医薬品衛生材料受払簿(様式6-7-2)
 - ④ 病院、診療所医療実施状況(様式6-7-3)
 - ⑤ 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類
 - ⑥ 病院、診療所医療実施関係診療報酬に関する証拠書類
- (2) 医療救護班が整備する帳簿類
 - ① 救護班出動編成表(様式6-7-4)
 - ② 救護班診療記録簿(様式6-7-5)
 - ③ 救護班医薬品衛生材料使用簿(様式6-7-6)

2 助産実施状況の報告

健康福祉部高齢福祉班は、助産実施の都度、助産台帳に準じて、助産実施状況を取りまとめ、連絡調整班が県に報告する。また、高齢福祉班は、次の帳簿類を整備するものとする。なお、医療救護班により助産を実施した場合には、救護班診療記録を明らかにする。

- (1) 救助実施記録日計票(様式6-4-1)
- (2) 医薬品衛生材料受払簿(様式6-7-2)
- (3) 助産台帳(様式6-7-7)
- (4) 助産関係支払証拠書類

第3節 医薬品等の調達・供給

第1 医薬品、医療資器材の確保

- (1) 健康福祉部高齢福祉班は、備蓄医薬品等の活用を図るとともに、市内医療機関、薬剤師会の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材等を調達・確保する。
- (2) それでもなお、医薬品が不足する場合は、「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」により、県(相双保健福祉事務所)に対して供給の要請を行う。
- (3) 医薬品等の受入れ、一時保管場所は、原町保健センターとする。

第2 血液製剤の確保

健康福祉部高齢福祉班は、医療機関から血液製剤の供給の要請があった場合は、県赤十字血液センターに血液製剤供給の要請を行う。

第4節 個別疾病対策

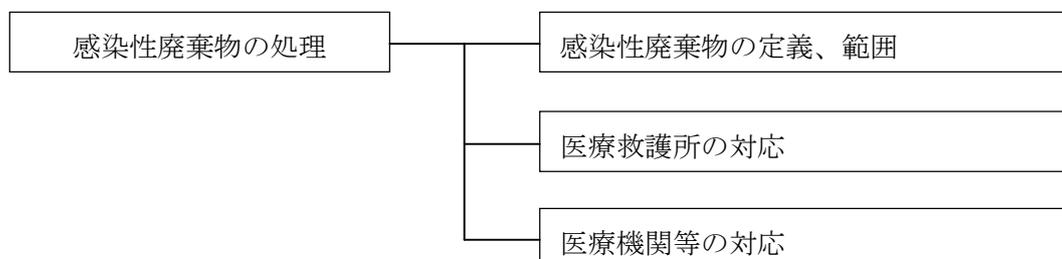
健康福祉部高齢福祉班は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の医療機関の情報等を県を通じて入手し、傷病者の搬送に活用するとともに、総合対策部広報記録班を通じて市民に広報する。

第5節 後方医療体制

医療救護所では対応できない重傷者や特殊な医療を要する者については、トリアージの実施後、適切な後方医療施設に搬送して治療を行う必要があり、健康福祉部高齢福祉班(健康づくり課)は、状況に応じて県に後方医療機関の手配及び搬送を要請する。

第6節 感染性廃棄物の処理

【応急活動の体系】



第1 感染性廃棄物の定義、範囲

1 定義

- (1) 感染性廃棄物とは、医療機関、試験研究機関等から医療行為、研究活動等に伴って発生した廃棄物のうち、排出後に人に感染症を生じさせるおそれのある病原微生物が含まれ、若しくは付着し、又はそのおそれがある廃棄物とする。
- (2) 上記の感染症とは、すべての感染性疾患を総称するわけではなく、廃棄物処理の際に公衆衛生上問題を起こすおそれがある感染症を指す。
- (3) 感染性廃棄物は、人に関する診療行為等だけでなく、人畜共通感染症に罹患又は感染した動物に関する診療行為や研究活動から発生することもある。

2 範囲

感染性廃棄物の範囲は次のとおりである。

- (1) 血液、血清、血漿及び体液(精液を含む)並びに血液製剤
- (2) 手術等に伴って発生する病理廃棄物
- (3) 血液等が付着した鋭利なもの
- (4) 病原微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの
- (5) その他血液等が付着したもの
- (6) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、「予防接種法」等に規定されている疾患等に罹患した患者等から発生したもの、若しくはこれらが付着した又はそのおそれがあるもので、(1)～(5)に該当しないもの

第2 医療救護所の対応

医療救護所で発生した感染性廃棄物は、発生時点において分別し、他の廃棄物とは区別して梱包、表示、運搬し、処理施設にて処分を行う。分別、梱包等における留意点は次のとおりである。

1 分別

- (1) 感染性廃棄物は、発生時点において、他の廃棄物と区別し、適正な容器(袋を含む)に収納する。
- (2) 他の容器に移し替えることはできるだけ避けること。特に鋭利な感染性廃棄物については他の容器に移し替えないこと。ただし、容器ごと他の容器等に入れることは問題ない。

2 梱包

感染性廃棄物の梱包は次のとおりとし、梱包に用いる容器等は感染性廃棄物の性状に応じて適切に選択する。

- (1) 注射器、メス等の鋭利なものについては、危険を防止するため、耐貫通性のある堅牢な容器を使用する。
- (2) 固形状のものについては、丈夫なプラスチック袋を二重にして使用するか、堅牢な容器を使用する。
- (3) 液状又は泥状のものは、廃液等が漏出しない密閉容器を使用する。
- (4) 性状に応じた分別を行わない場合は、耐貫通性があり、堅牢で液体が漏出しない密閉容器を使用する。
- (5) 容器は、感染性廃棄物が飛散、流出し並びに悪臭が漏れるおそれがないものを使用する。

3 表示

感染性廃棄物を収納する容器には、感染性廃棄物である旨及び取扱う際に注意すべき事項を表示するものとする。

4 運搬

- (1) 感染性廃棄物の運搬にあたっては、他の廃棄物と混載しないものとする。
- (2) 原則として、運搬途中で積み替え・保管を行わず、直接感染性廃棄物処理専門業者へ委託する。
- (3) 運搬車は、感染性廃棄物の容器等が車両から落下するおそれのない構造を有す

るものを使用する。

5 保管

- (1) 感染性廃棄物の保管は極力短期間とする。
- (2) 感染性廃棄物の保管場所は、関係者以外立ち入れないように配慮し、感染性廃棄物は他の廃棄物と区別して保管する。
- (3) 感染性廃棄物の保管場所には、関係者の見やすい箇所に感染性廃棄物の存在を表示するとともに取扱いの注意事項を記載するものとする。
- (4) 感染性廃棄物の保管は、保管施設により行い、当該感染性廃棄物が飛散し、流出し及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
- (5) 保管施設には、周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に、次の例を参考にして取り扱い注意の表示を行う。

表示の例

<p>注 意</p> <ul style="list-style-type: none">○ 感染性廃棄物保管場所につき関係者以外立ち入り禁止○ 許可なくして梱包容器等の持出し禁止○ 梱包容器等は破損しないよう慎重に取扱うこと○ 梱包容器等の破損等を見つけた場合は下記へ連絡してください。 <p style="text-align: center;">管理責任者 連絡先TEL</p>

- (6) スペースの関係上専用の保管施設が設けられない場合は、関係者以外がみだりに立ち入ることができない所で感染性廃棄物の保管を行うこと。
- (7) 感染性廃棄物の保管場所にねずみが生息し、及び蚊、はえ、その他の害虫が発生しないようにすること。
- (8) 感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物が混合している場合であって、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合以外は、感染性廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切り等を設けることその他必要な措置を講ずること。また、感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物の各々について別の形態、方式で処理を行う場合は、これらも必ず区分して保管しなければならない。

第3 医療機関等の対応

- (1) 医療機関等から発生する感染性廃棄物は、医療機関等における平時の処理方法に従うものとする。

- (2) 感染性廃棄物の運搬、処分等に支障が生じるおそれのある場合には、各医療機関等において、運搬等が可能となるまで、保管するものとする。
- (3) 感染性廃棄物が各医療機関等の保管施設の容量を越え、別に適切な保管施設を確保できない場合には、医療救護所に準じた対応をとるものとする。

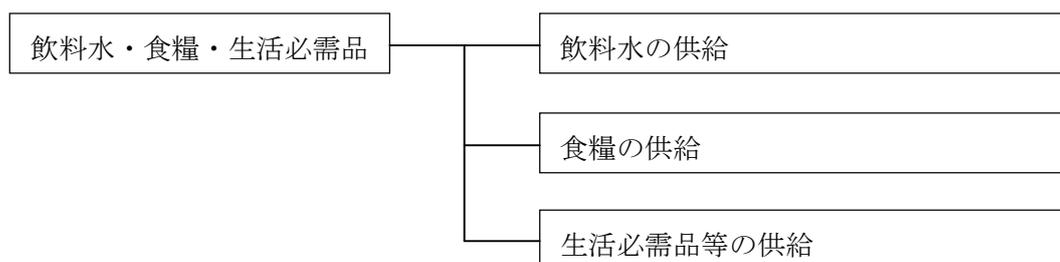
第8章 飲料水・食糧・生活必需品等の供給

家屋の倒壊、滅失等によって、飲料水、食糧及び生活必需品等の確保が困難な市民に対し、必要な物資の供給に努める。

【実施担当部署】

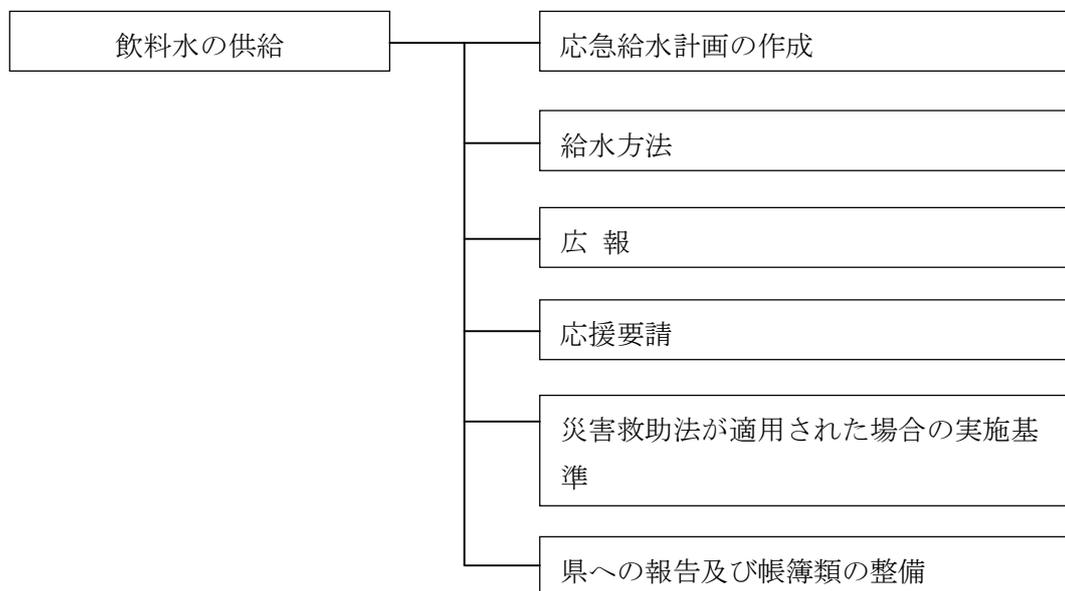
主 管	上下水道部水道班	飲料水等の供給
	市民生活部市民班	食糧・生活必需品の調達及び供給
	経済部農林対策班	米穀の調達・確保
	教育部学校教育総務班	炊出しの実施
関係部	健康福祉部社会福祉班	避難施設における飲料水・食糧・生活必需品等の必要量の把握、調達要請、配布
	健康福祉部社会福祉班	避難施設における飲料水・食糧・生活必需品等の配布
	健康福祉部高齢福祉班	
	連絡調整部地区担当班	

【応急活動の体系】

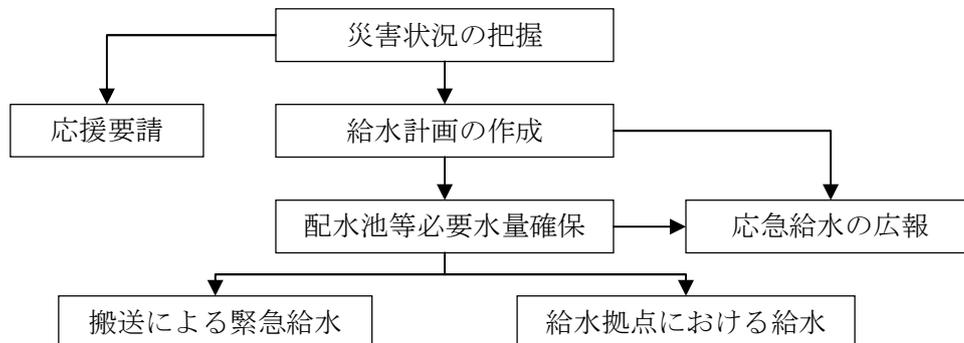


第1節 飲料水の供給

【応急活動の体系】



【応急対策の流れ】



第1 応急給水計画の作成

1 災害発生後の情報の収集

上下水道部水道班は、災害発生後、被災地域における水道施設の被害状況の調査を実施し、的確な配水調整により断水区域を最小限度にとどめるとともに、断水区域については、応急給水対策の実施を図る。

2 応急給水計画の作成

上下水道部水道班は、応急給水の実施にあたっては、応急給水計画を作成し実施するものとする。

(1) 給水対象区域の把握

断水状況に基づき応急給水対象区域を設定する。

(2) 給水量の確保

浄水場、配水池等の被災状況に基づき、給水量の確保を図る。給水量は、最低1人1日3リットルの飲料水を供給するものとし、災害発生後4日～7日までは10リットル、2週目は50～100リットル、3～4週目は150～200リットルを目標とし、復旧状況に応じて給水量を増加させるものとする。

(3) 水源の確保

浄水場、配水池等が被災し、給水量が確保されない場合は、水道班は、あらかじめ応急給水用に定めている家庭及び事業所の井戸水を利用するものとし、各家庭、事業所に協力を要請する。

(4) 給水用資機材の確保

応急給水にあたっては、配水池等から給水タンク積載車両、給水ポリ容器等運搬車両によって行うものとし、車両及び給水ポリ容器の確保を図る。

(5) 応急給水作業の要員の確保

住民に対する応急給水は、上下水道部水道班が給水拠点(原則として避難施設とする)に直接運搬し、必要となる作業要員の確保は給水拠点において健康福祉部社会福祉班、高齢福祉班、地区担当班及び自主防災組織・ボランティア等の協力を得て行うものとする。

(6) 給水場所の設定

給水場所は、被災地域の避難施設を基本として、被災住民が徒歩5～10分程度で供給を受けられる場所に設定する。

(7) 給水計画の作成と広報

上記(1)～(6)に基づき、断水区域に対する給水場所、給水時間等を定めた給水計画を作成し、断水区域の住民に対し広報する。

広報は、上下水道部水道班が直接給水対象区域住民に広報車等により広報するほか、総合対策部広報記録班を通じて防災行政無線等により行う。

第2 給水方法

1 搬送による緊急給水

上下水道部水道班は、救護所、病院、福祉施設等の緊急を要する施設については、要請に応じて給水タンク積載車両、給水ポリ容器等運搬車両によって、優先的に給水を実施するものとし、直接施設に搬送する。

2 避難施設等給水場所における給水

上下水道部水道班は、避難施設が開設された場合で避難施設が断水した場合は、給水タンク積載車両、給水ポリ容器等運搬車両によって飲料水を運搬し、避難者及び断水地域の住民へ給水する。

避難施設においては、あらかじめ飲料水用水槽を設置しておき、水道班は、飲料水用水槽への搬送までを分担し、飲料水用水槽から住民への給水は、健康福祉部社会福祉班、高齢福祉班、地区担当班が自主防災組織、ボランティア等の協力を得て行うものとする。

避難施設が開設されない場合においても、断水地域における給水は、避難施設に指定された施設で行うことを基本とする。

第3 広報

上下水道部水道班は、応急給水を実施するにあたり、給水場所、給水時間について広報車等で広報を行うものとし、市民の不安を和らげるため、給水時間や場所、断水の解消見込み等の情報提供を積極的かつきめ細かく行う。

総合対策部広報記録班は、水道班と協力して、防災行政無線等により市民への広報を行う。

第4 応援要請

市単独で十分な応急活動を実施することが困難な場合、県に応援を要請する。

応援要請を行う場合の例

- ・給水量の確保が困難で、他の市町村からの給水が必要な場合
- ・給水対象地区が多く、給水タンク積載車両等が不足し、車両の確保が困難な場合
- ・被災者において給水用の容器が確保されておらず、かつ、備蓄の容器では不足する
場合で給水用容器の確保が困難な場合

第5 災害救助法が適用された場合の実施基準

災害救助法が適用された場合は、飲料水の供給は本部長が実施する。実施基準については福島県災害救助法施行細則による。

第6 県への報告及び帳簿類の整備

水道班は、飲料水の供給状況について、毎日、以下の帳簿類を整理し、総合対策部情報収集班に報告する。情報収集班より情報提供を受けた復興企画部災害総括班は、毎日県に報告するものとする。

- (1) 救助実施記録日計票(様式6-4-1) 資料編 P133
- (2) 飲料水供給記録簿(様式6-8-1) 資料編 P154～
- (3) 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿(様式6-8-2)
- (4) 給水用機械器具修繕簿(様式6-8-3)
- (5) 飲料水供給のための支払証拠書類

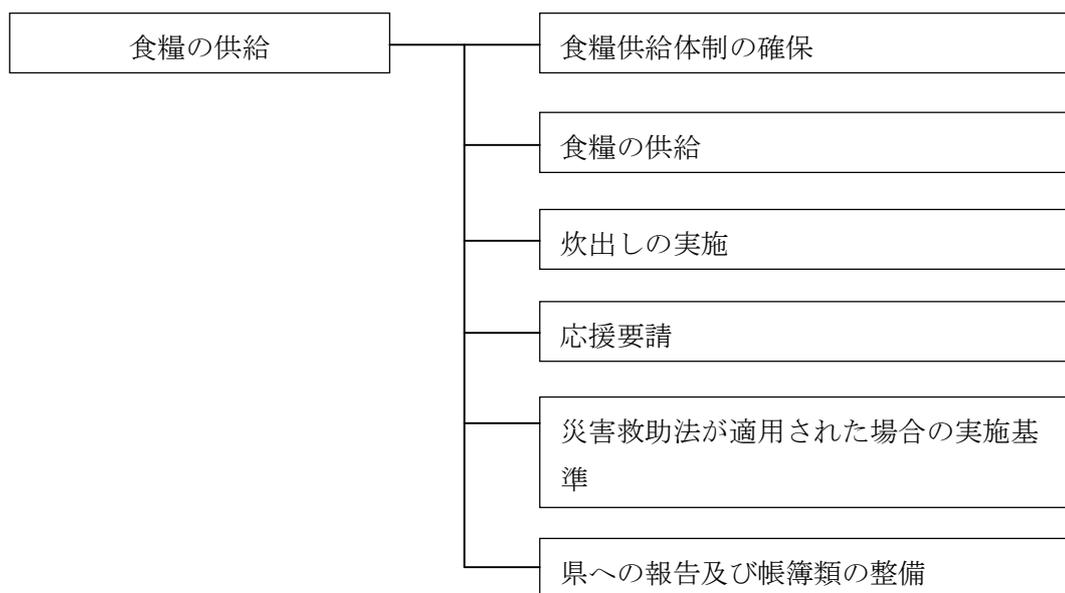
第2節 食糧の供給

災害時における被災者及び救助活動等の災害応急対策活動の従事者に対する食糧の確保・供給においては、迅速かつ適切に行う。被災者に対する食糧の供給は、市民生活部市民班が食糧の調達及び供給拠点(避難施設での供給を原則とする)までの運搬を担当し、供給拠点における市民への供給は、健康福祉部社会福祉班、長寿福祉班、地区担当班が担当する。

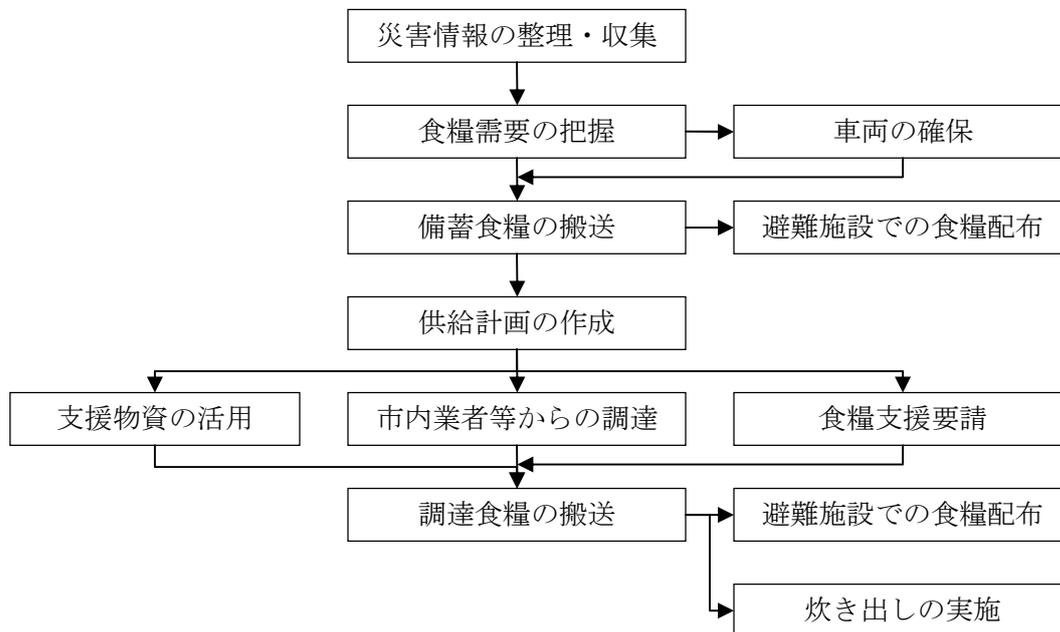
災害応急対策活動の従事者に対する食糧の供給は、市民生活部市民班が食糧の調達を行い、災害応急活動の各責任者が、市民生活部市民班が指定する場所(特に指定のない限り、食糧等輸送拠点とする)で供給を受けるものとする。

なお、米穀の調達において必要がある場合は経済部農林対策班が調達する。

【応急活動の体系】



【応急対策の流れ】



第1 食糧供給体制の確保

1 食糧供給の対象者

- (1) 避難施設に収容された者
- (2) 全半壊(焼)、流失、床上浸水等で炊事できない者
- (3) 旅行者、市内通過者等でほかに食糧を得る手段のない者
- (4) 災害応急対策活動の従事者
- (5) その他、本部長が必要と認める者

2 供給する食糧の調達等

- (1) 供給する食糧は、災害発生直後は乾パン等の備蓄食糧とし、その後、炊出しの体制が整うまでの間は、調達食糧を基本とする。調達食糧については、パン、弁当など調理済み食品とする。また、高齢者や乳幼児等に配慮し、高齢者食及び粉ミルク等を供給する。
- (2) 炊出しの体制が整った段階では、炊出しによる供給を基本とする。米穀の調達については、市内の業者から必要な米穀を購入する。調達が困難な場合は、県に米穀の調達を要請する。
- (3) 米飯による炊出しにおいて必要となる副食品については、学校給食の食材納入業者等市内業者から調達確保をする。

第2 食糧の供給方法

1 供給対象者数の把握

- (1) 市は、調達計画に基づき地元小売業者等保有の食料を調達し、備蓄食料と併せて被災者等に供給する。

食料の供給に当たっては、避難の長期化に対応して、時間の経過とともにメニューの多様化、適温食の提供、栄養のバランスの確保、乳幼児や高齢者、病弱者等の災害時要援護者への配慮等、質の確保や、食材供給による自炊など、生活再建についても配慮するものとする。
- (2) 社会福祉班、高齢福祉班、連絡調整部地区担当班は、それぞれの避難施設における供給対象者数を把握し、健康福祉部社会福祉班長(不在の場合は、高齢福祉班長)に報告する。
- (3) 健康福祉部社会福祉班は、各避難施設での供給対象者数をとりまとめ、総合対策部情報収集班に報告する。
- (4) 総合対策部情報収集班は、その報告を市民生活部市民班に伝達し、市民班は、必要な数量を調達するものとする。

2 食糧の調達・確保

- (1) 災害発生当日の食糧の供給は、乾パン等の備蓄食糧によることを原則とし、備蓄数量が不足する場合は、市民生活部市民班は市内業者等からパン、弁当など調理済み食糧を調達する。なお不足する場合は、連絡調整部連絡調整班を通じて県に支援を要請する。
- (2) 2日目以降、炊出しの体制が整うまでは、備蓄食糧又は調達食糧によるものとし、市民生活部市民班が調達・確保する。
- (3) 炊出し体制が整った段階においては、米飯による炊出しを基本とし、市民生活部市民班が市内の業者等から米穀の調達及び副食の調達を行う。米穀の調達において、市内の業者等から調達が困難な場合においては、経済部農林対策班は、農協から米穀の調達を行う。

米飯の供給量は、1人一食精米200グラム以内とする。
- (4) 災害救助法が適用された場合においては、「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引き渡し要領(昭和61年食糧庁長官通達)」に基づき、本部長が県に緊急引き渡しを要請する。

3 食糧の輸送

- (1) 乾パン等備蓄食糧が備蓄してある備蓄庫から避難施設等への輸送は、市民生活部市民班が自主防災組織、行政区等市民団体、ボランティア等の協力を得て行う。
- (2) 食糧等輸送拠点は、原町区小川町体育館、鹿島区生涯学習センターとし、調達食糧等は、食糧等輸送拠点で一括して取り扱うものとする。
- (3) 県の備蓄食糧で市外から輸送する場合は、県が市の食糧等輸送拠点に輸送するよう要請する。
- (4) 他市町村等から運搬される救援物資等は、食糧等輸送拠点に配送するよう要請する。
- (5) 業者等からの調達物資は、業者等が食糧等輸送拠点に配送するよう要請する。
- (6) 食糧等輸送拠点における食糧の仕分け等については、市民生活部市民班がボランティア等の協力を得て行う。
- (7) 食糧等輸送拠点から食糧供給場所(原則として避難施設とする)への輸送は、市民生活部市民班が行う。

4 食糧の配布・供給

- (1) 食糧の配布・供給場所は、原則として避難施設とする。
- (2) 避難施設での食糧の配布・供給については、社会福祉班、高齢福祉班、地区担当班が避難施設内の市民団体、ボランティア等と協同で実施する。

第3 炊出しの実施

- (1) 炊出しは、学校給食施設等を使用するものとする。
- (2) 炊出しに必要な食材は、市民生活部市民班が調達し、各炊出し施設(学校給食施設等)に搬送するものとする。
- (3) 炊出しは、教育部学校教育班が、学校給食職員、避難施設内の市民、ボランティア、地域各種団体、自衛隊等の協力のもとに実施するものとし、社会福祉班、高齢福祉班、地区担当班に、炊出しを支援する市民、ボランティア等の組織化を要請する。自衛隊に協力を要請する場合は、連絡調整班を通じて行うものとする。
- (4) 他団体等からの炊出しの申し出については、健康福祉部社会福祉班が、教育部学校教育班との協議のうえ受入れる。

第4 災害救助法が適用された場合の実施基準

災害救助法が適用された場合は、食糧の供給は、本部長が実施する。実施基準については福島県災害救助法施行細則による。

第5 県への報告及び帳簿類の整備

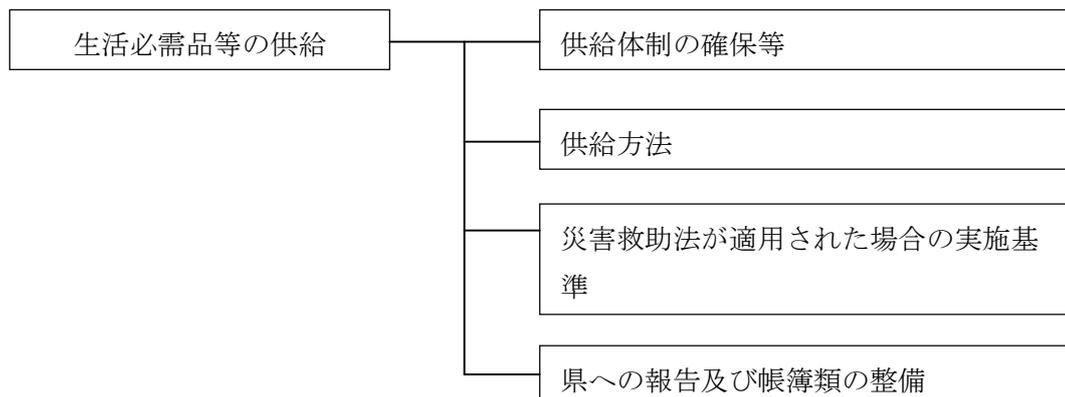
地区担当班は、食糧品等の供給状況について、毎日、以下の帳簿類を整理し、健康福祉部社会福祉班に報告する。健康福祉部社会福祉班は、各避難施設からの報告をとりまとめ、総合対策部情報収集班に報告する。情報収集班より情報提供を受けた復興企画部危機管理課は、毎日県に報告するものとする。

- (1) 救助実施記録日計票(様式6-4-1)
- (2) 炊出し給与簿(様式6-8-4)
- (3) 食糧現品給与簿(様式6-8-5)
- (4) 炊出しその他による食品給与物品受払簿(様式6-8-6)
- (5) 炊出し用物品借用簿(様式6-8-7)
- (6) 炊出しその他による食品給与のための食糧購入代金支払証拠書類、物品受払証拠書類

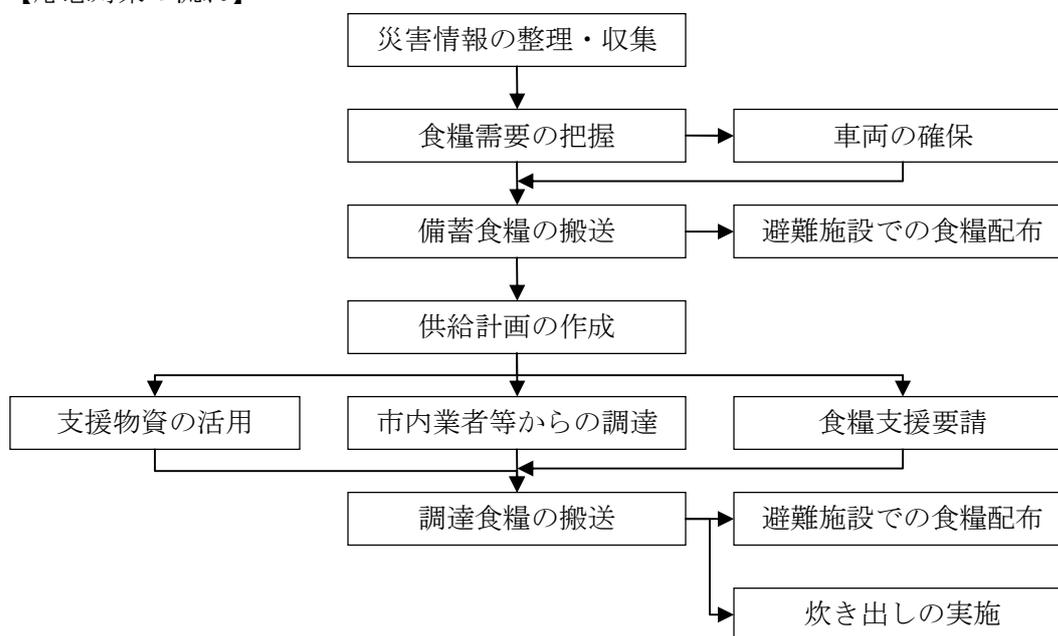
第3節 生活必需品等の供給

災害により生活必需品の確保ができないものに対し、適切な支援を行うものであり、避難施設等において、生活必需品の必要品目及び必要数量を把握し、県、業者等の協力のもと、迅速かつ的確な確保・供給に努める。

【応急活動の体系】



【応急対策の流れ】



第1 供給体制の確保等

1 生活必需品供給の対象者

全半壊(焼)等によって、生活上必要な衣服、寝具、その他生活必需品を喪失又はき

損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

2 生活必需物資等の範囲

生活必需物資等の範囲は、次のとおりとするが、女性や乳幼児、高齢者等災害時要援護者については、紙おむつや生理用品等特有のニーズがあることから、それぞれのニーズを踏まえた生活必需物資等の供給を行うものとする。

(1) 被服や寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

(2) 日用品

石けん、歯磨き、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、紙おむつ、生理用品等等、携帯電話充電器等

(3) 炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等

(4) 光熱材料

マッチ、プロパンガス等

第2 供給方法

1 供給計画の作成

市民生活部市民班は、生活必需品供給の対象者数から必要な数量を把握のうえ、供給計画を作成する。

2 生活必需品の調達等

(1) 供給計画に基づき、備蓄品や市内業者等からの調達によって確保する。業者から調達する場合は、業者が食糧等輸送拠点に輸送するよう依頼する。

(2) 市内での調達等が困難な場合は、連絡調整部連絡調整班を通じて県に供給・調達を要請する。この場合においても、食糧等輸送拠点に輸送するよう依頼する。

3 生活必需品の搬送

備蓄品を備蓄庫から避難施設等への搬送については、市民生活部市民班が自主防災組織、ボランティア等の協力を得て搬送する。

食糧等輸送拠点からの搬送については、市民生活部市民班がボランティア等の協力を得て避難施設に搬送する。

4 生活必需品の配布

生活必需品は避難施設で配布することを基本とし、健康福祉部社会福祉班、高齢福祉班、地区担当班は、避難施設内の市民団体、ボランティア等と協力して配布する。

5 被災者への給与

避難所においては、被災者個人への給与を十分に行うことができないことから、必要な生活必需品の給与を応急仮設住宅入居時に行うことができる。

6 義援物資の配布

義援物資として送られてくる多種多様な物資については、市民生活部市民班が、ボランティア等の協力を得て、食糧等輸送拠点において仕分けし、避難施設の要請により配布する。

(1) 受入物資リストの作成及び公表

市は、関係機関等の協力を得ながら、義援物資について、受け入れを希望する物資等を把握し、その内容のリスト及び送付先を災害対策本部並びに報道機関を通じて、公表するものとする。

また、住民の需給状況を把握し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

第3 災害救助法が適用された場合の実施基準

災害救助法が適用された場合は、生活必需品等の給与は知事が行うものであるが、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない場合は、災害救助法施行令第8条の規定に基づき、本部長が行うことができる。

第4 県への報告及び帳簿類の整備

地区担当班は、生活必需品等の給与状況について、毎日、以下の帳簿類を整理し、健康福祉部社会福祉班に報告する。健康福祉部社会福祉班は、各避難施設からの報告をとりまとめ、総合対策部情報収集班に報告する。情報収集班より情報提供を受けた復興企画部災害総括班は、毎日県に報告するものとする。

(1) 救助実施記録日計票(様式6-4-1)

- (2) 救助物資受払簿(様式6-8-8)
- (3) 救助物資引継書(様式6-8-9)
- (4) 救助物資の給与状況(様式6-8-10)
- (5) 物資購入関係支払証拠書類
- (6) 備蓄物資払出証拠書類

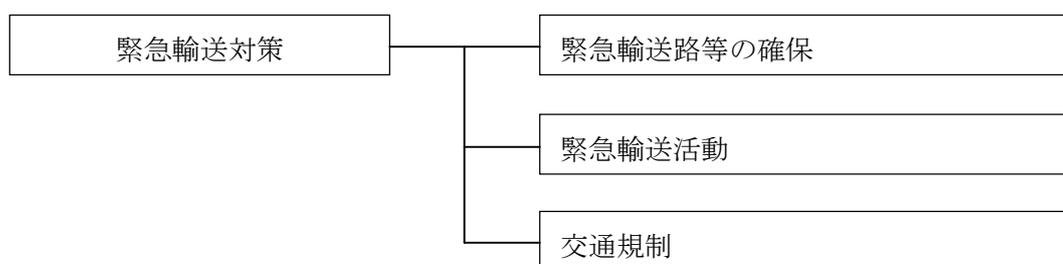
第9章 緊急輸送対策

災害時における被災者、避難者及び災害対策要員の移送並びに災害救助物資等の緊急輸送の迅速、確実を期し、応急対策の円滑な実施を図るものとする。

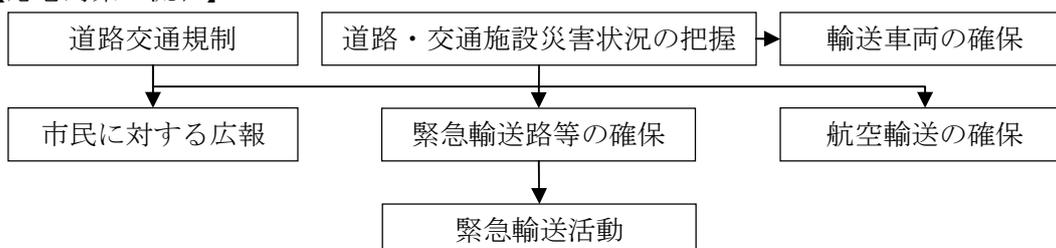
【実施担当班】

主 管	総合対策部物資管理班	輸送車両の確保、運用
	建設部土木班	緊急輸送路の確保
	建設部都市計画班	ヘリポートの確保、運用
関係部	総合対策部広報記録班	緊急輸送路の広報等

【応急活動の体系】



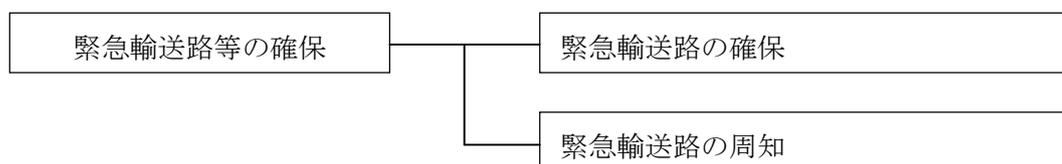
【応急対策の流れ】



第1節 緊急輸送路等の確保

市は、県等関係機関と連携のもと道路啓開等によって緊急輸送路等を確保する。

【応急活動の体系】



第1 緊急輸送路の確保

1 道路施設の点検

建設部土木班及び国、県等の道路管理者は、あらかじめ選定した緊急輸送路の確保を図るため、道路巡回パトロール等によって道路施設の被害状況の把握及び安全性の点検を行う。

2 緊急輸送路の確保

建設部土木班は、国、県等の道路管理者及び南相馬警察署と協議の上、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等の状況に基づき、緊急車両の通行のため使用する緊急輸送路を決定し、決定した路線については優先的に道路を確保する。

道路の確保にあたっては、市内の土木建設業者に協力を要請し、一体となっていくものとする。

資料3-5-1 緊急輸送路

3 陸上輸送拠点の確保

市は、倉庫事業者との災害時応援協定による民間倉庫や、予め指定した広域陸上輸送拠点及び市物資受入れ拠点の管理者の協力を得ながら、物資集積、荷さばき及び保管のための輸送施設の確保を図るものとする。

第2 緊急輸送路の周知

1 関係各部及び関係機関への連絡

建設部土木班は、使用する緊急輸送路について、関係各部及び関係機関に連絡する。

2 市民への周知

総合対策部広報記録班は、緊急輸送路への一般車両の進入を規制し、緊急輸送路の機能を十分に発揮させるため、広報活動を行い、市民へ周知する。

3 避難路との競合について

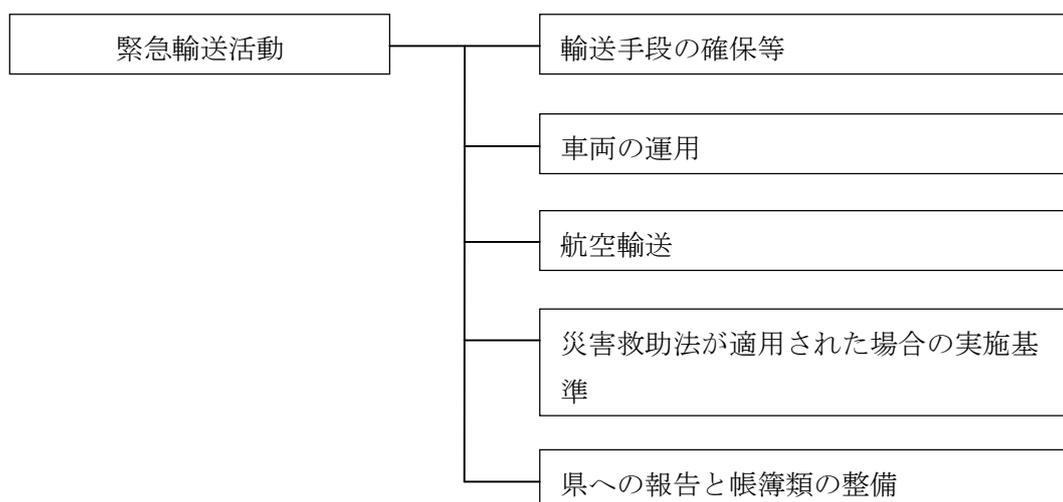
緊急輸送路の多くは、市民の避難における避難路と競合する。災害直後の避難においては、緊急輸送路の指定及び交通規制が行われていないことから、避難誘導にあたる自主防災組織、消防部消防団班等において、避難者の交通安全の確保を図るものとする。

緊急輸送路の指定及び交通規制後の避難勧告又は指示等による集団的な避難においては、避難活動を優先するものとし、避難誘導を行う自主防災組織、消防部は、南相馬警察署と協力して自動車の通行規制及び避難者の安全確保を図るものとする。

第2節 緊急輸送活動

緊急輸送にあつては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施を目的として、迅速かつ適切な輸送活動が行えるようにする。

【応急活動の体系】



第1 輸送手段の確保等

1 緊急輸送の範囲

災害救助法による輸送の範囲は次のとおりである。

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産における輸送
- (3) 被災者の救出のための輸送
- (4) 飲料水の供給のための輸送
- (5) 救済用物資の供給のための輸送
- (6) 死体の捜索のための輸送
- (7) 死体の処理(埋葬を除く)のための輸送
- (8) その他、特に応急対策上必要と認められる輸送

2 輸送手段の確保

総合対策部物資管理班は、避難者、災害応急対策の実施に必要な人材、物資、資機材等を輸送するため、市の所有する車両を活用するほか、民間業者等の車両を調達し、緊急用物資や災害復旧資機材等の緊急輸送体制を確保する。

- (1) 市が所有する全ての車両の集中管理を行う。

- (2) 車両が不足する場合は、民間業者ないし県に車両の調達・供給を要請する。
- (3) 業務遂行中の故障・事故等に対応するため、必要に応じレッカー車、整備員等の確保を行う。
- (4) あらかじめ定める業者との間で、車両燃料を確保する。

3 緊急通行車両の確認

総合対策部物資管理班は、災害が発生し、緊急通行車両による緊急輸送が必要な場合は、南相馬警察署で緊急通行車両の確認証明書及び標章の交付を受ける。

(1) 確認対象車両

緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両、又は次のいずれかに該当する車両であること。

- ① 消防、水防その他応急措置に使用されるもの
- ② 応急の救護を要すると認められるものの救護、被災者の救援、救助その他の保護に使用されるもの
- ③ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に使用されるもの
- ④ 施設及び設備の点検、応急復旧に使用されるもの
- ⑤ 清掃、防疫その他保健衛生に使用されるもの
- ⑥ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの
- ⑦ 緊急輸送の確保に使用されるもの
- ⑧ その他災害の発生の防衛又は拡大の防止並びに軽減を図るための措置に使用されるもの

(2) 事前届出済車両の確認

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、事前届出済証の交付を受けている車両については、直ちに緊急通行車両の確認を行い、南相馬警察署で標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

(3) 災害発生後の届出

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、民間業者等から調達した車両については、直ちに自動車検査証等の必要書類を南相馬警察署に持参し、緊急通行車両としての申請を行う。

(4) 緊急通行車両標章は、車両前面の見やすい位置に掲示し、確認証明書は車両に備え付ける。

4 交通規制対象外車両の認定

災害発生後において、緊急通行車両以外であっても社会生活の維持に不可欠な車両

又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、公安委員会の意思決定に基づき、通行禁止の対象から除外される。

(1) 交通規制の対象から除外される車両

- ① 災害応急対策に従事するものが使用中の自転車
- ② 災害発生後、災害応急対策に従事する指定行政機関等の職員が、勤務場所に参集するため使用中の二輪の自動車又は原動機付自転車
- ③ 警察署長等が、次の事由によりやむを得ないと認め「交通規制対象除外車両通行証明書」及び「除外標章」を交付した車両で、除外標章を提出しているもの。
- ④ 緊急の手当を要する負傷者又は急病人の搬送
- ⑤ 徒歩で避難が困難な病人、介護を必要とする高齢者、身体障がい者等の最寄りの病院、避難施設への避難
- ⑥ 報道機関の緊急取材
- ⑦ その他通行させることがやむを得ない事由

(2) 交通規制対象除外車両の認定手続き

上記の事由により除外標章の交付を受けようとする者は、「交通規制対象除外車両通行申請書」を警察署長を窓口として公安委員会に申請することとされており、総合対策部物資管理班は、必要となる車両の申請書を取りまとめ、南相馬警察署に申請する。

第2 車両の運用

1 配車計画の作成

各部各班に所属する車両については、原則として各部各班が利用する車両とするが、災害の状況に応じて配車の変更を行う場合がある。そのため、各部は、所属する車両の配車計画を作成するとともに、新たに必要とする車両について、総合対策部物資管理班に報告する。

総合対策部物資管理班は、各部の配車計画及び新たな配車の要請を確認し、必要に応じて配車の変更、民間からの調達等を行うものとする。

2 緊急対応

総合対策部物資管理班は、常に配車状況を把握し、関係各部の緊急要請に対応できるように配慮するとともに、民間業者との連携を密にし、緊急時の車両の調達を確保する。

第3 航空輸送

※航空輸送は現在、調整中です。

人命救助、緊急物資等の輸送において、特に緊急を要する場合は、県消防防災ヘリコプター、自衛隊のヘリコプター等に航空輸送を要請する。

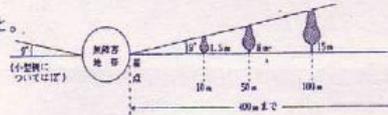
1 ヘリポートの確保

災害時用臨時ヘリポートは、小高西部グラウンド、(株)DNP ファインケミカル、萱浜ニュースポーツ広場、雲雀ヶ原祭場地、鹿島生涯学習センター駐車場、鹿島中学校校庭、南右田駐車場等が指定されている。航空輸送を行う場合は、建設部都市計画班は、予定地の被災状況等を調査し、使用する災害時用臨時ヘリポートを決定するとともに、ヘリポートにおける安全確保と、ヘリコプターの誘導を行うものとする。

ヘリポートの設定基準

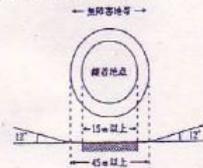
1 ヘリコプター発着所の設定基準

下記基準を満たす地積を確保すること。

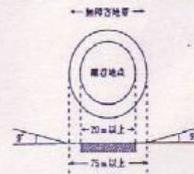


2 離着地点及び無障害地帯の基準

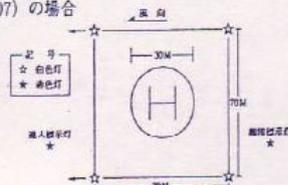
(ア) 小型機 (OH-6) の場合



(イ) 中型機 (HU-1) の場合

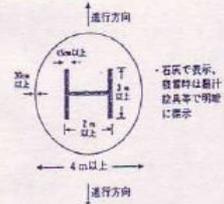


(ウ) 大型機 (V-107) の場合

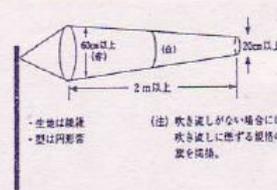


ヘリポートの標識

(ア) H記号の基準



(イ) 吹き流しの基準



ヘリポートとしての使用時に必要な措置

- ・ 離着陸帯への立入禁止措置
- ・ 散水車等による散水 (砂埃等がたつと想定される場合)

2 ヘリコプターの支援要請

(1) 支援要請の原則

本部長は、現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次の用務に該当する場合は、県に県消防防災ヘリコプター又は県を通じ自衛隊のヘリコプター派遣を要請する。

- ① 緊急に人命救助を行う必要があるとき。
- ② 医薬品等の緊急物資を輸送する必要があるとき。
- ③ その他、本部長が緊急性を認めた場合。

- (2) 支援要請手続き
 - ① 各部においてヘリコプターの支援を必要とする場合は、「要請に際し連絡すべき事項」を明らかにして、連絡調整部連絡調整班に要請する。
 - ② 連絡調整部連絡調整班は、本部長の指令に基づき、本部長名をもって電話等による支援要請を行い、事後速やかに支援要請の書面を提出する。
- (3) 要請に際し連絡すべき事項
 - ① 支援を求める理由及び目的地
 - ② 現地責任者名
 - ③ 人命救助、緊急輸送等の内容
 - ④ ヘリポートとの連絡方法等

第4 災害救助法が適用された場合の実施基準

災害救助法が適用された場合は、応急救助のための輸送費及び人夫賃は知事が負担する。実施基準については福島県災害救助法施行細則による。

第5 県への報告と帳簿類の整備

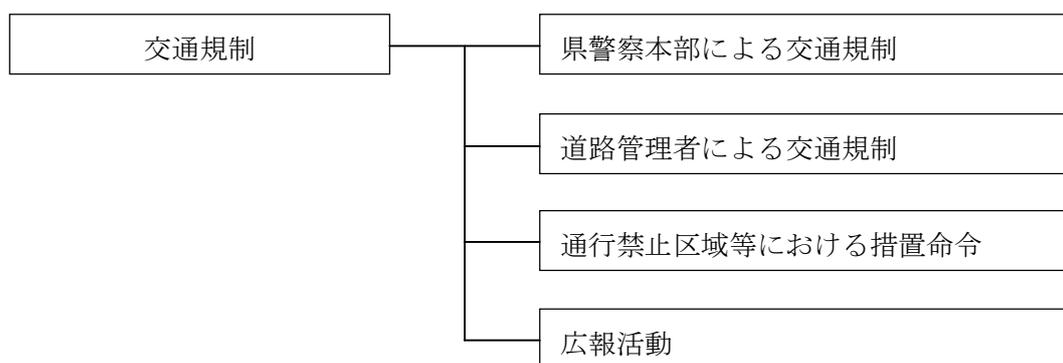
総合対策部物資管理班は、以下の帳簿類を整備して、復興企画部災害総括班を通じて県に報告する。

- (1) 救助実施記録日計票(様式6-4-1)
- (2) 輸送記録簿(様式6-9-1)
- (3) 燃料及び消耗品受払簿(様式6-9-2)
- (4) 修繕費支払簿(様式6-9-3)
- (5) 借り上げ等の証拠書類
- (6) 修繕及び燃料購入等関係支払証拠書類

第3節 交通規制

道路管理者及び南相馬警察署は、相互の協力によって、災害応急活動に必要な交通規制・管制を行う。

【応急活動の体系】



第1 県警察本部による交通規制

1 被災地域への交通の流入抑制等

県警察本部は、災害が発生した場合、災害の状況に応じて、被災地域への交通の流入抑制と交通規制を実施している。

2 緊急輸送路の交通の確保

建設部土木班は、相双建設事務所及び磐城国道事務所原町維持出張所と密接な連携を図りながら、災害応急対策活動を推進するうえで重要な役割を果たす緊急輸送路については、緊急車両等の通行を確保するために、必要に応じ交通規制を行うよう、県公安委員会に要請する。

第2 道路管理者による交通規制

道路管理者は、南相馬警察署との密接な連携のもと、交通規制を実施する。

1 市の管理道路

建設部土木班は、道路の破損、欠壊等によって交通が危険であると認められる場合、又は被災道路の応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、南相馬警察署に協議・報告を行い、道路法に基づく通行の禁止又は制限を実施する。

通行禁止又は制限の措置をとる場合は、併せて代替ルートの確保に努めるものとする。

2 国、県の管理道路

国、県の道路管理者は、関係機関相互の協議・報告によって、道路の通行の禁止又は、制限を実施する。

3 交通規制の標識等の設置

建設部土木班は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急的かつ一時的な場合を除き、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区間、期間等を表示した道路標識等を設置する。また、代替ルートを示した標識等を併せて設置する。

4 相互連絡

建設部土木班は、南相馬警察署と被災地域の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路の通行、制限の対象、区間、理由等を相互に協議・報告する。

5 交通情報の収集及び広報

建設部土木班は、総合対策部情報収集班及び南相馬警察署と連携して道路交通に関する情報を収集するとともに、総合対策部広報記録班と協力して広く一般に周知する。

【交通規制の実施基準及び実施責任者】

区 分	実施責任者	実 施 基 準	根 拠 法
道路管理者	国土交通大臣 知事 本部長	1. 道路の破損、欠壊等で危険な場合 2. 道路工事のためやむを得ない場合	道路法第 46 条 第 1 項
警 察	公安委員会	災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急に必要があると認めるとき	災害対策基本 法第 76 条
		1. 道路における危険を防止 2. 交通の安全と円滑化 3. 交通公害、道路交通に起因する障害防止	道路交通法第 4 条第 1 項
	警察署長	道路交通法第 4 条第 1 項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの	道路交通法第 5 条第 1 項
	警察官	1. 交通が著しく混雑するおそれがある場合 2. 道路の損壊による交通の危険 3. 火災の発生等による交通の危険	道路交通法第 6 条第 4 項

第 3 通行禁止区域等における措置命令

通行禁止区域等における緊急通行車両の通行の確保のため、警察官、自衛官及び消防吏員は、以下の必要な措置等を実施する。

実施責任者	実 施 基 準	根 拠 法
警察官	1. 通行禁止区域内において緊急通行車両の通行妨害となる車両その他物件の移動等の措置を命ずることができる。 2. 措置命令に従わないとき、又は相手が現場にいないときは、移動等の措置をとり、やむを得ない限度において車両その他物件を破損することができる。	災害対策基本法 第 76 条の 3
自衛官 消防吏員	警察官が現場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急通行車両の通行のため、同様の措置を講じる。	

第4 広報活動

1 報道機関への広報要請

県公安委員会は、交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、ドライバーをはじめ居住者等に広く周知するものとしており、市の管理する道路について交通規制を行う場合において広域的な影響が想定されるものについては、連絡調整部連絡調整班は、県公安委員会を通じて報道要請を行う。

2 広報車、同報無線等による広報

市民生活に大きな影響を与える道路の交通規制については、総合対策部広報記録班は、広報車、防災行政無線や市のホームページ等により広報するほか、必要に応じて、避難施設等の掲示板に広報を行う。

3 運転者等に対する広報

南相馬警察署は、交通規制の実施についてサインカー、パトカー、白バイ、広報車等により現場広報を行うとともに、運転者のとるべき以下の措置について広報を行う。

- (1) 家族との連絡、避難等には車両を使用しない。
- (2) 通行禁止区域内の道路上にある車両の運転者は、速やかに駐車場、公園、空き地等の道路外に車両を移動させること。道路外に移動できない場合は、交差点付近や幹線道路等をさけ道路の左側端に寄せて停車する。
- (3) 緊急輸送路上の車両の運転者は、速やかに直近の迂回路等の緊急輸送路以外の道路又は道路外に車両を移動する。
- (4) 通行禁止区域内もしくは緊急輸送路上であっても、やむを得ず車両を道路上において避難するときは次の4大鉄則を守る。
 - ① 交差点をさけ、道路の左側端に寄せて停車する。
 - ② エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとする。
 - ③ 窓を閉め、ドアはロックしない。
 - ④ 貴重品を車内に残さない。

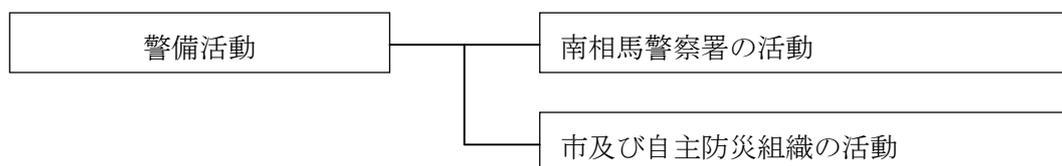
第10章 警備活動

災害時における公共の安全と秩序を維持するため、犯罪防止対策を重点とした警備活動を、南相馬警察署と協力して、自主防災組織等と一体となって行う。

【実施担当班】

主 管	消防部消防団班	災害警備活動の実施
関係部・ 機関	南相馬警察署 南相馬消防署、 消防分署	災害警備活動の実施

【応急活動の体系】



第1節 南相馬警察署の活動

県警察本部は、管内に災害が発生した場合には、災害警備本部を設置して、次の警備活動を行う。

- (1) 災害情報の収集
- (2) 救助・救出活動
- (3) 避難誘導活動
- (4) 死体見分
- (5) 二次災害防止措置
- (6) 社会秩序の維持
- (7) 被災者等のニーズに応じた情報伝達活動
- (8) 相談活動
- (9) ボランティア活動の支援

第2節 市及び自主防災組織の活動

消防部消防団班は、自主防災組織や行政区等地域団体と一体となつて、地域の安全を維持するため、防犯パトロールに努めるものとし、以下の事項に留意する。

- (1) 居住者のいない被災住宅(避難等を行っているもの)の防犯対策
- (2) 被災住宅における火災等の発生防止対策
- (3) 在宅の災害時要援護者の支援対策
- (4) 地域社会の安全確保

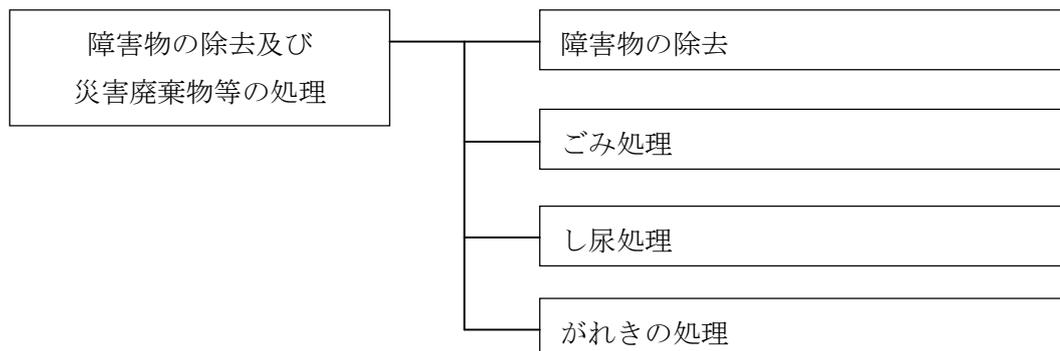
第11章 障害物の除去及び災害廃棄物等の処理

災害時において、破損・倒壊した家屋の片付けや、粗大ごみ、汚物、土砂、竹木などが散乱し、或るいは堆積等により衛生環境が悪化し、感染症流行の原因となるので、これらの衛生的処理、及びこれらの障害物によって日常生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図るものとする。

【実施担当部署】

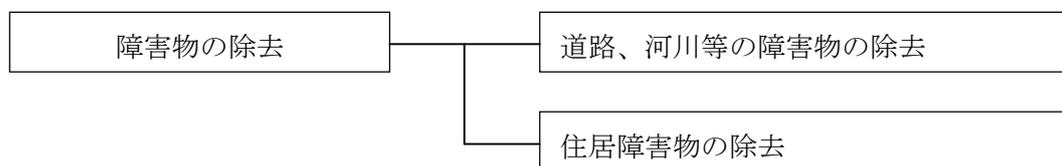
主 管	復興企画部災害総括班	塵芥及びし尿の処理対策、仮設トイレの設置及び管理
	建設部土木班	道路、河川等の障害物の除去
	建設部都市計画班	住居障害物の除去、仮設トイレの設置に係る監督業務
関係部	公共施設等の所管部班	所管施設の廃棄物、がれきの処理

【応急活動の体系】



第1節 障害物の除去

【応急活動の体系】



第1 道路、河川等の障害物の除去

災害により道路、河川等に運ばれてきた土石、木竹等の障害物については、施設の安全確保と二次災害の防止を図るとともに、交通の確保など、市民の日常生活を確保する上でも早急な障害物の排除が必要であり、各施設の管理者、所有者は障害物の除去を迅速に行うものとする。

1 道路、河川等の点検

総合対策部情報収集班及び建設部土木班は、災害発生直後に被害調査を行い、主要な道路、河川等の障害物の堆積状況等を把握する。障害物が発見された場合は、直ちに施設管理者又は所有者にその旨を通報するものとする。

2 障害物の除去

- (1) 道路・河川等の障害物の除去は、それぞれの施設管理者が行うものとする。ただし、施設の安全性を確保し、市民の生命・財産の安全確保のために緊急を要する場合にあっては、建設部土木班は、障害物の除去を実施し、事後、施設管理者、所有者に報告するものとする。
- (2) 緊急輸送路の障害物については、建設部土木班は、磐城国道工事事務所原町維持出張所及び相双建設事務所と連携して、迅速な緊急輸送路の啓開に当たるものとする。
- (3) 道路・河川等の障害物のうち、電線・架線等が障害となっている場合は、東北電力(株)、NTT東日本、東日本旅客鉄道(株)等の所有者に連絡し、それぞれの所有者が除去する。
- (4) 道路・河川等の障害物のうち、下水道マンホール等の市の所有物については、所管となる関係各班が障害物の除去を行うものとする。
- (5) 障害物のうち、看板等の個人又は事業所の所有と想定されるものについては、道路・河川の管理者が除去を行い、拾得物として南相馬警察署に届けるものとする。

- (6) 除去する障害物の量が多い場合は、公共空地等に仮置き場を確保し、廃棄物として処理されるまでの間は仮置き場に集積する。

第2 被災住宅に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談

市は、県が実施する「建築物応急危険度判定士」制度の確立に協力するほか、災害時においては倒壊等のおそれのある建築物による事故防止のための住民への広報活動を行うとともに、県に危険度判定士の派遣を要請し、その協力を得て危険度判定を実施して、建築物の応急措置、応急復旧に関する技術的な指導、相談等を実施する。

第3 住居障害物の除去

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、木竹等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものについては、居住者の責任で障害物の除去を行うものであるが、災害救助法が適用された場合は、自らの資力では困難な者に対しては、必要最小限度の範囲で居住者の生活に支障をきたさないように障害物の除去を行う。

1 除去の対象者

住居障害物の除去の対象者は、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者であり、以下の事項に該当するものとする。

- (1) 居室、炊事場等生活に欠くことができない部分に、障害となるものが運び込まれているか又は敷地内に運び込まれているため、居宅への出入りが困難な状態にある場合であること
- (2) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること
- (3) 半壊又は床上浸水したものであること
- (4) 原則として、災害救助法の適用の原因となった災害によって住居が直接被害を受けたものであること

2 除去対象者の選定

災害救助法が適用され、知事から住宅障害物の除去を委任された場合は、市長は、障害物除去の対象者のうち、次の者を選定して行うものとする。

- (1) 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- (2) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- (3) その他公共的立場から除去を必要とする場合

3 除去作業

- (1) 本部長が知事から委任され、障害物の除去を行う場合は、建設部都市計画班は、市内の土木建設業者等の協力により除去作業を実施する。
- (2) 除去作業は、住宅及び宅地内に運び込まれた土石、木竹等を、居住するうえで必要最小限度の範囲で除去するもので、必要最低限度にとどめる。
- (3) 除去した土石、木竹等は、クリーン原町センターで埋立処分するものとするが、多量に発生した場合は、仮置き場を公共空地等に確保し、処分されるまでの間集積する。

4 応援要請

本部長が障害物除去を行う場合は、市内の土木建設業者に作業を委託するものとするが、業者が被災し、作業を実施することが困難な場合は、県へ業者のあっせん等の応援を要請するとともに、協定を締結している建設業者等に有資格者の応援を要請する。

5 災害救助法が適用された場合の住居障害物除去の実施基準

災害救助法が適用された場合は、住居又はその周辺の障害物の除去は知事が行うものであるが、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない場合は、災害救助法施行令第8条の規定に基づき、本部長が行うことができる。実施基準については福島県災害救助法施行細則による。

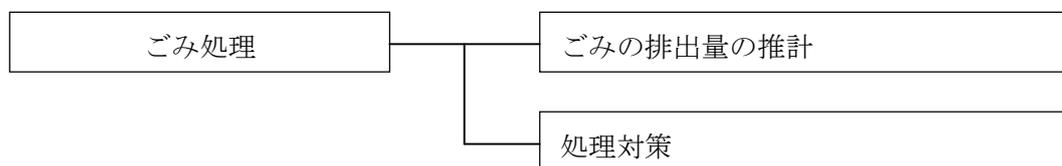
6 県への報告及び帳簿類の整備

建設部都市計画班は、障害物除去を行った場合は、以下の帳簿類を整備し、災害救助法が適用された場合は、連絡調整部連絡調整班を通じて県に報告する。

- (1) 救助実施記録日計票(様式6-4-1)
- (2) 障害物除去該当者調(様式6-10-1)
- (3) 障害物除去該当者選考調書(様式6-10-2)
- (4) 障害物除去の実施状況(様式6-10-3)
- (5) 障害物除去にかかる機械器具等の借上費、輸送費、人夫賃等の証拠書類

第2節 ごみ処理

【応急活動の体系】



第1 ごみの排出量の推定

災害時には、通常の生活ごみに加え、一時的に大量の粗大ごみが排出されるものと想定される。

そのため、災害総括班(衛生施設課)は、ごみの種類別に排出量を推計し、平常時における処理計画を勘案しつつ、作業計画を策定する。なお、ごみの排出量の推計には、全壊家屋一戸当たり5 t、半壊家屋一戸当たり2 t、落下物等一件当たり1 tを目安とする(倒壊家屋そのものについては、がれきとして扱うもので、本章第4節を参照)。

第2 処理対策

1 通常の生活ごみの処理

生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物を含む通常の生活ごみについては、被災地における防疫対策上、早急な収集が必要であり、復興企画部災害総括班は、収集可能な状態になった時点からできる限り早急に収集計画が行われるよう、体制の確立を図る。

2 災害による粗大ごみ等の処理

(1) 仮置き場の設置

災害時に排泄される廃棄物については、粗大ごみ及び不燃性廃棄物が大量に排出されると考えられ、一時期の処理場への大量搬入は、その処理が困難となる場合が想定される。

そのため、復興企画部災害総括班は、必要に応じて公共用地等に廃棄物等の仮置き場を設置する。

(2) 仮置き場への粗大ごみ等の搬入

り災家屋からの廃棄物及び焼失家屋の焼け残り等については、原則として排出

者自らが、仮置き場に搬入するものとする。

ただし、排出者自らによる搬入が困難と判断される場合及び道路等に散在し緊急に処理を要する場合には、復興企画部災害総括班及び建設部土木班は、市内業者等に要請し、収集処理を行う。

資料 3-6-2 廃棄物処理業者

(3) 事業者における産業廃棄物の処理

事業者における産業廃棄物の処理は、災害の有無にかかわらず自らの責任で行う。

(4) 粗大ごみ等の収集処理

復興企画部災害総括班は、仮置き場に集積された廃棄物について、仮置場において可燃物、不燃物に分別し、運搬については、市有車及び民間廃棄物処理業者、建設業者の運搬車両により行い、クリーン原町センターへ搬入する。

なお、クリーン原町センターが災害を受けた場合は、近隣処理施設に依頼する。

3 住民への広報

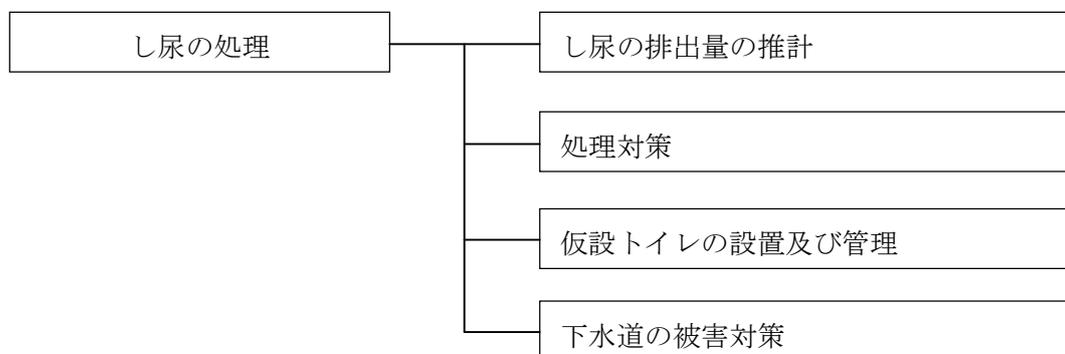
復興企画部災害総括班は、生活ごみの収集日時及び仮置き場の設置について、総合対策部広報記録班を通じて、広報を行い、その周知徹底を図る。

4 応援要請

復興企画部災害総括班は、生活ごみの収集、粗大ごみ等の収集処理において、対応が困難と判断した場合は、本部長に報告するとともに、連絡調整部連絡調整班を通じて県に応援を要請する。

第3節 し尿の処理

【応急活動の体系】



第1 し尿の排出量の推定

(1) 災害時におけるし尿収集処理は、日常時のし尿収集処理に加えて、以下の被災地域世帯のし尿収集処理が必要となることから、復興企画部災害総括班は、処理量を推計し適切な処理計画を作成する。

- ① 下水道敷設地区において下水道施設の被災が生じ、一時的に下水道が使用できない世帯
- ② 合併浄化槽・単独浄化槽を設置している世帯で、浄化槽が被災した世帯
- ③ 汲み取り式便槽を設置している世帯で、浸水、倒壊等により被災した世帯
- ④ 避難施設において、下水道施設等が被災し、仮設トイレによる場合の避難施設入居世帯(上記世帯との重複も想定される)

(2) し尿排出量は、仮設トイレにおいては1人1日 1.4 リットル程度と想定する。
なお、汲み取り式便槽のし尿については、防疫上、できる限り早急に収集処理を行う必要があるので、1人1月分として42リットルあるものとする。

第2 収集体制の確保

市は、あらかじめ民間のし尿処理関連業界及び仮設トイレ等を扱う民間のリース業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておくとともに、近隣市町村との応援体制を整えておくものとする。

第3 処理対策

- (1) 被災地域にあつては、仮設トイレを設置する。
- (2) 避難施設から排出されたし尿の収集及び仮設トイレのし尿の収集を優先的に行うものとし、し尿の運搬については、し尿収集業者の運搬車両により、浄化センターへ搬入する。

資料3-6-1 し尿収集業者

- (3) 災害の規模が大きく、浄化センターで処理が対応できない場合は、復興企画部災害総括班は、近隣の処理場に処理を要請するとともに、必要に応じて土壌還元方式による処理を行うものとする。土壌還元方式における留意事項は以下の通りである。
 - ① 地域の状況、住民感情に十分配慮して行うものとする。
 - ② 災害対策用の飲料水井戸からできるだけ離すこと(100m以上)。
 - ③ 消毒は消石灰とし、頻繁に行うこと。
 - ④ ある程度の量が投入される毎に土覆いをすること。
 - ⑤ 土壌分解能力を考慮し、1箇所でも大量に処理しないこと。
 - ⑥ 現場周辺の衛生と安全確保には、万全の注意を払うこと。
- (4) 水洗トイレを使用している団地等にあつては、災害により水洗トイレが使用不能になった場合、必要に応じて、臨時の貯留場所の設置、共同仮設トイレの設置等を自ら講ずるよう努めるものとする。

第4 仮設トイレの設置及び管理

1 仮設トイレの配置計画

建設部都市計画班は、下水道施設等の被災状況に応じて、仮設トイレの配置計画を作成する。

(1) 仮設トイレの設置基準

仮設トイレは、以下の設置基準を目安として設置する。

仮 設 ト イ レ 設 置 台 数 : 1 台 / 500 人 / 3 日

(2) 仮設トイレの設置場所

仮設トイレは、仮設トイレを必要とする被災した地域において、以下の場所に優先的に設置する。

- ① 避難施設
- ② 公園、公共空地等

③ 集合住宅所在地

2 仮設トイレの調達

復興企画部災害総括班は、配置計画に沿って、仮設トイレの必要数を確保するために、業者等から早急に調達するとともに、県に協力を要請する。また、同時に次の手配も行う。

- (1) トイレトペーパー
- (2) 清掃用品
- (3) 夜間照明施設

3 仮設トイレの設置

復興企画部災害総括班は建設部都市計画課と協力し、配置計画に沿って仮設トイレを設置するものであり、公園等で照明施設が必要な場合は、東北電力(株)と協議のうえ、照明施設を設置させる。

また、避難所における仮設トイレの機種については、高齢者・障がい者等に配慮したものとする。

4 設置期間

上・下水道施設の機能が復旧し、その必要がないと認められるまでの間とする。

5 仮設トイレの管理

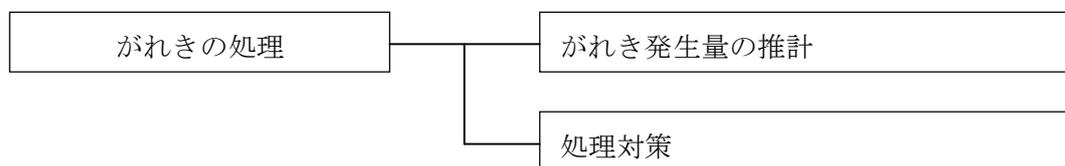
復興企画部災害総括班は、業者等と協力し、仮設トイレの管理を行う。また、設置場所の管理者及び自主防災組織等の市民に対して、日常の清掃等の管理を要請する。

第5 下水道の被害対策

下水道の被害対策については、「第15章 第2節 下水道施設の応急対策」を参照。

第4節 がれきの処理

【応急活動の体系】



第1 がれき発生量の推定

大規模な災害が発生した場合、建物等の浸水・倒壊、火災等により、大量の廃棄物が発生することが想定される。復興企画部災害総括班は、被害調査等による建物等の倒壊状況から、がれき発生量を推計し、その処理計画を作成、実施するものとする。

なお、がれきの発生量は、木造1㎡あたり0.35t、非木造1.20tを目安とする。

第2 処理対策

1 仮置き場の確保

復興企画部災害総括班は、大量にがれきが発生した場合、あらかじめ定めてある公有地等に仮置き場を設定する。この仮置き場は、ごみ処理の粗大ごみ等の仮置き場と共用する。

2 仮置き場への搬入

仮置き場へのがれき等の搬入は、がれきの排出者によるものとする。

3 分別収集体制の確保

がれきの効率的な収集処理を図るため、がれきの排出者における分別、仮置き場における分別など、適切な分別収集対策を実施する。

4 適正処理・リサイクル体制の確保

がれきが適正に処理され、又はリサイクルされるために、復興企画部災害総括班は、廃棄物処理業者と適正処理・リサイクル体制の確保を協議する。

5 粉じん等の公害防止策

がれき等の処分過程においては、粉じん、有害物質の発生等が予想されることから、県及び関係機関と連携し、適切な公害防止策を行うものとする。

6 住民への広報

復興企画部災害総括班は、がれきの処理について総合対策部広報記録班を通じて市民に広報し、その周知徹底を図る。

7 応援の要請

復興企画部災害総括班は、がれきの収集処理において、対応が困難と判断した場合は、本部長に報告するとともに、総合対策部広報記録班を通じて県に応援を要請する。

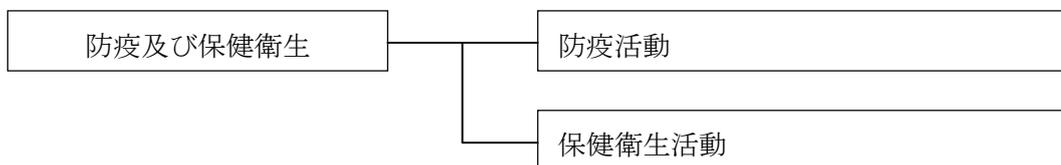
第12章 防疫及び保健衛生

災害発生時に、感染症患者の発生防止、食品等の衛生を確保するため、災害時における防疫及び保健衛生活動について定め、市民の健康維持と安全確保を図るものとする。

【実施担当部署】

主 管	健康福祉部高齢福祉班	防疫班の編成と防疫活動、保健衛生活動の実施
	復興企画部災害総括班	ねずみ族、昆虫等の駆除

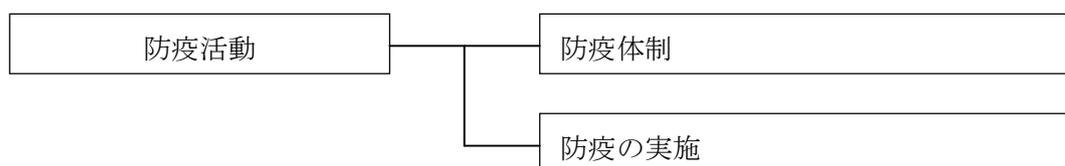
【応急活動の体系】



第1節 防疫活動

市及び県は、災害時における感染症患者の発生予防、早期発見及び家屋内外の消毒等を実施するために、相互に緊密な連絡を取りながら防疫活動を実施する。

【応急活動の体系】



第1 防疫体制

防疫活動は、健康福祉部高齢福祉班と、県(相双保健福祉事務所)が一体となって実施し福島県感染症対策マニュアル(平成14年8月)に基づき三類感染症に重点をおき行う。

1 防疫計画の作成

(1) 防疫を必要とする地域の把握

健康調査及び健康相談は、県が行うものであり、健康福祉部高齢福祉班は、これに協力し、被災地の感染症発生状況、防疫の必要性の把握、患者の早期発見に努める。

(2) 防疫方針の決定

① 消毒地域の優先順位の決定

健康福祉部高齢福祉班は、健康調査等に基づく感染症発生状況を把握し、防疫の必要な地域や優先順位を判断する。

② 消毒方法の決定

県の指示、命令に従い、消毒方法を決定し、防疫活動を行う。

③ 県への報告

防疫の必要な状況を把握した場合、次の報告書を県(相双保健福祉事務所)に提出する。

ア 被害(調査)報告票

イ 防疫活動状況報告書

ウ 災害防疫費所要見込額調

2 防疫班の編成

健康福祉部高齢福祉班は、防疫活動を行う場合は、保健(福祉)センター及び健康福祉Gに指示し広域的に防疫班を編成し行うものとし、班員だけでは防疫班の編成が困難な場合は活動部に応援を要請する。

- (1) 防疫班は、1班当たり5人程度を目途に編成する。
- (2) 防疫班の編成数は、対象となる被災地区を概ね100世帯に1班とし必要な編成数を確保する。
- (3) 防疫班の役割は、以下の通りとする。
 - ① 県の行う健康調査及び健康相談並びに飲料水の検査等各種防疫活動への協力
 - ② 住民に対する防疫の指導及び薬剤の配布等
 - ③ 避難施設における防疫のための薬剤散布
 - ④ その他防疫上必要な事項

3 防疫用薬剤、資機材等の調達・確保

健康福祉部高齢福祉班は、福島県感染症対策マニュアル第2節感染症発生時の疾病別消毒法一覧の類型別により適切な薬剤の調達・確保を行うものとし、市内災害時供給医薬品問屋と連携することとする。

なお、「環境にやさしく」の立場からクレゾール石鹼液は使用しないこととする。

参考資料 福島県感染症対策マニュアル第2節感染症発生時の疾病別消毒法一覧

区分	薬剤の種類	薬剤量算出方法
床上浸水家屋 (全壊、半壊、流失を含む)	次亜塩素酸ナトリウム 消石灰	床上浸水戸数×300g 床上浸水戸数×6kg
床下浸水家屋	次亜塩素酸ナトリウム 消石灰	床下浸水戸数×300g 床下浸水戸数×6kg

昆虫駆除薬剤所要量の算出方法

薬剤の種類	薬剤量算出方法
オルソジクロールベンゾール剤 (オルソジクロールベンゾールの含有量 50%以上)	(便池) 指定地域内のり災戸数×1m ² (1m ² あたり 使用量は50倍液にして3リットル)×3/5リ ットル

4 予防教育及び広報活動

県の指導のもとに、パンフレット、リーフレット等により、あるいは衛生組織その他関係団体を通じて住民に対する予防教育を徹底するとともに、報道機関を活用して広報活動を強化する。その際特に社会不安の防止に留意する。

第2 防疫の実施

1 健康調査、検水及び健康相談

県は、避難施設、被災地域などで衛生条件の悪い地域において健康調査、検水及び健康相談を行うものであり、健康福祉部高齢福祉班は、衛生条件の悪い地域を事前に把握し、県に報告するとともに、防疫班は県の活動に協力する。

2 臨時予防接種

県は、被災地における感染症発生を予防するため、予防接種を行うものであり、医療救護本部はこれに協力する。

3 避難施設の防疫措置

避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いため、防疫班は、避難施設を開設した場合は、避難施設の防疫の徹底を図るために県防疫担当職員の指導のもと、次の防疫活動を実施する。

- (1) 避難者の健康調査(県に要請する)
- (2) 避難施設に駐在する職員、支援のボランティア等の健康相談
- (3) 炊出し、食糧等の配布を行う者の健康相談
- (4) 便所等における衛生消毒剤散布等

4 患者等に対する措置

県は、感染症患者等に対しては、「感染症の予防及び感染症の患者の医療に関する法律」(以下「法」という)に基づき、以下の措置を講ずるもので、防疫班はこれに協力する。

- (1) 就業制限(法第18条)
- (2) 入院の勧告、措置、退院(法第19, 20, 22, 46, 48条)
- (3) 入院患者の医療(法第37条)
- (4) 移送(法第21, 47条)
- (5) その他の手続き(法第23, 24, 25, 26, 49, 51, 52条)

5 消毒等その他の措置

復興企画部災害総括班は、県の指示により、以下の措置を実施する。

- (1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒命令、措置(法第27条)

- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除の命令、指示及び実施(法第 28 条)
- (3) 物件の命令にかかる措置の命令、指示、実施(法第 29 条)
- (4) 死体の移動制限等(法第 30 条)
- (5) 生活の用に供される水の使用制限等(法第 31 条)
- (6) 建物にかかる措置(法第 32 条)
- (7) 交通の制限又は遮断の措置(法第 33 条)
- (8) その他の手続き(法第 34, 35, 36, 50, 51, 52 条)
- (9) 予防接種法第 6 条に基づく臨時の予防接種の命令、実施

6 各世帯における家屋等の消毒

復興企画部災害総括班は、被災地域に対し、被災直後、避難施設及び各戸に防疫用薬剤を配布し、床、壁の洗浄、便所の消毒及び衣服類、食器等の消毒について衛生上の指導を行う。

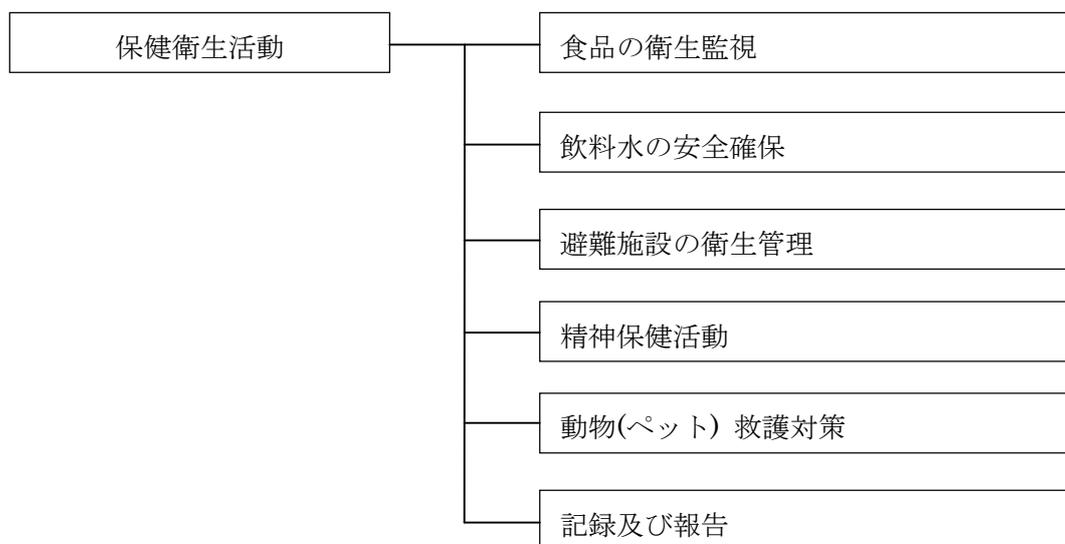
7 防疫に関する意識の啓発

防疫に対する市民意識の啓発を図るために、防疫班は、被災地域における消毒の実施、作業等を行ったあとでの手洗い・うがい等の実行など、衛生上必要な事項について、総合対策部広報記録班を通じて、防災行政無線、広報紙、市のホームページ等により市民に広報する。

第2節 保健衛生活動

食品衛生監視、精神保健活動においては、県が保健衛生活動を行うこととなっており、市はこの活動に協力するとともに、飲料水等の安全確保、避難施設の衛生管理等に努める。

【応急活動の体系】



第1 保健指導

保健師・管理栄養士等は、災害の状況によっては、避難所、被災家庭、仮設住宅等を巡回し、上記の栄養指導とともに、被災者の健康管理面からの保健指導を行う。

この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、訪問看護師、ケアマネージャー、ヘルパー、民生委員、地域住民との連携を図りながら、コーディネートを行い、効果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、災害時要援護者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努めることとする。

第2 食品の衛生監視

災害時の状況に応じて必要と認めたときは、衛生の確保を図るため、食品衛生監視班を災害地に派遣するよう、県に要請するものとする。

第3 飲料水等の安全確保

- (1) 健康福祉部高齢福祉班は、水道班と連携して、法第31条第2項の規定による知事の指示に基づき、速やかに生活用水の供給を開始し、断水等による給水停止期間中継続する。
- (2) 災害時の飲料水の安全確保を図るために、応急給水においては、濾過、消毒した飲料水を供給するとともに、各家庭における井戸水等の使用に関しては、その衛生処理について指導を徹底する。

第4 避難施設の衛生管理

復興企画部災害総括班は、市民の避難施設への適正誘導及び収容並びに過密状況を把握し、避難施設における衛生管理として、土足禁止区域・禁煙区域の設定、避難市民の防災対策課上必要な物品の確保、避難市民間のプライバシーの確保及びゴミの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難市民への衛生管理上の留意事項を周知させる。

第5 精神保健活動

県は、災害時の状況に応じて、精神科救護所を設置し、精神科診療体制を確保する。また、県及び市は、被災者となることで顕在化する精神保健上の問題に対応するため、早期に避難所に相談員やヘルパー等を派遣、常駐させ、被災者のメンタルヘルスの把握に努めるとともに、必要に応じ精神科医療チームを避難所等に巡回させ、メンタルヘルスクアを実施する。

第6 動物(ペット) 救護対策

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難施設に避難してくることが想定される。

そのため、健康福祉部高齢福祉班は、動物愛護の観点から、動物愛護団体等に支援を求めるとともに、県に対応策の実施等について要請する。

第7 記録及び報告

健康福祉部高齢福祉班は、防疫活動を行った場合は、次の記録類を整備する。災害防疫活動が終了した場合は、災害防疫完了報告書(様式6-11-7)を県に提出する。

- (1) 災害状況報告書(様式6-11-4)
- (2) 防疫活動状況報告書(様式6-11-2)
- (3) 清潔方法及び消毒方法に関する書類
- (4) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する書類
- (5) 家庭用水の供給などに関する書類
- (6) 患者台帳(様式6-11-5)
- (7) 防疫作業日誌(様式6-11-6)

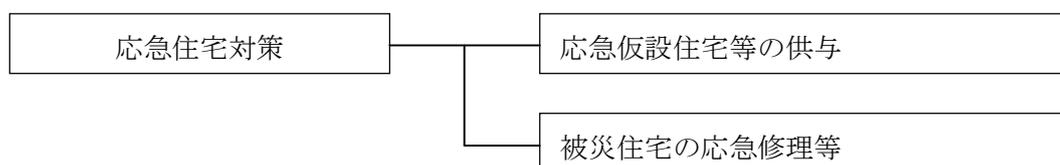
第13章 応急住宅対策

被災地内の住民の生活を復旧させるため、自力で生活を復旧できない被災者のために、仮設住宅の建設、住宅の応急修理を行うとともに、公営住宅の空き家等への一時入居措置などに努める。

【実施担当班】

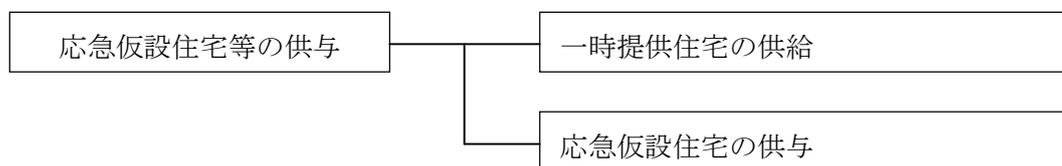
主 管	建設部都市計画班	応急住宅対策の実施
-----	----------	-----------

【応急活動の体系】



第1節 応急仮設住宅等の供与

【応急活動の体系】



第1 一時提供住宅の供給

市は、住宅の全壊・全焼、半壊・半焼等により住宅に困窮するもののうち、自らの資力では住宅の確保が困難な者に対して、住宅の確保を図るものとし、市営住宅等の空き家を一時的に供給するものとする。

第2 応急仮設住宅の供与

1 実施機関等

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置は、知事が行うものであるが、戸数、場所等の建設に関する計画の立案は、市と県が共同で行うものとする。

ただし、災害救助法が適用され知事から委任された場合は、本部長が実施する。

2 設置方法等

応急仮設住宅の設置戸数、規模・構造、費用限度額は、福島県災害救助法施行細則に準じる。

3 入居者の選定及び契約

(1) 入居対象者

原則として、地震災害により被災し、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

- ① 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。
- ② 居住する住宅がない者又は避難勧告等により長期にわたり自らの住居に居住できない者であること。
- ③ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。

なお、③については、災害の混乱時には十分な審査が困難であり、一定額による厳格な所得制限等はないため、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用すること。

(2) 入居者の選定

入居者の選定は、住宅の必要度の高い者を、応急仮設住宅該当対象者選定調書によって調査のうえ、市長が指名するものによる選考委員会を設置し、選定するものとする。

災害救助法が適用された場合は知事が市と協力して入居者を選定するが、市に事務委託された場合は本部長が決定する。

(3) 賃借契約の締結

建設部都市計画班は、入居させる際は入居者に対し、応急仮設住宅の趣旨、遵守事項等について充分認識させ、「応急仮設住宅使用賃借契約書」を締結するものとする。

4 応急仮設住宅建設用地

応急仮設住宅は、あらかじめ定めた公園等公共空地に建設するものとし、建設部都市計画班は、事前に定めてある応急仮設住宅建設候補地の被災状況等について調査を行い、長期化への対策を踏まえて次に掲げるうちから災害の状況により建設用地を選定する。

なお、選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上も好適で、被災者の生業の見通しがつけられることに配慮するものとする。

また、相当数の世帯が集団的に居住する場合は、交通の便や教育等の問題も考慮に入れるものとする。

- (1) 都市計画公園予定地
- (2) 公営住宅敷地内空地
- (3) 公園、緑地及び広場
- (4) 県有施設敷地内空地
- (5) 国・市が選定供与する用地
- (6) その他の適地

5 建設上の留意事項等

(1) 規模・構造及び費用

- ① 応急仮設住宅の標準規模は、1戸当たり平均 29.7 平方メートル(9坪) とする。
- ② 応急仮設住宅の設計に当たっては、高齢者や障がい者等の利用に配慮した住宅の仕様はすべての入居者にとって利用しやすいものであることから、通常の応急仮設住宅を含め、物理的障壁の除去されたユニバーサルデザイン仕様を目指す。
- ③ 工事費は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

(2) 生活利便施設の併設

ごみ集積場、案内板、通路・出入口等の照明、集会所等を設置する。

(3) 集会所の設置

仮設住宅における地域コミュニティと住民自治機能の維持のため、同一敷地内又は近接する地域内に10戸以上の仮設住宅を設置する場合、集会所や談話室といった施設を設置することができる。

(4) 福祉仮設住宅の設置

高齢者、障がい者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができる。

(5) 高齢者、障がい者等災害時要援護者用仮設住宅の建設

バリアフリー、手すり・スロープの設置、浴室の工夫等を考慮する。

(6) 着工期日

① 着工の時期

応急仮設住宅の着工は、原則として災害発生の日から20日以内とし、速やかに建設するものとする。

建設部都市計画班は、早期着工を図るために、一括契約等契約行為の簡素化を図るものとする。

② 着工時期の延長

大災害等で20日以内に着工できない場合は、事前に厚生労働大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

③ 供与期間

完成の日から建築基準法第85条第4項の規定による期限内(最高2年以内)とする。

6 借上げ住宅等の提供

(1) 借上げ住宅等

県は、必要な戸数の応急仮設住宅の建設を早急に行うことが困難である場合や、長期間の避難が予想される場合等の事情がある場合は、公営住宅や(社)福島県宅地建物取引業協会を通して民間賃貸住宅を提供することができることとなっている。なお、入居対象者並びに入居者の選定は、応急仮設住宅の建設に準じるものとするが、入居先の決定に当たっては、行政サービスの提供やコミュニティの維持のため地域単位での入居なども検討する。

(2) 公営住宅等のあっせん

市及び県は、災害時は、被災者用の住居として迅速にあっせんできるよう、利用可能な公営住宅等の把握を行う。

7 住宅の管理

(1) 入居状況の確認

建設部都市計画班は、入居者への定期訪問、電気・ガスの使用状況のチェック等を通じて入居状況の確認を随時行う。

空き部屋となった仮設住宅については、その旨の表示を行うとともに、隣接の入居者等の協力を得て不正入居・不正使用を排除する。

(2) 転居の促進

建設部都市計画班は、公営住宅の建設等による公営住宅への入居を促進するとともに、民間住宅への転居等を促進する。

(3) 応急仮設住宅における火災予防対策の徹底

入居者は出火防止を図り、安全を確保するものとする。空き部屋となった仮設住宅については、市が隣接の入居者等の協力を得て、出火防止対策を徹底する。

8 災害救助法が適用された場合の実施基準

実施基準については福島県災害救助法施行細則による。

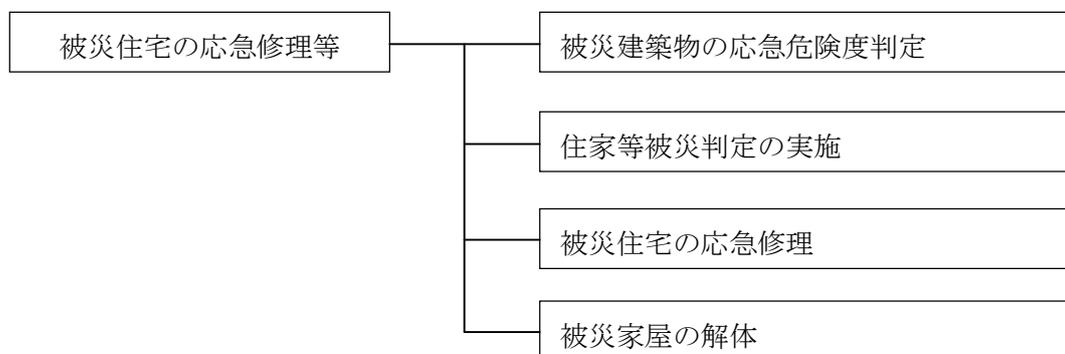
9 県への報告及び帳簿類の整備

災害救助法が適用された場合は、必要設置戸数、設置場所等を県に報告する。また、建設部都市計画班は以下の帳簿類を整備する。

- (1) 応急仮設住宅入居該当者調(様式6-12-1)
- (2) 応急仮設住宅該当対象者選定調書(様式6-12-2)
- (3) 応急仮設住宅入居者台帳(様式6-12-3)
- (4) 応急仮設住宅用敷地賃借契約書
- (5) 応急仮設住宅使用賃借契約書
- (6) 応急仮設住宅建設のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書、工事代金等支払証拠書類

第2節 被災住宅の応急修理等

【応急活動の体系】



第1 被災建築物の応急危険度判定

市は、災害の状況に応じて二次災害防止のために必要な場合は、県と協力して被害状況調査等に基づき、被災建築物の応急危険度判定を実施して、建築物の応急措置、応急復旧に関する技術的な指導、相談等の実施に努める。

なお、市が家屋被害調査のために調査員、補助員等の派遣を要請する場合、県及び建築士会は被災建築物の応急危険度判定のために判定士を派遣することとなっている。

1 応急危険度判定作業の準備

建設部都市計画班は、作業に必要な次のものを準備する。

- (1) 住宅地図等の準備、割当区域の計画
- (2) 建築物応急危険度判定士の受入れ名簿の作成と判定チームの編成
- (3) 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の準備

2 調査の体制

建設部都市計画班は、県の協力を得て、被災建築物応急危険度判定士等建築に関する専門的な知識を有するものを中心として2人1組の班を構成する。

3 危険建築物の標示

建設部都市計画班は、応急危険度判定によって危険建築物と判定された建築物については、その標示を行い、居住及び立ち入りの制限を行う。

第2 住家等被災判定の実施

全壊や全焼といった住家等の被害は、状況によっては災害救助法の適用の根拠となる。また、被災証明書の交付や各種の被災者援護対策の基礎となるため、早期に判定を実施する。

なお、一次調査で問題等がある場合は、二次調査を実施する。

1 判定会議

(1) 役割

判定会議は、現地調査結果に基づき、被災程度の判定を行う。

(2) 構成員

建設部長及び関係する班長により構成する。

2 現地調査の実施

(1) 一次調査

建設部都市計画班は、県の協力を得て、被災建築物応急危険度判定士等建築に関する専門的な知識を有するものを中心として2人1組の班を構成し、被災地域を対象として、外観目視によって調査・判定する。

(2) 二次調査

一次調査が物理的に不可能及び一次調査の結果に不服のあった住家等について再調査を実施する。

3 調査方法

(1) 一次調査の段階から、あらかじめ市民に調査を行うことを広報し、可能な限り立入調査を実施することによって、判定を正確に行う。

(2) 二次調査時は、必要に応じ居住者又は所有者等の立会いのうえで立入調査を実施する。

第3 被災住宅の応急修理

被災した住宅の応急修理は、住宅の所有者が行うことが原則であるが、災害救助法を適用した場合の被害住宅の応急修理は、知事が行うものであるが、対象とする住宅の選定は市と県が共同で行う。

災害救助法が本市のみに適用され知事から委任された場合は、本部長が応急修理を実施する。

1 応急修理の実施対象等

応急修理の対象戸数、費用限度額等は、県の定めるところにより、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 半壊又は大規模半壊の被害を受けたこと
- (2) 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること
- (3) 応急仮設住宅(民間賃貸住宅の借上げを含む。)を利用しないこと
- (4) 当該災害により半壊の住家被害を受けた者(世帯)については、前年の世帯収入が次のいずれかに該当していること(大規模半壊の住家被害を受けた者(世帯)は除く。)
 - ① (収入額) \leq 500万円の世帯
 - ② 500万円 < (収入額) \leq 700万円かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯
 - ③ 700万円 < (収入額) \leq 800万円かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯

2 修理方法

応急修理を本部長が知事から委任された場合は、建設部都市計画班が、市内の建設業者等と請負契約を結び実施する。

3 修理の範囲と費用

- (1) 応急修理の対象範囲は、以下の4項目のうちから、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所について実施することとする。
なお、緊急度の優先順は、おおむね次のとおりとする。
 - ① 屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理
 - ② ドア、窓等の開口部の応急修理
 - ③ 上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理
 - ④ 衛生設備の応急修理
- (2) 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

4 修理の期間

住宅の応急修理は、原則として災害発生の日から1か月以内に完了する。

5 災害救助法が適用された場合の実施基準

実施基準については福島県災害救助法施行細則による。

6 県への報告及び帳簿類の整備

災害救助法が適用された場合、住宅の応急修理該当者については、県の定める様式に従い、住宅の応急修理該当者調により県に報告し、さらに、修理該当住宅決定のため、これら該当者について応急修理施行対象者選定調書によって調査のうえ県に報告する。

併せて、建設部都市計画班は以下の帳簿類を整備する。

- (1) 救助実施記録日計票(様式6-4-1)
- (2) 住宅応急修理該当者調(様式6-12-4)
- (3) 応急修理施行対象者選定調書(様式6-12-5)
- (4) 住宅応急修理記録簿(様式6-12-6)
- (5) 住宅の応急修理のための契約書、仕様書、応急修理関係支払証拠書類等

第4 被災家屋の解体

被災家屋の解体は、家屋の所有者により解体することが基本となるが、被災者の経済的状況のため解体が困難な場合で、放置することによる危険が明確に認められる場合は、建設部都市計画班が解体を代行する。費用負担については、被災者の負担の軽減を図るため、国、県に支援を要請する。

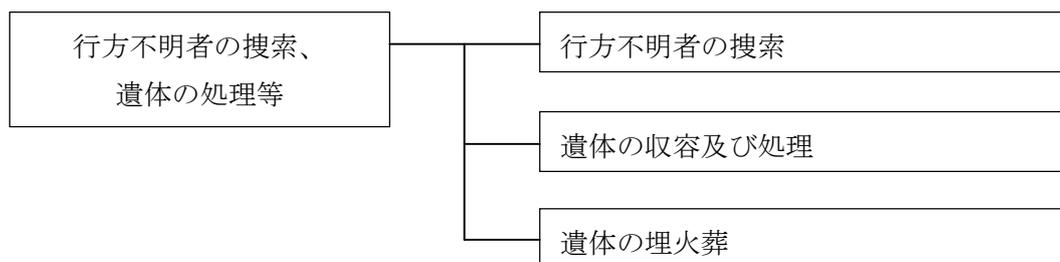
第14章 行方不明者の捜索、遺体の処理等

災害により、すでに死亡していると推定される者については、捜索及び死亡者の収容を行い、身元が判明しない死亡者については、火葬・埋葬に付し、人心の安定を図る。

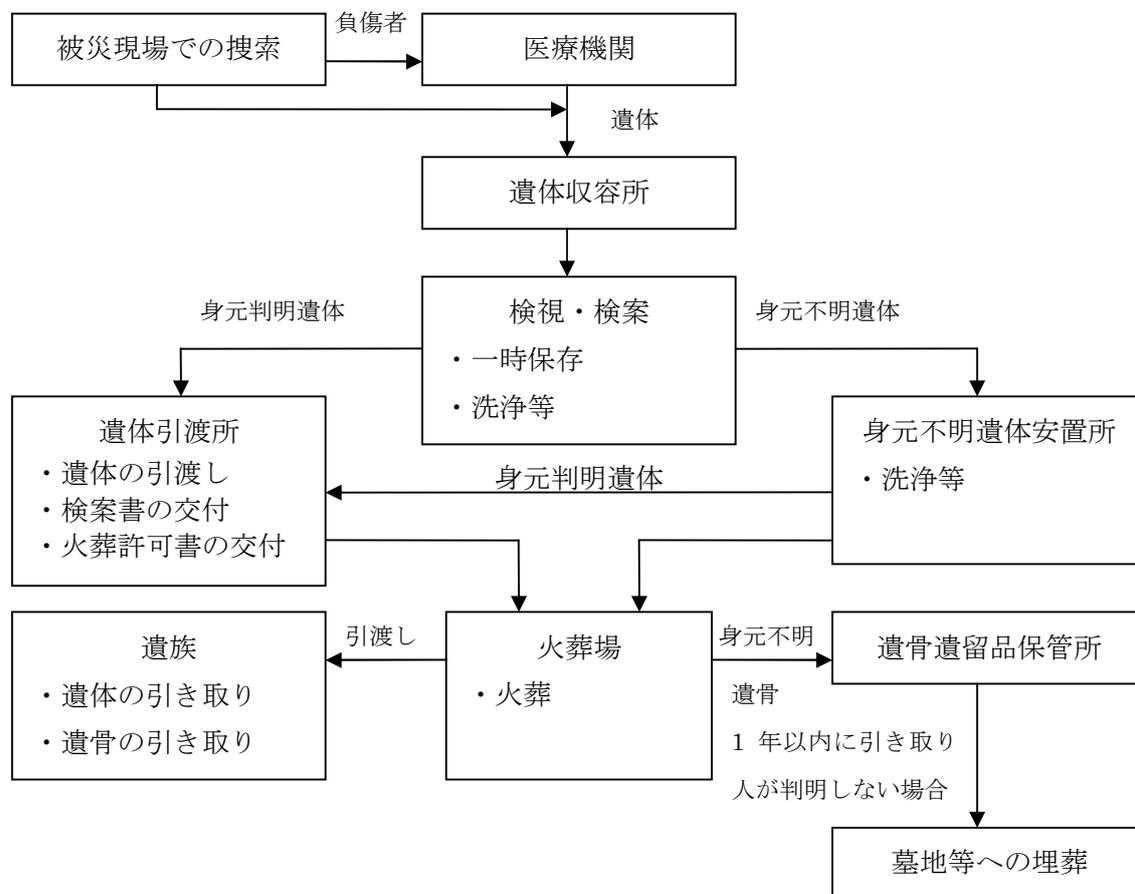
【実施担当班】

主管	市民生活部市民班	遺体の埋火葬に関すること
	消防部消防団班	行方不明者の捜索に関すること
	南相馬警察署	行方不明者の捜索、遺体の検案に関すること
関係部 機 関	医療救護本部医療救護班、 歯科医師班	遺体の検死・検案・身元確認に協力すること

【応急活動の体系】

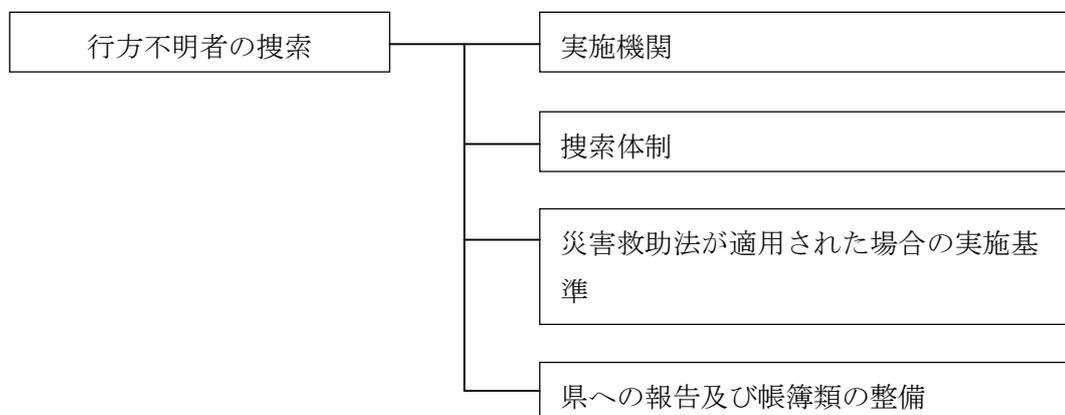


【遺体の取り扱いの流れ】



第1節 行方不明者の搜索

【応急活動の体系】



第1 実施機関

1 実施機関

行方不明者の搜索は、南相馬警察署、消防部消防団班が主体的に担当する。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行う。知事から委任された場合、又は知事による救助の余裕がない場合は、県の補助機関として本部長が行うものとする。

2 関係機関の応援

災害の状況により、市のみで対応不可能な場合は、隣接市町村、県、その他関係機関の応援を求め実施するものとする。

第2 搜索体制

行方不明者の搜索は、南相馬警察署及び消防部消防団班を中心に行うものとし、搜索に必要な舟艇、車両、その他機械器具については、救急・救助活動の調達に準じて調達先を把握し、災害発生により搜索を必要とする場合は、警察署と連携を密にし、一般市民の協力を得て搜索を実施するものとする。

行方不明者の届出等については、市民生活部市民班が設置する市民相談窓口で行う。

第3 災害救助法が適用された場合の実施基準

災害救助法が適用された場合は、行方不明者の捜索は知事が行うものであるが、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない場合は、災害救助法施行令第8条の規定に基づき、本部長が行うことができる。

実施基準については福島県災害救助法施行細則による

※1 捜索対象者の例

- ・行方不明の状態にあってから相当の時間が経過している場合
- ・大規模な災害により壊滅した地域に存在していたと想定される場合
- ・行方不明になったものが重度の身体障がい者、知的障がい者、要援護者及び重病人の場合

※2 捜索費用の範囲

- ・借上費、購入費：舟艇その他捜索に必要な機械・器具で捜索に使用したものの使用期間の借上費、又は購入費
- ・修繕費：捜索に使用した機械・器具の修繕費
- ・燃料費：機械・器具を使用した際のガソリン代、石油代及び捜索作業で使用した照明用の灯油代等
- ・人夫賃：実際に雇われたものの人夫賃
- ・輸送費：捜索に必要な機械・器具の運搬及び人夫の運搬、捜索後の輸送に要する経費

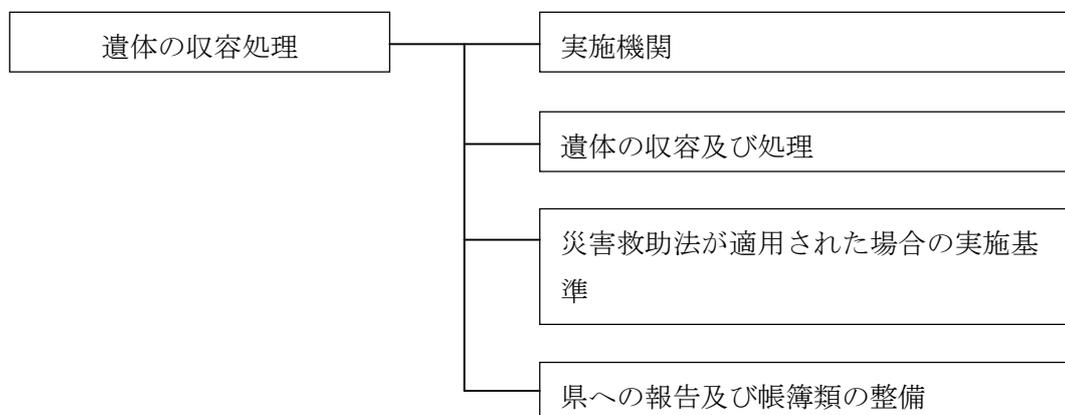
第4 県への報告及び帳簿類の整備

消防部消防団班は、遺体の捜索状況について、以下の帳簿類を整備し、総合対策部情報収集班に報告する。復興企画部災害総括班は、情報収集班からの情報を県に報告する。

- 1 行方不明者(遺体) 捜索状況記録簿(様式6-13-1)
- 2 行方不明者(遺体) 捜索用機械器具燃料受払簿(様式6-13-2)
- 3 行方不明者(遺体) 捜索用機械器具修繕簿(様式6-13-3)
- 4 遺体捜索用関係支出証拠書類

第2節 遺体の収容及び処理

【応急活動の体系】



第1 実施機関

1 実施機関

遺体の収容、処理は本部長が実施するものであり、市民生活部市民班が担当する。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行う。知事から委任された場合、又は知事による救助の余裕がない場合は、県の補助機関として本部長が行うものとする。

2 関係機関の応援

災害の状況により、市のみで対応不可能な場合は、隣接市町村、県、その他関係機関の応援を求め実施するものとする。

第2 遺体の収容及び処理

1 遺体の搬送・収容

遺体の搬送・収容は、警察署と連絡を密にし、消防部消防団班が、自主防災組織、一般住民の協力を得て実施するものとする。

2 遺体収容所の設置

市民生活部市民班は、災害発生後、状況に応じて直ちに遺体収容所を開設するものとする。遺体収容所の選定においては、遺体の検視・検案・身元確認、洗浄等の処理

が可能な場所であり、かつ身元不明遺体の一時収容場所として比較的長期の使用が可能な場所とし、公共施設、寺院、公園等から選定する。

3 検視・検案・身元確認

遺体の検視・検案・身元確認は、南相馬警察署及び県(相双保健福祉事務所)が行うものであり、市民生活部市民班は、県及び南相馬警察署が行う業務に協力する。

医療救護本部は、南相馬警察署及び県から遺体の検視・検案・身元確認について要請があった場合は、医療対策班を派遣して検視・検案・身元確認活動に協力する。

4 遺体の洗浄、縫合、消毒の処理等

遺体の洗浄、縫合、消毒の処理等は医療救護班が行うが、遺体の数が多いためその余裕がない場合は、一般開業医に協力を依頼するものとする。

第3 災害救助法が適用された場合の実施基準

実施基準については福島県災害救助法施行細則による。

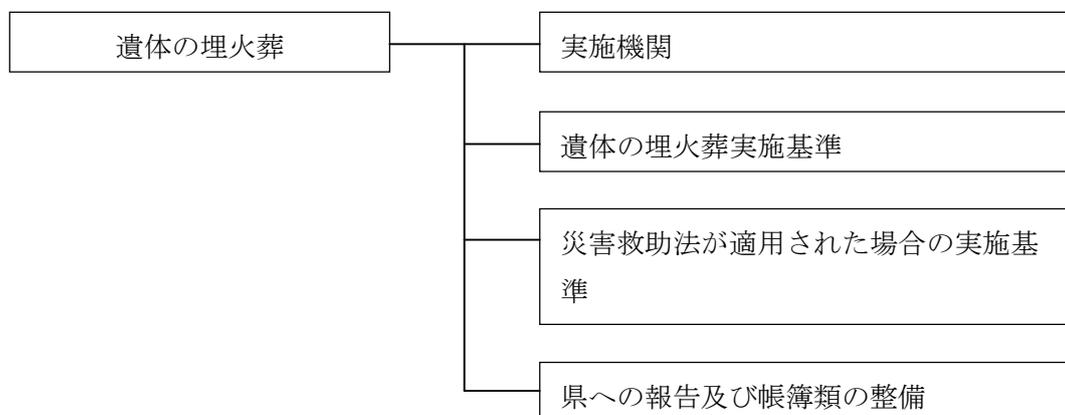
第4 県への報告及び帳簿類の整備

市民生活部市民班は、以下の帳簿類を整備し、遺体の処理に関する情報を総合対策部情報収集班に報告する。県への報告は、復興企画部災害総括班が担当する。

- 1 救助実施記録日計票(様式6-4-1)
- 2 遺体処理台帳(様式6-13-4)
- 3 遺体処理費支出関係証拠書類

第3節 遺体の埋火葬

【応急活動の体系】



第1 実施機関

身元が判明しない遺体等の火葬、埋葬は、原則として本部長が実施するものであり、市民生活部市民班が担当する。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行う。知事から委任された場合、又は知事による救助の余裕がない場合は、本部長が行うものとする。

なお、身元が判明し、災害救助法による救助でない遺体の火葬、埋葬に当たっては、市は火葬、埋葬許可手続きが速やかに行える体制をとるものとする。

第2 遺体の埋火葬実施基準

1 埋火葬の対象

市が行う遺体の埋火葬の対象は、災害時の混乱の際に死亡した者であり、以下のものを対象とする。

- (1) 身元不明の遺体であり、身元調査、広報等によっても関係者が現れず、相当期間遺体収容所に安置されているもの
- (2) 埋火葬すべき遺族がいない場合もしくは高齢者、幼年者等で埋火葬を行うことが困難なもの
- (3) 遺族において、被災したために自らの資力では埋火葬が困難なもの
- (4) その他市長が必要と認めたもの

2 埋火葬の実施

市民生活部市民班は、以下の手順で埋火葬を実施する。

- (1) 南相馬警察署から引き継ぎを受けた遺体について埋火葬を実施する。
- (2) 遺体収容所から火葬場に移送する。
- (3) 身元不明の遺体の確認及び埋火葬は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により行う。
- (4) 焼骨は、遺留品とともに寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第、縁故者に引き渡すものとする。

3 火葬場の調整

- (1) 復興企画部災害総括班は、原町斎場が被災した場合、又はその処理量が多大になる場合を考慮し、近隣の市町村との連携により、火葬場の確保を図る。
- (2) 埋火葬許可に当たっては、原町斎場又は近隣火葬場の能力、遺体の搬送距離等を考慮し、適正に処理できるよう火葬場を指示する。

4 身元不明遺体等の広報

市民生活部市民班は、総合対策部広報記録班を通じて報道機関に身元不明遺体に関する情報を提供するなど、広報活動を行う。

第3 災害救助法が適用された場合の埋葬実施基準

実施基準については福島県災害救助法施行細則による。

第4 県への報告及び帳簿類の整備

市民生活部市民班は、以下の帳簿類を整備し、遺体の埋葬に関する情報を総合対策部情報収集班に報告する。県への報告は、復興企画部災害総括班が担当する。

- 1 救助実施記録日計票(様式6-4-1)
- 2 埋葬台帳(様式6-13-5)
- 3 埋葬費支出関係証拠書類

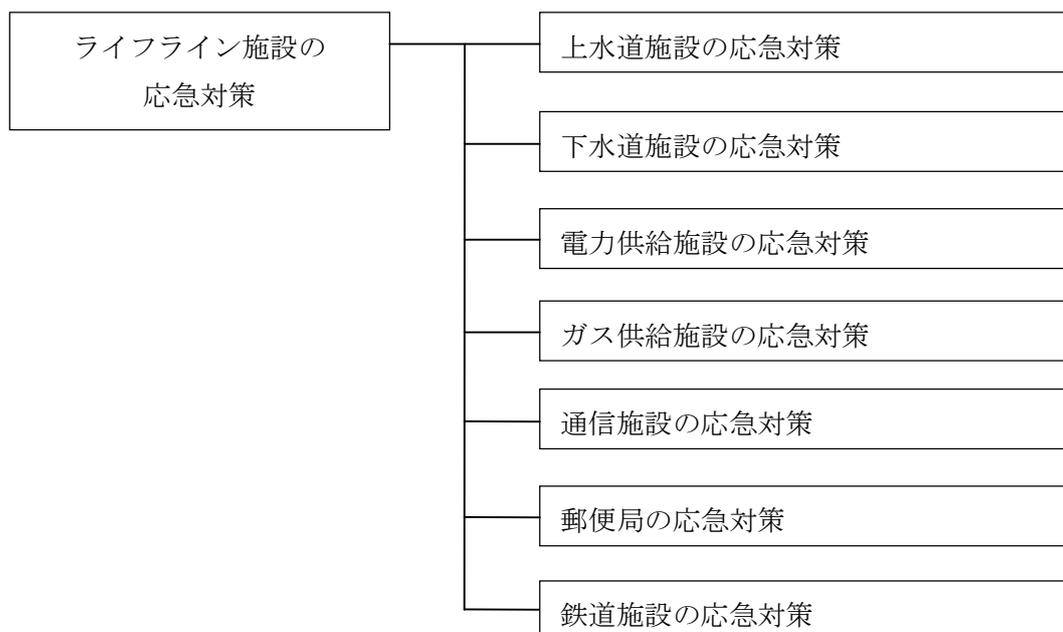
第15章 ライフライン施設の応急対策

上・下水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設が被災した場合、生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急復旧を図るための対策を確立するものとする。

【実施担当部署】

主 管	上下水道部水道班	上水道施設の応急対策
	上下水道部下水道班	下水道施設の応急対策
	東北電力(株)	電力施設の応急対策
	相馬ガス(株) 原町地区L P ガス保安協議会	各事業者が保有する施設の応急対策
	N T T 東日本	電気通信施設の応急対策
	日本郵便(株) (市内郵便局)	郵便事業施設等の応急対策
	東日本旅客鉄道(株)	鉄道施設の応急対策
	総合対策部広報記録班	広報活動の実施及び協力

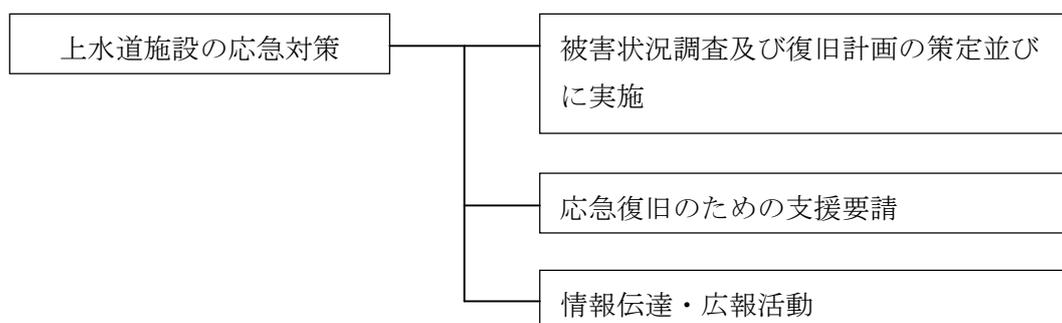
【応急活動の体系】



第1節 上水道施設の応急対策

上下水道部水道班は、災害発生時における応急給水用飲料水の確保を行うとともに、次により水道施設の復旧対策を実施するものとする。

【応急活動の体系】



第1 被害状況調査及び復旧計画の策定並びに実施

上下水道部水道班は、災害が発生した場合、直ちに施設の被害状況調査を実施し、給水状況の全容を把握するとともに、応急復旧に必要な人員体制及び資機材(調達方法)、施設復旧の手順、方法及び完了目標等を定めた応急復旧計画を策定し、計画的に応急復旧対策を実施するものとする。

1 被害状況調査

上下水道部水道班は、災害が発生した場合、被災した地域を中心に被害状況調査を実施する。

- (1) 断水地域の把握
- (2) 被災箇所の把握
- (3) 断水地域を中心とする水道管の被災状況の調査
- (4) 浄水場、配水施設等の被災状況調査(必要に応じて行う)

2 復旧のための人員・資機材の確保

応急復旧のために必要な資機材・人員等については、市内の管工事協同組合等の協力を得て確保する。

3 応急復旧の順位

断水地域における応急復旧の順位は、以下の順位により行うものとする。

- (1) 医療機関、老人ホーム等の要援護者入居施設

- (2) 避難施設
- (3) 学校教育施設、社会福祉施設、社会教育施設等
- (4) 一般家庭等のその他の施設

第2 応急復旧のための支援要請

上下水道部水道班は、市内の管工事業者等に協力を要請するものとする。

また、隣接水道事業者等、県等の他の機関への支援要請に当たっては、必要とする支援内容を明らかにして要請するものとする。

第3 情報伝達・広報活動

上下水道部水道班は、災害総括班を経由して県及び関係機関に対し、施設の被害状況、施設復旧の完了目標等について、随時速やかに情報を伝達するとともに、市民に対しては、総合対策部広報記録班と連携して、復旧の手順や地区ごとの復旧完了予定時期等についての情報の提供、広報を行うものとする。

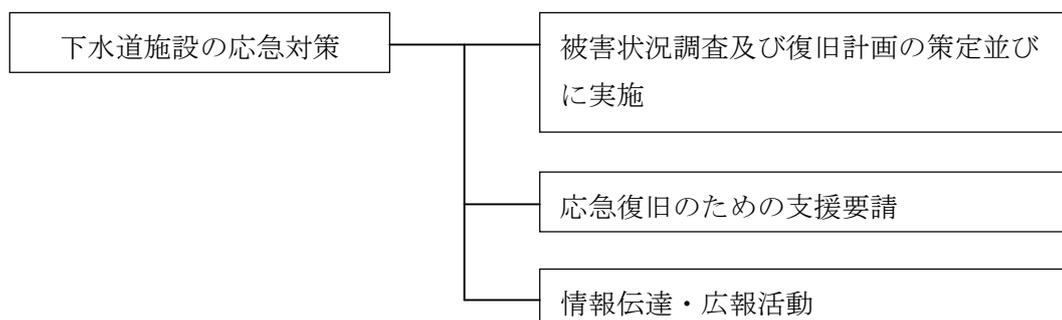
【広報内容の例】

- (1) 被害状況(断水区域(○丁目))
- (2) 復旧見通し(通水見込み(○日頃))
- (3) 応急給水方法(給水場所、時間)

第2節 下水道施設の応急対策

上下水道部下水道班は、災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能に支障がある施設及び二次災害のおそれがあるものについて応急復旧を行うものとする。

【応急活動の体系】



第1 被害状況調査及び復旧計画の策定並びに実施

上下水道部下水道班は、災害が発生した場合、直ちに施設の被害状況調査を実施し、下水道施設の被災状況の全容を把握するとともに、応急復旧に必要な人員体制及び資機材(調達方法)、施設復旧の手順、方法及び完了目標等を定めた応急復旧計画を策定し、計画的に応急復旧対策を実施するものとする。

1 被害状況調査

上下水道部下水道班は、被災地域を中心に下水道の被害調査を行う。

- (1) 下水管、マンホール等の破損状況の調査
- (2) 下水処理場、ポンプ場等の被害状況調査
- (3) 断水又は停電等の状況の確認

2 下水道の使用停止等の広報

被災状況調査により、下水管が破損した場合、断水により水洗便所が利用できない場合、停電等によりポンプ施設が稼働しない場合等、下水道の使用ができない地域に対しては、下水道の使用停止を広報する。

3 復旧のための人員、資機材の確保

応急復旧のために必要な資機材・人員等については、市内の土木建設業者等の協力

を得て確保する。

4 応急措置

- (1) 下水処理場、ポンプ場等の停電の場合は、直ちに自家発電に切り替え、下水処理・下水排除を確保する。
- (2) 下水管渠が被災した場合は、可能な限り移動式ポンプを配置し、排水に努める。
- (3) 管渠の被害については、早急に応急復旧を行い、下水排除を確保した後、本復旧に取りかかるものとする。
- (4) マンホール、雨水マス等から多くのじん埃の流入が見られる場合は、流入防止の対策をとり、管渠の閉塞を防止する。

第2 応急復旧のための支援要請

上下水道部下水道班は、災害総括班を經由して市内の土木建設業者等に協力を要請するものとする。

また、隣接市町村、県等の他の機関への支援要請に当たっては、必要とする支援内容を明らかにして要請するものとする。

第3 情報伝達・広報活動

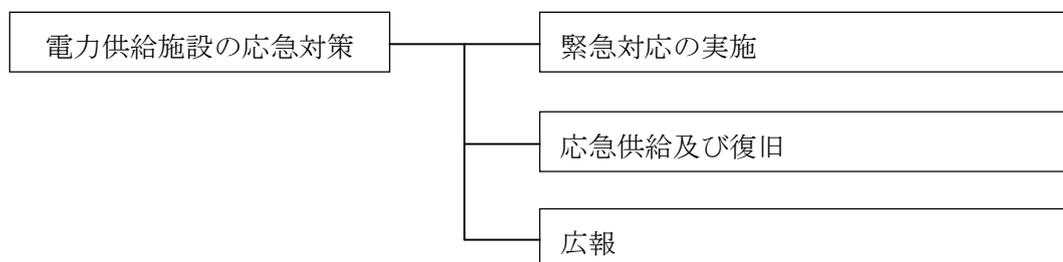
上下水道部下水道班は、県及び関係機関に対し、施設の被害状況、施設復旧の完了目標等について、随時速やかに情報を伝達するとともに、市民に対しては、総合対策部広報記録班と連携して、復旧の手順や地区ごとの復旧完了予定時期等についての情報の提供、広報を行うものとする。

【広報内容の例】

- (1) 被害状況(下水道使用停止区域(〇丁目))
- (2) 復旧見通し(復旧見込み(〇日頃))
- (3) 仮設トイレ設置場所

第3節 電力供給施設の応急対策

【応急活動の体系】



第1 緊急対応の実施

- (1) 東北電力(株)は、災害発生後速やかに電力供給施設の被害調査を行い、二次災害防止等の対策を行う。
- (2) 連絡調整部連絡調整班は、災害情報に基づき、病院等の緊急に電力供給を必要とする施設に対する応急復旧を東北電力(株)に依頼する。

第2 応急供給及び復旧

東北電力(株)は、防災業務計画に基づき、応急復旧及び応急供給を行う。

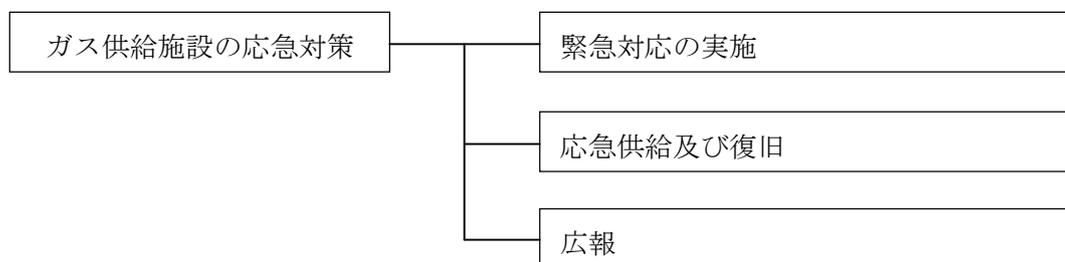
第3 広報

東北電力(株)は、総合対策部広報記録班と連携して、停電状況等被災状況を市民へ広報するとともに、火災発生等の二次災害を防止するため、電気設備及び電気機器の使用上の注意についても併せて広報する。

時間の経過に応じて、被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを定期的に市民及び関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

第4節 ガス供給施設の応急対策

【応急活動の体系】



第1 緊急対応の実施

ガス取扱事業者、LPガス事業者は、災害発生後速やかにガス供給施設の被害調査を行い、ガスの供給停止等二次災害防止の対策を行う。

第2 応急供給及び復旧

ガス取扱事業者、LPガス事業者は、防災業務計画に基づき、応急復旧を行い、安全を確認したうえで、早期のガス供給の開始に努める。

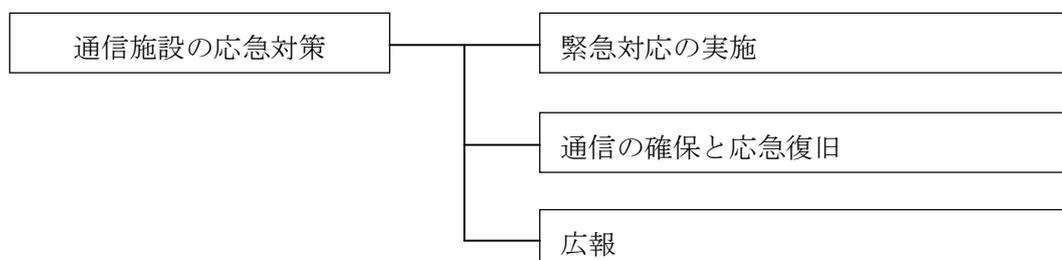
第3 広報

ガス取扱事業者、LPガス事業者は、総合対策部広報記録班と連携して、被災状況、ガス供給停止状況等を市民へ広報するとともに、火災発生等の二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を併せて広報する。

時間の経過に応じて、被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを定期的に市民及び関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

第5節 通信施設の応急対策

【応急活動の体系】



第1 緊急対応の実施

1 指定電話、優先電話の確保

NTT東日本は、災害発生後速やかに通信施設・設備の被害調査を行い、指定電話、災害時優先電話等の確保を図り、災害対策本部をはじめとする防災関係機関の通信の確保を行うとともに、必要に応じて一般電話の回線規制を行う。

2 避難施設等における臨時の公衆電話の設置等

多数の避難者が発生し、避難施設での生活を余儀なくされている場合は、災害対策本部は、NTT東日本に、避難施設に臨時の公衆電話を設置するよう働きかけ、NTT東日本は、必要な公衆電話の設置を図るものとする。

また、NTT東日本は、大規模な災害の場合は、災害用伝言ダイヤル「171」及び「Web171」の利用サービスを開始する。

第2 通信の確保と応急復旧

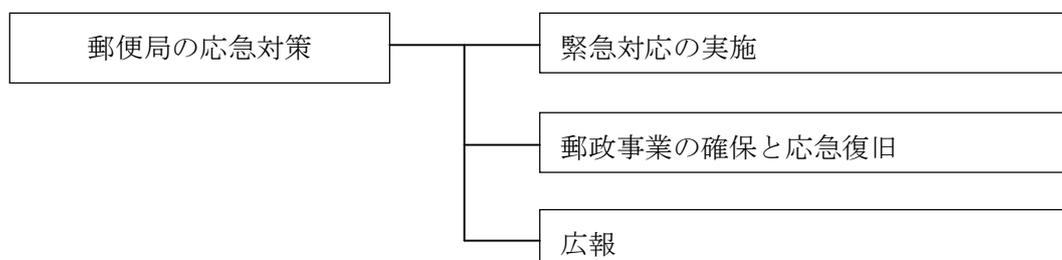
- (1) NTT東日本は、防災業務計画に基づき応急復旧を行い、速やかに通信の確保に努める。
- (2) 災害救助法が適用された場合等には、避難地・避難施設に、被災者が利用する特設電話の設置に努める。

第3 広報

NTT東日本は、総合対策部広報記録班と連携して、電気通信施設の被災状況及び復旧状況等を市民へ広報する。

第6節 郵便局の応急対策

【応急活動の体系】



第1 緊急対応の実施

- 1 日本郵便株式会社(市内郵便局) は、災害発生後直ちに施設・設備の被害調査を行い、郵便事業の確保を図るために必要な措置をとる。
- 2 連絡調整部連絡調整班は、日本郵便株式会社(市内郵便局) との協定に基づき、日本郵便株式会社(市内郵便局) の求めに応じて必要な協力を行う。
- 3 日本郵便株式会社(市内郵便局) は、災害時における被災者への郵便葉書等の無償交付などの措置を早急に行うものとする。

資料4-11 災害時における南相馬市内郵便局、南相馬市間の協力に関する協定書

第2 郵政事業の確保と応急復旧

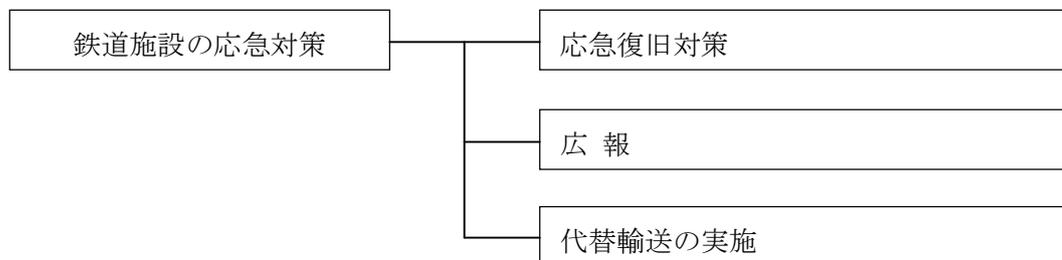
日本郵便株式会社(市内郵便局) は、防災業務計画に基づき応急復旧を行い、速やかに郵政事業の確保に努める。

第3 広報

日本郵便株式会社(市内郵便局) は、総合対策部広報記録班と連携して、日本郵便株式会社(市内郵便局) の被災状況及び復旧状況並びに郵政事業の実施状況等を市民へ広報する。

第7節 鉄道施設の応急対策

【応急活動の体系】



第1 応急復旧対策

東日本旅客鉄道(株)は、鉄道施設の被害を最小限度にとどめ、輸送の確保を図るために、防災業務計画に基づき、旅客の避難誘導、列車の運転の停止又は制限、鉄道施設の応急復旧等を行う。

第2 広報

東日本旅客鉄道(株)は、総合対策部広報記録班と連携して市民に対し被害状況、復旧状況等について広報を行う。

第3 代替輸送の実施

東日本旅客鉄道(株)は、災害により列車の運行が不可能な場合、輸送ルート of 維持及び被災者の利便性確保のため、市及び関係機関と調整し、バス等による代替輸送を実施する。

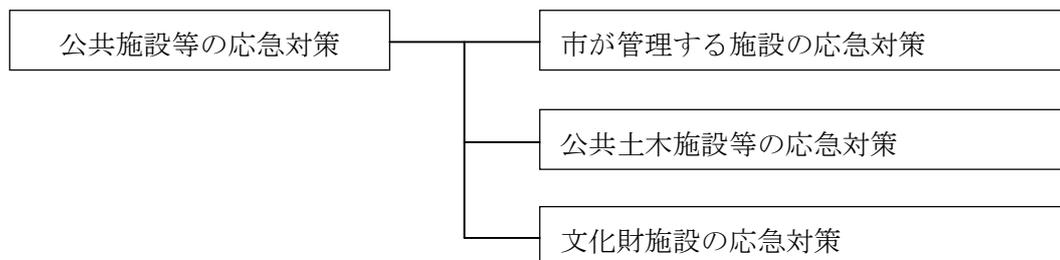
第16章 公共施設等の応急対策

市は、二次災害の防止及び公共施設等の安全確保のために、公共施設等の応急復旧等に努める。

【実施担当部署】

主 管	建設部土木班	道路、河川、急傾斜地危険箇所、海岸等の応急復旧
	経済部農林対策班	ため池の応急復旧
	教育部文化財班	文化財の応急復旧
	各部各版	所管施設の応急復旧

【応急活動の体系】

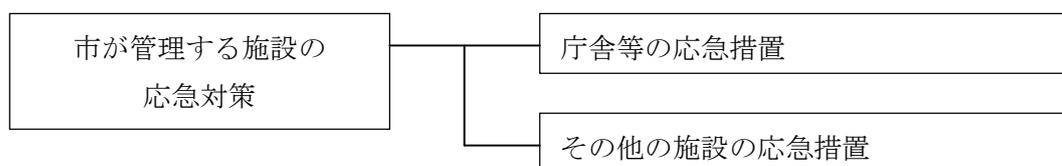


第1節 市が管理する施設の応急対策

市は、市が管理する庁舎等、市営住宅、学校教育施設、社会教育施設等について、被害状況を調査し、被災した管理施設の応急復旧措置を講じる。

市管理施設のうち防災関連業務に必要な施設について、重点的に応急措置を講じるとともに、順次、応急復旧を行うものとする。

【応急活動の体系】



第1 庁舎等の応急措置

1 庁舎の応急措置

庁舎は、災害応急対策を実施するための拠点として位置づけている施設であり、また、災害時にあっても市民への行政サービスを継続する必要があるため、被災した場合は直ちに応急措置をとり、施設の利用を可能にするものとする。

(1) 被災直後の点検と応急復旧

- ① 勤務時間内に被災した場合は、各部各班は直ちに執務場所及び所管する施設・設備の点検を行い、被災状況を総合対策部情報収集班に報告する。
- ② 情報収集班は、被災状況を直ちに総合対策部情報収集班に報告する。
- ③ 勤務時間外に災害が発生し、庁舎が被災した場合は、物資管理班が庁舎の点検を行う。
- ④ 物資管理班は、危険箇所について立入禁止等の緊急の保安措置を講ずるとともに、市内の建設業者等の協力を得て、応急復旧を行うものとする。電気・ガス・通信等が被災した場合は、それぞれの関係機関と連絡を取り、応急復旧を行うものとする。

(2) 応急復旧が困難な場合の措置

- ① 被災の程度が大きく、応急復旧では対応できない場合は、本部長は本部員会議を開催し、代替施設及び仮庁舎の建設を決定する。
- ② 災害発生直後から仮庁舎が建設されるまでの間は、代替施設において災害応急対策及び日常の業務を遂行する。

- ③ 庁舎の再建までの間は、業務を仮庁舎で行うものとし、早期に仮庁舎の建設に取り組むものとする。仮庁舎完成後は代替施設から仮庁舎に移転する。

2 地区防災拠点の応急措置

地区防災拠点となる生涯学習センターについては、災害応急対策の拠点となり、市民との窓口になることから、施設の応急復旧及び確保を行う。

(1) 被災直後の点検と応急復旧

- ① 施設が被災した場合は、連絡調整部地区担当班が施設・設備の点検を行い、被災状況を総合対策部情報収集班及び教育部生涯学習班に報告する。
- ② 地区担当班は、危険箇所について立入禁止等の緊急の保安措置をとる。
- ③ 教育部生涯学習班は、市内の建設業者等の協力を得て、応急復旧を行うものとする。電気・ガス・通信等が被災した場合は、それぞれの関係機関と連絡を取り、応急復旧を行うものとする。

(2) 応急復旧が困難な場合の措置

- ① 被災の程度が大きく、応急復旧では対応できない場合で、地区防災拠点としての必要性が高い場合(生涯学習センターの管轄地域の被災状況が大きく、地区レベルでの対応が必要な場合など)は、本部長は、本部員会議を開催し、代替施設を決定する。
- ② 生涯学習センターが再建されるまでの間は、代替施設において業務を遂行するものとする。

3 市営住宅の応急措置

市営住宅が被災した場合は、直ちにその応急措置をとるものとする。

(1) 被災直後の点検と応急復旧

- ① 市営住宅が被災した場合は、建設部都市計画班が施設・設備の点検を行い、被災状況を総合対策部情報収集班に報告する。
- ② 建設部都市計画班は、危険箇所等について住民に立入禁止等の緊急措置を徹底するとともに、市内の建設業者等の協力を得て、応急復旧を行うものとする。電気・ガス・通信等が被災した場合は、それぞれの関係機関と連絡をとり、応急復旧を行うものとする。

(2) 応急復旧が困難な場合の措置

応急復旧が困難な場合は、建設部都市計画班は、直ちに仮設住宅の建設(第 13

章第2節 参照)に取り組み、住民を仮設住宅に収容するものとする。

第2 その他の施設の応急措置

1 被災直後の点検と応急復旧

- (1) 施設を所管する各部各班は、被災直後、直ちに所管施設の被災状況を調査・点検し、総合対策部情報収集班に報告する。
- (2) 施設を所管する各部各班は、被災施設について以下の措置を講ずる。
 - ① 危険箇所があれば緊急に保安措置を講じる。
 - ② 機能確保のため、必要限度内の復旧措置を講じる。
 - ③ 電気・ガス・通信等の応急措置及び補修が必要な場合は、関係機関と連絡を取り、実施する。

2 応急復旧が困難な場合の措置

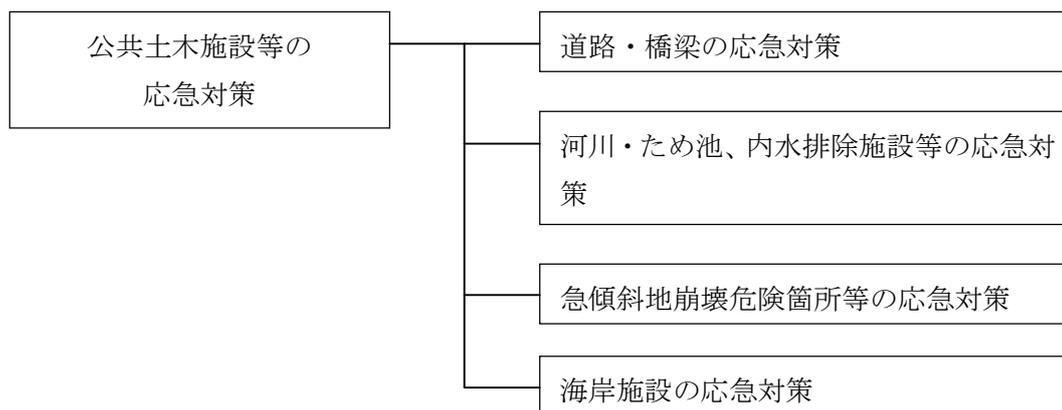
建物等の被害が大きく、応急復旧では対応できない場合は、各施設は本格復旧で対応するものとし、本部長は、本部員会議を開催し、代替施設の必要性等を検討、決定する。

- (1) 施設を所管する各部各班は、二次災害の防止のため、施設の立入禁止等の措置をとるとともに、市内の建設業者等の協力を得て、施設の撤去等を行う。
- (2) 本部員会議において防災関連業務に必要な建物で、機能確保のため必要があると決定された場合は、各部各班は、代替施設を確保する。

第2節 公共土木施設等の応急対策

市は、県と連携し、道路・橋梁、河川等の被害状況を把握し、二次災害を防止するため、必要に応じて応急措置を講じる。

【応急活動の体系】



第1 道路・橋梁の応急対策

1 応急措置

建設部土木班は、市の管理する道路について、災害発生後直ちに調査・点検を行い、被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置や迂回路の選定など、通行者の安全対策を行う(通行規制等の詳細は、「第9章 緊急輸送対策」を参照)。また、被災状況等について県に報告し、必要な対策を講じるものとする。

県及び国の管理する道路・橋梁については、それぞれの管理者が行うものであるが、市への要請がある場合は建設部土木班が協力して調査・点検を行い、被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置や迂回路の選定など、通行者の安全対策を行う。

2 応急復旧

応急復旧作業は、緊急輸送路の障害物除去を最優先に行うこととし、土木建設業者に委託して行う。

その後、逐次、道路の被災箇所で放置すると二次被害の生じるおそれがある箇所の応急復旧や、一般道路の障害物除去作業及び障害物の搬出を行うものとする。

第2 河川、ため池、内水排除施設等の応急対策

1 応急措置

河川、ため池、内水排除施設については、建設部土木班及び経済部農林対策班は、水防活動と平行して管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については直ちに県に報告するとともに、必要な措置をとる。

内水氾濫等が生じている場合は、移動式排水ポンプにより排水を確保するとともに、内水排除施設の応急復旧を緊急に行うものとする。

2 施設の応急復旧

河川施設及び内水排除施設の応急復旧については、建設部土木班は県の指導のもとに実施する。

ため池の応急復旧については、経済部農林対策班は、ため池所有者と協議の上、県の指導のもとに実施する。

第3 急傾斜地崩壊危険箇所等の応急対策

建設部土木班は、県と連携して、急傾斜地崩壊危険箇所等の状況を把握し、必要に応じて、応急復旧等を行うとともに、市民の避難準備・勧告・指示及び誘導、警戒区域の設定等を行う。

第4 海岸施設の応急対策

高潮、津波等により海岸施設が被災した場合は、特に緊急を要する応急措置を実施するほか、早急に復旧措置をとるものとする。

第3節 文化財施設の応急対策

教育部文化財班は、災害発生後、直ちに市内の文化財保護条例等で指定されている文化財の被害について調査し、判明した状況から文化財の所有者及び管理者に対し必要な指示を行い、被害の拡大防止、保護、応急復旧に努める。

資料3-7-1 文化財一覧表

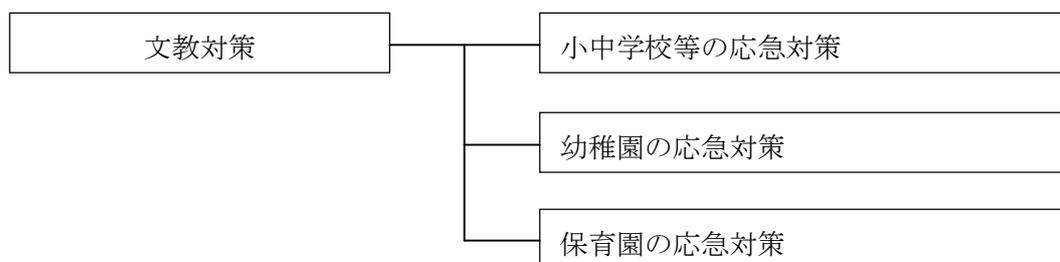
第17章 文教対策

災害時における園児・児童・生徒の安全確保を図るとともに、文教施設の被害や教材消失等によって、通常の教育を受けることが困難な場合において、学校教育活動の円滑な実施を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

【実施担当部署】

主 管	教育部教育総務班	学校教育施設の被害調査及び応急復旧
	教育部学校教育班	小中学校及び幼稚園の教育対策等
	健康福祉部社会福祉班	保育園の応急対策の実施

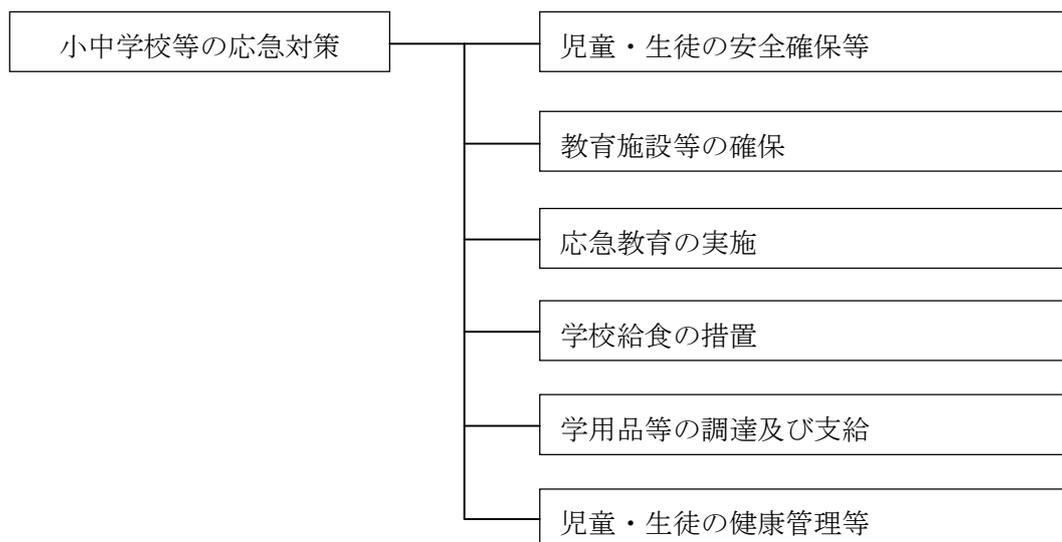
【応急活動の体系】



第1節 小中学校等の応急対策

市は、学校教育等を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。

【応急対策の体系】



第1 児童・生徒の安全確保等

1 児童・生徒に対する措置

(1) 小中学校長は、災害が発生した場合、又は気象予警報等により災害の発生のおそれがある場合は、県教育委員会及び教育部の指示に従い、早急に児童・生徒を帰宅させることとする。その際は危険防止等についての注意事項を十分徹底させるとともに、必要に応じて教師が地区別に付き添うものとする。ただし、保護者不在の者又は住居地域に危険のおそれのある者は、学校において保護する。

なお、市内で震度5弱以上の揺れが観測され、津波の危険がある場合は、予め定めているルールに基づき、児童・生徒の保護者への引き渡しや、速やかに「避難場所」などの安全な場所への避難誘導を行う。

(2) 登校前に休校措置を決定したときは、直ちにその旨を保護者、児童・生徒に周知するものとし、総合対策部広報記録班を通じて、防災行政無線等による広報を行う。

(3) 修学旅行等の学校行事については、安全の見通しがつくまで見合わせる。

(4) 災害にあたり校長が臨時休校等の措置をとった場合は、直ちに教育部学校教育班に報告する。

- (5) 児童・生徒に対する措置を行った場合は、その旨、教育部学校教育班に報告する。

2 教職員の対応、指導基準等

- (1) 災害発生の場合、生徒等を教室等、教職員の目の届く範囲に集める。
- (2) 生徒等の退避・誘導にあたっては、氏名・人員等の把握、異常の有無等を確認し、的確に指示する。
- (3) 学級担任等は、学級名簿等を携行し、学校長及び災害対策本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。
- (4) 障害児に対しては、あらかじめ介助体制等の組織をつくるなど十分配慮する。
- (5) 生徒等の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた引き渡しの方法で確実に行う。
- (6) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で、帰宅できない生徒等については氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。
- (7) 生徒等の安全を確保した後、学校長及び災害対策本部の指示により防災活動にあたる。

3 避難施設として利用される場合の措置

- (1) 避難施設開設の優先順位
避難施設として開設される順位は、小学校が第1順位、中学校が第2順位となっており、市及び教育委員会は学校管理者に徹底させるものとする。
- (2) 学校管理者の措置
小中学校長は、教育部教育総務班から、学校施設を避難施設として利用する旨の連絡があった場合は、体育館等、あらかじめ定めてある避難収容施設について、避難施設として利用できるよう準備を行う。
避難施設が設置された以降は、避難施設運営についての学校側の担当職員を定め、教育部教育総務班、地区担当班と一体となって避難施設の運営にあたっていくものとする。

4 被害状況等の把握

小中学校長は、学校施設が被災した場合は、直ちに児童・生徒を避難させる措置を指示するとともに、被害状況等を的確に把握し、以下の項目について教育部学校教育班に報告する。

教育部学校教育班は、教育部総務班に報告し、教育部教育総務班は、各学校の情報をとりまとめ、総合対策部情報収集班に報告する。

- (1) 児童・生徒、職員等の被災状況
- (2) 校舎、グラウンド等の学校施設の被害状況
- (3) 設備・備品等の被災状況
- (4) 避難施設としての利用の可否
- (5) その他必要な事項

第2 教育施設等の確保

教育部教育総務班は、学校施設が被災した場合は、速やかに平常の教育活動が実施できるよう、施設設備の応急復旧及び代替校舎の確保など必要な措置をとる。

- (1) 教育部教育総務班は、施設が被災した場合に備えて、あらかじめ、代替施設となるべき施設の確保と、2部授業の方法等について計画を作成しておくものとする。
- (2) 小中学校長及び教育部学校教育班は、施設の一部が被災し、授業又は施設利用に支障がある場合は、平常時における空教室の利用又は2部授業を行い対応する。
- (3) 教育部教育総務班は、被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧が完了するまで管理監督するとともに、応急仮設校舎等を建設、又は以下の措置をとる。
 - ① 隣接校等との協議及び調整を行い教室を確保する。
 - ② 学校施設以外の教育施設及び公共建築物のほか、協力の得られる適当な民間施設を教室に利用する。

第3 応急教育の実施

小中学校長及び教育部学校教育班は、災害によって施設が損傷、若しくは避難施設として使用され、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教員・児童・生徒及びその家族の被災程度、避難者の収容状況、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して、教育部教育総務班、県教育委員会と連絡調整のうえ、必要な措置を講じ、応急教育を実施する。

第4 学校給食の措置

1 学校給食施設の点検と応急復旧

- (1) 小中学校長は、学校施設が被災した場合、直ちに教育部学校教育班を通じ教育総務班に連絡し、総務班は、直ちに学校給食施設の被災状況を点検し、施設の安全性と衛生上の安全確認を行う。
- (2) 報告を受けた教育総務班は、必要に応じ、市内の建設業者等の協力を得て、施設の応急復旧を行う。
- (3) 厨房施設・設備、食器等の衛生上の問題がある場合は、学校教育班は施設・整備、食器等の洗浄を行うとともに、相双保健所に衛生上の安全性の確認を求める。
- (4) 施設の安全性と衛生上の問題が解消するまでは、学校給食は中断するものとする。

2 学校給食の再開

教育部学校教育班は、施設の安全性が確保され、かつ衛生上の問題が解消された場合は、学校再開にあわせ速やかに学校給食が実施できるよう措置を講じる。ただし、被災状況等によって完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。

教育部学校教育班は、災害対策本部が設置されている期間における食材の確保が困難な場合は、市民生活部市民班に食材の確保を要請する。

第5 学用品等の調達及び支給

教育部学校教育班は、被害の実情に応じ、学用品等の支給を行う。

1 被害調査

災害にあたり校長は、被災児童、生徒の教科書、学用品の被害調査を行う。なお、教科書については学年別、学科別、発行所別に調査集計を行うものとする。

2 調達方法

学用品等の調達は原則として県が行う。教育部学校教育班は、調査集計に基づき、県に報告する。

3 支給方法

- (1) 教育部学校教育班は、被害調査に基づき、各児童・生徒に配分する。
- (2) 教材、学用品を給与する対象者、品目、期間及び費用の限度額については、災害救助法に定められた基準に準じて行う。

4 支給品目

- (1) 教科書
 - ・教科書、準教科書、副読本等
- (2) 文房具
 - ・ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、絵筆、画用紙、下敷き、定規等
- (3) 通学用品
 - ・カバン、傘、運動靴、長靴等
- (4) その他本部長が必要と認めるもの

5 災害救助法が適用された場合の実施基準

災害救助法が適用された場合は、学用品の給与は本部長が実施する。

実施基準については【福島県災害救助法施行細則による】

6 県への報告及び帳簿類の整備

教育部学校教育班は、学用品の給与状況について、以下の帳簿類を整理し、総合対策部情報収集班に報告する。情報収集班より情報提供を受けた連絡調整部連絡調整班は、県に報告するものとする。

- (1) 災害使用教科書等調(様式6-14-1)
- (2) 学用品購入(配分)計画表(様式6-14-2)
- (3) 教科書購入(配分)計画表(様式6-14-3)
- (4) 学用品受払簿(様式6-14-4)
- (5) 学用品の給与状況(様式6-14-5)
- (6) 学用品の購入代金支払証拠書類

第6 児童・生徒の健康管理等

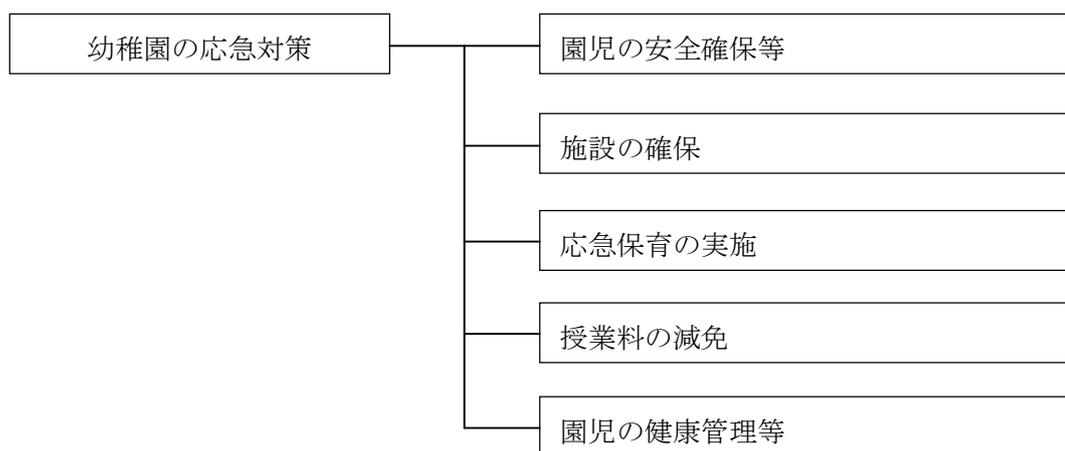
教育部学校教育班は、被災した児童・生徒の身体と心の健康管理を図るため、保健(福祉)センター、県教育委員会等と連携して健康相談、カウンセリング及び電話相談を実施する。

特に、大規模災害によって不安定になりがちな児童及び生徒に対しては、カウンセラーを学校に派遣し、心のケアを行う。

第2節 幼稚園の応急対策

市は、災害時における幼稚園の園児の保護について、幼稚園長、保護者等と一体となって推進する。

【応急対策の体系】



第1 園児の安全確保等

1 園児に対する措置

- (1) 園長は、市内で震度5弱以上の揺れが観測された場合、津波の危険がある場合は、指示を待たずに園児を速やかに「避難場所」などの安全な場所に避難誘導する。
その他の場合において、災害が発生した場合又は気象予警報等により災害の発生のおそれがある場合は、県教育委員会及び教育部教育総務班の指示に従い、早急に園児を帰宅させるものとし、次の方法により帰宅を実施する。
 - ① 保護者に連絡し、保護者が迎えにきたものから順次帰宅させる。
 - ② 必要に応じて、教師が地区別に付き添い、集団で帰宅させる。
 - ③ 保護者不在の者又は住居地域に危険のおそれのある園児は、幼稚園において保護する。
- (2) 登園前に休園措置を決定したときは、直ちにその旨を保護者に周知するものとし、総合対策部広報記録班を通じて、防災行政無線等による広報を行う。
- (3) 災害にあたり園長が臨時休園等の措置を執った場合は、直ちに教育部学校教育班に報告する。
- (4) 園児に対する措置を行った場合は、その旨、教育部学校教育班に報告する。

2 避難施設としての利用される場合の措置

(1) 避難施設開設の優先順位

幼稚園の避難施設として開設される順位は、小学校、中学校に次いで第3順位となっており、市及び教育委員会は園長に徹底させるものとする。

(2) 園長の措置

園長は、教育部教育総務班から、幼稚園施設を避難施設として利用する旨の連絡があった場合は、体育館等、あらかじめ定めてある避難収容施設について、避難施設として利用できるよう準備を行う。

避難施設が設置された以降は、避難施設運営についての幼稚園側の担当職員を定め、教育部総務班、地区担当班と一体となって避難施設の運営にあたっていくものとする。

3 被害状況等の把握

園長は、幼稚園施設が被災した場合は、直ちに園児を避難させる措置を指示するとともに、被害状況等を的確に把握し、教育部教育総務班に報告する。

(1) 園児、職員等の被災状況

(2) 校舎、グラウンド等の幼稚園施設の被害状況

(3) 設備・備品等の被災状況

(4) 避難施設としての利用の可否

(5) その他必要な事項

第2 施設の確保

(1) 教育部教育総務班は、施設が被災した場合に備えて、あらかじめ、代替施設となるべき施設の確保について計画を作成しておくものとする。

(2) 園長は、施設が被災した場合、施設及び備品等の被害を最小限にするため、倒壊、火災及び盗難予防に注意し、停電、断水等あらかじめ予想される事故に対する措置を講じる。

(3) 教育部教育総務班は、災害により被害を受けた施設については、速やかに応急復旧を行い、早急に平常どおり保育・教育できるよう処置を講じるものとする。

第3 応急保育の実施

園長及び教育部学校教育班は、施設の被災又は園児のり災により、通常保育が不可

能な場合は、隣接施設との合同保育、あるいは混合保育等の確保に努めるものとする。

第4 授業料の減免

被災によって授業料の減免等が必要と認める者については、関係条例及び規則の定めるところにより、授業料の全部又は一部を免除する等の特別措置を講ずる。

第5 園児の健康管理等

教育部学校教育班は、被災した園児の身体と心の健康管理を図るため、健康福祉部高齢福祉班、県教育委員会等と連携して健康相談、カウンセリング及び電話相談を実施する。

第3節 保育園の応急対策

保育園の応急対策については、幼稚園の応急対策に準じて行うものとし、健康福祉部社会福祉班が担当する。

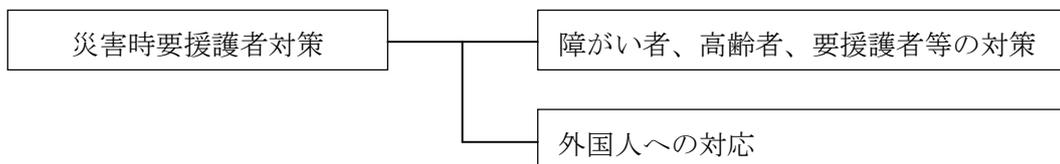
第18章 災害時要援護者対策

市は、被災した災害時要援護者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した支援活動に努める。

【実施担当部署】

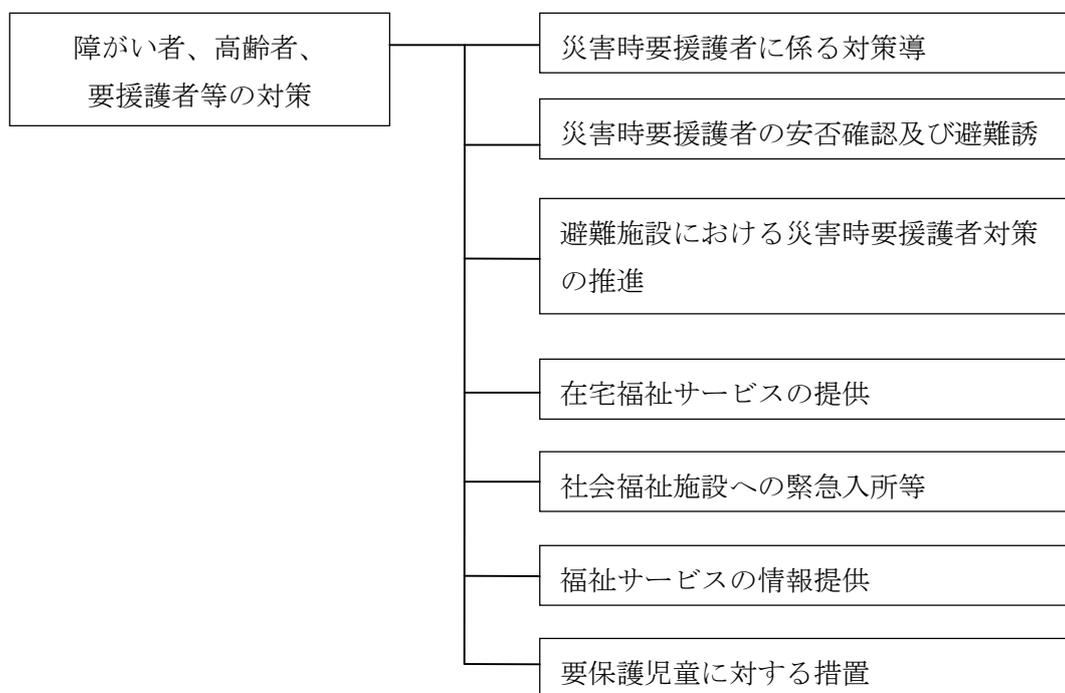
主 管	健康福祉部社会福祉班	災害時要援護者に対する支援・保護等
	健康福祉部高齢福祉班	
	健康福祉部社会福祉班	幼児、児童・生徒の保護、健康管理等
	連絡調整部連絡調整班	外国人に対する支援、保護等

【応急活動の体系】



第1節 障がい者、高齢者、要援護者等の対策

【応急対策の体系】



第1 災害時要援護者に係る対策

非常災害の発生に際しては、平常時より在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たな災害時要援護者となる者が発生することから、これら災害時要援護者に対し、災害発生後の時間経過の各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供を行っていく必要がある。

このため、市は、以下の点に留意し、民生・児童委員の協力を得ながら、災害時要援護者対策を実施する。

- 1 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成25年8月)に基づく、避難行動要支援者名簿、または在宅保健福祉サービス利用者、一人暮らし老人、障がい者、難病患者等の名簿を利用する等により、災害時要援護者の所在の把握に努める。
- 2 要援護者を発見した場合には、当該災害時要援護者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとるものとする。
 - (1) 避難所及び福祉避難所へ移動すること。
 - (2) 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
 - (3) 居宅における生活が可能の場合にあっては、在宅保健福祉ニーズの把握に努

- めること。
- 3 災害時要援護者に対する保健福祉サービスの提供を、遅くとも発災1週間後を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2日目から3日目までに、すべての避難所を対象として、災害時要援護者の把握調査を開始すること。
 - 4 災害時要援護者のうち避難所等への移動が困難であり、自宅待機をせざるを得ない場合においては、食料や物資等の供給についての支援体制を構築するものとする。

第2 災害時要援護者の安否確認及び避難誘導

1 災害時要援護者の安否確認及び被災状況の把握

(1) 災害時要援護者の安否確認

健康福祉部社会福祉班と高齢福祉班は、民生委員・児童委員、市民、市社会福祉協議会、一般ボランティア等の協力を得ながら、事前登録制度に基づく在宅要援護高齢者、障がい者等災害時要援護者の安否確認を行うとともに、被災状況の把握に努める。また、保育園児の安否確認を行う。

(2) 市民相互扶助による安否確認

平常時から介護を必要とする災害時要援護者の介護を行っている家庭、ボランティア団体、地域社会は、災害発生直後において、相互扶助による安否確認等の介護活動を行うものとする。

2 災害時要援護者の避難誘導

(1) 援護を必要とするや高齢者や障がい者等の災害時要援護者に対して、居宅から避難場所、避難施設への避難は、消防部及び自主防災組織等が援護を行うものとする。

(2) 避難施設での避難生活が困難な災害時要援護者については、健康福祉部社会福祉班と高齢福祉班は、災害時要援護者用の避難施設を開設し、避難誘導を行うものとする。

なお、災害時要援護者の避難支援体制について早急に支援計画を策定し体制整備の強化を行う。

3 要保護児童の把握

健康福祉部社会福祉班は、被災による孤児、遺児等の要保護児童の把握に努めるものとする。

(1) 避難所の責任者及び地区担当班を通じ、避難施設における要保護児童(保護者が死亡した者または保護者が疾患により保護が必要な者)の把握に努める。

- (2) 住民基本台帳により死亡者の確認を行い、市民等の協力を得て、孤児、遺児を速やかに発見し、保護するものとする。
- (3) 市及び県は、要保護児童の実態を把握し、その情報を親族に提供する。

第3 避難施設における災害時要援護者対策の推進

1 要援護者の把握

(1) 一次調査

避難施設を管理する健康福祉部社会福祉班、高齢福祉班、地区担当班は、避難施設を開設した場合、自主防災組織や一般ボランティア等の協力を得て、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査(一次調査)を行う。

(2) 二次調査

健康福祉部社会福祉班、高齢福祉班は、避難生活が長期化する場合、避難施設において避難者名簿(一次調査)に基づき、災害時要援護者の所在、被災状況、介護の必要性を調査・確認する。

2 災害時要援護者に配慮した施設・整備の充実

健康福祉部社会福祉班、高齢福祉班は、建設部の協力を得て、避難施設において避難する災害時要援護者のために、移動の円滑化、障がい者用仮設トイレの設置等、災害時要援護者のための設備の充実を図る。また、避難空間については、トイレ等の利用のしやすさ、騒音・出入り口の配慮などを優先的に行うとともに、介護器具及び盲導犬利用者等への配慮を行う。

3 災害時要援護者用の生活必需品、食糧等の提供

健康福祉部社会福祉班、高齢福祉班は、災害時要援護者の態様別人数に基づき、それぞれに必要な生活必需品、食糧等の数量を把握し、市民生活部市民班に、その調達を要請する。

市民生活部市民班は、災害時要援護者用の生活必需品、食糧等の調達を一般の調達に優先して行うものとする。

4 介護サービスの実施

健康福祉部社会福祉班、高齢福祉班は、災害時要援護者に必要なケアサービスを確認するとともに、避難施設及び災害時要援護者用避難施設においてボランティア団体

等と協力して必要なケアサービスを実施する。

5 避難施設での情報提供

総合対策部広報記録班は、避難施設での情報提供について、掲示板、放送、広報紙、パソコン、ファクシミリ等を活用するなど災害時要援護者に配慮した対策を実施する。

第4 在宅福祉サービスの提供

- (1) 健康福祉部社会福祉班、高齢福祉班は、被災した要援護高齢者、障がい者等に対し、居宅、避難施設、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。
- (2) 健康福祉部社会福祉班、高齢福祉班は、デイサービスセンター等の社会福祉施設の早期再開に努め、高齢者や障がい者等に対する福祉サービスの継続的な提供に努める。
- (3) 健康福祉部社会福祉班、高齢福祉班は、被災した園児・児童やその家族の心的外傷後ストレス障害等に対応するため、相双保健福祉事務所と協力して心のケア対策に努める。
- (4) 健康福祉部社会福祉班、高齢福祉班は、各保健センター、福祉センターと連携し、経過観察中の在宅療養者や災害時要援護者の栄養状態の把握に努め、適切な指導を行う。

第5 社会福祉施設への緊急入所等

健康福祉部社会福祉班、高齢福祉班は、県と連携し、被災した社会福祉施設入所者が安心して生活を送れるよう必要な支援を行うとともに、居宅、避難施設等では生活できない要援護高齢者、障がい者については、本人の意思を尊重したうえで他の社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

第6 福祉サービスの情報提供

健康福祉部社会福祉班、高齢福祉班は、関係団体や一般ボランティア等の協力を得て、要援護高齢者、障がい者等に対する居宅及び避難施設、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

第7 児童に係る対策

1 要保護児童に対する措置

- (1) 健康福祉部社会福祉班、高齢福祉班は、孤児、遺児等保護を必要とする児童を発見した場合は、親族等による受入れの可能性の検討、児童養護施設への受入れや里親等への委託等の検討を行い、適切な措置を行うものとする。
- (2) 孤児、遺児については、県における母子福祉資金の貸し付け、社会保険事務所における遺族年金の早期支給を行うなど、社会生活を営むうえでの経済的な支援を行うものとする。

2 児童の保護等のための情報伝達

市は、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

第2節 外国人への対応

連絡調整部連絡調整班は、被災外国人に対し、広報車や防災行政無線を活用して、母国語等による情報提供を行うものとし、通訳等のボランティアの協力を得るほか、あらかじめ災害時の生活支援サービス等について記載されたパンフレット等の作成に努め、配布するものとする。

また、市及び県は、テレビ、ラジオ、インターネット通信等で外国語による的確な情報を提供するものとする。さらには、語学ボランティアの協力を得て、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じるものとする。

第19章 自発的支援の受入れ

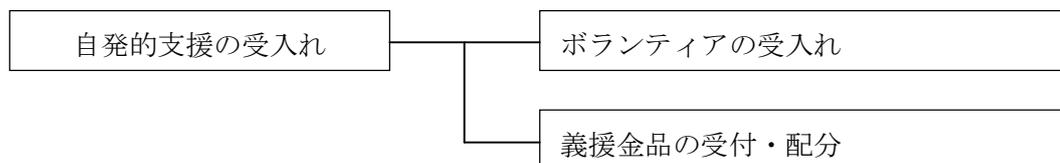
大規模な災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するには、市や防災関係機関だけの活動では十分に対応できないことが予想されるため、ボランティアの協力を得ながら、効率的な災害応急活動を行えるようボランティアの有効な活用を図るものとする。

また、義援金品の受入れについては、その円滑な対応ができるように、あらかじめ、受入れ方法等を定める。

【実施担当部署】

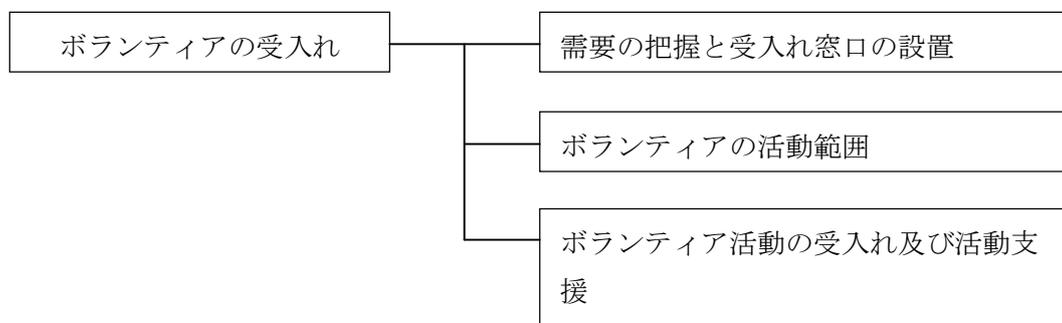
主 管	健康福祉部社会福祉班	ボランティアの受入れ等
	総合対策部物資管理班	義援金品の受入れ及び配分
関係部 機 関	市社会福祉協議会	ボランティアの受入れ等

【応急活動の体系】



第1節 ボランティアの受入れ

【応急活動の体系】



第1 需要の把握と受入れ窓口の設置

1 ボランティアの需要の把握

(1) 各部各班は、応急対策を進めるうえでボランティアを必要とする場合は、健康福祉部社会福祉班に以下の事項を明らかにしてボランティアの派遣を要請する。なお、ボランティア活動の範囲は「第2 ボランティア活動の範囲」に示すとおりである。

- ① 支援を必要とする応急復旧活動の内容
- ② 支援を要請する人数
- ③ 支援を必要とする期間
- ④ 応急復旧活動を行う場所
- ⑤ その他必要な事項

(2) 健康福祉部社会福祉班は、各部各班からの要請に基づき、復興企画部災害総括班と協議し、ボランティアの受入れについて検討し、ボランティアを受入れると決定した場合は、必要となるボランティア需要の確認と、確保の目標を定める。

2 受入れ窓口の設置

健康福祉部社会福祉班は、ボランティアの受入れを決定した場合は、市社会福祉協議会と協力して、ボランティアの受入れ窓口を設置し、ボランティア団体及び個人の支援の申し入れを受け付ける。

3 ボランティア活動の要請

(1) 自発的なボランティアの申し入れでは、必要なボランティア需要に満たない場

合は、健康福祉部社会福祉班は、市民及び市民団体に広報によりボランティア活動への参加を呼びかける。

広報は、広報紙等で行うほか、報道機関に対しても報道を要請する。

- (2) 健康福祉部社会福祉班は、自発的なボランティアの申し入れだけではボランティアが不足し、なお確保を図る必要があると判断した場合は、連絡調整部連絡調整班を通じて、県、日本赤十字社福島県支部、福島県社会福祉協議会等にボランティアの派遣を要請する。

第2 ボランティアの活動範囲

1 一般のボランティアの活動範囲

災害時において、一般の市民・市民団体あるいは他市町村の住民・住民団体等が自発的にボランティア活動を申し入れた場合は、概ね次のような業務に従事してもらうものとする。

- (1) 市が行う救助・救護活動の協力
- (2) 避難者の誘導、避難施設生活の世話及び運営の協力
- (3) 飲料水、食糧、生活必需品等の配給・分配の協力
- (4) 炊出しの協力
- (5) 被害状況調査等の協力
- (6) その他、軽微な応急復旧活動の協力

2 専門的なボランティアの活動範囲

以下の専門的な技術を有するボランティアについては、それぞれの専門的な分野で協力を要請する。

- (1) ボランティアコーディネーター
- (2) アマチュア無線技師
- (3) 通訳(外国語、手話)
- (4) 特殊車両等の操縦、運転の資格者
- (5) 応急危険度判定士、建築士等
- (6) 医師、看護師等医療関連の資格所有者
- (7) 介護福祉士、社会福祉士等の福祉関連の資格所有者

第3 ボランティアの受入れ及び活動支援

1 一般のボランティアの受入れ

- (1) 健康福祉部社会福祉班は、個人のボランティアについては、極力、ボランティアコーディネーターをリーダーとするグループを編成するものとする。ボランティアコーディネーターが不足する場合においてもグループを編成し、各部各班に派遣する。
- (2) ボランティア活動を受入れる各部各班は、以下の事項に留意するものとする。
 - ① ボランティア団体等の団体を受入れる場合は、各団体が自主的に支援活動を行えるように、業務を提供するものとする。
 - ② 個人のグループについては、それぞれのグループが自主的に活動できるまでの間は、指導・助言を行う職員を配置する。
 - ③ ボランティアの活動範囲は、危険性の少ない作業等とする。

2 専門的なボランティアの受入れ

専門的なボランティアについては、専門的なボランティアを必要とする各部各班において対応するものとする。

3 活動拠点等の提供

- (1) 健康福祉部社会福祉班は、災害時において、必要に応じてボランティア活動の拠点となる施設の提供を行うものとする。
- (2) 施設を提供した場合は、通信設備、パソコン、コピー等の必要な機器及び事務用品等を併せて提供するものとする。

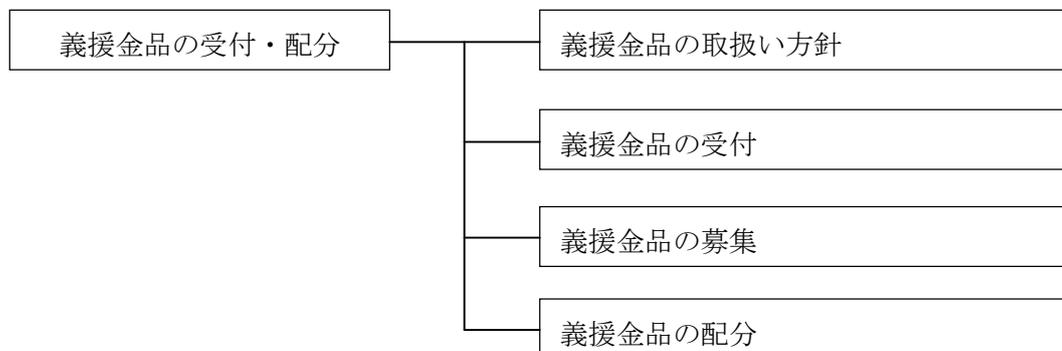
4 ボランティア保険への加入促進

健康福祉部社会福祉班は、ボランティア団体等に対してボランティア保険の加入を呼びかけるとともに、個人ボランティアに対してもボランティア保険の加入を積極的に呼びかけるものとする。

保険料についてはその助成を検討する。

第2節 義援金品の受付・配分

【応急活動の体系】



第1 義援金品の取扱い方針

- (1) 義援金品のうち、義援物資については、行政、企業等の団体からのみ受け付けるものとし、個人からは義援金のみとし、義援物資は原則として受け付けない。この理由は、東日本大震災や阪神淡路大震災において、個人からの義援物資が少量多品目にわたり、開梱、仕分け、配分の作業が対応困難であったことによる。
- (2) 上記の取扱い方針については、ホームページや報道機関等を通じて災害発生直後から積極的に広報し、市内外の住民に周知を図るものとする。

第2 義援金品の受付

総合対策部物資管理班は、義援金品受付窓口を設け、義援金品を直接手渡される場合に対応する。また、電話等により義援金品の支援の申し出があった場合は、預金口座、又は配送場所を伝えるものとする。

1 義援金の受付

義援金は、会計管理者名義の預金口座を設け預け入れるとともに、寄託者に対し領収書を交付する。直接口座に振り込まれた場合は郵送により領収書の交付を行う。

2 義援物資の受付

義援物資は、窓口で受け取った場合は、寄託者に受領書を発行する。郵送・配送等の場合は、原町区小川町体育館や鹿島区生涯学習センターへ郵送・配送するように依頼し、寄託者には郵送により受領証を発行する。

第3 義援金品の募集

災害の状況によっては、義援金品の募集を行うものとし、連絡調整部連絡調整班は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に協力を要請する。また、ポスター、広報紙等により、一般市民に呼びかけるものとする。

この場合、個人からの義援物資は受け付けないことを明確にするるとともに、団体等への義援物資の募集にあたっては、必要な物資を明らかにし、次の事項に留意するよう依頼する。

- (1) 梱包状態で内容がわかるよう、品目・種類、数量等を示した表を貼付すること。
- (2) 食糧品等については、長期保存に耐えるものであること。

第4 義援金品の配分

1 義援金の配分

義援金の配分については、本部長を座長とする義援金配分委員会を設置し、被災地区、被災人員数及び世帯数、被災状況等を勘案して、配分額を決定し配分するものとする。

義援金配分委員会の構成員は、本部長が指名するものとする。

2 義援物資の配分

義援物資の配分は、必要に応じ総合対策部物資管理班が行うものとする。

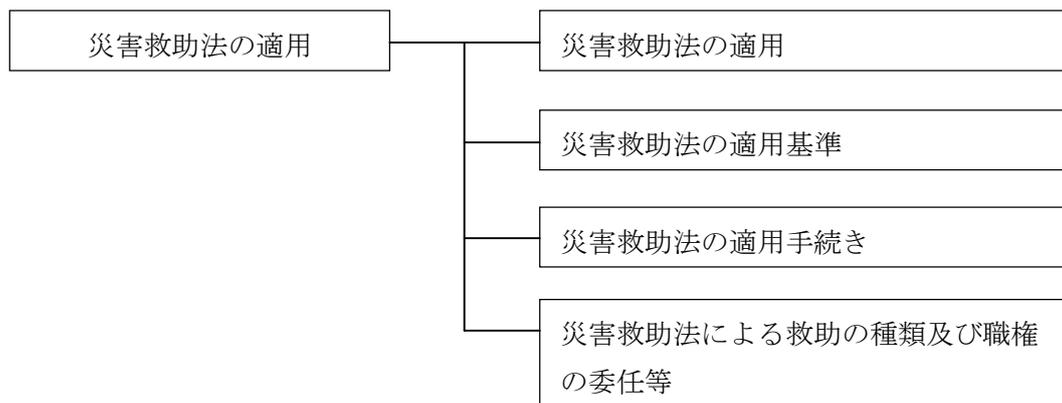
第20章 災害救助法の適用

災害により、被害の程度が一定の基準を越える場合は、法に基づき県は国の法定受託事務としての災害救助事務を実施するが、災害救助法の適用を知事に申請し決定を求める。これにより、被災者の生命、生活の保護と社会秩序の迅速な安定を図るための対策の実施に伴う財政的、制度的根拠が担保される。

【実施担当部署】

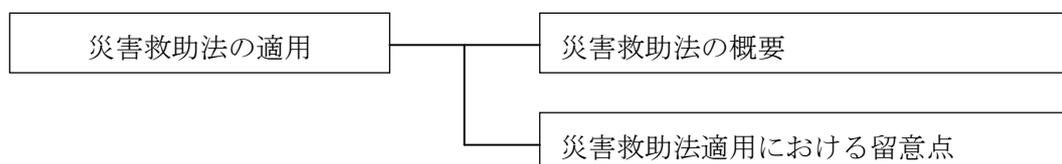
主 管	連絡調整部連絡調整班	市長の命令により各種手続きを行うこと
関係部	各部各班	市長の命令により各種手続きを行うこと

【応急活動の体系】



第 1 節 災害救助法の適用

【応急活動の体系】



第 1 災害救助法の概要

- (1) 本法による救助は、一時的な応急救助であり、災害復旧対策、生活困窮者に対する生活保護法による保護とは性格を異にする。
- (2) 本法による救助は、個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全が救助の二大目的であり、本法の適用は、災害の規模が個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序に影響を与える程度のものであるときに実施される。
- (3) 本法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、県において国の法定受託事務として災害救助法に関する事務を行う。
- (4) 救助を迅速に行うため、必要と認めるときは、知事はその権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うことができる。(法第 30 条第 1 項)
実施基準については福島県災害救助法施行細則による。
- (5) 災害救助の実施機関である知事に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助事務が遂行できるよう、次のような広範囲な強制権が与えられている。(法第 24 条～28 条)
 - ① 一定の業種の者を救助に関する業務に従事させる権限
 - ② 被災者その他近隣の者を救助に関する業務に協力させる権限
 - ③ 特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収容する権限なお、①又は②の命令により、救助業務に従事し、又は協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、災害救助法第 29 条の規定に基づき、扶助金が支給される。
また、③の保管命令等により通常生ずべき損失は、同法第 26 条第 2 項の規定に基づき、補償しなければならない。

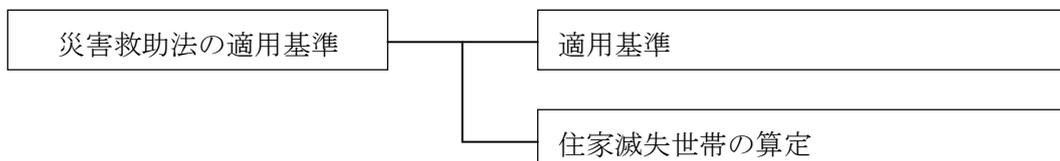
第2 災害救助法適用における留意点

- (1) 災害救助法は、住家の被害が一定の基準を超えた場合等に、知事が本部長の要請に基づき、市の区域単位で適用するものであるため、被害状況の把握については、迅速かつ的確に行わなければならない。
- (2) 被害の認定については、災害救助法適用の判断の基礎資料となるのみならず、救助の実施にあたって、その種類、程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるため、適正に行わなければならない。
- (3) 被害の認定は、専門技術的視野に立って行うものとし、第一線機関である市において、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておくことも必要である。

資料5-1 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

第2節 災害救助法の適用基準

【応急活動の体系】



第1 適用基準

災害救助法の適用は知事が行う。適用の具体的基準は、本市においては、次のとおりである。

なお、実施基準については福島県災害救助法施行細則による。

災害援助法施行令第1条第1項(人口5万人以上10万人未満)

区分	住家滅失世帯数	摘要
第1号適用	80世帯	・本市の被害世帯数が左記の世帯数に達した場合
第2号適用	40世帯	・福島県の区域内の被害世帯数が2,000世帯以上に達し、本市の区域内の被害世帯数がその人口に応じ、左記の世帯数に達した場合
第3号適用		・福島県の区域内の被害世帯数が9,000世帯以上に達し、本市の区域内の被害世帯数が多数である場合 ・災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合
第4号適用		・多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当すること。

注1) 1号とは、災害救助法施行令第1条第1項第1号の災害。

2号とは、災害救助法施行令第1条第1項第2号の災害。

注2) 被害世帯数は、全壊世帯数をいい、半壊(焼)世帯、床上浸水世帯は、それぞれ2世帯、3世帯を持って全世帯1世帯と換算する。

第2 住家滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全焼・全壊・全流失」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、以下のとおりみなし換算を行う。

【災害救助法施行令第1条第2項】

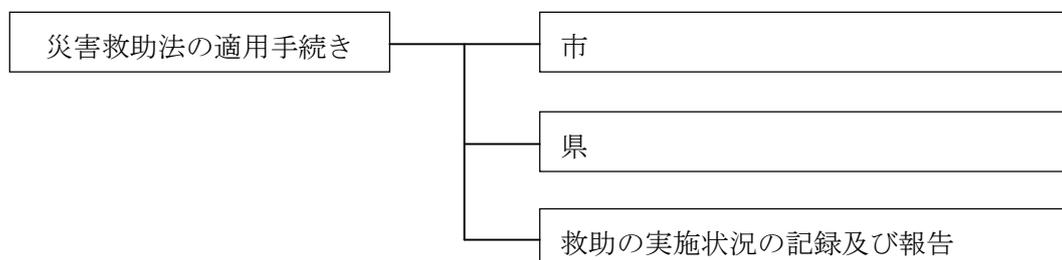
被害状況	滅失住家の換算方法
全焼・全壊・全流失の住家	左記の被災1世帯で滅失1世帯
半焼・半壊の住家	左記の被災2世帯で滅失1世帯
床上浸水・土砂のたい積等により、一時的に居住不可能となった住家	左記の被災3世帯で滅失1世帯

第3 大規模な災害おける速やかな適用

知事は、大規模な洪水、土砂災害、豪雪、地震災害等が発生した場合など、住民の避難が続き継続的に救助を必要なことが明らかな場合は、市から被害の情報が入手できなくても数値基準によらず速やかに第4号基準を適用し、救助を行う。

第3節 災害救助法の適用手続き

【応急活動の体系】



第1 市

- (1) 災害救助法による救助は、市の区域単位で実施されるものであり、本市における被害が前記第2節第1に掲げた基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、本部長は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。
- (2) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、本部長は、災害救助法施行令第8条の規定に基づき、災害救助法による救助に着手することができる。
また、本部長は、この救助に着手したときは、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

第2 県

- (1) 知事は、災害発生直後に、災害発生場所や被害状況、災害救助法適用の見込み及び救助の措置について、把握できる範囲において速やかに内閣総理大臣に情報提供するものとする。この場合の情報提供は必ず電話、FAX、電子メール等により行うものとする。
- (2) 知事は、市長からの被害情報の情報提供に基づき、災害救助法による救助が必要であると認めた場合は、速やかに市長及び県関係部局に同法に基づく救助の実施について指示するとともに、災害救助法の指定を完了した後に、被害状況や指定市町村名と適用月日時、すでにとった救助措置及び今後の救助措置見込みについて、内閣総理大臣に情報提供するものとする。この場合の情報提供は電話、FAX又は文書、電子メールにより行うものとする。
- (3) 知事は、応急救助が完了したときは、災害発生日時及び場所、確定した被害状

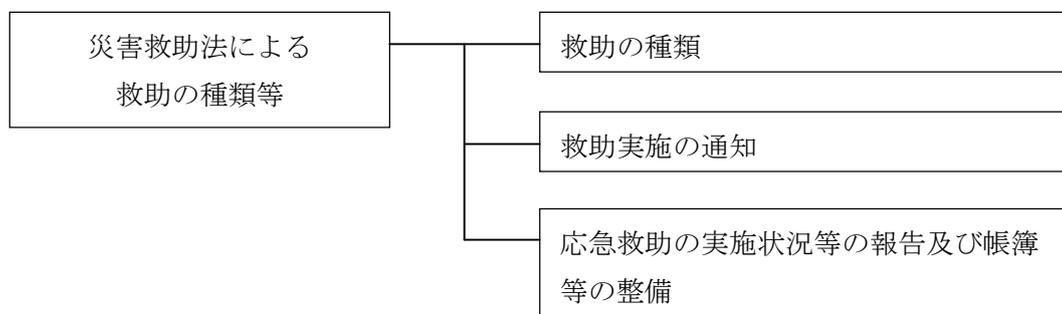
況、災害救助法適用市町村名及び適用月日時、応急救助の実施状況及び救助費概算額等を内閣総理大臣に情報提供するものとする。この場合の情報提供は、文書により行うものとする。

第3 救助の実施状況の記録及び報告

市は、災害救助法に基づく救助の実施状況を救助実施記録日計票として日ごとに整理記録するとともに、その状況を日報に取りまとめて、県に報告する。この場合、取りまとめた状況はとりあえず電話等により提供し、後日文書による情報提供を行う。

第4節 災害救助法による救助の種類等

【応急活動の体系】



第1 救助の種類

救助の種類は次に掲げるとおりであり、「救助の対象」、「費用の限度額」、「期間」等については「資料5-1 別表5-2 災害救助法による救助の程度・方法及び期間」のとおりである。

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊出しその他による食品の給与
- (4) 飲料水の供給
- (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 医療及び助産
- (7) 被災者の救出
- (8) 被災住宅の応急修理
- (9) 生業に必要な資金の給与又は貸与
- (10) 学用品の給与
- (11) 埋葬
- (12) 死体の捜索及び処理
- (13) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (14) 応急救助のための輸送
- (15) 応急救助のための賃金職員等

第2 救助実施の通知

平成11年度改正により、福島県災害救助法施行細則第17条が削除され、知事から市長への職権の移譲についてはその都度定めることとした。

- (1) 収容施設(応急仮設住宅を除く。)の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 災害にかかった者の救出
- (4) 学用品の給与

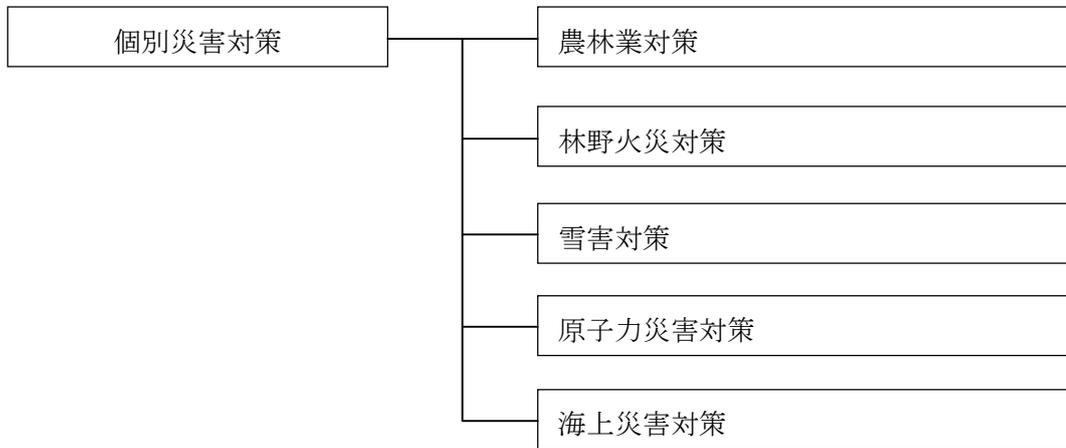
第3 応急救助の実施状況等の報告及び帳簿等の整備

災害救助法を適用し応急救助を実施した場合は、以下の帳簿類を整備するとともに、その実施状況を県に報告する。

- (1) 救助実施記録日計票(様式6-4-1)
- (2) 救助実施状況等の書類
- (3) 救助にかかる費用等の支払証拠書類、物資受払簿等

第21章 個別災害対策

【応急対策の体系】

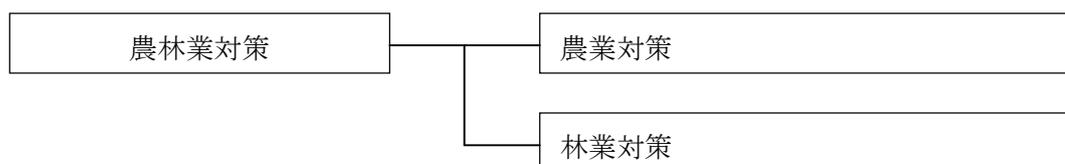


第1節 農林業対策

【実施担当班】

主管	経済部農林対策班	農林産物等の災害対策
----	----------	------------

【応急活動の体系】



第1 農業対策

1 防災対策

経済部農林対策班は、福島地方気象台、農業関係機関・団体等と密接な連携の基に、気象や農産物生育状況等に関する情報収集に努め、適切な農産物管理技術情報を農家に提供することによって、被害の未然防止を図る。

2 被害の把握

経済部農林対策班は、災害が発生した場合は被害を迅速かつ的確に把握する。

3 災害対策

(1) 被害の拡大防止及び復旧対策

経済部農林対策班は、被害が発生した場合は、県及び農業関係機関・団体等から適切な技術対策指導を受け、各農家にその実施を徹底し、被害の拡大防止に努める。また、災害の種類、規模、範囲等により必要と認めた場合は、県に協力して総合的な対策にあたる。

(2) 農業資材の確保等

経済部農林対策班は、被害の未然防止、被害の拡大防止等のために農薬、肥料、飼料、その他農業資材を大量に必要とする場合は、県を通じてその確保を要請する。

(3) 助成措置

経済部農林対策班は、災害規模が一定規模以上となり、かつ被害の拡大防止や農業

施設の復旧対策が必要となった場合は、福島県農業災害対策基本要綱に基づく助成を要請する。

第2 林業対策

1 防災対策

経済部農林対策班は、森林組合等と連携して、適正な植栽密度を維持するために除伐・間伐等を推進し、災害に強い山づくりを進める。

2 被害の把握

経済部農林対策班は、災害が発生した場合は被害を迅速かつ的確に把握する。

3 災害対策

(1) 復旧対策

経済部農林対策班は、被害木の除去等の適切な実施と、育林のための技術指導を徹底する。

(2) 助成措置

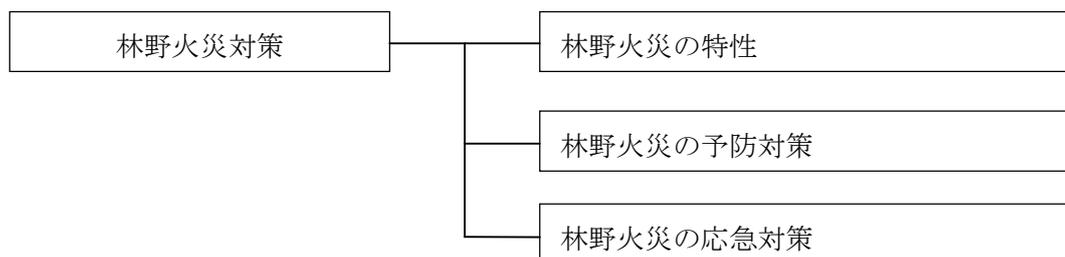
経済部農林対策班は、災害規模が一定規模以上となった場合は、福島県森林災害対策事業補助金交付要綱に基づく助成を要請する。

第2節 林野火災対策

【実施担当班】

主 管	消防部消防署班、消防団班	火災の予防及び消防活動
	経済部農林対策班	火災の予防及び被害状況の把握

【応急活動の体系】



第1 林野火災の特性

林野火災は、一般的に以下のような特性があるので、通報、出動、防御手段に留意する。

1 発見と通報の遅延

出火場所及びその周辺に在住する人が少なく、しかも不便な場所であることが大半であることから、火災の早期発見と通報が困難な状況であり、発見・通報が遅れる場合が多い。

2 消火活動の遅延

火災現場は、一般に交通が不便であり、出動途上に障害がある場合も多く、消防隊の現場到着に相当の時間を要する。

3 特殊な防御手段

林野火災は可燃物の火災であり、注水が最も有効な手段であるが、ヘリコプターによる注水には量的な限界があり、状況に応じて特殊な対策が必要となる。

4 その他

林野火災防御は、長時間にわたることが多いため、交代要員の確保、資材、食糧、飲料水の補給などの後方支援も重要となる。

第2 林野火災の予防対策

1 火災予防意識の啓発

経済部農林対策班は、林野に立ち入る植林、伐採、運搬、土木工事等の作業員、狩猟者、ハイカー、山菜取り等の人々に対し、火災に対する警戒を喚起するため、山林内の適切な箇所に表示板等を掲示するとともに、営林署等林業関係機関と連携して、山火事防止の啓発活動を展開するものとする。

2 火災警報発令時の火の使用制限

消防部は、火災警報発令時及びこれに準ずる異常気象時には、相馬地方広域市町村圏組合火災予防条例に基づき、火の使用を制限し、火災発生の防止を図る。制限内容は次のとおりである。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと
- (2) 煙火を消費しないこと
- (3) 屋外において火遊び、又は焚き火をしないこと
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品、その他可燃物付近での喫煙をしないこと
- (5) 残火(たばこの吸い殻を含む)の取灰、又は火粉の始末をすること
- (6) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入り口を閉じて行うこと

第3 林野火災の応急対策

1 消火活動

消防部は、林野火災の状況に応じて、消火活動にあたっては次の事項を検討して、最善の方策を採るものとする。

- (1) 空中消火資機材の手配及び消火体制(空中消火資機材の手配については「福島県林野火災用空中資機材等貸付要綱」参照)
- (2) 出動部隊の出動区域
- (3) 出動順路と防御担当面

- (4) 携行する消防機材及びその他の器具
- (5) 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- (6) 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- (7) 応急防火線の設定
- (8) 食糧、飲料水及び救急資材の確保と補給要領
- (9) 交代要員の確保
- (10) 救急救護対策

2 二次災害の防止

経済部農林対策班は、林野火災により荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害発生のおそれがあることから、適切な二次災害防止のための対策を行うものとする。

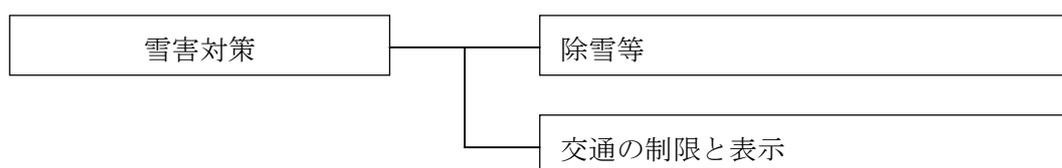
第3節 雪害対策

積雪、凍結、雪崩等による交通、通信及び電力等の災害の防止を図り、市民生活の安定に期するものとする。

【実施担当班】

主 管	建設部土木班	雪害対策の実施
	経済部農林対策班	雪害対策の実施
関係部 ・機関	南相馬警察署	雪害の通報、交通規制等

【応急活動の体系】



第1 除雪等

1 除雪等業務計画の作成

建設部土木班は、降雪期を前に、総合的かつ計画的な耐雪対策の推進を図るものとする。また、毎年降雪期前に各関係機関(除雪に関する機関)と相互に連絡調整を行い除雪対策及び凍結対策を中心とした除雪業務計画を別に定めて万全を期するものとし、必要な広報を行い、広く住民に周知徹底し、雪害の予防と軽減を図るものとする。

2 除雪

建設部土木班は、積雪や雪崩等により通行が不能になった状態に至った場合は、相双建設事務所ないし磐城国道事務所原町維持出張所等の関係機関及び南相馬警察署と連絡を密にし、早期の通行確保に努めるものとする。市道にあっては、南相馬市内建設業組合等の協力を得て実施する。

3 凍結防止

建設部土木班は、道路が凍結し又は凍結のおそれがある場合は、相双建設事務所又は磐城国道事務所原町維持出張所等の関係機関及び南相馬警察署と連絡を密にし、凍結防止剤及び融雪剤の散布等を行い交通の安全確保に努めるものとする。

第2 交通の制限と表示

建設部土木班は、緊急輸送以外の車両通行の禁止又は制限が必要と認めた場合は、相双建設事務所及び南相馬警察署に連絡し、通行禁止等の措置と標示等の設置の措置を講ずる。交通の制限の方法等については、「第9章 緊急輸送対策」に準じる。

第4節 原子力災害対策

南相馬市地域防災計画原子力災害対策編を参照

第5節 海上災害対策

船舶からの大規模な油・危険物流出による著しい海洋汚染・大規模な火災等の発生といった油流出災害、船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生といった船舶災害など海上及び港内における海上災害に対して、本市及び各防災関係機関がとるべき対策について必要な事項を定める。

【実施担当部署】

主 管	復興企画部災害総括班	油流出情報の連絡調整
	経済部農林対策班 経済部土木課、都市計画班	水産物被害対策の実施 海浜公園等の対策
関係部 機 関	福島海上保安部 福島県 南相馬消防署 南相馬警察署 福島県沿岸流出対策協議会	油流出事故の通報等および対策の実施

第1 予防計画

1 関係機関との協力体制

本市の領域にかかる海上において災害が発生した場合は、本市、福島海上保安部、県及び警察は、その役割分担のもと、情報の受伝達、人命の救助、消火活動、住民の避難等を各関係機関の緊密な連携協力のもとに実施する。そのため、本市においても、平常時から、これらの関係機関との業務協定、福島県沿岸流出油対策協議会への参画を行い、関係機関と協力した予防活動を実施する。

本市では、平常時から関係機関の情報連絡体制を確認し、通信連絡手段の確保を行い、より一層の連絡体制の確立に努める。

第2 応急対策計画

本市域に、海上災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合に、被害を軽減し、応急活動対策を迅速・的確に行うため、被害の程度によって、災害対策本部を設置し活動体制の確立を図る。

1 災害情報の収集伝達

海上災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合、関係事業者は、速やかに福島海上保安部に連絡し、福島海上保安部は、事故情報を関係機関へ連絡する。

2 応援要請

本市において、応急対策を実施する場合は、職員をもってこれに充てることを基本とするが、船舶災害、油流出災害等、特殊作業が発生する場合は、福島海上保安部と緊密な連絡を取り、必要に応じて、福島県沿岸流出油対策協議会、海上災害防止センター等に協力援助を要請する。

なお、沿岸漂着油の除去など状況に応じボランティア、市民へ協力を求める。

3 救助・救急、消火活動

本市及び福島海上保安部は、災害発生時に被災者の救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。また、海上の火災を覚知した場合は、福島海上保安部と消防署との業務協定に基づき、相互に直ちにその旨を通報し、海上部の火災の場合は、本市は福島海上保安部の要請に基づき、沿岸部等の火災の場合は、協力して消火活動を行う。

4 避難活動

船舶火災及び排出油火災の拡大、排出油の漂着及び気化等により、市民に生命の危険が及ぶと認められる場合、または災害の状況により、必要と認めるときは、本部長は、沿岸居住者等危険地域の住民に対して、避難勧告・指示を行う。

5 災害広報の実施

福島海上保安部と緊密な連絡のもと、適切・迅速な災害広報を実施する。

6 ボランティアの受入れ

油流出災害等で本市沿岸部に大量の油が漂着した場合、除去活動には膨大な労力がかかり、市民はもちろん各方面からのボランティアの協力が不可欠となる。本市では、社会福祉協議会が設置したボランティアセンターが中心となりボランティアの募集、受付を行うものとし、市はボランティアセンターと連携して除去活動を実施する。

7 被害状況調査

海岸部の市民利用施設の被害状況、漂着油による海岸部の水産物被害、漁港等の被害による水産物被害の状況等の調査を行う。

第3 災害復旧計画

1 市民利用施設復旧対策

海岸部の市民利用施設での漂着油、水質汚染等が確認された場合は早急な復旧に努める。

2 水産物被害対策

油流出災害時の漂着油による海岸部の水産物被害、漁港等の被害による水産物被害が確認された場合は早急な復旧に努める。

災害復旧計画

一般災害対策 災害復旧計画

第1章 市民生活の安定	1
第1節 災害相談の充実・強化	2
第2節 被災者の生活確保	3
第1 職業あっせん計画	3
第2 雇用保険の失業給付に関する特例措置	3
第3 租税の徴収猶予等の措置	4
第4 被災者のメンタルケア	4
第3節 被災者への融資等	5
第1 福祉関係	5
第2 農林水産業関係	6
第3 商工関係(中小企業への融資)	6
第4 住宅関係(住宅金融公庫による災害復興住宅資金)	6
第5 郵便・日本放送協会等の料金の免除等	6
第4節 被災証明書の発行	8
第1 被災証明書の発行	8
第2 被災台帳の作成	9
第2章 復興・復旧	11
第1節 総合的な復興基本計画の作成	12
第2節 災害復旧事業の推進	13
第1 災害復旧事業計画の作成	13
第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	14
第3 激甚災害の指定	15

第1章 市民生活の安定

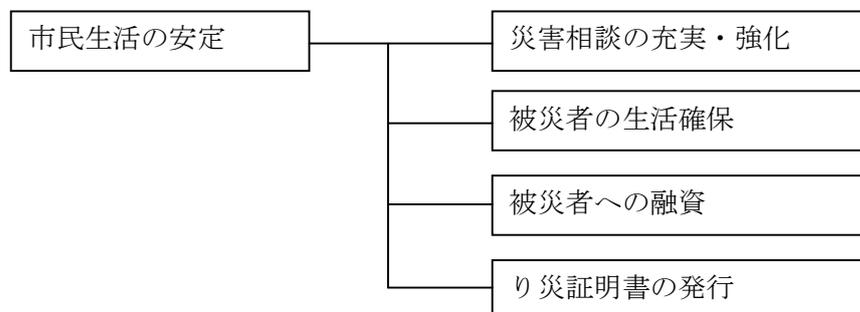
大規模災害時には、多くの市民が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。

また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となるため、人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力して、被災者の生活の安定のため緊急措置を講ずるものとする。

【実施担当部局】

市民生活部市民課	災害市民相談に関する事
総務企画部税務課	市税の減免、猶予措置及びり災台帳の整備に関する事
健康福祉部社会福祉課	被災者に対する災害弔慰金の支給及び資金の融資等に関する事
経済部農林水産課	被災農家に対する災害資金の融資に関する事
経済部商工観光課	被災した商工業者に対する資金の融資に関する事
市長公室秘書広報課	り災証明の発行に関する事
建設部都市計画課	住家等の被災調査に関する事

【復旧活動の体系】



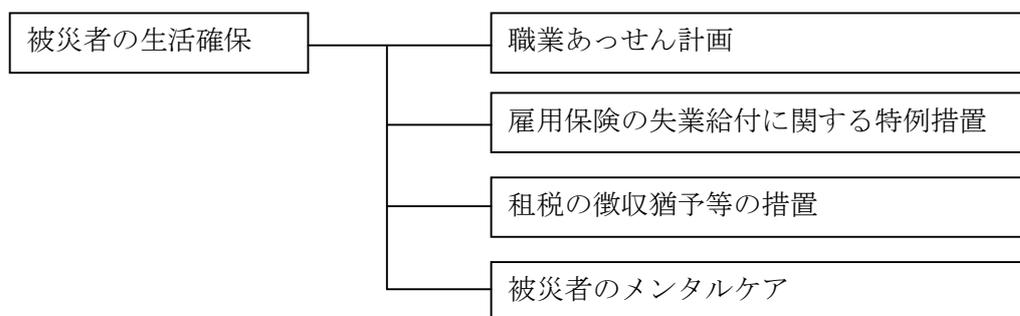
第1節 災害相談の充実・強化

災害市民相談については、災害応急対策の段階から進めるものであり、「災害応急対策計画 第2章 第4節 災害相談の実施」にその活動方針等を示しているが、災害対策本部が解散した後においても、被災した市民からの相談があるものと想定され、必要と認められる一定期間については、災害相談を継続するものとする。

また、相談事項への対応については、更に充実・強化するものとする。

第2節 被災者の生活確保

【復旧活動の体系】



第1 職業あっせん計画

相馬公共職業安定所長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、次の措置を行い、離職者の早期再就職へのあっせんを行うものとする。

- (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- (2) 災害により、公共職業安定所に出向くことが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施
- (3) 職業訓練受講指示、職業転換給付金制度の活用等
- (4) 災害救助法が適用され、本部長から労務需要があった場合の労働者のあっせん

第2 雇用保険の失業給付に関する特例措置

公共職業安定所長は次の措置をとるものとする。

1 証明書による失業の認定

災害により失業の認定日に出向くことができない受給資格者に対して、証明書により事後の失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。

2 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けられない雇用保険の被保険者(日雇労働被保険者は除く。)に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給するものとする。

第3 租税の徴収猶予等の措置

市は、被災者の納付すべき地方税、国民年金、国民健康保険、授業料、各種施設使用料等について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

第4 被災者のメンタルケア

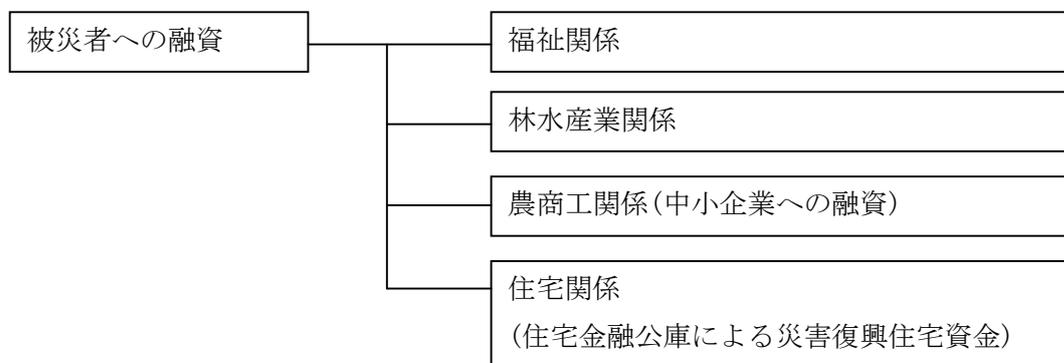
心的外傷後ストレス障害(P T S D)の症状を示す市民や救援者に対しては、保健師等による巡回相談を実施し、積極的に専門医師に相談するように進めるなど、適切な対策を行うものとする。

参考

心的外傷後ストレス障害(P T S D)は、阪神・淡路大震災の被災者の方々への心のケアを通じて知られるようになった障害で、災害時の出来事を繰り返し思い起こしたり、様々なことに無関心であったりし、眠れなかったり、極端な反応を示したりするような症状が1カ月以上続くものである。東日本大震災においても、多くの住民にP T S Dの症状が見られた。

第3節 被災者への融資等

【復旧活動の体系】



第1 福祉関係

1 生活福祉資金貸付制度の生活福祉資金の貸付

南相馬市社会福祉協議会は、被災した低所得世帯(災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯を除く。)に対し、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を定められた額以内で融資するものとする。

2 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金等の支給等

(1) 災害弔慰金等の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、市民が自然災害により死亡した場合、遺族に対して災害弔慰金を支給し、身体又は精神に著しい障害を受けた場合、災害障害見舞金を支給する。

(2) 災害援護資金の貸付

市は、自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、年間所得額が定められた額以内の世帯に対し、定められた額以内で以下の被害を受けた貸付対象者に対し融資を行うものとする。

- ① 世帯主の療養に要する期間がおおむね1月以上の負傷
- ② 住居又は家財の被害があつて、被害額が当該住居又は家財の価格のおおむね1/3以上

第2 農林水産業関係

本部長は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、各種復旧資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、県等に要望するものとする。

第3 商工関係(中小企業への融資)

本部長は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関(普通銀行、信用金庫、信用組合)及び政府関係機関(中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、国民生活金融公庫)の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会による融資の保証等により、施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、県、国等に要望するものとする。

第4 住宅関係(住宅金融公庫による災害復興住宅資金)

本部長は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、住宅金融公庫法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入の促進を図るよう努める。

第5 郵便・日本放送協会等の料金の免除等

1 郵便事業

(1) 郵便

- ① 被災地宛救助用郵便物の料金免除
- ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ③ 1日あたり通常郵便はがき5枚以内及び簡易書簡1枚の無償交付

(2) 災害寄付金の料金免除の取扱い

被災者救護を目的とする寄付金を郵便振替で、指定する法人又は団体に送金する場合の振り込み・振り替え料金の免除。

(3) 災害ボランティア口座の取扱い

災害ボランティア口座の開設と寄付金の募集及び配分。

- (4) 簡易保険の保険金及び保険貸付金の非常即時払い、保険料の特別払い込み猶予等の措置。

2 日本放送協会

- (1) 被災者の受信料免除
- (2) 避難所等への受信機の貸与・設置

第4節 り災証明書の発行

市は、災害発生後、災害による被害の程度に応じた適切な支援の実施を図るため、滞りなくり災証明書を発行する体制を確立する。総合対策部、経済部及び建設部を中心とする被災の調査・認定体制を確立し、窓口を設置するとともに、被災者への交付手続きを行う。合わせて、広報活動により市民に徹底する。

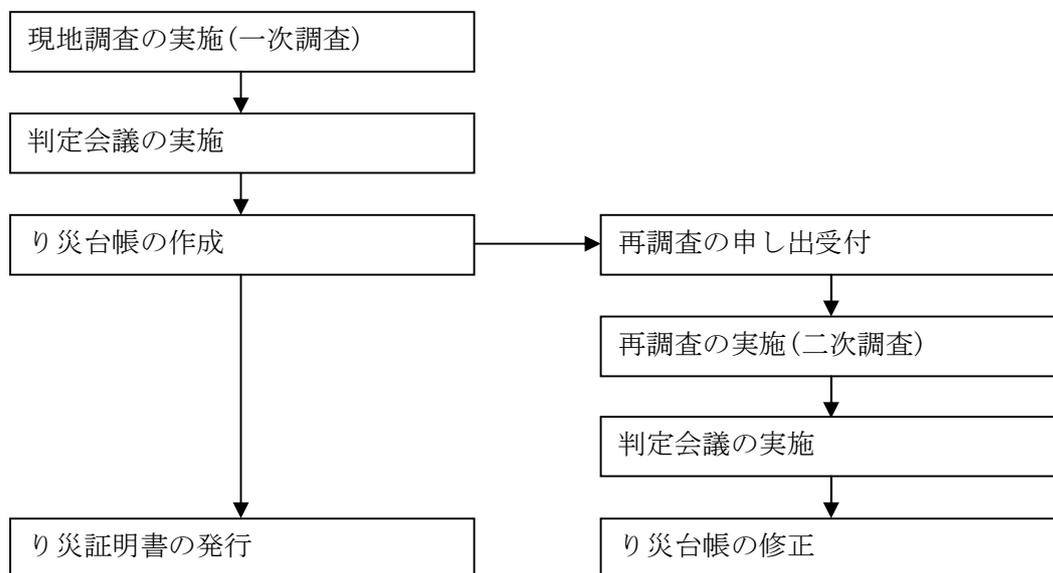
消防本部(南相馬消防署、小高分署、鹿島分署)は、火災によるり災証明書の交付が迅速かつ適正に行われるよう組織体制を確立する。合わせて、市と連携して広報活動により市民に徹底する。

【復旧活動の体系】



第1節 り災証明書の発行

【り災証明発行の流れ】



1 り災証明の範囲

り災証明書(消防長が発行する火災によるり災証明書を除く)は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害で、次の事項について証明する。

- (1) 住家
全焼(壊)、流失、半焼(壊)、床上浸水、床下浸水
- (2) 人
死亡、行方不明、負傷

2 り災証明書の発行

- (1) 発行者等
り災証明は、本部長が行うものであり、り災証明書の発行は災害対策本部が設置されている場合は総合対策部広報記録班が、災害対策本部が解散した場合は、総務企画部文書広報課で行うものとする。
- (2) 発行手続き
り災証明は、り災台帳を備え、その台帳により確認し、被災者の申請により発行するものとする。なお、台帳によって確認できない場合は、申請者の立証資料により発行することができる。

様式6-15-1 り災証明発行申請書

様式6-15-2 り災証明書

- (3) 証明手数料
り災証明については、証明手数料を徴収しない。

3 広報

り災証明は、災害に伴う各種融資や租税・保険料等の減免及び徴収猶予などにおいて必要とされる場合があることから、広報紙等において市民に広報し、その周知徹底を図るものとする。

第2 り災台帳の作成

1 住家のり災

住家のり災については、市において住家の被災状況の判定を行い、り災台帳を作成するもので、災害対策本部が設置されている段階から調査を行うことを基本とし、住家の

被災状況の判定等については、建設部都市計画班(災害対策本部が解散した時点では建設部都市計画課)が担当する(「災害対策編 第13章 応急住宅対策」を参照)。手順は以下の通りである。

(1) 現地調査の実施

市は、災害発生後、早期に住家等の被災調査を実施し、各住家毎の被災状況を調査・判定する。調査員は2名1組とし、建築士、被災建築物応急危険度判定士など、専門的な知識を有するもので構成するものとする。そのため、あらかじめ、現地調査に必要な人員の確保に努めるとともに、被災時において人員の確保が困難な場合は、県に対し人員の確保を要請するとともに、専門的な知識を持つボランティア等の協力を得るものとする。

(2) 判定会議の実施

現地調査結果を基に、判定会議を行い、住家の被災状況を判定する。判定会議は、建築行政を担当する建設部長を座長とし、専門的な知識を有する職員で構成する。市職員だけでは判定が困難と判断される場合は、県に、専門的知識を有する者の派遣を要請する。

(3) り災台帳の作成

判定会議の結果をもって、り災台帳を作成・記載する。り災台帳の作成・記載は、総合対策部情報収集班(平常時は税務課)が行う。

(4) り災台帳の修正

判定結果に不服が申し立てられた場合は、現地調査(二次調査)を行い、判定会議を経て判定結果の修正を行う。修正した場合は、り災台帳の修正をあわせて行う。

2 人のり災

人のり災については、死亡については埋葬許可等の手続きにより、行方不明については警察署への届出、負傷については本人の提出する医師の診断書等を持ってり災の確認とし、り災台帳を作成・記載する。

様式6-15-3 り災台帳

第2章 復興・復旧

【実施担当部局】

総務企画部企画経営課	総合的な復興計画の立案に関する事
関係各部各課	所管する施設の復旧計画の作成及び復旧事業の実施に関する事

【復旧活動の体系】



第1節 総合的な復興基本計画の作成

市は、被災した市民の暮らしや生活基盤施設を復興し、被災以前の状態よりも優れた地域形成を図るために、総合的な復興基本計画を策定し、この計画に基づき、復興・復旧事業等を推進するものとする。

第2節 災害復旧事業の推進

災害復旧計画は、市民生活の安定及び社会経済機能の早期回復を図るための施策を重点的に実施するものとし、併せて再度の災害発生を防止するため、復旧は単なる原形復旧にとどまらず将来の災害に備えるため、必要な改良復旧さらには防災施設の新設などの事業計画とし、総合的な災害復興基本計画との整合を図りながら、被害の程度を検討して実施するものとする。

【復旧活動の体系】



第1 災害復旧事業計画の作成

市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成するものとする。

1 復旧事業計画の基本方針

(1) 災害の再発防止

復旧事業計画の策定に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の発生の防止に努めるよう関係機関と十分に連絡調整を図り、計画を作成する。

(2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の策定に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果の上がるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

2 災害復旧計画の事業別項目

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画

- (4) 上水道災害復旧事業計画
- (5) 下水道災害復旧事業計画
- (6) 住宅災害復旧事業計画
- (7) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (8) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (9) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (10) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (11) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (12) その他の計画

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

市は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるため災害査定計画を立て、災害査定の実施が速やかに行えるよう努める。

このうち、特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講ずる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同法施行令、同法施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業費及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次のとおりである。

1 法律に基づき一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- (9) 農林水産施設災害復旧事業費国庫負担の暫定措置に関する法律

2 災害復旧事業の実施

市は、復旧事業を早期に実施し、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を講ずるものとする。

第3 激甚災害の指定

市は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害の指定を受ける場合は、県が行う激甚災害及に関する調査等について協力し、実状を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講ずるものとする。

激甚災害の指定を受けるためには、公共施設の被害状況を激甚法に定める事項に従って迅速に調査、収集を行う必要がある。このため、災害後、迅速かつ正確に公共施設の被害情報を把握するものとし、このための体制整備に努めるものとする。

○災害復旧事業に関する国の財政援助

事業名	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第3条第1項
農地・農業用施設災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条	同上 第3条第1項
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法第3条	同上 第3条第1項
公営住宅災害復旧事業	公営住宅法第8条	同上 第3条第1項
都市施設災害復旧事業 (街路・公園・流域下水道・公共下水道・都市下水路)	建設省都市局通達 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	—
生活保護施設災害復旧事業	生活保護法第75条	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第3条第1項
児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法第52条	同上 第3条第1項
老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法第26条	同上 第3条第1項
身体障害者更正援護施設災害復旧事業	身体障害者福祉法第37条、第37条の2	同上 第3条第1項
知的障害者援護施設災害復旧事業	知的障害者福祉法第25条、第26条	同上 第3条第1項
感染症医療機関災害復旧事業(法附即第27条)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第60条、第62条	同上 第3条第1項
感染症予防事業(法附則第27条)	同上 第59条、第61条	同上 第3条第1項
堆積土砂排除事業	予算補助	同上 第3条第1項
湛水防除事業	—	同上 第3条第1項、第10条
天災による被害農林漁業者等に対する資金融通	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第3条	同上 第8条第1項
共同利用小型漁船の建造	—	同上 第11条
中小企業信用保険法による災害関係保証	中小企業信用保険法第3条	同上 第12条
中小企業近代化資金助成法による貸付金	中小企業近代化資金等助成法第3条	同上 第13条

事業協同組合等施設災害復旧事業	—	同上 第14条
中小企業者に対する資金の融通	—	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第15条
公立社会教育施設災害復旧事業	—	同上 第16条
私立学校施設災害復旧事業	—	同上 第17条
水防資材費	水防法第33条の2	同上 第21条
罹災者公営住宅建設事業	公営住宅法第8条第1項	同上 第22条
産業労働者住宅建設資金の融通	—	同上 第23条
上下水道災害復旧事業、簡易水道災害復旧事業	予算補助	予算補助
公共下水道災害復旧事業、流域下水道災害復旧事業	下水道法第34条	同上
都市下水路災害復旧事業	同上	同上
し尿処理施設災害復旧事業	予算補助	同上
ごみ処理施設災害復旧事業	同上	同上
災害清掃費	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条	同上
火葬場災害復旧事業	予算補助	同上
公的医療機関災害復旧事業	同上	同上
災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付	災害弔慰金の支給等に関する法律第7条	同上
災害特例債	—	小災害特例債、歳入欠陥債、災害対策債
交付税措置	災害に伴う普通交付税の繰り上げ交付	

なお、自然災害で住み家を失った人を救済するため制定された被災者生活再建支援法に基づき、被災者生活再建支給事務制度(平成19年12月支給基準等改正)により財団法人福島県罹災救助基金協議会理事長に被災者生活再建給付金の支給を申請することができる。

